

令和 3 年

小樽市議会会議録(1)

第 1 回 定例会

小 樽 市 議 会

令和 3 年

小樽市議会第 1 回定例会

令和 3 年 2 月 24 日開会

令和 3 年 3 月 18 日閉会

令和3年第1回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 2月24日～3月18日（23日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
2月 24日（水）	提案説明等	
25日（木）	休 会	
26日（金）	〃	
27日（土）	〃	
28日（日）	〃	
3月 1日（月）	会派代表質問 〔中村（吉宏）・川畑 両議員〕	議会運営委員会
2日（火）	会派代表質問 〔高橋（克幸）・中村（誠吾） 両議員〕 質疑及び一般質問 〔前田・中村（岩雄）・小池 各議員〕	議会運営委員会
3日（水）	一般質問 〔丸山・酒井・佐々木・松岩・ 松田・高木・高橋（龍） 各議員〕	議会運営委員会、 予算特別委員会（選挙）
4日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
5日（金）	〃	予算特別委員会（総務所管）
6日（土）	〃	
7日（日）	〃	
8日（月）	〃	予算特別委員会（経済所管）
9日（火）	〃	予算特別委員会（厚生所管）
10日（水）	〃	予算特別委員会（建設所管）
11日（木）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
12日（金）	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
13日（土）	〃	
14日（日）	〃	
15日（月）	〃	公共施設の再編に関する調査特別委員会
16日（火）	〃	
17日（水）	〃	
18日（木）	討論・採決等	議会運営委員会

令和 3 年
第 1 回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 2 月 2 4 日（水曜日） 第 1 日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第 1 会期の決定	3
1	日程第 2 議案第 1 号ないし議案第 5 2 号並びに報告第 1 号及び報告第 2 号	3
	○提案説明 市長（議 1～議 4 7、議 4 9～議 5 2、報 1、報 2）	3
	○教育行政執行方針 教育長	15
	○提案説明 高野議員（議 4 8）	18
1	日程第 3 休会の決定	18
1	散 会	19

○ 3 月 1 日（月曜日） 第 2 日目

1	出席議員	21
1	欠席議員	21
1	出席説明員	21
1	議事参与事務局職員	22
1	開 議	23
1	会議録署名議員の指名	23
1	日程第 1 議案第 1 号ないし議案第 5 2 号並びに報告第 1 号及び報告第 2 号	23
	○会派代表質問 中村（吉宏）議員	23
	○会派代表質問 川畑議員	39
1	散 会	56

○ 3月2日（火曜日） 第3日目

1 出席議員	59
1 欠席議員	59
1 出席説明員	59
1 議事参与事務局職員	60
1 開 議	61
1 会議録署名議員の指名	61
1 日程第1 議案第1号ないし議案第52号並びに報告第1号及び報告第2号	61
○会派代表質問 高橋（克幸）議員	61
○会派代表質問 中村（誠吾）議員	78
○質疑及び一般質問 前田議員	92
○質疑及び一般質問 中村（岩雄）議員	94
○質疑及び一般質問 小池議員	97
○討 論（議14、議45、議46、議51） 小貫議員	101
採 決（議14、議45、議46、議51）	102
1 散 会	102

○ 3月3日（水曜日） 第4日目

1 出席議員	103
1 欠席議員	103
1 出席説明員	103
1 議事参与事務局職員	104
1 開 議	105
1 会議録署名議員の指名	105
1 日程第1 議案第1号ないし議案第13号、議案第15号ないし議案第44号、議案第47号ないし議案第50号及び議案第52号並びに報告第1号及び報告第2号	105
○一般質問 丸山議員	105
○一般質問 酒井議員	112
○一般質問 佐々木議員	121
○一般質問 松岩議員	129
○一般質問 松田議員	139
○一般質問 高木議員	150
○一般質問 高橋（龍）議員	155
予算特別委員会設置・付託	160
常任委員会付託	160
1 日程第2 議案第53号	160

○提案説明	市長（議５３）	160
採 決	（議５３）	161
1 日程第３	休会の決定	161
1 散 会		161

○ ３月１８日（月曜日） 第５日目

1 出席議員		163
1 欠席議員		163
1 出席説明員		163
1 議事参与事務局職員		164
1 開 議		165
1 会議録署名議員の指名		165
1 日程第１	議案第１号ないし議案第１３号、議案第１５号ないし議案第４４号、議案第４７号ないし議案第５０号及び議案第５２号並びに報告第１号及び報告第２号並びに陳情並びに調査	165
	予算特別委員長報告	165
	○議案第１号修正案の趣旨説明 酒井議員	165
	○討 論 小貫議員	166
	採 決	168
	総務常任委員長報告	168
	○討 論 酒井議員	169
	○討 論 中村（誠吾）議員	169
	採 決	170
	経済常任委員長報告	170
	○討 論 高野議員	170
	採 決	171
	厚生常任委員長報告	171
	○討 論 丸山議員	171
	採 決	172
	建設常任委員長報告	173
	○討 論 小貫議員	173
	採 決	173
	公共施設の再編に関する調査特別委員長報告	174
	○討 論 丸山議員	174
	採 決	175
1 日程第２	議案第５４号及び議案第５５号	175

○提案説明	市長（議５４）	175
○提案説明を省略することについて諮る（議５５）		175
採 決		175
1 日程第３	意見書案第１号ないし意見書案第５号	176
○提案説明	酒井議員（意１～意４）	176
○提案説明を省略することについて諮る（意５）		176
○討 論	面野議員	176
○討 論	高野議員	177
採 決		178
1 閉 会		179

第1回定例会議事事件一覧表

議案 番号	件名
1	令和3年度小樽市一般会計予算
2	令和3年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
3	令和3年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
4	令和3年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
5	令和3年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
6	令和3年度小樽市住宅事業特別会計予算
7	令和3年度小樽市介護保険事業特別会計予算
8	令和3年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
9	令和3年度小樽市病院事業会計予算
10	令和3年度小樽市水道事業会計予算
11	令和3年度小樽市下水道事業会計予算
12	令和3年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
13	令和3年度小樽市簡易水道事業会計予算
14	令和2年度小樽市一般会計補正予算
15	令和2年度小樽市一般会計補正予算
16	令和2年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
17	令和2年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
18	令和2年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
19	令和2年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
20	令和2年度小樽市病院事業会計補正予算
21	令和2年度小樽市水道事業会計補正予算
22	令和2年度小樽市下水道事業会計補正予算
23	令和2年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算
24	小樽市情報公開条例の一部を改正する条例案
25	小樽市行政手続条例等の一部を改正する条例案
26	小樽市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
27	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
28	小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
29	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
30	小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案
31	小樽市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案
32	小樽市浄化槽に関する条例の一部を改正する条例案
33	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
34	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案
35	小樽市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
36	小樽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案
37	小樽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
38	小樽市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案

39	小樽市屋外広告物条例の一部を改正する条例案
40	小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案
41	小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案
42	小樽市船員法に基づく事務等に関する条例案
43	小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
44	小樽市教育研究所設置条例の一部を改正する条例案
45	工事請負変更契約について〔潮見台中学校校舎耐震補強工事〕
46	工事請負変更契約について〔小樽内橋解体・撤去工事〕
47	工事請負変更契約について〔旧緑小学校解体工事〕
48	小樽市非核港湾条例案
49	令和3年度小樽市一般会計補正予算
50	令和3年度小樽市病院事業会計補正予算
51	令和2年度小樽市一般会計補正予算
52	令和2年度小樽市一般会計補正予算
53	令和2年度小樽市一般会計補正予算
54	工事請負変更契約について〔小樽内橋解体・撤去工事〕
55	小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案
報告1	専決処分報告〔飲食店休業協力金支給事業費〕
報告2	専決処分報告〔新型コロナウイルス接種体制確保事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費及びふるさと納税関係経費〕

○意見書案

1	米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書（案）
2	国民健康保険料の子どもに対する均等割減免の拡充に関する意見書（案）
3	小中高全体で30人学級を早く実施することを求める意見書(案)
4	2030年までの温室効果ガスの削減目標を引上げ、気候変動対策を抜本的に強めることを求める意見書（案）
5	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書（案）

質 問 要 旨

○会派代表質問

中村（吉宏）議員（自由民主党）（３月１日１番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢と財政について
 - （１）市長の政治姿勢について
 - （２）財政について
- 2 新型コロナウイルス感染症対策について
 - （１）本市の新型コロナウイルス感染症対策に関して
 - （２）新型コロナウイルス感染症予防ワクチンについて
- 3 市民の安心安全と市内経済について
 - （１）新型コロナウイルス感染症の市内小中学生感染者への対応と回復後のケア、健康管理、学習フォロー等について
 - （２）ふれあいパス制度変更の周知について
 - （３）国民健康保険料の賦課割合変更について
 - （４）今冬の市民生活の安全について
 - （５）５歳児健診について
 - （６）市内経済について
- 4 まちづくりについて
 - （１）小樽駅前周辺再々開発について
 - （２）小樽港第３号ふ頭及び周辺再開発について
 - （３）ウイングベイ小樽の利活用と、ウェルネスタウン計画について
 - （４）北海製罐小樽工場第３倉庫存続に向けた取組について
 - （５）小樽港高島地区における観光船事業に関して
- 5 その他

川畑議員（日本共産党）（３月１日２番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 新型コロナウイルス感染症の対応について
- 2 市長の政治姿勢について
 - （１）ＲＯＲＯ船定期航路の廃止について
 - （２）大型公共事業について
 - （３）新幹線トンネル残土について
- 3 新市民室内プールについて
- 4 ふれあいパスについて
- 5 国民健康保険、介護保険について
- 6 石狩湾新港について
- 7 その他

高橋（克幸）議員（公明党）（３月２日１番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- １ 財政問題について
 - （１）歳入について
 - （２）財源対策などについて
- ２ 新型コロナウイルスワクチンの接種について
 - （１）スケジュール、実施計画について
 - （２）接種対象者、接種体制、ワクチンの管理と移送
 - （３）ワクチン接種の周知、情報提供、相談窓口（コールセンターなど）について
- ３ 地方自治体のＩＣＴ化について
 - （１）地方自治体のＩＣＴ化推進とＲＰＡの活用について
 - （２）ＧＩＧＡスクール構想について
- ４ まちづくりに関連して
 - （１）都市計画道路の見直しについて
 - （２）住宅エコリフォーム助成制度とバリアフリー融資制度について
 - （３）北海製罐第３倉庫と歴史的建造物の保全について
- ５ その他

中村（誠吾）議員（立憲・市民連合）（３月２日２番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- １ 予算及びワクチン接種について
- ２ 事務の効率化について
- ３ ひとり親家庭への施策について
- ４ 並行在来線について
- ５ 広報について
- ６ その他

○質疑及び一般質問

前田議員（無所属）（３月２日３番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- １ ２０２０年農林業センサス・農林業経営体調査について
- ２ 農業振興に関連して
- ３ その他

中村（岩雄）議員（無所属）（３月２日４番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- １ 新型コロナウイルスワクチン接種について
 - （１）市内医療従事者へのワクチン接種について
 - （２）市民へのワクチン接種について
 - （３）安全性の確保について
 - （４）小樽市の体制について
- ２ その他

小池議員（無所属）（３月２日５番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- １ 銭函駅前のモニュメントについて
- ２ 総合体育館周辺の駐車場について
- ３ 公園について
- ４ その他

○一般質問

丸山議員（日本共産党）（３月３日１番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- １ 小・中学校において新型コロナウイルスの感染が確認された際の行政検査について
- ２ 地域福祉計画について
- ３ その他

酒井議員（日本共産党）（３月３日２番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- １ 子育て関連施策について
 - （１）保育について
 - （２）転出超過について
 - （３）少人数学級について
 - （４）国民健康保険子どもの均等割について
 - （５）就学援助について
- ２ その他

佐々木議員（立憲・市民連合）（３月３日３番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- １ 市独自の感染症対策について
- ２ 歴史文化関係について
 - （１）日本遺産候補地域の新設について
 - （２）登録文化財について
 - （３）北海製罐第３倉庫について
 - （４）歴史文化を生かしたまちづくりについて
- ３ 学校教育へのコロナ禍の影響について
- ４ その他

松岩議員（自由民主党）（３月３日４番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長、選挙管理委員会委員長及び関係説明員

- 1 ふるさと納税のさらなる推進について
 - （１）令和２年度の寄附状況と分析について
 - （２）寄附金収入増加に向けた取組について
 - （３）寄附金額の目標設定について
 - （４）ふるさと納税担当部署について
- 2 別居・離婚後の親子の面会交流について
- 3 選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症対策について
- 4 教育について
 - （１）成人式について
 - （２）ふるさとキャリア教育について
 - （３）本会議場を活用した子ども議会の開催について
 - （４）コロナ禍での学校行事について
 - （５）コロナ禍でのいじめや差別について
- 5 その他

松田議員（公明党）（３月３日５番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市職員の人材育成について
- 2 地域防災について
 - （１）消防団について
 - （２）地域防災会議について
- 3 住居確保支援策について
- 4 地域福祉について
 - （１）地域福祉計画について
 - （２）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
 - （３）民生委員について
- 5 その他

高木議員（自由民主党）（３月３日６番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 定期的なＰＣＲ検査について
- 2 ワクチン接種について
- 3 介護・障害者施設への今後の支援について
- 4 子育て中の世帯における新型コロナウイルスの感染について
- 5 その他

高橋（龍）議員（立憲・市民連合）（３月３日７番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 障害者優先調達推進法について
- 2 E B P Mについて
- 3 その他

令和3年
第1回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

令和3年2月24日

出席議員（25名）

1番	横	尾	英	司	2番	松	田	優	子
3番	小	池	二	郎	4番	中	村	岩	雄
5番	面	野	大	輔	6番	高	橋		龍
7番	丸	山	晴	美	8番	酒	井	隆	裕
9番	秋	元	智	憲	10番	千	葉	美	幸
11番	高	橋	克	幸	12番	松	岩	一	輝
13番	高	木	紀	和	14番	須	貝	修	行
15番	中	村	吉	宏	16番	中	村	誠	吾
17番	佐々	木		秩	18番	林	下	孤	芳
19番	高	野	さ	くら	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	濱	本		進
23番	山	田	雅	敏	24番	鈴	木	喜	明
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	教	育	長	林	秀	樹			
副市	長	小	山	秀	昭	総務部	長	中	田	克	浩		
財政部	長	上	石	明	教	育	部	長	森	貴	仁		
総務部	総務課	長	津	田	義	久	財政部	財政課	長	笹	田	泰	生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 正 樹
庶 務 係 長	加 藤 佳 子
調 査 係 長	柴 田 真 紀
書 記	相 馬 音 佳
書 記	眞 屋 文 枝

事 務 局 次 長	佐 藤 典 孝
議 事 係 長	深 田 友 和
書 記	樽 谷 朋 恵
書 記	松 木 道 人
書 記	三 上 恭 平

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和3年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、丸山晴美議員、中村吉宏議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月18日までの23日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第52号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第47号及び議案第49号ないし議案第52号並びに報告第1号及び報告第2号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和3年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、新年度に向けた市政執行の所信の一端と施策の概要を申し上げます。

私が市民の皆さんから御信任をいただき、市長としてのかじ取りをさせていただいてから2年半が過ぎようとしています。

私はこれまで、市民の皆さんと対話を重ねるとともに、様々な機会を通じて寄せられる御意見に耳を傾けることで、市民ニーズや市政を進める上での課題の把握に努め、その解決に向け真摯に取り組んでまいりました。

そのような中、昨年1月に国内で感染者の1例目が確認された新型コロナウイルス感染症は、その後、全世界で猛威を振るい、今もなお事態の収束が見通せない状況にあり、本市においても感染事例が後を絶たず、複数の感染クラスターが発生し、多数の尊い命が失われました。お亡くなりになられた方には、心よりお悔やみ申し上げます。

感染拡大の防止や地域経済の再生への対応を進めていくたびに、未来を見据えた強い地域社会を目指していくことが必要であると考えてきました。

市長任期の後半に入り、これからの1年、まちづくりや課題解決を推進するに当たって、私は、次に申し上げる三つの視点に立ち、全力で市政運営に取り組んでまいります。

一つ目は、新型コロナウイルス感染症に対応した政策の推進です。

本市が様々な政策を進める上でも、新型コロナウイルス感染症から目を背けることはできません。

全国的な感染状況を踏まえると、医療従事者や65歳以上の高齢者をはじめとする市民の皆さんへのワクチン接種については、感染拡大の抑制に期待が高まるところであり、今月5日に関係予算を専決処分させていただきました。

今後、希望する市民の皆さんに一日でも早く接種いただけるよう、体制の確立やその準備に万全を尽くしてまいります。

加えて、国の第3次補正予算を受けて実施する本市の事業について、一部を新年度へ繰越し、感染症

の拡大防止と市内事業者に対する事業継続の支援を切れ目なく確実に進めてまいります。

また、病床数の確保のほか、医療提供や検査体制の充実にも引き続き取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症は、本市の経済活動にも大きな影響を与えました。

基幹産業である観光に関連する交通や宿泊、飲食などを中心に、地域経済の冷え込みは計り知れません。引き続き市内事業者の状況把握に努めながら、国の施策などを注視し、必要な支援を講じてまいります。

このほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、教育現場のICT化への意識が高まり、全国の小・中学校に1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを整備するGIGAスクール構想が急速に推し進められました。

ICTは、今の子どもたちにとって幼少の頃から身近な存在であり、デジタルの特性を生かしながら、学びを支援し、未来を担う人材へと育ててまいります。

二つ目は、本市の人口減少・少子化対策への取組です。

新年度の組織改革により、子育て世代のニーズを捉え、類似事業や関連性のある業務を集約した「こども未来部」を新設します。

新たな命が誕生するまでの妊娠期を安心して過ごし、出産、子育てといったライフステージを行政が支える取組を進めてまいります。

また、市民の皆さんが市役所を訪れる機会が多い福祉分野に関し、一元化した相談窓口を設置することで、困りごとの相談はもとより、各種サービスや手続きがスムーズに行えるように市民目線に立った改革を講じてまいります。

コロナ禍においては、三密の回避や都会にはない雄大な自然を求め、安全・安心、ゆとりといった地方の良さが見直されています。

都会では得難い地方暮らしへの憧れや、密な環境を避けて子育てをしたいといった思いを持っている地方に移住を希望する方々のニーズを的確に捉え、どのようにアプローチすべきかを検討してまいります。

この取組には、政策の即効性が見えにくい場合もありますので、将来像を思い描きながら、長期的な視点で継続的に取り組んでまいります。

三つ目は、近未来・将来を意識した事業の展開です。

私が市民の皆さんにお約束した公約が一つでも多く実現につながるよう喫緊の課題への対応はもとより、中長期的な課題にも対しても、果敢に挑んでまいります。

今年度は常に新型コロナウイルス感染症への対策を意識しながら市政を運営してきましたが、このような状況下においても、まちの将来像を意識し、早急に取り組まなければならない課題があります。

まず、公共施設の再編に関してです。小樽市公共施設長寿命化計画において、市民プールを含めた総合体育館、また防災の拠点にもなる本庁舎別館の再整備に当たっては、市民サービスに大きく関わるほか、多額の費用を要することなどを踏まえ、今回の長寿命化計画から切り離れた上で、単独の個別施設計画とし、施設の規模や整備時期をはじめとする方針の策定にスピード感を持って取り組んでまいります。

今後、本市の歴史や文化を通じたまちづくりにおいて重要な、北運河地区にある北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の保全・活用についても、新年度の市政を進めていく上で大きな課題の一つです。

昨年9月にホッカンホールディングス株式会社から今年度内での解体の意向が示されましたが、歴史・文化の継承を推進し、観光を基幹産業としている本市にとりまして、この施設を失ってしまうこと

は多大な損失となる可能性がありますので、1年間の検討期間をいただきました。

この第3倉庫の保全・活用の検討は、行政だけで解決できるものではなく、市民の皆さんや経済界などにも御参加いただきオール小樽で取り組んでいくことが欠かせません。市民の皆さんや経済界などの御協力をいただきながら、北運河地区のシンボリックな施設の活用方策を見出してまいりたいと考えております。

また、小樽看護専門学校の事業継続への支援の道筋をつけていくことも、喫緊の課題として、スピード感を持って対応してまいります。

さらに将来に向けた取組として、小樽港第3号ふ頭及び周辺地区の再開発、北海道新幹線新駅と新駅周辺の整備、JR小樽駅前広場の再整備など、目指すべき将来の姿を見据え、しっかりと道筋をつけてまいりたいと考えております。

次に、予算編成に当たっての基本的な考え方を申し上げます。

本市はこれまで、将来にわたって効率的かつ安定的に持続可能な行政運営をなし得る財政構造とするため、収支改善に向けた歳入確保や歳出削減に取り組んでおります。

とりわけ、市税などの歳入動向がコロナ禍により不透明な現状においては、今後の不測の財政需要に備えるため、これまで以上に財政調整基金の確保に努めました。

これらを踏まえ、令和3年度の当初予算編成への基本的な考え方を申し上げます。

初めに、歳入につきましては、今年度と比べ、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が新設されることや地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税は微増となるものの、市税では新型コロナウイルス感染症などの影響により個人市民税や法人市民税の落ち込みが見込まれることから、歳入総額は一般財源ベースで減額となる見込みです。

一方、歳出においては、人件費や扶助費などの減少により、歳出総額は一般財源ベースで大きく減額となることから、財源不足は今年度の予算編成時に比べ、その額は減少したものの、財政調整基金の取り崩しなどによる財源対策により、収支均衡予算を編成したところであります。

当初予算は、収束への先行きが見えない新型コロナウイルス感染症への対応はもちろんのこと、これまで進めてきた財政健全化への取組についても手を緩めることなく、人口減少・少子化対策や地域経済の活性化など喫緊の課題を解決することにも心がけてまいりました。

コロナ禍がもたらした行動変容や社会変化にも柔軟に対応した事業を進めながら様々な事態にも備え、ふるさと小樽の将来を志向したまちづくりを進めていく思いを「新たな時代の変化に備え、近未来を見据えたまちづくり」と掲げ、新年度予算全体のテーマとしたところであります。

次に、当初予算案に計上した主な事業の概要について、第7次小樽市総合計画の「まちづくり 6つのテーマ」に沿って御説明申し上げます。

なお、教育行政の執行方針につきましては、後ほど教育長から説明させていただきますので、私からは予算面から主なものに絞って申し上げます。

初めに、第1のテーマ「安心して子どもを生み育てることのできるまち」についてであります。

まず、子育て支援に関してです。育児支援を必要とする産婦を対象に、平成30年度から実施している産後ケア事業につきましては、これまで実施していたデイケア型サービスのほか、新年度からは利用者のニーズに合わせて助産師が家庭を訪問するアウトリーチ型サービスを実施するとともに、この度の組織改革に合わせ、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期の妊産婦の皆さんの悩み事相談のほか、全ての子どもとその家庭の様々な相談への対応窓口を集約し、切れ目なく支援を継続してまいります。

また、杉の子保育園が行う屋根や外壁工事に係る経費の一部を補助するほか、独り親家庭や経済的に不安のある世帯への学習や生活支援につきましては、今年度受講した中学校3年生が新高校1年生となる新年度においても、試行的に受入れを行います。

学校教育に関しましては、経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対する就学援助について、これまでの支援に加えて新年度からPTA会費への援助を開始します。

また、国におけるGIGAスクール構想が推進される中、本市においても教育におけるICTの活用を一層進めるため、各学校のインターネット回線の増強とセキュリティ対策を実施するとともに、令和6年度からのデジタル教科書の導入に向けて、指導者用デジタル教科書の活用を研究する学校を指定し、活用方法や教育強化を市内の小・中学校に普及するなど準備を進めてまいります。

学校施設については、塩谷小学校の耐震補強や銭函小学校のトイレの洋式化などを実施するほか、忍路中央小学校の耐震補強工事に向けた実施設計を行い、児童・生徒の安全確保と老朽化対策を進めます。

このほか、公立と民間の保育所と小・中学校において、新型コロナウイルス感染症への対策として必要な消毒液や液体せっけんなどを整備し、感染防止に向け万全を図ってまいります。

次に、第2のテーマ「誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち」についてであります。

初めに、昨年12月の第4回定例会において議論させていただいたふれあいパスにつきましては、事業を持続可能とするため、新年度からバス乗車のふれあい回数券について、年間購入限度を12冊として見直しすることとしました。

また、障害のある方やその御家族からの緊急時の相談に、24時間365日いつでも対応できるよう、相談支援体制を強化します。

健康づくり施策の推進といたしましては、国民健康保険加入者の特定健康診査の受診率向上のため、今年度と同様に、5月から10月までの早期受診者全員にクオカードを贈呈するほか、新たに課税世帯の自己負担額を無料といたします。

さらに、後期高齢者医療制度へ加入されている方も、国保加入者同様に拡充し、新年度からは課税世帯の自己負担額を無料にいたします。

このほか、新型コロナウイルス感染症の検査については、これまで短時間で数多くの検体処理ができる検査機器を導入するなど増強を図ってまいりましたが、引き続き必要な試薬や消耗品を確保し、この体制を維持してまいります。

また、発熱者の受診や相談に対応するため、昨年11月に設置した24時間電話相談対応の受診・相談センターを継続して設置します。

次に、第3のテーマ「強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち」についてであります。

初めに、森林整備に関しましては、森林環境譲与税を活用した施策として、今年度策定した森林整備に関する意向調査実施計画に基づき、経営管理集積計画を策定するとともに、旭展望台を訪れる皆さんが安心して利用できるよう、周辺の環境整備を継続して進めるほか、道産木材の活用を目的とした、おたる自然の村の木製アスレチック遊具の更新などを行います。

水産業については、生産量の安定化を図るため、ホタテガイ養殖漁業に係る水温リモート装置等の設置費用を小樽市漁業協同組合に対して補助を行うほか、今年度から開始した新しい水産加工品の開発に関して、新年度はテスト販売やマーケティングサポートを実施するとともに、小樽産水産物の知名度を生かした流通・販売促進への取組を支援してまいります。

中小企業者への取組としましては、新たな販路を開拓するため、市内の食料品関係事業者を対象とした、全国規模の商談会への出展に対して支援するほか、全国的に後継者不足などにより廃業を選択する

事業者の増加が懸念されていることから、事業承継に係る支援制度の周知や意識啓発に努めてまいります。

また、企業誘致の推進に関しましては、首都圏で開催される産業展やビジネスフォーラムへの出展のほか、今年度実施した企業誘致サポート事業のアンケート結果を基に企業訪問を実施し、立地環境等のPRなどを積極的に取り組んでまいります。

観光振興に関する取組としましては、コロナ禍に置かれた今は、これまで進めていた海外からの誘客を見込むことは厳しい状況であり、感染症の収束を見据え、将来の本市を思い描きながら、国内に力点を置いた誘客対策を検討していく必要があることから、外国人観光客と国内からの観光客を別々のターゲットとして、それぞれに合ったプロモーションを実施してまいります。

小樽港につきましては、老朽化した第3号ふ頭の長寿命化と大型客船の接岸を可能とするための岸壁改良工事の継続や、上屋跡地への駐車場整備を進めるほか、今年度、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施となったクルーズターミナル機能の整備に向け実施設計に着手するなど、受入環境の充実を図るとともに、市民の皆さんや観光客の方々が集う空間として、埠頭基部の緑地整備に向け実施設計を行います。

また、老朽化した色内ふ頭護岸の機能回復や延命化のため、護岸改良工事を継続します。

このほか、小樽港の将来に向けた開発の方針や、港湾施設の規模などを定める小樽港港湾計画を改訂してまいります。

次に、第4のテーマ「生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち」についてであります。

効率的な除排雪の実施につきましては、昨年12月に策定した「小樽市雪対策基本計画」に基づき、冬期間の市民生活と経済活動に支障をきたすことがないように、老朽化したロードヒーティング施設を計画的に更新するとともに、これまで同様にバス路線や主要な通学路等を優先した除排雪に取り組み、予防保全的に早めの作業を計画的に実施することで、安全・安心で快適な市民生活の確保に努めてまいります。

新幹線を活用したまちづくりでは、現在、新小樽（仮称）駅の開業効果を活用したまちづくりを進めるため、官民一体となってアクションプランの策定を進めていますが、新年度は新駅の利用者増加に向けた調査研究と戦略検討を重点的に推進してまいります。

また、市が主体となって整備する新駅周辺駐車場等について、概略設計や検討業務を開始いたします。

効率的なまちづくりに関しましては、市内の中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを進めるため、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」の策定を進めるとともに、市内バス路線の維持及び確保のため、乗合バス事業者に対して補助を実施し、公共交通の維持に努めてまいります。

私たちが安全で安心に暮らしていくためには、日頃からの備えが大切です。いつ起こるかわからない災害への備えといたしまして、災害備蓄品の強化を図るため、使用期限を迎える備蓄食料品や救急用品の更新を行うほか、新たに液体ミルクを備蓄します。

さらに、津波ハザードマップの増刷や、全国各地で自然災害が多発していることを踏まえ、防災情報をわかりやすく一元化した「防災パンフレット」を発行し、市民の皆さんのさらなる防災意識の向上に努めてまいります。

また、新年度に実施する総合防災訓練は、消防庁舎に設ける災害対策本部と訓練現場をモニター等でつなぎ、状況を確認しながら進行するといった、より実践を想定した訓練としての実施を予定しています。

消防力の充実強化に関しましては、高機能消防指令センターの自動出動指令装置などの機器更新を行うとともに、老朽化した災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台と、消防団第7分団に配置している小型消防ポンプを更新します。

次に、第5のテーマ「まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち」についてであります。

ごみや資源物の収集に関しましては、昨今、様々な家電製品に用いられているリチウムイオン電池等については、これまで本市では収集していませんでしたが、年々、燃やさないごみ等への混入が増加しており、このままでは、北しりべし広域クリーンセンターにおいて、発火による重大な事故が発生する危険性があるため、新年度から路線収集等の対応を行うことにいたします。

公園整備の推進につきましては、第2次小樽市公園施設長寿命化計画の令和4年度策定に向け、施設の健全度調査などを実施するとともに、かもめが丘公園や天神公園などにある老朽化した公園遊具について、利用される地域の皆さんの御意見を踏まえて更新してまいります。

また、都市緑地法に基づき、今後の都市公園の在り方や整備方針などを定める第2次小樽市緑の基本計画につきましては、現況調査や策定委員会を開催するなど、令和4年度の策定に向け準備を進めてまいります。

このほか、手宮緑化植物園内にある緑の相談所の展示室にテーブルベンチを設置し、どなたでも御利用いただけるよう休憩スペースに改装します。

今年度、校舎を解体した旧緑小学校跡地は、小樽公園周辺の慢性的な駐車場不足を改善するため、当面は駐車場として開放することとし、夜間照明を設置するなど安心して御利用いただけるよう整備を行います。

北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の保全・活用に関しましては、小樽商工会議所や小樽観光協会が主体となって設置した第3倉庫活用ミーティングが実施する施設の劣化調査やシンポジウムの開催等に要する経費に対して補助するとともに、本市も活用方策の検討に当たっては、積極的に携わってまいります。

次に、第6のテーマ生きがいにあふれ、人と文化を育むまちについてであります。

まず、小樽市総合博物館につきましては、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金を活用し、所蔵する鉄道車両の補修を行います。

あわせて、アイアンホース号の安全運行のために必要な修繕を実施します。

また、総合博物館の2階に気象衛星ひまわり8号の画像データを閲覧できる装置を設置します。

美術館につきましては、外壁の補修や塗装工事等の施設の維持補修を行うとともに、利用される方々に対して、優れた美術に接する機会を確保してまいります。

本市を代表する国の重要文化財の旧日本郵船株式会社小樽支店に関しましては、保存・活用を図るため、引き続き耐震補強工事及び保存修理工事を進めます。

また、スポーツの振興に関しましては、後志管内唯一の日本陸上競技連盟第3種公認陸上競技場となっている手宮公園競技場の必要な付帯設備について更新を行います。

その他主要事業といたしましては、子育て支援の強化や福祉総合相談窓口の設置、類似事業や関連性のある業務を集約するための組織改革を行い、こども未来部と福祉保険部の新設や執務室の移転を行います。

昨年3月までJR銭函駅前に設置していた炎の塔のモニュメントに関しましては、腐食が進み、再設置が困難になったことから、代替えとなる記念碑を設置します。

公共施設の老朽化対策といたしましては、小樽市公共施設長寿命化計画に基づき、令和13年度以降の

第2期での建替えを予定している市民会館について、令和3年度から5年間で施設維持のための必要最低限の改修工事を行うこととし、新年度は音響設備の改修工事を行います。

また、今年度から着手した葬斎場の再整備については、新年度では屋根部分の改修を進めるとともに、小樽市勤労女性センターにおいては、衛生面に配慮したトイレの整備や、給水管の交換工事を行います。

このほか、小樽市立高等看護学院の旧北海道小樽商業高等学校への移転に伴う改修を実施します。

また、本庁舎別館と総合体育館の整備方針や建替実施時期を示す個別施設計画の策定にスピード感を持って対応いたします。

新型コロナウイルス感染症への対応に関しまして、小樽を応援してくださる全国の皆さん、企業の皆さんから心温まる応援メッセージやたくさんの御寄附をいただきました。

また、このような状況においても、市内企業の皆さんが現状を受け止めて新型コロナウイルス感染症と向き合い、常に前向きにこれまでの教訓を生かしながら、感染防止対策や気持ちを盛り立てていこうとする工夫を日々重ね、地域が元気になる取組と逆風を逆手に取った取組を拝見するたびに心を熱くしてきました。

改めて皆さんから、個々人が知恵を絞り、力を合わせることで、どのような難局にも立ち向かっていけるという勇気をいただきました。

そして、新型コロナウイルス感染症が収束した時には、コロナ禍前よりも、市内がさらに賑わいを増した姿を思い描きながら、疲弊した市民生活と市内経済を着実に回復軌道へ乗せていくための政策を進めてまいります。

私の政治姿勢でもある対話を重ね、非常事態にも備えることで、経済と生活が好循環している状況を作ってまいりたいと思いますので、今後とも議員各位の御協力をお願い申し上げます。

それでは、今定例会に上程されました各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第13号までの令和3年度各会計予算について説明申し上げます。

最初に、令和3年度一般会計予算の主なものについて、前年度の当初予算と比較して説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税につきましては、固定資産税で増収が見込まれるものの、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、個人市民税、法人市民税などで減収が見込まれることから、2.2%、3億970万円減の135億120万円を見込みました。

地方消費税交付金につきましては、3.4%、1億100万円減の29億800万円を見込みました。

地方特例交付金のうち、令和3年度のみ措置される新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、3億7,660万円を見込みました。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画の伸び率などを基本に、本市の特殊事情を勘案しながら積算した結果、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税では、0.1%、1,900万円増の163億1,800万円を見込みました。

また、歳出の主なものについて経費別に申し上げますと、いわゆる義務的経費では、人件費が2.1%の減、扶助費が3.1%の減となりましたが、公債費において、地方税の徴収猶予の特例制度による一時的な減収を埋めるための特例債を償還することから、6.6%の増となり、歳出合計に占める義務的経費の割合は、前年度を1.1ポイント上回る56.1%となりました。

行政経費につきましては、発熱者の受診・相談センター設置継続に係る費用や、ふるさと納税の寄附額の増加に伴うふるさと納税関係経費の増などに伴い、3.9%の増となりました。

建設事業費につきましては、小・中学校の校内通信ネットワーク整備事業や消防署手宮支署の建設事

業が終了したことなどにより、30.2%の減となりました。

負担金、補助及び交付金につきましては、他会計や基金からの借入金を計画どおりに償還してきたことや、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金の減などにより、2.2%の減となりました。

維持補修費につきましては、旧緑小学校解体事業費の減などにより、9.8%の減となりました。

繰出金につきましては、青果物卸売市場事業、住宅事業、水道事業及び下水道事業分が減となりましたが、水産物卸売市場事業、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、病院事業、簡易水道事業分で増となり、全体では2.9%の増となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、歳出では、新型コロナウイルス感染症による受診控えの傾向などにより、保険給付費が2.1%減の103億840万円となるほか、特定健康診査等の保健事業拡充などにより、総務費が6.9%増の3億8,084万円となりました。

歳入では、保険給付費の減に伴う道支出金の減が見込まれるほか、国民健康保険事業費納付金の減や保険料率賦課割合の変更による軽減額の増で、保険料の総額は12.6%減の16億8,037万円と見込みました。一方で、道及び市一般会計からの保険料軽減分の補填増により、一般会計繰入金は4.0%増の11億2,558万円を見込みました。また、賦課割合変更による保険料激変緩和のため、基金繰入金を1億6,743万円計上しました。

住宅事業におきましては、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅の外壁等の改修を行います。

介護保険事業につきましては、3年に一度の計画の策定に伴い、これまでの利用実績と今後の利用見込みを勘案して算定した結果、保険給付費は介護報酬改定などにより1.9%増の138億9,782万円、介護予防推進のための地域支援事業費は1.2%減の7億3,893万円となりました。なお、介護用品助成事業に係る国の支給要件変更により対象外となる既存利用者への激変緩和措置のため、市町村特別給付費を新設いたします。

また、保険料は5.4%減の26億5,125万円と見込みました。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料16億198万円、低所得者等に対する保険料軽減に係る公費負担金5億7,748万円及び事務費4,541万円を事業の実施主体である北海道後期高齢者医療広域連合へ支出するものであり、前年度に比べ9,470万円の増となりました。これは主に、徴収する保険料が制度改正及び被保険者数の増加に伴い増となったためであります。

病院事業につきましては、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるための病床を確保しながらの運営を余儀なくされていることから、医業収益が大きく減少するなど、甚大な影響を受けているところであります。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、先行きが不透明な状況ではありますが、令和3年度においても、病院局職員が一丸となって、より一層の経営改善を図るとともに、質の高い医療サービスの提供を維持しながら、地域の基幹病院としての責務を果たせるよう努めてまいります。

水道事業につきましては、将来にわたって安定的に水を供給するため、第2次小樽市上下水道ビジョンに基づき、老朽化した管路や浄水場などの施設の更新・耐震化などの工事を実施してまいります。資金収支の見通しは、令和3年度末においても、引き続き資金余剰となる見込みですが、新型コロナウイルス感染症による影響から給水収益の減収が予想されるため、今後ともさらなる効率的な事業運営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、水道事業と同様、第2次小樽市上下水道ビジョンに基づき、処理場・ポ

ンブ場における機械・電気設備や污水管などの老朽化した施設を更新するほか、色内ふ頭護岸改修工事を実施してまいります。資金収支の見通しは、令和3年度末においても、引き続き、資金余剰となる見込みですが、水道事業と同様に下水道使用料の減収が予想されるため、今後の事業運営に当たりましては、より一層、効率的で健全な経営に努めてまいります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、公共工事に伴う土砂の運搬量増加が見込まれるため、手数料収入を増とする一方、老朽化した流出防止えん堤の改修工事を実施してまいります。資金収支の見通しは、令和3年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましては、効率的で健全な経営に努めてまいります。

簡易水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、今年度に引き続き配水ポンプ所の老朽化した設備の更新を進めてまいります。

なお、今年度から石狩西部広域水道企業団による第2期創設事業の工事が着手され、出資金及び負担金の負担が生じておりますが、資金収支の見通しは、令和3年度末においても過不足は生じない見込みであり、今後とも効率的な事業運営に努めてまいります。

以上の結果、令和3年度の財政規模は、一般会計では562億3,685万9,000円、特別会計では320億3,910万円、企業会計では258億3,266万3,000円、全会計では1,141億862万2,000円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと、一般会計で3.3%の減、特別会計で0.4%の減、企業会計で1.0%の減となり、全会計では2.0%の減となりました。

次に、議案第14号から議案第23号までの令和2年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第14号につきましては、一般会計において、既存予算であります防災情報通信設備整備事業費及び保健所体制強化事業費を令和3年度に繰り越した上で事業を実施する必要から、繰越明許費を計上いたしました。これらにつきましては先議をお願いし、年度内に契約手続を行ってまいりたいと考えております。

議案第15号の一般会計の主なものといたしましては、歳出では、国の令和2年度補正予算に対応するため、第3号ふ頭岸壁改良事業費を増額し、所要の経費を繰越明許費として計上するほか、新型コロナウイルス感染症対策関連予算として、検査件数の増加に対応するため検査室環境整備事業費を増額するなど、所要の補正を計上いたしました。

また、市内における保健医療に貢献する看護師の育成を図ることを目的とした看護師養成施設運営支援事業費補助金を計上いたしました。

さらに、決算見込みの精査により、歳出では、扶助費や職員給与費及び今後の執行見込みがない建設事業費などを精査して減額いたしました。

歳入では、減収補填債や、新たに創設された徴収猶予特例債を計上するほか、市税、地方消費税交付金及び財政調整基金繰入金を減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに9億6,670万円の減となり、財政規模は738億2,536万2,000円となりました。

次に、議案第16号から議案第19号までの特別会計補正予算の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業、住宅事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業では、決算見込みの精査により、一般会計繰入金を減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第20号から議案第23号までの企業会計補正予算の主なものについて説明申し上げます。

病院事業につきましては、北海道の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の追加交付による増額に合わせて、特別減収対策企業債を減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

水道事業及び下水道事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による水需要の減少を受けて、それぞれ営業収益を減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

産業廃棄物等処分事業につきましては歳出科目の振替を計上いたしました。

次に、国において、令和3年1月28日に成立した令和2年度補正予算第3号により増額された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用する各会計補正予算であります議案第49号から議案第52号について説明申し上げます。

まず、議案第49号及び議案第50号につきましては、令和3年度の一般会計及び病院事業会計補正予算であります。

一般会計補正予算の主なものといたしましては、クラスター発生時における訪問診療等の業務の増加に対応するためのクラスター対策事業費や、防護用品の需要急増による品不足に対応する備えとして感染症医療物資備蓄事業費を計上したほか、障害福祉施設や介護保険施設等における新型コロナウイルス感染症発生のリスクを低減するため、新規の入所者及び就労者に対する検査費用の一部を助成する新型コロナウイルス感染症検査助成事業費などを計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国庫支出金を計上いたしました。

以上の結果、令和3年度の一般会計における補正額は、歳入歳出ともに3億722万4,000千円となり、財政規模は565億4,408万3,000円となりました。

次に、病院事業会計補正予算につきましては、医療機器等を整備し、感染症患者の重症化への対応や感染防止対策を講じるほか、看護師等の負担軽減を図るため、人員体制を拡充するなど、所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第51号及び議案第52号につきましては、令和2年度の一般会計補正予算であります。

まず、議案第51号につきましては、市内事業者の事業継続を支えることを目的とした事業継続支援事業費、宿泊業事業継続緊急支援事業費及び公共交通事業者等追加支援事業費を計上したほか、新型コロナウイルス感染症患者の入院などの受入れにに応じていただいた医療機関等へ協力金を支給する感染症患者受入医療機関等協力金支給事業費などを計上するとともに、令和3年度に繰り越した上で事業を実施する必要があるものにつきましては、繰越明許費を計上いたしました。

これらの支援につきましては、コロナ禍が長引いている状況に鑑み、早期の事業着手が必要なことから先議をお願いするものであります。

次に、議案第52号の主なものといたしましては、感染症患者のケアに従事した医師や看護師に支給する手当などを助成する感染症対応医療機関支援事業費補助金の増額や、感染リスクを最小限にしながら、円滑に教育活動を継続することを目的とした学校教育活動継続支援事業費などを計上したほか、臨時交付金を最大限に有効活用するため、これまでに充当してきた事業について、予算執行状況を精査し、減額補正を計上いたしました。

また、年度内に完了しない見込みである事業につきましては、繰越明許費を計上いたしました。

これらに対する財源といたしまして、国庫支出金、道支出金及び繰入金金を計上いたしました。

以上の結果、令和2年度の一般会計における補正額は、歳入歳出ともに4億686万8,000円の増となり、財政規模は742億3,223万円となりました。

続きまして、議案第24号から議案第47号までについて説明申し上げます。

議案第24号小樽市情報公開条例の一部を改正する条例案につきましては、開示請求者の利便性を図る目的で、情報公開制度によらずに公文書を開示できる制度の対象範囲を拡大するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第25号小樽市行政手続条例等の一部を改正する条例案につきましては、これまでの法令改正に伴い生じた引用条項のずれを修正するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第26号小樽市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国から押印廃止の方針が示されたことに伴い、職員の服務の宣誓における宣誓書の押印を廃止するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第27号小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、時間外勤務手当等の算定基礎額に寒冷地手当を加えるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第28号小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、会計年度任用職員の待遇改善を図る目的で、その期末手当の支給割合を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第29号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、食品衛生法施行令の一部改正に伴う手数料の新設及び廃止、建築基準法の一部改正に伴う手数料の新設等並びに小樽市船員法に基づく事務等に関する条例を新たに制定することに伴う手数料の新設を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第30号小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽市公共施設再編計画に基づき、こども発達支援センターを移転するものであります。

議案第31号小樽市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、食品衛生法等の一部改正により、法令に廃業の届出義務等が規定されたことに伴い、当該規定を削除するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第32号小樽市浄化槽に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検の業務に関する研修を浄化槽管理士に受けさせることを義務付けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第33号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の軽減対象となる所得額等を変更するとともに、保険料の賦課割合及び賦課限度額を改定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第34号小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、市町村特別給付として介護用品助成事業を実施するとともに、令和3年度から令和5年度までの保険料の軽減後の額を据え置くこととするものであります。

議案第35号小樽市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令等の一部改正に伴い、改正後の基準省令等のとおり適用することにより、指定地域密着型サービス等事業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための取組を行うことなどを義務付けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第36号小樽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、指定介護予防支援事業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための取組を行うことなどを義務付けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第37号小樽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、指定居宅介護支援事業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための取組を行うことなどを義務付けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第38号小樽市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、改正後の同令に定める主任介護支援専門員に対する5年ごとの更新研修の義務付けを反映させるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第39号小樽市屋外広告物条例の一部を改正する条例案につきましては、電気事業法の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うものであります。

議案第40号小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案につきましては、市民が快適に利用できる環境の整備を図る目的で、公園内における禁止行為として、指定した場所以外での火気の使用等を追加するものであります。

議案第41号小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽港第3号ふ頭及び周辺再開発の推進に伴い、経済及び観光の振興を図る必要があることから、商港区内の指定区域において、その振興を目的とする飲食店等の建設を可能とするとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第42号小樽市船員法に基づく事務等に関する条例案につきましては、北海道運輸局小樽海事連絡事務所が廃止されることに伴い、海運事業者等の利便性を考慮し、これまで当該事務所で行っていた事務の一部を市が行うに当たり、その事務に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第43号小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽市公共施設再編計画に基づき、小樽市立高等看護学院を移転するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第44号小樽市教育研究所設置条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽市公共施設再編計画に基づき、教育研究所を移転するものであります。

議案第45号及び議案第46号の工事請負変更契約につきましては、潮見台中学校校舎耐震補強工事及び小樽内橋解体・撤去工事の請負変更契約をそれぞれ締結するものでありますが、年度内の完工に間に合わせる必要があることから、先議をお願いするものであります。

議案第47号工事請負変更契約につきましては、旧緑小学校解体工事の請負変更契約を締結するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、本市における新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大を抑制するため、2月1日から2月15日までの全期間、休業要請に応じていただいた、市内の酒類を提供する飲食店の事業者の皆さんへ協力金を支給するため、一般会計の補正予算について、令和3年1月29日に専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、新型コロナウイルスワクチンについて、市民の皆さんが速やかに接種できるよう、体制の整備や接種業務の委託などに係る予算を計上するほか、第4回定例会において増額したふさと納税関係経費について、想定を上回る寄附をいただき、返礼品の発送経費等に不足が生じる見込みとなり、早急に予算措置する必要があることから、一般会計の補正予算について、令和3年2月5日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、令和3年度小樽市教育行政執行方針について教育長から説明したいとの申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

（林 秀樹教育長登壇）

○教育長（林 秀樹） 令和3年度の教育行政執行に当たり、小樽市教育委員会の基本方針を申し上げます。

人口減少や少子高齢化、さらには高度情報化やグローバル化の急速な進展など市民や子供たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、現在、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民や子供たちの生活のみならず、社会、経済をはじめ、教育の分野にまで大きな影響を及ぼしています。こうした先行き不透明で予測が困難な時代背景の中で、市民一人一人が時代の変化を前向きに受け止めながら、郷土に誇りと愛着を持ち、主体的・協働的に社会と関わりながら、学び続けていく環境を整えていくことが重要です。

このような状況の中、教育委員会としては令和元年度に策定された小樽市教育推進計画に掲げる「主体的に学び 小樽の未来を創る 心豊かな人づくり」という基本理念の具現化を目指し、様々な施策を通して教育行政を推進してまいります。

それでは、教育委員会が令和3年度に重点的に取り組む施策について、小樽市教育推進計画に示した、8つの目標に沿って、御説明いたします。

はじめに目標1「未来を創る力の育成」に向けた取組であります。

まず、国や道の事業を活用し、指定校の実践を通して、義務教育9年間を見通した教育課程の編成や指導方法の工夫改善、中1ギャップの解消、小学校高学年における教科担任制、働き方改革、人材育成など、包括的な学校改善に取り組んでまいります。

また、音読の推進や標準学力調査の実施、専科教員や授業改善推進チームの配置など各種施策を通して「確かな学力の育成」を図ります。

次に、特別支援教育については、通常学級において、発達障害などにより支援が必要な児童・生徒への声かけや作業補助などの学習支援を行う支援員を、引き続き全校に配置するとともに、研修講座の開催等を通して教員の指導力向上を図ります。

次に、英語教育推進校の実践や研修講座の開催等を通して英語教育の指導力向上を図るとともに、小樽イングリッシュキャンプやウインターイングリッシュスクールを開催するなど国際理解教育の充実を図ります。

次に、自然に親しみ、科学的に解決するために必要な資質・能力を育成するため、理科教育実践校における研修講座の開催等を通して研究の成果を市内小・中学校に普及します。

次に、ICTの活用に関連して、まず、1人1台端末を効果的に活用するため、GIGAスクールサポーターによるICT環境整備のフォローアップを継続するとともに、新たにICT支援員を教育研究所に配置し、各教科等の授業支援や情報モラル教育に関わる支援等を行います。

また、プログラミング教育実践研究校における研修講座の開催等を通して研究の成果を市内小・中学校に普及するとともに、ICT活用研修講座の開催等を通して教員の指導力向上を図ります。

さらに、国の事業を活用し、市内の約半数の小・中学校を指定して学習者用デジタル教科書を使用した先行的な研究を行うとともに、指定校の中から指導者用デジタル教科書の活用を研究する学校を指定し、本格導入に向けた教育効果を検証してまいります。

次に、児童・生徒の情報活用能力の育成を図るため、引き続き全小学校の図書館に新聞を配備するとともに、新たに全中学校の図書館に新聞を2紙配備し、新聞活用実践校において公開授業を開催するな

ど新聞を効果的に活用した授業力の向上を図ります。

次に、児童・生徒が将来を見据え、自分にふさわしい進路について考えることができるよう、進路説明会や進学相談会を開催するとともに、出前授業や職場体験等の活動を通してキャリア教育の充実を図ります。

続いて目標2「豊かな心の育成」に向けた取組であります。

まず、考え、議論する道德の授業の在り方を深めるため、研修講座の開催等を通して教員の指導力の向上を図るなど道德教育の充実に努めます。

次に、小学校5年生に教材「ふるさと学習 小樽の歴史」を配布し、総合的な学習の時間において、ふるさと小樽の歴史や文化、産業等についての理解を深めるとともに、研修講座を開催するなどふるさと教育の充実を図ります。

また、今年度頂いた寄附を活用し、学校図書館の図書のデータベース化を進めるために、全校に専用端末を配備・更新するなど、児童・生徒の読書環境の充実に努めます。

次に、いじめの防止や不登校児童・生徒の支援の充実のため、小樽市教育支援センターの登校支援室ふらっとルームを、これまで開設している小樽市生涯学習プラザレピオと市立小樽図書館に加え、毎週金曜日に小樽市銭函市民センターにも開設するとともに、教育支援コーディネーターによる訪問型支援やICTを活用した支援等の取組の充実を図ります。

また、スクール・ソーシャル・ワーカーや、今年度から全校に配置したスクールカウンセラーを活用し、引き続き、教育相談体制の充実を図ります。

続いて、目標3「健やかな体の育成」に向けた取組であります。

まず、体育専科教員を配置する小学校を体力向上実践校に指定し、研修講座の開催等を通して、先進的な体育科の指導方法を市内小・中学校に普及します。

また、コロナ禍で厳しい状況の中、児童・生徒の体力づくりに、より一層取り組む必要があることから、小樽市小中学校体力向上検討委員会において、教員向け指導資料を作成するとともに、各種スポーツ教室やスポーツイベント等への一層の参加促進を通して、健康の保持増進及び体力・運動能力の向上に努めます。

次に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけさせるため、栄養教諭を中心とした食に関する指導の充実を図るとともに、教員向け食育研修講座や食物アレルギー研修講座を開催するなど食育の推進に努めます。

次に、薬物の危険性や飲酒・喫煙の身体への影響などの正しい知識を理解させるため、外部講師を活用した薬物乱用防止教室を全校で実施するなど、健康教育の充実を図ります。

続いて、目標4「家庭・地域との連携・協働の推進」に向けた取組であります。

まず、小樽市PTA連合会との共催による講演会や、おたるスマート7の取組を継続するとともに、児童・生徒が毎日の生活時間を振り返り、見直すことができる生活習慣スケジュール表を新たに作成し、各小・中学校での活用を図ります。

また、放課後などに地域の人材を小・中学校に派遣し、学習支援を行う樽っ子学校サポート事業や地域住民等と連携した取組のおたる地域子ども教室、社会教育施設と連携した体験教室を長期休業中に開催するなど、児童・生徒の望ましい生活や学習習慣の確立に努めます。

次に、高島小学校、朝里小学校及び菁園中学校の3校を新たにコミュニティ・スクール導入校として指定し、併せて10校の小・中学校において、地域住民との連携・協働による学校づくりを進めます。

次に、経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行う就学

援助費の中に、新たにPTA会費を追加し、保護者への支援を拡充します。

続いて目標5「学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現」に向けた取組であります。

まず、これまで小中一貫教育に取り組んできた6つの推進地区の成果を踏まえ、新年度から全中学校区において、義務教育9年間を見通した教育課程の編成や小・中学校間での授業交流等を通して、学力や体力の向上、中1ギャップの解消等に向けた取組を推進します。

次に、学校施設の整備につきましては、本年度策定の小樽市立学校施設長寿命化計画に基づき、塩谷小学校の耐震補強工事や忍路中央小学校の耐震補強に向けた実施設計に着手するとともに、塩谷小学校、銭函小学校のトイレ改修工事を進めます。

次に、教職員の負担軽減や部活動指導の充実を図るため、部活動指導員の配置を8校から9校に拡充することに加え、成績処理や出欠管理など学校の業務を統合的に管理できる校務支援システムを小中各3校へ先行的に導入し、効果的な活用について検証してまいります。

また、道の事業を活用し、学習指導員やスクール・サポート・スタッフの配置を継続するなど、教職員の働き方改革を一層推進してまいります。

続いて目標6「生涯各期における学習機会の充実」に向けた取組であります。

まず、市民の多様な学習ニーズに応えるため、道内外から講師を招いて開講する小樽市民大学講座や、市民の学習要望を取り入れ、趣味や教養などの学びを提供するはつらつ講座の実施などを通して、学習機会の充実に努めます。

また、文学館では、小樽出身の作家で第161回直木賞候補となった朝倉かすみ氏に関する特別展を開催し、舞台として描かれた小樽の町並みと、数々の作品とを重ねあわせながら、その魅力を多面的に紹介します。

美術館では、小樽にゆかりのある作家や国内外で活躍している作家に関する4つの特別展を開催します。その一つとして、舞踏と美術では、映像とともに独創的な衣装や舞台美術など、舞踏に触発された5人のアーティストの先鋭的な作品を紹介します。

また、文学館・美術館においては、今年度新たに作成した教育旅行や施設見学のパンフレットを活用し、学習機会の充実を図るとともに、劣化が著しい外壁の改修工事を進めます。

市立小樽図書館では、新たに市内3か所のサービスセンターで、予約した図書の受け取りを可能とすることで、コロナ禍における利用者の利便性向上を図ります。

また、昨年改修した児童室や休憩テラスを活用し、児童向け行事たるばとブックフェスティバルの開催や、資料展示による情報の提供など、市民の誰もが気軽に利用できる取組を進めます。

小樽総合博物館では、この春リニューアルする、小樽の鉄道史を紹介する手宮駅構内、日本遺産の炭鉄港や北前船の展示、プラネタリウムの投影装置などを活用し、教育旅行などで効果的な学習ができる機会を提供します。

また、企画展示では、令和4年に市制100周年を迎えるにあたり、(仮称)99年前の小樽を開催し、北日本随一と呼ばれた黄金期の繁栄、痕跡と市民の暮らしを紹介します。

続いて目標7「文化芸術の振興と文化遺産の保存活用」に向けた取組であります。

現在、コロナ禍の中で合唱や吹奏楽などの文化活動が学校開放などを利用できない状況にあることから、5月に移転する教育委員会新庁舎の小運動場を開放し、これらの活動の機会を提供します。

また、平成30年度から取り組んでいる重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店の保存修理工事を進めるとともに、歴史文化基本構想の調査において、市内には多様な文化遺産があることが確認されていることから、特に重要なものを小樽市文化財とするための調査を進めます。

さらに、本市の文化財である松前神楽や高島越後盆踊りの行事、向井流水法、忍路鯨漁撈の行事につきましては、地域における人材育成や伝承活動の振興を継続してまいります。

続いて目標8「生涯スポーツ・レクリエーションの振興」に向けた取組であります。

まず、第3種公認陸上競技場となっている手宮公園競技場の必要な施設整備を進めるとともに、体育施設の適切な維持管理に努めます。

また、運動機会の減少による体力低下を防ぐため、市民歩こう運動や歩くスキー教室など市民の誰もが気軽にスポーツに親しむことのできる機会の確保に努めます。

以上、令和3年度の教育行政を執行するに当たっての主な施策について御説明いたしました。現在のコロナ禍の状況でも子供たちの学びの保障や市民の皆様の学習・運動機会の提供などに鋭意努めてまいりますので、市民の皆様及び議員各位の一層の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第48号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○19番（高野さくら議員） 提出者を代表して、議案第48号小樽市非核港湾条例案の提案説明をいたします。

小樽市は、日本の非核三原則が完全に実施されることを願い、全ての核保有国に対し、核兵器廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、小樽市議会は、1982年6月に核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。

その後、被爆者の長年の訴えが世界の国々を突き動かし、先月の1月22日には人類史上初めて核兵器を違法とする核兵器禁止条約が発効となりました。この発効により、核兵器に固執している国々は今後、核兵器の使用や開発の動きが、これまで以上に厳しく非難されるのは明らかです。しかし、核兵器は今なお地球上に存在し、人類への脅威となっていることには変わりませんし、核兵器廃絶の実現には、さらなる努力が必要です。

世論調査は日本国民の圧倒的多数が禁止条約への参加を求めている中、日本の現政権は核兵器を禁止するどころか、世界の流れに背を向け続け、米国の「核の傘」を理由に条約参加を拒んでいることは許しがたい姿勢です。

日本が条約に参加をすれば、小樽港にも核兵器を積んだ艦船も入港できなくなるので、一刻も早く日本政府が速やかに条約を署名・批准するよう求めていく必要がありますが、現在、核搭載米軍機や米軍艦船による日本への飛来・寄港が日本政府との協議なしに自由にできるという密約がある以上、小樽市民の安全や安心のためにも、核の持込みの可能性のある艦船の入港を許さない制度が必要です。

この条例によって、小樽港は非核三原則を具体化した対応をとることになり、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるためのものです。

以上、各会派、各議員の賛同をお願いし、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から2月28日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前１１時２５分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 丸 山 晴 美

議 員 中 村 吉 宏

議事参与事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 正 樹
庶 務 係 長	加 藤 佳 子
調 査 係 長	柴 田 真 紀
書 記	相 馬 音 佳
書 記	眞 屋 文 枝

事 務 局 次 長	佐 藤 典 孝
議 事 係 長	深 田 友 和
書 記	樽 谷 朋 恵
書 記	松 木 道 人
書 記	三 上 恭 平

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、須貝修行議員、高野さくら議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第52号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○15番（中村吉宏議員） 令和3年第1回定例会に当たり、自由民主党を代表して質問いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々へ、お見舞いと早期の御回復を御祈念申し上げ、また、罹患により亡くなられた方々へ衷心より哀悼の意を表します。

また、検査や罹患患者の方々への対応に、我が身に感染の危険が及ぶ現場で日々御尽力を賜っている医療従事者、介護従事者の皆様には、心より敬意を表し感謝申し上げます。

さらには、昨年末退職された貞本前保健所長には、多くの集団感染が発生した本市において、早期の収束に御尽力をいただいたことに感謝いたします。

昨年、同時期より、本市でも新型コロナウイルス感染症が蔓延し、職員の方々も感染されました。感染状況は落ち着いてきましたが、いまだ予断を許さぬところであります。様々な政策に優先し、この対策に時間と労力、予算を費やしてきましたが、この戦いはまだ継続しております。我々は今後もこの疫病に決して屈してはならないものと考えます。

そのような中で、新年度を控え、事業の内容や予算の審議を行う今定例会であります。新型コロナウイルス感染症対策も含め、自由民主党として小樽市に実施していただきたい政策の要望書を、本年1月13日、市長に手交をさせていただきました。その内容も含め、今後の小樽市に必要な政策に関する議論を行うべく、以下質問いたします。

初めに、市長の政治姿勢について伺います。

御就任当初からこれまで、前市長の施政下での混乱収束に向けた取組のほか、北海道胆振東部地震による全道停電や昨今の新型コロナウイルス感染症の対応、また、市内では小樽看護専門学校の新築・閉校に関する問題や、今、浮上している北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫存廃の問題など、市民生活、小樽市の今後にとって、緊急性、あるいは時間的猶予が少ない案件に対応しなければならなかった状況下でしたが、我々はそのような中でも市長は真摯にこれらの問題に対応し、市民や議会の意見にも耳を傾けながら必要な政策を進めてこられたことと思います。激動の状況での市政運営でしたが、そのような中でも市長がこれまで取り組まれて実現された政策を市長公約を踏まえ、お示ください。

令和4年8月に任期満了を迎える市長におかれましては、現任期後半を迎えた中での予算提出となりますので、今後のことについて伺います。

次年度予算案の提案に当たり、市長の公約に関連し、次年度必ず実現させなければならないとお考えの政策は何かお示ください。

さらにその先、任期満了時までに実現させたい政策についてお示ください。引き続きのリーダーシップ発揮に御期待申し上げます。

次に、財政について伺います。

令和3年度予算については、新型コロナウイルス感染症の市内経済への打撃により、税収の減少等が危

惧され、予定される歳出に見合った歳入の確保が可能なのか心配しておりました。提案された小樽市一般会計予算を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響で、歳入減の状況下、財政調整基金の取り崩し等を行っての予算編成であります。令和3年度予算編成後の財政調整基金残高は8億3,500万円とのことでした。令和元年度末財政調整基金残高が25億9,200万円と説明されておりますが、まず伺います。令和2年度の年度末財政調整基金残高は幾らになる見通しか、お示してください。

新年度以降も、新型コロナウイルス感染症の緊急的財政出動が必要になる可能性や、あるいは災害などの発生により急遽対応しなければならない場合を考えると、財政調整基金に一定の余裕が必要と考えます。緊急時の備えを財政面でどのようにお考えか、お示してください。

次に、本市のふるさと納税による歳入増への取組について伺います。

令和2年度末を待たずに、ふるさと納税の寄附額が根室市で100億円突破、紋別市も100億円突破見込みと本年1月5日に報道されておりました。根室市の令和2年度一般会計予算は191億円余りで、寄附額が前年度予算の半分強を占める額となっております。紋別市は、令和元年度が192億円余りだったところ、令和2年度には265億円以上となっております。両市とも、これまでも堅調にふるさと納税寄附額が増加してきたものと考えます。両市に共通する点を探してみましたが、ホタテやイクラなど海産物の人気が高い模様です。本市も今後のさらなる歳入増を目指し、返礼品のラインナップを再構成し、本市財政強化につなげるべきと考えます。見解をお示してください。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村吉宏議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま私の政治姿勢と財政について御質問がありました。

初めに、私の政治姿勢についてですが、まず、公約で実現した政策につきましては、私はこれまで、市民の皆さんとの対話や日々寄せられる御意見などを通じ、市民ニーズや市政を進める上での課題を把握しながら、その政策の実現に向け、真摯に取り組んでまいりました。政策分野ごとにその一例を申し上げますと、子ども・子育てに関する政策分野では、おたる子ども未来塾の開始や、子育て世代包括支援センターの開設。学校教育に関する分野では、学校施設における耐震補強工事の実施や、専門的な知識を持った外部人材の登用。市民生活に関する分野では、除雪対策本部の早期設置をはじめとする除排雪体制の整備や、防災行政無線などの整備といった防災力の強化などが挙げられます。また、新年度の機構改革に合わせ、福祉分野に関し、一元化した相談窓口の設置に向けた準備を進めております。

次に、来年度または任期満了までに実現しなければならないと考える政策につきましては、来年度は公共施設の再編に関して、市民サービスに大きく関わる本庁舎別館と総合体育館の整備方針や建て替え時期を示す個別施設計画の策定に取り組むほか、北運河地区のシンボリックな施設である北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の保全活用についても、市民の皆さんや経済界などオール小樽で取り組み、活用方策を見いだしてまいります。

さらに、市長任期までに実現させたい政策といたしましては、小樽港第3号ふ頭及び周辺地域の再開発、北海道新幹線新駅と新駅周辺の整備、JR小樽駅前広場の再整備に当たって将来への道筋をつけてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症が市民生活や経済活動へ大きな影響を及ぼしている昨今の状況を踏まえ、まずは感染拡大の防止と地域経済の再生に向け取り組み、その上で私が掲げた公約が一つでも多く実現につながるよう進めてまいります。

次に、財政についてですが、まず令和2年度末の財政調整基金残高につきましては、見通しの立たない部分もありますが、3年度予算編成後の財政調整基金残高は約9億7,700万円でありますので、今後の決算における剰余金を考えますと、財政調整基金残高は増加するものと考えております。

次に、緊急時の備えを財政面でどのように考えているのかにつきましては、今後も新型コロナウイルス感染症や災害対応のほか、緊急経済対策などへの対応が生じる可能性があることから、これらに対する国の支援策が見通せない中での財政運営においては、緊急時の備えとして、不測の財政需要に対応するための財政調整基金を一定額確保していくことが極めて重要であると考えております。

次に、ふるさと納税の返礼品につきましては、現在、本市の海産物の返礼品としては、主にウニやホタテなどがありますが、時期により提供できる量に限りがあることなどから、季節限定品として提供しているところであります。新たな海産物の返礼品の発掘は、寄附額の増額につながることから、令和3年度においては、返礼品調達事業者と協力しながら返礼品の拡充に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）

○15番（中村吉宏議員） 本市の新型コロナウイルス感染症対策に関して伺います。

まず、年末年始に市内で発生した集団感染について伺います。

この年末年始以降、市内では、病院、高校等で集団感染が発生しました。公表感染者数も増加し、1月26日公表分で20人、1月27日は35人、1月28日は33人と、多くの市民がこの情報に驚愕と恐怖を覚えたところであります。道が示す感染警戒ステージの指標で、1週間10万人当たりの感染者数がステージ5で25人であるのに対し、本市では一時104.7人に達しました。市内感染状況とともに不安視していたことは、病床数の確保と医療体制の状況です。市内では高齢者が罹患し発症しているにもかかわらず、医療機関の病床数に不安があるとのことで自宅待機を勧められ、自宅で看病する家族に大きな不安が生じた事例も耳にしております。

そこで伺いますが、本年1月の新型コロナウイルス感染症病床数と実際の稼働率をお示してください。

その数について、本市として十分対応できていたと考えるか否かをお示してください。

さらに、65歳以上の感染者で、症状を発症しているにもかかわらず自宅待機をお願いした人数をお示してください。

また、感染症を受け入れた医療機関において医療従事者が十分に配置されていたのか。さらには、以前のように医療従事者に過度な負担がかからなかったのか疑問です。各医療機関における新型コロナウイルス感染症病棟における人員配置に問題はなかったのか。さらには、医療機関全体で人員不足などの問題は上がっていなかったのかお示してください。

感染は、高齢者施設や保育所等でも発生しております。抵抗力が不十分な可能性のある高齢者や子供を、特に施設内での感染から守ることが必要と考えます。この点、市としてどのような対策を行っているのかお示してください。

次に、新型コロナウイルス感染症予防ワクチンについて伺います。

我が国では、本年2月17日より新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種が開始されました。医療従事者から優先に接種が行われております。今後、高齢者の方、その次にそれ以外の市民の方々への接種が開始されるということです。

まず伺いますが、本市における市民向けのワクチン接種のスケジュール感、及び会場設定や接種の案内、

接種当日の流れなど、どのように行う予定なのかお示ください。

また、これまで進められてきた接種の状況から、いろいろな課題が示されております。このワクチン接種は、肩口付近への筋肉注射により行うものですが、長袖着用の場合、肩口を露出するまで時間がかかり、高齢の方が接種する際は脱衣を要する場合もあるとの指摘もあります。接種に時間を要することで、1日の予定接種数に変更が生じる場合もあり、薬剤廃棄等の状況が生じ、全体的な接種スケジュールが遅滞するおそれもあります。具体的接種方法などは地方自治体それぞれに状況が違うので、その状況に合わせた接種方法を各自治体で用意するというのが国の方針であります。これら課題も含め、本市として実施に際しての具体的検討や計画が行われているのかお示ください。

また、副反応等の状況が報道されている一方で、接種しない場合のリスクも専門家より情報発信されております。本市の市民の方々も接種への不安をSNS等で発信していますが、これを払拭するべく情報発信を行うべきものと考えます。報道等で情報が氾濫している状況ですが、本市行政としてしっかりと情報をまとめ、市民の方が安心してワクチン接種に臨む環境づくりも課題と考えます。市の考えと市民周知に向けた方法をお示ください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、新型コロナウイルス感染症対策について御質問がありました。

初めに、本市の新型コロナウイルス感染症対策に関してですが、まず本年1月の新型コロナウイルス感染症病床数と実際の稼働率につきましては、北海道が三次医療圏ごとに病床を調整しており、病床数の詳細については公表を差し控えることとされておりますが、概略といたしましては、市内で30床程度を確保しているうち、最大で8割程度の病床利用となりました。

また、本市の対応につきましては、感染者が急増した1月中は、市外の医療機関の協力を得ながらも入院先の確保に時間を要し、すぐに入院できない場合もあり、対応に苦慮した期間があったと認識をしております。

次に、症状のある65歳以上の感染者で自宅待機となった人数につきましては、本年1月の1か月間で28人となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症病棟における人員配置につきましては、病院内で調整をし、支障なく対応できたと聞いております。

また、医療機関全体の人員不足につきましては、クラスターが発生した施設においては、看護職と介護職が不足する事態が生じたため、北海道の制度を利用し、職員の派遣による支援を受けたと聞いております。

次に、高齢者や子供を施設内での感染から守るための対策につきましては、昨年6月に高齢者や障害者の施設を対象とした感染予防に関する研修会を開催いたしました。本年1月以降の感染者数急増の際には、介護保険事業所や高齢者施設等に向け、感染拡大防止対策徹底に関する通知を改めて発出しております。さらに、国や北海道から通知される感染対策情報を市内保育所や高齢者施設等に周知するとともに、感染拡大防止に必要なマスクや空気清浄機等の備品を購入するための経費を補助するなどの対策も行っております。

また、障害福祉や介護保険等の施設の新規入所者や就労者に対する新型コロナウイルス感染症の検査費用を助成する事業も実施いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症予防ワクチンについてですが、まず市民のワクチン接種のスケジュールにつきましては、本市へのワクチンの配分時期や配分量は明確になっておりませんが、4月中にワクチン接種を開始する場合を想定し、3月上旬には接種券の印刷を開始し、3月中旬には接種券を郵送することを予定し、準備を進めております。

接種体制は、市内医療機関での個別接種、高齢者施設への巡回接種を行うとともに、医療機関の意向調査の結果により、実施の可否を判断することにしておりますが、集団接種を実施する場合には、その方法について小樽市医師会、小樽薬剤師会等と協議を進めてまいります。

次に、ワクチン接種の実施に際しての課題や具体的な検討につきましては、1月中旬から医師会三役会での情報共有や意見交換を行うとともに、2月25日には医師会と共催で市内医療機関を対象にワクチン接種についての説明会を行いました。一番の課題は、ワクチン接種の開始時期や配分量がいまだ明確となっていないため、院内で具体的な準備を進められないということでした。具体的な接種計画を作成するため、現在、市内医療機関及び高齢者施設に意向調査を実施しておりますので、その結果を基に医師会、薬剤師会等と協議を重ねながら接種計画を作成してまいりたいと考えております。

次に、市民が安心してワクチン接種を受けられるような環境づくりににつきましては、ふだんの健康状態を熟知する身近なかかりつけ医でワクチン接種を受けられることや、コールセンターを設置して市民の相談や予約受付の際に丁寧な対応ができることを目指して体制づくりを進めております。

また、市民周知の方法につきましては、市のホームページや報道機関、FMおたるによるワクチンの正しい情報の提供や北海道が解説する相談窓口の紹介を行ってまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）

○15番（中村吉宏議員） 次に、市民の安心安全と市内経済について伺います。

まず、新型コロナウイルス感染症の市内小・中学生感染者への対応と、回復後のケア、健康管理、学習フォロー等について伺います。

本市の小・中学校でも、児童・生徒の方が新型コロナウイルス感染症に罹患されました。まず伺いますが、これまでの本市の小・中学生の感染者数をお示しください。

さらに、濃厚接触者で陰性の認定を受け、学校に登校できなくなった児童・生徒数をお示しください。

また、学校閉鎖、学級閉鎖も行われました。その校数、学級数をお示しください。

気になることは、感染された児童・生徒の方たちのその後の健康状態と学習フォローについてであります。本市では、どのように対応してきたのかお示しください。

さらに気になることは、国内各地で起きている誹謗中傷の被害であります。これまで本市の児童・生徒の方や家族の方が被害を受けた状況はあるのか。あるとすれば、本市が把握している件数は何件なのかお示しください。

また、こうした状況が発生した場合の対応、ケアについて対策は用意されているのかお示しください。

次に、ふれあいパス制度変更の周知について伺います。

新年度より、ふれあいパス利用者の方のバス回数券購入可能枚数に上限が設定されました。この周知について、本市では広報おたるや市ホームページでの掲載を行い、周知を図るとの考え方です。現在、ホームページには制度の変更等が示されていますが、高齢者の方の中にはインターネットを利用されない方もおられると思います。いろいろな媒体や町内会の回覧板など、様々な周知方法を検討していただきたいと

考えます。見解をお示してください。

次に、国民健康保険料の賦課割合の変更について伺います。

今定例会に向けて、国民健康保険料の賦課割合の変更を実施することが示されました。この変更に至る経緯と、変更の内容についてお示してください。

この賦課割合の変更で負担増となる所得帯の方々は、新型コロナウイルス感染症の下で、さらなる負担増になることも予想される状況です。本市ではその対応を考えているのかお示してください。

次に、今冬の市民生活の安全について伺います。

今年の冬は年末年始にかけて降雪量が多かった印象を持っております。今冬の除排雪の対応は早く、特に1月中旬に排雪が実施されるなど、迫市長が掲げられる事前予防的除排雪が功を奏しているものと思います。

他方、年末年始にかけて大きな寒波がまちを襲いました。市内では水道凍結で不便を被った市民の方が多くおられたことを耳にしております。

そこで伺いますが、市役所が年末年始で閉庁する12月29日から1月3日までの間に寄せられた水道凍結の問合せ件数を、昨年度と比較してお示してください。また、同期間の気温についてもお示してください。

さらに、この閉庁期間、水道凍結等の市民からの問合せに対し、市は市としてどのような対応をしてきたのかお示してください。

年末年始の期間は、民間業者も休業期間です。今後、本市としてこの期間の準備や対策が必要と考えます。見解と今後の対応についてお示してください。

次に、5歳児健診について伺います。

本年1月に市長宛てに手交させていただいた、我が党の政策要望にも記載の5歳児健診についてです。これまでも小樽市での導入をお願いしてきました。小学校入学前に子供の状況を把握し、幼児教育の中でしっかり対応できるようにと幼稚園の現場からの重要な要望であると認識しております。本市では5歳児健診に代わりチェックシートを使用して状況を把握するという考え方がありますが、人口減対策に子育て支援を重視される市長のお考えからしても、ぜひとも導入いただきたいと考えます。御見解をお示してください。

次に、市内経済に関して伺います。

本年1月中旬に急拡大した新型コロナウイルス感染症の状況を受け、1月25日、我が党より市長宛てに手交させていただいた緊急政策要望について速やかに御検討、御対応いただき、ありがとうございました。長引く新型コロナウイルス感染症蔓延の影響で、市内の多くの業種で減収減益の状況が続き、市内では雇用の維持や事業継続への不安の声が上がっている状況であります。市内の感染拡大が発生し、外出自粛等の要請が行われると、真っ先に打撃を受ける飲食をはじめ、その関連事業者、さらには観光事業者です。昨年同時期との比較で売上げ8割ないし9割減という状況で、小樽堺町通り商店街では、土産物販売店を中心に、長期にわたり休業する店舗も出ております。こうした状況を受けて、市は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に雇用の維持と事業の継続に対応するため、9事業7億120万1,000円の予算を提案しております。直近の対策として今行うべきことは、こうした支給支援型の事業ですが、この先は市内事業者の新たな取組をサポートすることも重要であると考えます。耐え忍ぶから生き残るために何をすべきか。国は新たな取組を行う事業者に支援を行うメニューを用意しております。こうしたメニューを利用するためのビジネスアイデア構築をサポートし、市民、事業者が活力を取り戻すための事業展開も必要であると考えます。こうした事業も今後、取り組んでいただきたいと思います。見解をお示してください。

次に、観光に関して伺います。

今後、一日も早く本市に観光客が戻られることを願います。感染収束後を見据えた観光施策について、観光需要喚起のためのオンラインでの海外への情報発信や、観光プロモーション、国内誘客を図るための冬の体験コンテンツ動画情報の発信という事業が示されています。前回の議会でも議論されましたが、これらの事業については、効果測定が求められます。どのような形で効果を図るのか、また、目標等の設定はあるのかお示してください。

かねてより提案しておりますが、速やかな観光需要を回復するためには、インフルエンサーを招聘し、小樽での体験を動画等を通じて発信していただくことが何より早道と考えます。まずは、国内向けの発信として、状況が許す段階で、高再生回数が期待できる国内トップユーチューバー等に旅費の提供を行い、小樽に来て自由に小樽を発信していただくことが合理的と考えます。見解をお示してください。

観光DMOの進捗について伺います。

本市では、次年度中に候補DMOの認定を受けるべく、小樽観光協会を中心に取り組んでおります。申請に向けた現状をお示してください。また、登録、公表の時期はいつなのかお示してください。

その後、DMOとして活動が進められると思いますが、どのような事業に取り組む予定なのかお示ください。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、市民の安心安全と市内経済について御質問がありました。

初めに、ふれあいパス制度変更の周知についてですが、その方法につきましては、広報おたる3月号に手続等の案内を掲載したほか、市内全老人クラブなどに御協力をいただき、新制度の内容と交付手続、日程などを記載したチラシを作成し、回覧等による周知をお願いしたところであります。今月中旬には、令和2年度までのバス乗車証交付者に対しては、回数券購入チケットと説明資料を、JR券利用者には、交付案内のはがきを郵送する予定であります。また、多数の問合せが予想されますので、専用電話を設置し、周知に努めてまいります。

次に、国民健康保険料の賦課割合変更についてですが、まず変更に至る経緯と変更の内容につきましては、本市の保険料は、被保険者の所得に応じて賦課される所得割の割合が大きいことから、他都市と比較して、低所得者の保険料は低く抑えられている反面、中高所得者の保険料は高い状況となっております。そのような中、昨年12月に改定された北海道国民健康保険運営方針において、令和12年度を目途に、道内どの市町村でも所得や世帯構成が同一であれば同じ保険料となるよう、統一した保険料率を目指すことが示されました。これにより、北海道が示す本市の標準保険料率賦課割合に近づけていく必要が生じたものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、保険料の算出根拠となる令和2年の被保険者の総所得が大きく落ち込むことが予想されますが、現在の賦課割合のままでは、現状でも他都市より高い中高所得者の保険料がさらに上昇してしまうことが見込まれます。このため、所得割の割合を下げ、中高所得者の保険料を抑えるとともに、基金の投入により、低所得者の保険料をできる限り低く抑えるようを試算した結果として、所得割、均等割、平等割の割合を、現在の54対29対17から47対31対22に変更するものであります。

次に、負担増となる所得帯の方々への対応につきましては、賦課割合を変更することにより、令和12年度に統一を目指す保険料率にある程度近づくこととなりますが、他都市との比較でも低額であった低所得

者層の保険料は、これまでよりは上昇することとなります。このため、現状のコロナ禍に鑑み、できる限り低所得者の保険料の上昇を抑えるため、国民健康保険事業運営基金から約1億6,700万円を投入して対応することといたします。

次に、今冬の市民生活の安全についてですが、まず年末年始に寄せられた水道凍結の問合せ件数及び気温の状況につきましては、問合せ件数が昨年度は7件、今年度は139件で132件の増となっております。また、気温の状況は、昨年度の年末年始期間における日ごとの最低気温がマイナス4.9度からマイナス8度であったのに対し、今年度はマイナス6.5度からマイナス12.5度となっており、この期間の最低気温では4.5度の差がありました。

次に、水道凍結等に対する今回の市の対応につきましては、これまでも夜間休日及び年末年始における修理などは、小樽市管工事業協同組合へ業務委託をし対応をしておりますが、今回の年末年始につきましては、凍結修繕の問合せ件数が多く、委託業者だけでは対応し切れなかったため、他の指定水道工事店も含め解水作業に当たりました。

また、電話の問合せについては、当直者だけでは受付が困難であったことから、1月2日以降、水道局職員を3名配置し、対応いたしました。

今後の対応につきましては、水道の凍結対策は基本的に所有者等が自ら行っていただくものと考えますので、冬期間の水道の取扱いについて、水道局広報水おたるや市のホームページを活用した周知を継続するほか、様々な機会を通じ、周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、年末年始など休日における凍結修繕等の対応については、委託業者と連携し、気象状況に合わせた体制強化を図っていききたいと考えております。

次に、5歳児健診の導入についてですが、昨年4月より5歳児セルフチェック表を保護者に送付する事業を開始しておりますが、これまで約600人に送付したうち、心配があると保護者から回答があった約10人の児童に必要な支援を行うため、保護者の了解の下、幼稚園や保育所と情報共有を図りながら、保健所の発達相談や発達支援センターにつないでおります。現段階では、5歳児セルフチェック表は、小学校入学前の児童の発達を確認し、必要な支援につなげられる有効な手段と考えておりますが、引き続き、保護者や幼稚園等からの御意見もお聞きしながら、効果的な方法について検討を続けてまいります。

次に、市内経済についてですが、まず事業者の新たな取組へのサポートにつきましては、昨年新型コロナウイルス感染症に対応した新たな取組に挑戦する市内事業者への支援として、通称がんばる補助金を実施いたしました。今後とも国の補助制度なども活用しながら先を見据えた取組を進めていくことは、コロナ禍における事業の継続と発展のために必要かつ重要なことと考えております。現在、市が設置する中小企業振興会議では、各事業者の底上げを図るため、サポート体制の構築に向けた議論をいただいておりますので、こうした議論を踏まえながら効果的な支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、感染収束後を見据えた観光施策につきましては、動画等による情報発信事業の効果測定は、いずれの事業も小樽観光協会への補助事業として実施するものであり、提携する事業者と協同で各メディアへの露出や動画の再生回数、SNSへのアクセス状況等を把握していくこととしております。

また、目標の設定につきましては、再生回数が1000回を超える動画は、ユーチューブ全体の僅か10%という調査結果もあることから、その回数を超えることを目標としております。

次に、国内トップユーチューバーの招請につきましては、国内客の速やかな観光需要を回復するための取組の一つであると考えられますので、今後その費用や人材等の情報収集を進めるとともに、他の取組も含め総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、候補DMOの申請状況につきましては、本年1月7日に観光庁に対し、申請に必要な観光地域づ

くり法人形成・確立計画を、小樽観光協会と連名で提出をしております。また、登録・公表の時期につきましては、観光庁より本年3月中旬頃になると示されております。

次に、候補DMOの事業の予定につきましては、今般提出した形成・確立計画においてターゲットとして国内の20歳代から40歳代の女性や、東アジアの個人旅行者やリピーター層、欧米豪や国内ワーケーション等の長期滞在者を設定しております。今後、こうした層に訴求する情報発信やプロモーション、受入環境の整備などに関する事業を検討するほか、同計画において設定した旅行消費額や宿泊施設の延べ宿泊者数など、四つの必須KPIについて達成状況を測定する調査事業も実施する必要があります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 中村吉宏議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、市民の安心・安全と市内経済について御質問がありました。

初めに、新型コロナウイルス感染症の市内小・中学生感染者への対応と、回復後のケア、健康管理、学習フォロー等についてであります。まず、これまでの本市における小・中学生の感染者数や学級閉鎖数等につきましては、感染者数は小学生27名、中学生12名、濃厚接触者で陰性の結果を受け登校できなくなった人数は、小学生290名、中学生108名、学校閉鎖は1校、学級閉鎖は9学級となっております。

次に、感染した児童・生徒のその後の健康状態と学習フォローにつきましては、感染した児童・生徒が治癒して登校した際には、健康面については担任や養護教諭等による健康観察や心のケアを行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラーや学校医などと連携した相談を行い、心身の不安の解消に努めており、学習面については、治療に専念していた児童・生徒の学習の遅れを取り戻すため、放課後等の補習や家庭学習により個別に学ぶことができる機会を保障し、学習した内容の定着を確認するなど、きめ細かな対応に努めているところであります。

次に、誹謗中傷の被害についてであります。これまで各小・中学校でのいじめの未然防止の取組や、教育委員会から保護者に対しまして、差別や偏見、誹謗中傷につながる言動に同調しないよう協力を求める通知など、各種取組により、全国で問題となっているような誹謗中傷の被害や相談は、学校や教育委員会には寄せられておりませんが、万が一、新型コロナウイルス感染症に関わるいじめや誹謗中傷の被害が発生した場合には、各学校や教育委員会で作成している、いじめ防止基本方針にのっとり、速やかに対応し、状況に応じて警察など関係機関への相談やスクールカウンセラーなど専門家による継続的なケアを行うこととなります。今後とも学校や関係機関と連携を図りながら、いじめや差別の未然防止に取り組んでまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）

○15番（中村吉宏議員） まちづくりについて伺います。

まず、小樽駅前周辺再々開発について伺います。

本市では小樽駅前広場の再整備について議論されております。また、小樽駅前周辺では、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合が、本格的なデザインを描く段階へと計画を進行させておられます。さらに、小樽商工会議所も現在の小樽経済センタービルを含め、周辺の開発に関し、更新を検討されている建物のデザインを描いているところであると伺っております。

今後、再々開発が検討されている小樽駅前第1ビルから小樽経済センタービルまでの範囲で、それぞ

れの考え方が示された場合、重複箇所や設置を検討する施設の配置など、整理が必要となる場面が生じることは容易に想像できます。しかし、本市行政が調整や駅前周辺の整備に関する方針、デザインを示しておりません。以前より議会の中で私は、小樽の玄関口である小樽駅前が今後どうあるべきか、再々開発に向けてビジョンを示し、市も積極的に再々開発を推進してほしいと訴えてまいりました。立地適正化計画策定を再来年度に控える本市では、その区域等を定めるための構想は練られているものと思います。少なくとも小樽駅前のエリアは、当然に都市機能誘導区域となり、医療・福祉・商業等を誘導し、本市の中心拠点となる場所であります。そのエリアで複数のデザインが描かれ、まとまっておりません。

そのうち準備組合では、令和4年度に基本構想を示し、速やかに都市計画決定を受け、基本計画策定を進めたいというスケジュール感を伺いました。それに伴う予算の調整も必要です。また、駅横駐車場を計画の中に含めるのか、さらにはJR北海道株式会社より、土地利用の申出もあるという状況で、これらの調整も必要です。

そこで伺いますが、いよいよ具体的に事が進められようとする小樽駅前周辺再々開発について、市は小樽駅前広場について周辺再開発と一緒に検討する考えはないのでしょうか。

また、小樽市も会員である準備組合の考え方や、さきに述べた小樽商工会議所が検討する経済センタービル等の更新等も含め、駅前周辺の今後の開発に関する要望等も挙げられる中、小樽駅前周辺や、さらには市街地の今後の開発について複数当事者と調整を行うため、連絡会議などの設置も必要ではないのでしょうか。このような状況の中で、市はどのように主体的に関わっていく考えなのか、具体的にお示しください。

札幌市では、新さっぽろエリアの再開発が進んでおります。公社と民間企業が協力し、大学や医療機関、医療系専門学校のほか、ホテルや30階建てのマンションが新札幌駅周辺に集まり、施設を空中回廊で結ぶというものです。本市でもまちの魅力を高めるため、にぎわいのある中心市街地エリアの整備が必要です。将来の小樽駅前のビジョンを描くことが改めて必要だと考えます。見解をお示しください。

次に、小樽港第3号ふ頭及び周辺再開発について伺います。

現在、整備や再開発の計画が具体に進められている、小樽港第3号ふ頭及び周辺地区について、我が党としては、しっかりと推進されることを望んでおります。再開発の整備方針が徐々に示されてくる中で、先日、産業港湾部より経済常任委員会に対し、スケジュールや事業内容が示されました。その中の観光商業施設建設について説明があり、その内容は事業主体が株式会社小樽観光振興公社であることと、事業計画を示すというものでありました。まだ未確定の要素もあるようで、この一度の説明では我々も市民に説明し得るほど納得のいく内容には至っていないと思うので、今後詳しい内容を説明願いたいと思います。この事業は、民間のみならず、市も出資者として関わることになります。当然、事業について市も責任を負わなければなりません。

この場では、先日示された情報の範囲で幾つか伺います。

事業主体を小樽観光振興公社とし、さらに今の組織から改編を行うとのことですが、そもそも事業主体の観光振興公社が組織改編を行って事業に当たるのであれば、新たな体制が整ってその組織が事業計画を示し、本市に関わる部分を市と協議を行い、計画がしっかりと固まった段階で、市が議会に情報を示すというのが筋であると考えます。

また、もし事業主体の新体制をスタートさせる前に事業計画を固める必要があるのならば、例えば、新体制設立準備室等を設置し、その中で経営方針や組織を明らかにして、事業計画を立て、市と関連協議を行い、議会に示すというのが妥当と考えます。順序を誤ると物事は進みません。今後の進め方について、市としてどのように考えるのかお示しください。今後、オール小樽で納得のいく進め方で行われ

ることを望みます。

令和4年度に市制100周年を迎える小樽市であります。少しでも小樽港の開発が進み、節目の年度に小樽港の将来に向けた新たな展望を示すことができれば素晴らしいことでしょう。その上で大事なことは、この第3号ふ頭基部の観光商業施設の計画を含め、第3号ふ頭及び周辺再開発について、市民の声をしっかりと反映させることであると考えます。市としてどのように考えるのか、市民意見をどう取り入れていくのかお示してください。

次に、ウイングベイ小樽の利活用と、ウエルネスタウン計画について伺います。

ウイングベイ小樽で、株式会社小樽ベイシティ開発と社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会小樽病院が、医療・介護・福祉事業を展開するウエルネスタウン計画が具現化されようとしております。市民の健康維持のための施設で、介護等の情報収集、人材育成の場としての期待もできる施設です。高高齢化率の本市で重要な施設となるものと考えます。

さらには、現在、国でも検討が行われている日本版C R Cの対象としても期待が持てるわけであります。

さらには津波対策の構築物としても有効と考えられているウイングベイ小樽において、この施設は医療・介護を伴った災害時対応が可能であり、防災拠点としても機能を発揮すると考えられることから、ぜひとも推進されるべき事業であると考えます。市としても様々な面でしっかりと関わり、実現されるよう取り組んでいただきたいと考えます。見解をお示してください。

医療の関係では、令和2年に小樽看護専門学校の生徒募集停止と閉校の危機が起きましたが、迫市長と本市の積極的取組の成果により存続が決定しました。また、これについて医療法人社団心優会の御英断に感謝申し上げたいと思います。

現存の課題は、この学校の移転についてであります。ウエルネスタウン計画が進められるウイングベイ小樽は、まさしく移転先にふさわしい場所と考えます。バス、JRのアクセスのよさはもちろん、自動車通学者も多い同校生徒を受け入れるに十分な駐車場設備もありますし、家庭を持つ学生の方々の生活をサポートするべく商業店舗も存在し、適地であることは間違いありません。一方で、これを進めるために土地利用に関する制限が課題となります。本市として小樽看護専門学校の移転先としてウイングベイ小樽という選択肢を第一に検討を進めてはいかがでしょうか。お示してください。

また、建築制限について、弾力的、柔軟に対応いただきたいと思います。見解をお示してください。さらには今後、介護、福祉のまちとして形成が予定されるウエルネスタウンをフル活用するため、介護士や栄養士を育成する学校などの誘致等も取り組んでいただきたいと考えます。

また、小樽市医師会や小樽市医師会看護高等専修学校、さらには小樽市保健所の医療・健康を担当する部署の移転など、市民の健康維持に寄与する機関の移転も可能であると考えます。市としての見解をお示してください。

次に、北海製罐小樽工場第3倉庫存続に向けた取組について伺います。

解体が検討されている同倉庫について、その保存・活用を検討するために、第3倉庫活用ミーティングが発足され、本年1月14日に初会合が行われました。この建物は北運河観光のまさに象徴的な建築物であります。保存・活用に向けて議論が活発に行われ、有効な策が立案されることを願います。こうした民間の取組が始まりましたが、小樽運河の活用の観点から存続・保存に向けて本市も所有企業と協議し、この先の方針を決定するため、次年度秋まで猶予をいただきました。これまでの議会質疑でこの活用に向けた土地の用途に関する規制について、市は必要な対応を速やかに行うと確認できました。

もう一つの懸念は、この建物の強度についてであります。強度の調査なく進展はないのではないかと

懸念をしております。市は劣化調査等を行う第３倉庫活用ミーティングに対する補助金として536万円の予算を計上しております。

そこで伺います。建物の劣化調査についてどのような内容か、そして調査のスケジュールをお示してください。また、その調査により課題が出た場合、どう対応するのかお示してください。

次に、小樽港高島地区における観光船事業に関して伺います。

これまでの議会で当該地域における観光船事業のための建築物の建設に関する違法性が指摘され、本市では当該建築物が分区条例における禁止構築物となることから、港湾法に違反していることを所有者に示し、建物の撤去または分区条例に適合する用途で当該建築物を使用するよう、是正の指導を繰り返し行っているとのことでした。本年１月、対象の建築物が撤去されていることを視認いたしました。

これについて伺いますが、当該建築物の所有者が市の指導に従い当該建築物を撤去したと認識してよいのかお示ください。

この問題は、高島地区の漁業者の皆様に変な混乱と不安を与えた問題であります。市としてこの事実と経緯を漁業者の皆様の説明する必要があるものと考えます。見解をお示ください。

また、この建築物に対する確認申請に基づき、分区条例上適合するとの市の判断を得て当該建設を行った観光船事業者が、本市に対し訴訟を提起しているということも以前示されておりました。この件について進捗等あれば、お示ください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、まちづくりについて御質問がありました。

初めに、小樽駅前周辺再々開発についてですが、まず、小樽駅前広場と周辺再開発との一体的な検討につきましては、小樽駅前第１ビル周辺地区再開発準備組合が検討を行っている敷地は、駅前広場に隣接しており、一体的な利用が可能であることから、現在、準備組合も参加しておりますＪＲ小樽駅前広場再整備基本計画検討委員会において協議を行いながら、この敷地の一部に駅前広場の機能を組み入れる案など複数の小樽駅前広場再整備案の作成を進めているところであります。

次に、再開発事業の関係者と市の関わりにつきましては、小樽駅前第１ビル周辺地区の再開発事業は準備組合が具体的な検討を行っていることから、市といたしましてはその準備組合と調整することが基本になると考えておりますので、関係者との連絡会議につきましては、当面設置する予定はありませんが、小樽駅前広場の整備主体である市といたしましては、今後、関係者との連携を図るとともに、その状況に応じて調整をしてまいりたいと考えております。

次に、小樽駅前周辺のビジョンの策定につきましては、駅前第１ビル周辺地区の再開発事業を小樽駅前の周辺を含めた将来のビジョンを策定した上で事業を進めていく手法もありますが、そのためには関係者との調整に多くの時間を要することになります。一方、準備組合では早期の事業着手を目指し検討を進めていることから、市といたしましてはそのスケジュールに合わせるため、準備組合と協議した上で広いエリアでのビジョンは策定せずに、第１ビル周辺地区と駅前広場の限定したエリアで計画を進める手法を取ることとしたところであります。

次に、小樽港第３号ふ頭及び周辺再開発についてですが、まず、観光・商業施設の運営主体となる株式会社小樽観光振興公社の事業計画につきましては、第３号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議のメンバーで、民間の経営実績のある事業者が中心となり議論を重ね作成し、同社の取締役会で承認されたも

のであります。また、小樽観光振興公社の経営につきましては、これまで市のOBが社長を務めてきておりますが、今回の再開発を契機といたしまして、民間の経営ノウハウを活用した経営体制の刷新が必要になるものと考えております。しかしながら、小樽観光振興公社による今後の事業の進め方につきましては、現在のコロナ禍の状況に鑑みますと、先行きが不透明な状態が続いておりますので、慎重に検討していく必要があるものと考えております。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発への市民意見の反映につきましては、平成26年度に第3号ふ頭及び周辺再開発計画を策定した際には、市民アンケートの実施、市民委員の参画をいただいたワークショップの開催、また、計画案がまとまった段階での市民意見の聴取など、広く市民の意見を伺いながら進めたものであります。計画の実現に向けては、段階的に整備を進めることとし、現在、埠頭の一部と基部の整備を当面の目標として、この計画に基づき観光・商業施設も含めた具体的な整備の内容を検討しているところであります。この段階で改めて意見をお聞きすることは考えておりませんが、整備計画の検討状況については今後とも議会に御報告をさせていただき、御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、ウイングベイ小樽の利活用とウエルネスタウン計画についてですが、まず、ウエルネスタウン計画実現への支援につきましては、本市といたしましては財政的支援は難しいものと認識をしております。しかしながら、医療、福祉、介護の増進が期待できるため、国などの各種制度の紹介や様々な規制に関する相談を受けるなど、計画の実現に向け、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

次に、小樽看護専門学校の移転先につきましては、安定的に学生を確保し、学校が長く存続するためにも、学校運営を引き継ぐ法人からは通学に利便性のよい場所への移転が要望されております。本市といたしましても、当該法人や関係機関と協力しながら移転先を検討しているところであり、土地利用に関する課題もありますが、ウイングベイ小樽は移転先の候補の一つとして考えております。

次に、建築制限につきましては、ウイングベイ小樽が立地する土地の区域については、都市計画法に基づく地区計画により学校の建築は制限されておりますので、看護専門学校の移転に当たっては地区計画などの変更が必要であります。今回のウエルネスタウン計画のような地域の方々が主体となったまちづくりに関する取組を今後の都市計画に反映させる手法の一つとして、土地所有者等が地区計画などの決定、変更が提案できる制度の活用も考えられることから、株式会社小樽ベイシティ開発の意向を確認した上で適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、ウエルネスタウンをフル活用するための市の協力につきましては、現在、公共施設の適正化を計画している中、ウエルネスタウンに市の部署を設置することは難しいものと考えておりますが、施設規模から様々な可能性も秘めていると考えられますので、株式会社小樽ベイシティ開発の意向も伺いながら協力できるものは行ってまいりたいと考えております。

次に、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫についてですが、調査の内容とスケジュールにつきましては、建物の内外部の目視による破損状況のほか、サンプル採取による鉄筋コンクリートの劣化状況などについての調査を4月から6月にかけて第3倉庫活用ミーティングが実施する予定であると聞いております。また、その調査結果により判明した課題につきましては、同ミーティングにおいてその課題も踏まえて保全活用プランを検討していただけるものと考えておりますが、市といたしましても課題を共有し、連携しながらその解決に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小樽港高島地区における観光船事業についてですが、まず、観光船事業者による休憩所等の建築物の撤去につきましては、市からの是正指導に応じて行われたものと認識をいたしております。

次に、高島地区の漁業者の皆さんへの説明につきましては、高島地区の漁業者の皆さんには当該地区

での観光船事業に関して大変な御心配をおかけしたものと考えておりますので、今後、建築物が撤去されている状況について、できるだけ早い時期に説明してまいりたいと考えております。

次に、訴訟の進捗等につきましては、平成31年2月に観光船事業に係る許認可取消処分等取消請求事件として提起された訴訟については、令和元年12月6日に行われました5回目の期日において、原告である観光船事業者が約1億4,300万円の損害賠償請求に訴えの変更を申立て、令和2年1月16日付で裁判所がその変更を認めたところであります。その後、損害賠償請求事件として令和2年2月4日に1回目の弁論準備手続が行われ、本年2月25日に10回目の弁論準備手続が行われたところであり、現在も係争中であります。

なお、この間、損害賠償請求額に変更があり、現時点では約1億3,100万円の損害賠償請求となっております。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

○15番（中村吉宏議員） 何点か再質問をさせていただきます。

まず、財政の点、ふるさと納税の収入増に向けた取組に関してであります。

このテーマにつきまして、我が党は積極的にもっと歳入増に向けた取組は必要だという考え方で、この後具体的話が一般質問や、また予算特別委員会等でも出てくると思うのですが、御答弁の中で、本市は水産物について季節限定品として返礼品に選定しているという趣旨の御答弁がありました。ホームページを見ていると、本市の商品ラインナップの中に、今、時期ではないからなのでしょうか、見受けられないのかと思うのです。ある程度人気の商品になるのかと思いますので、通年でこういう商品をラインナップの中に載せておいて、例えば予約販売ですとか、販売と云ったら語弊ありますけれども、予約でこの商品をチョイスできるというような環境をつくっておくのが必要なのかと感じたのですが、この辺の御見解はいかがでしょうか。

やはり今、ふるさと納税にどれだけ興味を持っていただくかとか、さらに言うと、地方創生自体も、やはり都市間競争という側面が非常に強いと思うのです。なので、ネームバリューがあって皆さん本当に注目度の高い小樽のまちをしっかりと名実ともに選択していただくような取組をいただきたいと思いますが、このあたり、もし御答弁いただければお願いいたします。

続きまして、学校における新型コロナウイルス感染症の対応、回復後のケアですとか、健康管理、学習フォローについて伺いました。

やはり多くの小学生、中学生の方が感染されているという状況を一部受けながら、本当にニュースなどでも、他都市は誹謗中傷、特に学校内のいじめというよりも、周辺の近隣の方が電話をしてきたりですとか、そういうことで学校にそういった誹謗中傷の状況が発生したということが報道されておりましたが、本市ではそういう状況がないという御答弁で、本当に本市の市民の皆さんはしっかりとそういうことを認識していただいて協力的なのだなということを確認をさせていただいたところであります。

ただ一方、学習のフォローと云いますと、やはり学校閉鎖、学級閉鎖等も起こっておりまして、これについてまた予算特別委員会でも詳しく聞きたいことはあるのですが、放課後に補習などを行ったということでもありますけれども、そういう状況が逆に児童・生徒の方たちの負担にならなかったのかというのが心配事項ではありますので、具体的にどのぐらいの時間をかけて、どう対応されたのかというところを、もう少しお示しいただきたいと思います。

それから、今年の冬の市民の安心・安全について、水道凍結に関連する質問をさせていただきました。

令和元年度からやはり令和2年度、相当数の市民の方がやはり苦慮されていてと。御答弁の中でこう

した状況を踏まえて、何かしら市でも対策の体制をつくっていく必要があるのではないかということで、本質問を構成させていただいたのですけれども、基本的に市民の方の自己責任だというような御答弁がございました。ただそうとはいえ、例年の市民感覚でいくと、恐らく年末年始の寒さというのは令和元年度に示された最低気温の状況なのかなというところで、随分落ち込みがひどかった。恐らく対応をしようにもできなかったというところではあると思うのです。市民の方たちに関しては、水道局に問合せを行いました。だけれども、民間業者もどこも休みだし、水道局にお電話をして何とか手配をしていたという状況のようでございますけれども、なかなか事業者の方もお休みなので、すぐ対応はしてもらえなかったということでもあります。

一方、事業者の方からも声があって、いきなり言われても困るということだったのです。であるならば、何かしら市と水道局でしっかりこの辺の対応・対策といいますか、今年度はもう終わってしまいましたけれども、次年度に向けて対策を講じる必要があるのではないかなというのが質問の趣旨だったのですが、水道局として何か本当に必要というか、対策を講じていくお考えがないのか、もう一回お示しをいただきたいと思います。

それと、市内経済に関連してですけれども、新しい取組という観点で質問をしました。これは想定しているのは、今、国でも示している事業再生構築の補助金がありまして、こうしたメニューにどうやったらアプローチできるのかと考えていながらも、なかなかアイデア面で苦慮する市民の方たちが多かったと思います。今、中小企業振興会議で効果的な支援策も考えていくという御答弁をいただきましたけれども、非常に重要なことではあると思うのですが、こういった国が出してくれるせつかくのメニューであれば、多くの市民の方にも利用していただきたい。割と比較的短いスパンで対応していかななくてはならないような状況にも、こういうアイデアを、相談に乗っていただけるようなところというのがあれば、市民の方も何とか努力したいけれども、具体的にどのようなアプローチでこういった補助メニューを使えばいいのかというのが難しいという方にフォローをしていただくようなことが必要なのではないかと思いますが、いきなり具体でこれをやりますというお話にはならないと思いますが、御検討いただければと思うのですけれども、そのあたり御答弁いただけますでしょうか。

それから、DMOに関連して、DMOとして活動が進められると、それについてどのような事業に取り組むのかということで、形成・確立計画に沿って事業を進めていくということはそうなのですが、今、本市もそうですし、全国他都市観光地であれば同じ悩みを抱えていると思います。観光が大打撃を受けて、ちょうど本市も本日から不要不急の外出要請、あるいは都市間の、札幌市等の往来自粛要請が解除された状況になりまして、少しでも観光の方を、もちろん感染に十分注意しながら受け入れていきたい、そういう状況であると思います。DMOが、今後またさらに新型コロナウイルス感染症対策がしっかりと進んで対策も練られた後で、DMOとしていろいろな活動をしていく必要がある中で想定していたものが、例えば小樽を売り込んでいく商品開発ですとか、こういったものを今の時期から進めていってもいいのではないかなという想定をしながら、事業にどうやって取り組むのかという質問をさせていただいたので、もしこのあたりの何か検討されているようなことがあれば、お示しいただければお示しいただきたいと思います。

再質問は以上です。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村吉宏議員の再質問にお答えをいたします。

最初にふるさと納税についてお尋ねがございました。

ふるさと納税につきましては、議員も御指摘のとおり、歳入増に本当に早急に取り組んでいかなければならないというふうに我々も思っていて、この間サイトを増やすなど、改善も加えてきましたが、私自身、小樽の知名度ですとか、豊富な食材だとか、素材があるにもかかわらず、なかなか寄附額が伸びていかないということについては、さらに改善を加えていかなければいけないというふうに思っているところでございました。

先ほど特に生鮮海産物といいますか、その供給についてのお尋ねではあったかと思うのですが、通年でできれば望ましいことだというふうに思っておりますけれども、私どもでは明確にお答えすることはできませんので、これは事業者としっかりと相談をいたしまして、商品供給の課題については検討してまいりたいというふうに思っておりますし、新年度に向けましては、このふるさと納税の取扱いの改善策の一つとして、担当を財政部から産業港湾部に移したいというふうなことも考えているところでございます。

それから、水道凍結についてお話がありました。

先ほど中村吉宏議員からは、自己責任だけをとということのお尋ねがありましたけれども、私の本答弁の中でも確かに自己責任ではあるのですが、今回の大変な状況を踏まえまして、これは答弁が繰り返しになりますけれども、年末年始などの休日におけますこの凍結修繕等の対応につきましては、今後委託事業者としっかりと連携をする。また、気象状況に合わせた体制強化というものを、今のうちから、これからしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

また、私も先日出演しておりますラジオの番組でも、この水道の凍結の問題について取り上げさせていただきましても、機会を見て注意喚起もしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、国のメニューを利用する事業者の皆さんに的確なアドバイスをというようなお尋ねではなかったかと思うのですが、市としていろいろな御相談を受けていますけれども、なかなかビジネスのアイデアということになりますと、企業のマネジメントも含めて、ある程度経験なり知識が必要だというふうに思っていて、当面はこれまでもそうなのですが、こういった御相談には国の機関ですとか、北海道の機関を紹介してまいりましたが、先ほど御答弁申し上げましたが、中小企業振興会議の中で専門的な知識なり経験をお持ちになった方の参画をいただいたようなプラットフォームを構築していくということが一つのテーマになっておりますので、その作業もできるだけ早い時期に進めさせていただきまして、事業者の御要望にしっかりとお答えしていくような体制を組んでいきたいというふうに思っております。

なお、国のメニューですとか、北海道のメニューにつきましては、市内の事業者が漏れなく使うことができるように、周知の徹底には努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（徳満康浩） 中村吉宏議員の再質問にお答えします。

DMO関係のことでお答えさせていただきます。

候補法人の申請書の中身が具体的な事業名を列記するような中身になっていないという中で、ターゲットと取組方針というのが書く内容になっていまして、そういったことでのターゲットを目指した取組方針を着実に進めていくというような形になろうかと思っていて、その後にきちんとした登録法人になったときに、具体的な事業名が書かされるような申請内容になっていくのですけれども、まずは取組方針

の中でも先ほどターゲットの区分でいいますと、20歳代から40歳代の女性をターゲットとした取組方針の中では、アクティビティ関係の企画・立案を図るだとか、外国人の方もそうなのですけれども、欧米豪の部分、歴史や文化だとかのそういうストーリー性のある回遊だとか散策だとか、そういうことを企画するだとか、体験プログラムを構築するというようなことも取組方針の中で書いておりますので、そういった中で中村吉宏議員がおっしゃったような商品開発、これからはそういう体験型の部分が重要になってくるかと思しますので、そういったところに力を注ぎたいというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 中村吉宏議員の再質問にお答えをさせていただきます。

治療に専念していた児童・生徒の学習の遅れについて、取り戻すために学習面でどのようなサポートをしてきたのかというところの御質問だというふうに思いますが、個々の児童・生徒の状況にもよりますが、担任でありますとか、教科担当の教員などが個別に放課後に短時間で生徒の状況を把握したり、休み時間を活用したりして、子供の負担にならないように配慮しながらサポートしてきたというふうに報告を受けているところでございます。そのほかに、道の事業で配置していただいた学習支援員という支援員も活用しながら、子供に寄り添った指導をしているというふうに伺っているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 中村吉宏議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 3時00分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して質問します。

最初に、新型コロナウイルス感染症は全世界で猛威を振るい、小樽市内でも複数の感染クラスターが発生し、多くの貴い命が失われました。お亡くなりになられた方には心よりお悔やみ申し上げます。そしてまた、今なお治療されている皆さんには、一日も早く完治されることをお祈り申し上げます。

さて、質問です。新型コロナウイルス感染症の対応についてです。

新型コロナウイルス感染症に当たって、小樽市は1週間の人口10万人当たり、発症人数が100人を超えた状態が2度ありました。日本共産党小樽市議会議員団は1月25日新型コロナウイルス感染症対策には社会的な検査が必要として、面的な検査と定期的なPCR検査を実施することを緊急に申し入れてきました。市長は私たちの申入れに対して、具体的にどのように対応されたのでしょうか、お答えください。

本市の新型コロナウイルス感染症に関連した患者発生についての報道機関への報告では、入院者数、宿泊療養施設入所者数、宿泊療養施設等調整中の人数、陰性確認済人数などが報告されています。宿泊療養施設入所者は道が指定する他市の療養施設に入所することになり、その場合、本市職員を管理担当者として他市の療養施設に派遣していると伺いました。宿泊療養施設の開設は北海道の権限です。今後感染者が急増した場合、地元での宿泊療養施設が必要ではありませんか。市長は小樽市内のホテルを利用して設置されるよう、道に申し入れされなかったのでしょうか。

宿泊療養施設等調整中とは、自宅待機と伺いました。全国での自宅療養の状況が日々報道されていま

す。容態が急変し亡くなられた例や、何とか危篤状態を脱した例などが伝えられています。市内において自宅での死亡者は出してはなりません。市内でも保健所の指示で宿泊療養施設に入所待機となっている。自宅待機していたが、子供にも感染させる心配があって日々不安を募られているという声も聞かれました。体調、病状に対する健康観察は保健所が行っていますが、保健所は多忙極まりない中で、自宅待機者の不安解消もできないのが実情ではないのでしょうか。報道では開業医が往診に当たって、御近所のことも配慮しながらふだん着で訪問する姿も映し出されていました。コロナ禍では往診が難しいのが実情です。せめて医師から電話で症状を聞き取ってもらうだけでも患者は心強いのではないのでしょうか。今後、年度変更による移動もあり、市中感染の再発が予想されます。その対処として医師への協力を依頼する必要があるのではないのでしょうか。

介護施設などは高齢者が多いことから、新型コロナウイルス感染症重症化のリスクが高くなります。感染者が発症するとクラスターになるのは必然的で、死亡者が起きる心配があります。介護施設等には特別の対策を講じているのでしょうか。その対策を示してください。

現在、小樽市では、新型コロナウイルス感染症で亡くなった場合、葬斎場では新型コロナウイルス感染症感染者の遺族は待合室の使用や葬斎場場内の立入りが制限されて、火葬中は告別ホールや車中で待機させられ、収骨もできない現状です。厚生労働省のガイドラインでは、新型コロナウイルス感染症の遺体は飛沫感染のおそれはなく、接触感染についても手指衛生を徹底し、ガイドラインを踏まえた取扱いで十分に感染のコントロールが可能とされています。市内の新型コロナウイルス感染症患者在収容されている病院では、感染対策を取りながら治療に当たっております。この事態は人間の尊厳の問題であります。御遺族の心情も考慮し、厚生労働省のガイドラインを基に収骨等遺骨の立ち会いができるようにすべきではありませんか、お答えください。

1 項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 川畑議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、新型コロナウイルス感染症の対応について御質問がありました。

まず、面的なPCR検査の実施につきましては、医療機関や高齢者施設など重症化のリスクが高い施設で感染者が発生した場合は、保健所のほか、民間の検査機関に検査を委託するなどして施設関係者全ての検査を広く速やかに行っております。

また、定期的な検査の実施につきましては、本年1月の国からの通知により、検体プール検査法や抗原簡易キットによる行政検査も可能とされたことから、この通知に沿った検査の実施について、他市の事例も参考にしながら、対象者、検査回数、検査方法など検討してまいりたいと考えております。

次に、感染者が急増した場合の、市内での宿泊療養施設の必要性につきましては、既存の施設への市民の皆さんの入所が困難となる状況が生じた場合には、市内も含めた宿泊療養施設の確保について、北海道と協議する必要があるものと考えておりますが、現段階では市内での設置の申入れは行っておりません。

次に、自宅待機者への往診等につきましては、既に本年1月より市内複数の開業医の協力を得て、自宅待機中に体調の変化があった方への往診が実施できる体制を整えております。

次に、介護保険施設等に対する対策につきましては、昨年6月に高齢者や障害者の施設を対象とした感染予防に関する研修会を開催いたしました。

また、本年においては1月以降の感染者数の増加を受け、2月に介護保険事業所や高齢者施設等に向け、感染拡大防止対策徹底に関する通知を改めて発出しております。

さらに、国や北海道から通知される感染対策情報を各施設に周知するとともに、市民や市内企業から寄附を受けたマスクを各事業所に提供し、支援に努めたほか、障害福祉や介護保険等の施設の新規入所者や就労者に対する新型コロナウイルス感染症の検査費用を助成する事業も実施いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の収骨等につきましては、本市の葬斎場は市内唯一の火葬施設であり、火葬を担う職員の代わりもいないことから、職員が感染し、閉館という事態になりますと、市民生活に大きな混乱と影響が生じるものと認識しております。新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の御遺族は、亡くなった方と接触している可能性があり、また、そうではない場合であっても、葬斎場でお一人お一人の状況を把握することは難しいことから、職員の感染防止のためにやむなく控室の御使用や収骨などを御遠慮いただいております。

市内では集団感染も落ち着きつつあるとはいえ、いまだ予断を許さない状況にあり、現時点で葬斎場における収骨等の対応を変える予定はありませんが、今後、市内の状況が落ち着き、ワクチン接種などにより職員や御遺族の感染リスクが低減される状況となりましたら、他都市の動向も参考にし、見直すことも検討したいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）

○21番（川畑正美議員） 2項目めの質問をします。

市長の政治姿勢についてです。

RORO船定期航路の廃止についてです。

小樽港の物流はフェリーが中心となった中で、一方で、ロシア、ウラジオストクへの中古車輸出は小樽港にとって主要な物流でした。今月早々に小樽ウラジオストクのRORO船が苫小牧港へ移行することになり、小樽港の定期航路が廃止されとの報告がありました。迫俊哉市長は、公約で国が進めるロシアと日本との経済協力における役割の一端を担い、輸出入を通じて小樽港の振興を図りますと掲げ、ロシアとの物流を重視しているとしていました。しかし、RORO船航路廃止は真逆な事態になったわけですね。市長はこの責任をどう取るつもりですか、お答えください。

RORO船航路廃止に至る経緯説明で、運航会社にもコスト削減を求められ、市にも協力要請があったと伺いました。市は代理店から協力要請を受け、どのような対策をしたのですか。運航会社が代理店への事前説明なく、苫小牧港へのトライアル寄港を決定し、その後、新型コロナウイルス感染症の影響で運航会社と直接交渉ができなかったといいます。小樽港とロシアの物流を重視してきた本市がこれらの動きをキャッチできなかったということ、そして運航会社の社長と直接交渉できなかったということは、市の姿勢に問題があるのではないですか、お答えください。

小樽港は天然の良港と評価を得てきました。日本海航路ではロシアと距離関係でも優位性があると捉えています。苫小牧港にRORO船航路を取られたのは、怠慢な姿勢が要因ではないのですか、お答えください。

次に、大型公共事業についてです。

迫市長は将来に向けた取組として、小樽港第3号ふ頭及び周辺地域の再開発、北海道新幹線新駅と新駅周辺の整備、JR小樽駅前広場の再整備を挙げています。小樽港長期構想が策定され、小樽港は海の

玄関としてクルーズ船の大型化に対応し、訪れる人に魅力的で利便性を高める第3号ふ頭や、その周辺整備を進めています。しかし、コロナ禍の下でクルーズ船の寄港がゼロ状態の下で、道の駅港湾版と言える、みなとオアシスの登録を目指すとともに、にぎわいづくりのための港湾施設を小樽港湾計画に位置づけながら事業を進めていくことは理解できません。

市長は、小樽港では大型クルーズ船対応や、第3号ふ頭基部へのにぎわい空間づくりのための事業を推進していく考えのようですが、老朽化対策や物流機能の強化を優先すべきと考えますが、いかがでしょうか。

第二の玄関として、北海道新幹線新小樽（仮称）駅があります。トンネル掘削土問題、乗客の見通し、工事費用、在来線の切り崩しなど、課題が山積みです。鉄道・運輸機構は、十分な説明責任を果たさず、機構にとって都合の悪いことはひたすら隠し、住民の不安に答えていません。最も衝撃的なことは、北斗市の渡島トンネルで条件不適土という環境基準の270倍のヒ素が含まれていたことであります。北海道新幹線新小樽（仮称）駅の市整備駐車場予定地は、鉛が基準値を上回る数値で検出され、追加調査の結果によっては土壌の入れ替え、溶出防止対策が必要となる場合もあるとの報告を受けています。新駅周辺地区を小樽市の新たな玄関口とすることは、新駅周辺の整備費用負担の増加をはじめ市街地との交通問題、新幹線新駅を利用する見込みの客数が、JR小樽駅、小樽築港駅などにも満たない数が見込まれること。さらには、新駅に停車する新幹線の本数の見込みも決まっておりません。このような課題が山積みの中で、市民にとって過大な負担となることは明らかです。市長は、なぜ新駅周辺整備推進の立場を取っているのですか。お答えください。

そして、第3の玄関として、JR小樽駅前広場の再整備です。小樽駅前周辺の再開発を視野に入れ、小樽駅前広場のあり方の具体的な検討を始めています。昨年8月に実施したJR小樽駅前広場の市民アンケートでは、送迎者の乗降場所が明確になっていない。歩行者の安全性に不安がある。車両が右左折しづらいなど、市民から安全性が求められています。整備促進については、利用者と通行者の安全を中心にすべきと考えます。これらの市民アンケートの回答からも、JR小樽駅前広場の再整備については、大規模に行わず、駅前広場の安全対策に絞るべきではありませんか、いかがでしょうか。

かつて大型公共事業として始めてきた築港再開発のマイカル、人口20万人を予定していた朝里ダム、飲まない水に毎年1億円をかける当別ダム問題、そして石狩湾新港への多額の負担、これら国や道の言いなりになって行ってきた大型事業は、小樽市民に大きな負担としてのしかかっています。これらの二の舞はすべきではありません。お答えください。

次に、新幹線トンネル残土についてです。

塩谷4丁目の市有地である受入れ候補地は、事前調査が終了し、説明会が行われましたが、新型コロナウイルス感染症対策で参加者が絞られた中で、市職員も参加しておりました。住民の反応について、参加した職員が発言内容やその雰囲気を持ち帰り、庁内で判断していると伺っていますが、どのような報告がされ、どのような判断をされたのか、お知らせください。また、判断された根拠も併せてお答えください。

最終的には、鉄道・運輸機構が受入地として決定すると伺いました。説明会後機構がどのような決定をするか、何ら伝えられておりません。鉄道・運輸機構はどのような決定をしているのか、知らせてください。

塩谷地域の第三の要対策土の受入れ候補地は、塩谷3丁目の民有地です。この場所は道道956号小樽環状線に隣接し、住宅が四、五軒あります。塩谷地域の3か所の受入地と候補地は、雨水や地下浸透水など、全てが塩谷川に注ぎます。市は発生土受入希望者募集要領に合致すれば、要対策土受入候補地とし

て、鉄道・運輸機構に紹介すると伺いました。

市長は一つの川に3か所の要対策土の受入れ及び候補地からの雨水や浸透水が注ぐことに懸念を示すことなく、鉄道・運輸機構に紹介しているのですか。また、隣接する住宅が少ないことで、候補地として紹介したのですか。市長の所感を示してください。

小樽市の募集要領は、市内に受け入れる土地を所有し、約5,000平方メートル以上あること、法律や条例上埋立盛土が可能なこと、新幹線建設工事進捗に合わせた受入れが可能なこと、土質を指定しないこと、市の指導、関係法令を遵守することです。

本市の発生土受入希望者募集要領には、大前提である住民の安全・安心を守る、そういう立場が見えません。市長はどのように受け止めているのでしょうか、お答えください。

第2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、RORO船定期航路の廃止についてですが、まず、航路の廃止につきましては、小樽港の振興のためにはロシアとの貿易も重要であると考えており、私も令和元年にウラジオストクを訪問し、小樽港の利用促進に努めてきたところでありますので、今回の航路廃止につきましては、大変残念な結果と受け止めております。

小樽港では、ウラジオストクとの間で別の運輸会社により月に2回から3回一般貨物船が運行されておりますが、現在、市と代理店と運行会社でこの航路を定期航路化する準備を進めており、この取組を含め、今後もロシア貿易の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、代理店からの協力要請につきましては、小樽港におけるウラジオストク向け中古自動車輸出については、従前からRORO船定期航路の運航会社と一般貨物船を利用した他の運航会社の2社が行っており、両社が競合関係にあったことから、対応についても公平性を保つ必要があり、双方の利便性が図られる枠組みでの協力として、指定保税地域の料金体系や輸出車両の保管スペースの確保について検討を行っていたところであります。

次に、RORO船定期航路の動向などにつきましては、代理店へのヒアリングや毎月提出を受けている取扱貨物量の情報などにより確認をしておりましたが、苫小牧港へのトライアル寄港については、代理店への説明なく運航会社の判断で急遽決定したため、事前に情報を得ることができなかったものであります。

また、運航会社との交渉につきましては、本市としても航路維持に向け、交渉を行いたく、代理店に機会を設定してもらうようお願いをしていたところではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響で社長がロシアから日本に戻ってくることができず、実現に至らなかったものであります。

次に、RORO船定期航路の苫小牧港移転につきましては、運航会社と代理店による民間事業者間での交渉で、保管スペースの確保や料金の面で判断されたものであり、行政としては対応が難しかったものと考えております。

ロシア貿易の促進に向けた本市の取組といたしましては、先ほども申し上げましたが、これまでもウラジオストクやサハリンを訪問するなど、民間事業者の皆さんと連携をして取組を進めてまいりました。また、今年度からは小樽港貿易振興協議会にロシア貿易促進部会を設置し、取扱貨物量の増加に向けた取組について検討を行っており、今後も小樽港におけるロシア貿易の促進に取り組んでまいりたいと考

えております。

次に、大型公共事業についてですが、まず、小樽港の整備につきましては、昨年12月に策定をした小樽港長期構想で示させていただいたとおり、物流・産業、観光・交流、安全・安心の三つの視点で基盤強化を図るとした基本目標に沿って進めていく必要があると考えております。

物流・産業、安全・安心の面では、直近では上屋の新築、引き船の新造、多目的荷役機械の延命化対策などを実施しており、今後も港湾利用者のニーズや施設の老朽化の状況などを踏まえながら、必要な事業を進めてまいりたいと考えております。

また、観光・交流の面では、第3号ふ頭及び周辺の再開発事業が港観光の拠点として本市の地域経済の活性化につながることから、引き続き進めてまいりたいと考えております。

次に、新小樽（仮称）駅周辺の整備につきましては、新幹線の新駅が設置されることにより、本市をはじめとする後志地域の交流人口が増加し、にぎわいと活力の創出につながることが期待されることから、受入れ環境として新駅周辺を整備する必要があると考えております。

なお、整備に当たっては過大とならないよう、想定する利用者数に応じた適切な事業規模で進めるとともに、その財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽駅前広場の再整備につきましては、ＪＲ小樽駅前は本市の中心市街地に位置し、観光都市小樽の玄関口であることから、安全対策を講じることに加え、ＪＲ小樽駅から海や港が見える特徴的な景観などの立地特性を生かした空間の整備もしっかりと行っていく必要があると考えております。

次に、公共事業に対する見解につきましては、これまでに実施してきた本市の公共事業は、規模にかかわらず、その時々本市における行政課題を解決する上で必要な事業として行ったものと認識しております。

ただいま申し上げた三つの事業に関しましても、将来に向けたまちづくりを見据えた上で事業の必要性を十分に検討し、後年度の財政負担にも配慮しながら推進してまいります。

次に、新幹線トンネル残土についてですが、まず、塩谷4丁目の市有地に関する住民説明会の状況につきましては、説明会に出席した職員から直接、出席者の発言内容や様子について報告を受け、一部に反対意見や不満の声が聞かれたものの、そのほかの出席者からは異論がなかったと確認をしたところがあります。このことから、本市といたしましては地域住民の方々の一定程度の理解が得られたものと判断をしたところがあります。

次に、受入地の最終的な決定につきましては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構からは、説明会において環境対策などをしっかりと対応することで、地域住民の方々の一定程度の御理解をいただいたものと考えており、今後、小樽市の同意を得た上で発生土受入地として正式に決定したいと聞いております。

次に、受入れ候補地の紹介につきましては、受入希望者募集要項における応募要件に合致している申込みについては、一律に機構へ紹介しておりますが、その後に鉄道・運輸機構が実施する説明会や、現地調査等によって判明した懸念事項等については機構がしっかりと対策を実施することとしており、それらの整理や解決がなされ、地域住民の方々の一定程度の理解が得られた上で受入地に決定されることになるものと認識をしております。

次に、住民の安全・安心を守ることににつきましては、私といたしましては、受入希望者募集要領の内容にかかわらず、最も優先すべきことと考えていることから、これまでと同様に新幹線の建設や関連する工事に当たっては安全・安心に十分配慮した上で施工するとともに、地域住民の方々の不安解消に努めるよう、鉄道・運輸機構へ要請してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）

○21番（川畑正美議員） 3項目めの質問を行います。

新市民室内プールについてです。

第7次総合計画では、市民の健康を増進し、子供たちのスポーツ振興に寄与する総合体育館と市民プールの整備について検討するとあります。再編計画では、新・市民プールについては、総合体育館との併設か、単独での再整備を検討し、長寿命計画とは別に単独の計画を策定するとしています。昨年の第4回定例会でも、整備時期については個別施設計画を来年度中に策定し、その計画の中で時期を明確に示す予定であり、人口減少する中で必要な規模、ランニングコストなど、あらあら検討しない中で、2030年度までに整備する方針を決めることはできないと答弁しています。これまでも市は、プール建設のために必要な他自治体の情報収集や視察をしてきております。今後市民のための施設を検討するのであれば、今から大まかな計画をつくり、市民が検討できるたたき台を示すべきです。市長の見解を示してください。

小樽市公共施設長寿命化計画（案）に対するパブリックコメントが実施されました。新・市民プールに対する御意見は37件ありました。中でも早期に、または優先して建設してほしいという御意見は29件で、78%を占めています。中には15年も待っている。子供たちの未来のためにプールは必要だ。交通の便がよいところなどの声もありました。パブリックコメントでは建設を求める声が全てです。市長はこれらの市民の声に真摯に向き合い、明確に答えるべきではないでしょうか、お答えください。

市営室内水泳プールの存続を求める会は、2006年の小樽駅前第3ビル周辺地区の市街地再開発事業による小樽市室内水泳プールの閉鎖を表明した時点から、市営室内水泳プールの早期建設を求めて陳情や直接市長への申入れなど、15年間も続けてきました。

市営室内水泳プールの建設はしないつもりで、引き延ばしを図っているのでしょうか。市長がプール建設に向けた明確な整備方針を示すべきです。お答えください。

3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、新市民室内プールについて御質問がありました。

初めに、市民の皆さんが検討できるたたき台を示すことにつきましては、来年度にプールを含めた総合体育館の個別の計画を策定することとしておりますが、私といたしましては、その策定過程から利用者の皆さんの御意見を伺いたいと考えております。

次に、小樽市公共施設長寿命化計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられた御意見につきましては、新・市民プールの建設については昨年5月に策定した小樽市公共施設再編計画のとおり、整備する方向性をお示ししております。また、整備時期については、来年度策定する個別の計画において整備時期も含めた整備方針をお示ししたいと考えております。

次に、新・市民プール建設に向けた明確な整備方針を示すことにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、来年度策定いたします個別の計画におきまして整備方針をお示ししたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）

○21番（川畑正美議員） 4項目めの質問をします。

ふれあいパスについてです。

12月の第4回定例会において、ふれあいパス事業費を2021年4月実施予定のバス利用に係る制度変更に合わせて、バス事業者と協定を締結するための債務負担行為が日本共産党を除く議員の賛成で可決されました。議論の経過の中で、事業費の増大が課題になりました。

迫市長は昨年の第1回定例会の提案説明において、高齢者の皆さんの生き生きとした暮らしを支えるふれあいパスについては、このたびのバス運賃改定分は市が負担するとして、令和2年度現行制度を継続しますと述べ、事業費2億5,900万円を予算計上されました。市内均一料金区間料金の引き上げにより、ふれあいパスの市負担額が100円から120円に増額され、これまで中央バスが負担していた均一区間外料金も市が負担しました。ふれあいパス事業費額が増大したのはこれらが大きな要因ではありませんか。その要因の増加額は幾らになりますか、項目別にお答えください。

制度の目的についても議論されました。平成26年の調査では、ふれあいパスの対象者は3万4,822人です。交付者は2万665人で、対象者の59.3%です。そのうち回数券購入者は1万7,029人で、対象者の48.9%です。回数券を購入しなかった人は3,636人で、対象者の10.4%です。ふれあいパス制度の対象者の約5割の方が利用しています。市民にとって貴重な制度であり、改悪すべきではありません。どうぞお答えください。

名古屋市では、敬老バス制度を導入後10年を経過した中で見直しを図り、2013年に65歳以上と、20歳から64歳の各3,000人にアンケート調査をし、その結果を基に敬老バスの効果を四つの分野で評価してありました。社会参加効果では、平均利用回数が週3.4回と、パスによって外出の誘発率が28%増加、健康効果では86.2%の方が利用者の歩数の増加が健康に役立っていると評価しています。経済効果では、バスを利用して出かけたときの1回当たりの平均消費額が4,210円となり、直接効果や間接波及効果を合わせて316億円と推計していました。事業費は約130億円ですから、2.4倍の経済効果になります。環境効果では、車を控える高齢者が4万人に達し、二酸化炭素削減にも効果があると評価されています。本市のふれあいパスの見直しに当たっては、社会参加効果、健康効果、経済効果、環境効果についてどのような評価をされましたか、お答えください。

利用者や居住地域の偏りについても課題となりました。市長は週1回程度が妥当と判断したと答弁しています。利用者には社会的行事ばかりでなく、お買物や食事を楽しみ、健康維持のための通院も必要になります。心身の健康の保持のためには通院も必要ではないでしょうか。市長は通院に利用することは認める立場にないのですか。

また、目的地に出かけるために2路線を必要とする方もおります。名古屋市のアンケート結果では、平均利用回数が週3.4回という結果もあります。週1回程度の回数券購入制限は利用者に対して冷たい仕打ちとなりませんか。

森井前市長が回数券を15冊に制限するとして市民の反発でもって断念しています。今回は年間12冊、週1回程度の利用制限です。対象者や利用者にとって衝撃です。コロナ禍の下でふれあいパスの現行維持を求める陳情署名が短期間で6,716筆も寄せられました。その後も市民から私どもに意見が寄せられています。市長は昨年の第4回定例会で、我が党の質問に対して、改めて利用者からの意見を聞く考えはないと述べました。しかし、制度変更後も利用者から苦情や要望が出てくるのはごく当然です。市長は市民からの要望や意見に耳を傾けることはしないのですか。

そもそもふれあいバス事業は中央バスと共同事業で開始されたものです。市長はバス事業者との協力関係を強調し、回数券の販売は無償などと答弁しています。しかし、中央バスに対しては、事業者負担分30円をやめ、均一料金外負担もなくしています。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、バスロケーションシステム事業費補助金6,000万円を補助し、今度は市内路線バスの確保のためとして生活バス路線運行費補助金9,900万円が計上されています。反面、市民にはふれあいバス回数券の制限、均一区間外料金の負担などを押しつけ、その上、中央バスは路線の大幅減便を実施しています。市が中央バスへこれだけ補助するのは異常ではありませんか。市民のために必要な補助は理解できます。しかし、その場合、公共交通機関としてその役割を十分に果たすべきです。事業者への一方的な補助は問題です。お答えください。

市民から、ふれあいバス回数券の購入に当たって苦情がありました。12月の年金支給時に回数券を10冊まとめ買いを求めると、中央バスの窓口では4月から制度が変わるので半分にしてくださいと断られ、また2月には、4月から制度が変わります。残った回数券は引き取りできませんと言われたということです。市民には制度の変更点を具体的に周知することなく中央バスとは取決めが交わされていたことになります。制度の変更は市民への周知を前提にすべきではありませんか、お答えください。

3月の広報おたるでは、現在の回数券は有効期限を延長しません。4月1日以降使えません。使い切れなかった旧回数券は新回数券へ交換しますが、4月30日まで1回限り最大20枚とあります。何らかの理由で使用できなかった回数券は無駄になります。全てを交換すべきです。これもまた市民の負担にさせるのですか、お答えください。

議会に十分説明なく、ふれあいバス回数券購入チケットを郵送交付することを先議として、市長部局から提案されること自体が乱暴な話ではないでしょうか。ふれあい回数券の購入チケットは金券ではないといいます。しかし、特定記録郵便とはいえ、本人に渡る保証はなく、悪用される可能性もあります。また、回数券購入の制限をはじめとする制度の見直しが問題です。今からでも制度の見直しを撤回してください。

以上で、4項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、ふれあいバスについて御質問がありました。

初めに、事業費の増加につきましては、令和2年度にバス運賃が20円値上げされたことによる影響額は約3,700万円、対キロ区間運賃分が約940万円となります。

次に、ふれあいバスの制度見直しにつきましては、本事業が多くの市民の皆さんに利用されており、重要な制度であると認識をしておりますが、本市の限られた財源の中でこの事業を継続するために必要であると考えております。

次に、ふれあいバス事業の効果につきましては、平成28年度に実施をいたしました利用実態調査において、制度対象者から健康増進や介護予防など、各分野で一定の効果があるとの評価を受けております。また、高齢者の社会参加を促し、孤立を減らし、生きがいがつくりにつながっていると感じている方も多かったことから、外出支援としての本事業の目的は達成されていると考えております。

次に、ふれあいバスの使用目的等につきましては、事業の本来の趣旨は社会参加と生きがいの創出を促進することではありますが、これまでの利用実態調査の結果から、通院のための利用が多いことは承知しており、それを否定するものではありません。年間の利用冊数12冊以内の方がふれあいバス交付者の

約74%を占めていることや、本市の財政状況も考慮し、事業継続のためには利用回数は週1回程度が妥当であると判断したものであります。

次に、このたびの制度見直しに対する要望や意見につきましては、これまでも私自身市民の皆さんから様々な御意見をお聞きしており、制度変更後においても引き続きいただいた御意見等を参考にしながら事業の検証をしてみたいと考えております。

次に、バス事業者への補助につきましては、生活バス路線運行費補助金は市民の皆さんの移動手段の確保のため運行費用の一部を補助するものであり、バスロケーションシステム導入事業費補助金は利用者の利便性を高め、バスの利用促進を図ることを目的としたものであります。

地域公共交通の確保については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律で、市が主体となって取り組むよう定められており、これらの事業は同法に基づき策定した小樽市地域公共交通網形成計画に位置づけられたものであります。

次に、制度見直しに関わる市民への周知につきましては、この制度はバス事業者等の協力が必要であり、見直しについては事業者と協議をしながら進めてきたところであります。市民の皆さんには見直しの検討経緯や変更案について、11月に市のホームページでお知らせをしております。

次に、回数券の交換につきましては、令和2年度の回数券には有効期限を設定しており、利用される方は有効期限に合わせて回数券を購入するものと考えております。今回の制度見直しに伴い、利用される方に負担をおかけしないように、回数券の未使用分を交換する取扱いとしたものであります。

なお、枚数についてはこれまでの購入の傾向を見た上で、上限数を決定したものであります。

次に、購入チケットの郵送交付などにつきましては、今般のコロナ禍において安全性や正確性の観点から、現在考えられる最善策として交付方法を見直したものであります。今回の見直しにより、負担が増える方や、見直し反対の署名が一定数あることも承知をしておりますが、ふれあいパスを今後も維持していくためにやむを得ないと判断したものであり、利用者の方には御理解をいただきたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）

○21番（川畑正美議員） 5項目めの質問を行います。

国民健康保険、介護保険についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響は想定以上に長引くものと考えられます。2020年は国民健康保険に加入している自営業者や給与所得者も新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国民健康保険料のコロナ減免の件数、金額は465件、1億1,353万円に達したと伺いました。自営業者や低所得者層は今後も厳しい状態におかれると推測します。減免の有無によって今後も国保会計に影響するものと思います。市はどのような予測をしていますか、お知らせください。

2018年度の国保財政運営の都道府県単位化に伴って、各市町村の保険料の統一化を図ろうとしています。北海道はどこへ行っても所得や世帯構成が同一であれば同じ保険料にすることを目指し、標準保険料率賦課割合を所得割36%、均等割37%、平等割27%として、2030年までに標準保険料率を適用させようとしています。国保料の賦課割合は市町村が条例で決められますが、道の方針に沿って小樽市は賦課割合を所得割54%、均等割・平等割を46%から所得割率を47%に下げ、均等割・平等割を53%に引き上

げる提案です。2021年度国保料試算では、4人世帯の場合、年収650万円の方は2万3,520円の引下げとなりますが、一方、年収100万円の世帯は7,240円引き上げられることになり、保険料が8万600円になります。市長はこのことをどのように受け止めていますか、お答えください。

そもそも国保料が協会けんぽなどと比較して高い要因は、被保険者に低所得者が多いこと、事業主負担がないこと、そして均等割・平等割の算定があることです。当初は相当額を国庫が負担する必要を認めていました。国庫負担を元に戻し、均等割・平等割を廃止して所得に応じて負担する保険料にすべきです。小樽市の国保は低所得者層が支えています。力ある農業者や漁業者などで支えている自治体とは平等に扱うことはできません。日本共産党は国保財政運営の都道府県単位化に反対です。地域を配慮した保険料を堅持すべきと思いますが、都道府県単位化について、市長の見解を求めます。

一般会計から国保会計の繰入れは、法定繰入と法定外繰入があります。小樽市の国保加入者1人当たりの繰入れは法定繰入以外はほとんどなく、道内主要都市で10市の中でも下位から2番目です。国保は社会保障であることを貫いて、必要に応じて一般会計からの繰入れを行うべきです。市長の見解を示してください。

国の財政支援によって、国保及び後期高齢者医療保険加入者が新型コロナウイルス感染症などで療養のため働くことができなくなった給与所得者は、標準報酬日額の3分の2に相当する傷病手当が支給できることになりました。この財政支援では対象とならない個人事業主があっても、自治体の裁量で対象を広げることは可能だとされています。道内でも赤平市や美幌町では傷病手当、または傷病見舞金として対応している自治体があります。本市でも対応すべきです。お答えください。

要介護3以上の在宅介護を受けている方に紙おむつ等の助成券を交付する事業があります。厚生労働省は2021年4月から年間6万円の支給上限を設定しました。現在要介護3は月額4,000円で第8期においても同額ですが、要介護4、5については、現在月額8,330円の支給を第8期では非課税世帯は5,000円に、課税世帯は5,000円から毎年引下げとなります。高齢者にとってこの介護用品助成事業はありがたいことです。しかし、国は第8期から大幅に引き下げようとしています。要介護5の認定を受けましたが、4月から助成額が5,000円に引き下げられることになり、おむつ代に不安を感じているという高齢者もいます。高齢者に冷たい国の施策について市長はどう受け止めますか。

以上で、5項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 川畑議員の御質問にお答えいたします。

ただいま国民健康保険・介護保険について御質問がありました。

初めに、新型コロナウイルス感染症による自営業者等への影響や減免制度についての予測につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免に対する国の財政支援が、令和3年度も継続されるかは現時点では不明であります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束ははまだ見通しが立たないことから、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた自営業者等の保険料負担を軽減するため、減免制度の継続は必要と考えております。このため、減免制度に対する財政支援の継続を国に要望するよう北海道市長会へ要請しているところであります。

次に、賦課割合の変更に対する影響につきましては、本市の保険料は被保険者の所得に応じて賦課される所得割の割合が大きいことから、他都市と比較して低所得者の保険料は低く抑えられている反面、中高所得者の保険料は高い状況となっております。そのような中、新型コロナウイルス感染症の影響で

保険料の算出根拠となる令和2年の被保険者の総所得が大きく落ち込むことが予想されますが、現在の賦課割合のままでは現状でも他都市より高い中高所得者の保険料がさらに上昇してしまうことが見込まれます。このため、中高所得者の保険料を抑えるよう、所得割の割合を下げることはやむを得ないものと考えております。一方で、基金を投入することにより、低所得者の保険料をできる限り低く抑えてまいりたいと考えております。

次に国保財政運営の都道府県単位化についての見解につきましては、従来の市町村単位での国保財政の運営では、市町村間の所得水準や医療費の差により保険料に格差が生じており、例えば本市のように所得水準が低く医療費が高い自治体などでは財政が不安定になりやすいという構造的な問題を抱えていたことから、国保財政運営の都道府県単位化が行われたものであります。これにより、医療費負担や保険料水準の平準化が期待され、安定的な財政運営につながっていくものと考えております。

次に、一般会計から国保特別会計への繰入れにつきましては、昨年12月に示された北海道国民健康保険運営方針において、決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入は解消、削減すべきとされております。

また、法定外繰入は保険者努力支援制度においてもマイナス評価の対象となっており、交付金が減額になる可能性があることから、一般会計からの繰入れは考えておりません。

次に、個人事業主に対する傷病手当金の対応につきましては、個人事業主が傷病手当金の財政支援の対象となっていない理由として、国は個人事業主には持続化給付金など傷病手当金とは別の支援スキームがあることや、療養の際の収入減少の状況も多様であり、所得補償として妥当な額の算出が難しいなどの課題があるとしております。本市としても同様の理由により対象を広げることは考えておりません。

次に、介護用品助成事業を見直すという国の施策をどう受け止めるかにつきましては、国はこの事業を介護保険の地域支援事業として交付金の対象として実施することは第8期計画期間限りとし、事業の廃止、縮小に向けた検討を求めています。しかしながら、この事業の目的でもある高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するということは、介護保険制度の理念そのものでもあることから、現在の仕組みが維持されることが望ましいものと考えております。

なお、これまでも全国市長会を通じて国に対しこの事業を継続して地域支援事業の対象とすることを繰り返し要請しておりますが、第9期以降に向けても引き続き要請してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）

○21番（川畑正美議員） 6項目めの質問をします。

石狩湾新港についてです。

新年度予算案では、石狩湾新港管理組合負担金2億5,967万1,000円で今年度当初予算とほぼ同額です。石狩湾新港管理組合は母体負担の軽減に取り組むと言いながら、ガントリークレーンの2基を増設しました。1基めの累積赤字は12億円を超えます。来年度予算におけるガントリークレーンの使用料収入は当初の港湾計画の数値を基に作成した収支計画での収入見込みを2,500万円下回る予算となっています。

また、管理組合が策定する経営戦略では使用料収入を港湾計画上の目標値ではなく、最近の決算値や企業の動向で設定しています。このことから、港湾計画の目標を基にしたガントリークレーンの増設は明らかに失敗でした。ガントリークレーンの増設の目的にした2隻同時荷役はどのくらい行われてき

ているのか。ガントリークレーンの収支計画では2基体制の赤字が新年度から5年間でどの程度になると見込んでいるのか、そのことに対する市長の見解を示してください。

石狩湾新港で伸びている貨物は専用埠頭で取り扱われるLNGなどの石油類であり、全体の貨物量が伸びているにもかかわらず、それに比例して使用料収入は伸びていません。また、港湾整備事業特別会計で赤字が生じ、地方財政法に反する繰入れが続けられ、母体負担が減らない一因になっています。昨年王子エフテックス株式会社は抄紙機を2台停止し、紙の生産を削減しました。その結果、例年100万トンを超える木材チップの輸入量が75万トンに減少しました。さらに、今年12月にはパルプの製造機を停止すると発表しました。木材チップの取扱いは、ほぼなくなることが予想されます。西地区に税金で設置された荷役機械は王子エフテックスの貨物にしか利用していません。管理組合は使用料収入で償還すると説明してきましたが、今後チップが入らなければ使用されず償還の原資が生まれてきません。これを税金で穴埋めすることなどはもってのほかです。市長には専用利用してきた荷役機械の償還について、王子エフテックスに払うよう求めるべきと考えます。いかがでしょうか。

昨年、北防波堤延伸を含む西地区国際物流ターミナル事業の再評価が行われました。北防波堤延伸工事はこれまで総事業費106億円と説明を受けてきましたが、この再評価の結果、総事業費は173億円と、67億円の増額です。このことによって管理者負担は当初より10億円増加します。この再評価は王子エフテックスがパルプ製造機停止を発表する前です。木材チップの荷役のためとは言えなくなりました。そこで、過度に海難事故の減少の便益を見積り、事業の正当性を主張しています。北防波堤の供用開始から昨年までの避泊の対象となる100トンから1,000トンの海難事故は2件、船舶事故報告書によると風速が1.6メートルから5.5メートル未満での整備不良と操作ミスが原因であり、荒天が原因とは読み取れませんでした。王子エフテックスの状況に加え、北防波堤の延伸の総事業費が67億円も増額になるのであれば、小樽市としての費用対効果を検証すべきではないですか、お答えください。

管理組合は西地区の利用について、今後利用企業と協議すると言っています。今後、協議することとは、現時点では今後の西地区の利用は不透明だということです。利用がなければ使用料収入が入りません。それならば、市民に説明がつくように、せめて西地区の利用が定まるまで北防波堤の事業は休止すべきと考えませんか。市長、お答えください。

再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、石狩湾新港について御質問がありました。

初めに、ガントリークレーンの収支につきましては、石狩湾新港管理組合からは、これまで2隻同時荷役の実績はなく、収支計画において来年度から5年間の累計で約1,000万円の不足となる見込みと聞いております。私としては、できるだけ早く収支不足を解消していただきたいと考えておりますので、今後ともさらなるポートセールスにより取扱い量を増やすなど、収支改善につながる取組を行っていただきたいと思っております。

次に、荷役機械に関わる組合債の償還を求めることにつきましては、現在、管理組合では今後の使用について王子エフテックス株式会社と協議を進めることとしており、組合債の償還につきましても、協議の中で明らかになってくるものと聞いておりますので、その状況を注視していきたいと考えております。

次に、費用対効果の検証につきましては、北防波堤の延伸は港内の静穏度が国の基準を満たしていな

いことから、船舶の航行や係留、荷役の安全性を確保する上で必要な整備であると考えております。その費用対効果につきましては、北海道開発局事業審議委員会において事業の必要性や重要性、投資効果などが審議され、妥当と判断されたものと認識をしております。

次に、北防波堤の延伸事業につきましては、先ほど御答弁したとおり、港内の静穏度が国の基準を満たしていないことから、船舶の航行や係留、荷役の安全性を確保する上で必要な設備であると考えております。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

○21番（川畑正美議員） 再質問を何点かさせていただきます。

最初に、新型コロナウイルス感染症関係の体制の問題ですけれども、北海道に現時点では宿泊療養施設設置を申し入れていないということなのですが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況は今は落ち着きを見せているけれども、この後を心配しているのです、ゴールデンウィーク前にかかる時期あたりに。もしそのような事態になれば、これまでの経験からも感染者の病院への入院だとか宿泊療養施設の療養対策は早々に求められてくることになるのではないかと思います。それで、地元を設置することを、市長は北海道にこの後も求めようとは思っていないのかどうか、その辺を聞かせてください。

それから、RORO船の関係ですけれども、いろいろ言い訳というか、答弁していただきました。大変残念に受け止めているということも聞きましたけれども、港湾を物流として、石狩湾新港は積極的な取組も進めてきていると思うのです。ですから、小樽港の物流を逆に獲得しようとしているのではないのかという部分は心配しているのです。ですから、今こそ小樽港は商業港としてのしっかりとした対応をつくっていくのが必要ではないかと思うのですけれども、その辺について答えていただきたいと思います。

それから、第3号ふ頭基部へのにぎわい空間づくりを進める計画が示されているわけですけれども、観光客にも相当限界があるのではないかと私は思っているのです。第3号ふ頭基部へのにぎわい空間づくりのために、小樽港港湾計画の事業推進は理解できないというふうに、私は回答を求める前の言葉に乗せたのですけれども、小樽堺町通り商店街だとか、それから市内の商店街などへの影響を市長はどのように考えておられるのか、もし答えていただければお願いしたいと思います。

それから、新幹線残土の問題なのですが、市有地の報告会の中で異論がなかったと、一部に反対意見もあったけれども、ほとんどが異論がなかったというふうな報告を受けました。まさに私も参加していますけれども、無言の抵抗のように私は受け止めているのですよね。

（発言する者あり）

だから、それでは賛成していた人がいたのかというといないのです。だから、そういった意味で話を見ないと賛成だというふうに捉えられるのはちょっと危険だと思いますので、その辺は改めていただきたいと思っています。

それから、新市民室内プールについてですけれども、24日の提案説明では、市民プールを含めた総合体育館の再整備に当たっては市民サービスに大きく関わる云々とあるのですが、まず、市民プールを含めた総合体育館の再整備という点で、これは市民プールと総合体育館を別個に再整備するということなのか、または併設するという立場で提案をされたのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つ、パブリックコメントでは一人も引き延ばしをやめないという声がないのです。市長は、方針の策定にスピード感を持って取り組んでまいりますと言っているわけなので、市民が検討できるたたき台をいつ示すのか、もっと早くにスピード感を持って出す必要があるのではないかと思います。

のですが、その辺について答えていただきたいと思います。

それから、ふれあいパスの関係ですけれども、私は1回いろいろな効果を、先ほど四つの効果を上げたのですけれども、この効果について改めて議論する必要があるのではないかと思います。というのはなぜかという、事業費が大きいからというだけの議論ではなくて、あらゆる効果を加味しながらその制度を考え直していくと、そういうことが必要だと思うので、改めて議論する気持ちを持っているかどうか、市長に確認させていただきたいと思います。

それから、広報おたるで市民に周知したという、今日、各家庭に届いています。実は今日、午前中に早速、私のところに電話が来ました。20枚と言っていますけれども、この方は旧回数券がそれ以上あるのだと。これを替えてもらえないのかと、何とか方法はないのですかと、そういう苦情が来ていました。そういう意味で制度の見直しが納得できない。要するに広報おたるで言っていることは、むしろ市民に対して押しつけ的な知らせではないのかと、私はそういうふうを受け止めざるを得ないのです。ですから、改めて見直しを撤回して、検討する必要があるのではないかと思います。その辺についてお答えください。

それと、国民健康保険料なのですが、市長は基金の投入でもって所得の少ない人に対処するということを言っています。でも、私はこの今回されている提案はまず、国保加入者は圧倒的に低所得者が多い状況ですから、例えば650万円の年収がある方は2万円下がってもそれほど下がったというふうに感じないのです。むしろ100万円くらいの程度の人が7,000円くらいも上がると大変な状況があるわけですから、その辺は改めて検討して、一般会計からの繰入れを再検討してもらいたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 川畑議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、RORO船の関係で御質問がございましたけれども、商業港としての対応を進めるべきではないかというお尋ねでございました。

今回の長期構想の中でも、小樽港はクルーズ船がもう着目されておりますけれども、決して観光・交流だけを優先的に進めるということではございませんで、小樽港でいいますと、本州を結ぶフェリー航路があったり、あるいは中国等を結ぶ定期コンテナ航路があったり、やはり日本海側の穀物基地としての形成を目指すなど様々な取組を進めておりますけれども、私どもといたしましては、商業港としての対応というのは今後とも進めていくべきだというふうに考えているところでございます。

それから、第3号ふ頭基部との関係で、商店街との影響をお話しされていましたが、これはコロナ禍でということですか。これからもという。

（「これからも」と呼ぶ者あり）

これからもということで、分かりました。

第3号ふ頭基部との関係で、商店街ですとか小樽堺町通り商店街ともお話をされておりましたけれども、私どもとすれば観光客が楽しむことができる拠点を関連づけていくことで、小樽観光の課題である回遊性なり周遊性を高めていくということにつながるというふうに思っておりますので、第3号ふ頭基部の開発に合わせて商店街への効果、そういったものもしっかりと考えていかなければならない。それは観光客の回遊性、周遊性という意味からでありますけれども、しっかりと考えていきたいというふうに思っております。

それから、新幹線トンネル残土の問題についてであります。塩谷地区での説明会の状況については、担当からも報告を受けております。決して皆さんが賛成をされたというふうには私も思っておりません。鉄道・運輸機構に対する不信感があるというようなこともお話をお伺いしましたし、塩谷3丁目には絶対持って来ないでくれと、そういったお話があったというふうには伺っております。決して皆さんが賛成をされているわけではないというふうには認識しておりますけれども、私どもといたしましては一定程度、御理解をいただけたものというふうには判断をさせていただいているところでございます。

提案説明の中のプールについての表現でございますけれども、市民プールを含めた総合体育館という記載になっておりますけれども、現時点ではプール、それから総合体育館を別個に建設するのか、あるいは併設にするのかということについてはまだ決めておりませんので、今後しっかりと考えていきたいというふうに思っております。

それから、プールのたたき台についてのお尋ねですけれども、私といたしましては、市民の皆さんが検討できるようなたたき台をつくっていくのには、まだまだ時間がかかるのではないかとこのように思っております。ですから、御答弁を申し上げたのは、今回の個別計画を策定していく過程で市民の皆さんや利用者の皆さんの御意見を伺いたいというふうに思っております。これは皆さんのお話もお伺いする必要があるということは当然ですけれども、小樽市として抱えております人口の減少の問題や、少子化の問題、あるいは財政負担といった、そういった市の抱えている課題についても御理解をいただいた上で議論をさせていただきたい、そういう趣旨でございます。

それから、ふれあいパスの件でございますけれども、効果等について改めて議論していく必要があるのではないかとこのようにございまして、本答弁でも答えさせていただきましたけれども、平成28年度に実態を調査いたしました。利用実態調査を見まして、幾つかの項目がありまして、健康増進ですとか、介護予防など、そういった中で関連性というのはなかなか調査結果の中ではっきりはしませんが、利用者の皆様から一定程度効果があるというふうに評価を受けておりますし、先ほど本答弁の中でお話をさせていただいた高齢者の社会参加を促し、孤立を減らして生きがいづくりにつながっているかという項目については、約7割ぐらいの方々が賛成、そのように思っているということでございますので、外出を支援するという効果は達成されているというふうに思っておりますので、改めてこのことについて議論をさせていただく考えは今のところございません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 川畑議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、新型コロナウイルス感染症の対応につきまして、宿泊療養の件についてお答えをしたいと思っております。このたびの感染者の急増に直面いたしまして、実態といたしましては入院の必要の方が市内において全て入院ができる状況とはならず、周辺の市町村、札幌市等の医療機関の御協力をいただきまして、かなり多くの方がそちらで入院していただいたという状況でございます。

このことについては、やはり入院の必要の方が急増すると、特に高齢者の多い当市におきましては、そういった方がある日突然、一気に増えるという事態も常に想定をしておかなければなりませんので、保健所と、また小樽市医師会のそれぞれトップの連名で市内の医療機関に対して受入先の確保を緊急に求めたところでございます。その求めに2か所の医療機関に応じいただきまして、先月でありますけれども、2か所の医療機関、合わせて30数床のベッドの確保を行っていただくということになりました。

したがって、今後、急増をした事態にあっても、これまでの市内のベッドをかなり大幅に上回るベッドを確保したということで、一定程度の受入れ体制が整ったというふうに考えているところでござ

います。

また、特に若い方々の宿泊療養の関係につきましては、札幌市内に2か所ほどのホテルの確保を行っていて、道、札幌市の御協力によりまして受入先を確保していただいているところでありますが、このたびの年末年始の急増に当たりまして、その受入れには問題はなかったということで、このたびは北海道等の協議にまで至らなかったというところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（小野寺正裕） 川畑議員の再質問にお答えします。

私から、ふれあいパスの旧回数券との交換について20枚以上の方がいらっしゃると、それについての方法はないかということでの御質問についてお答えします。

本答弁でも申し上げましたように、本来、今の回数券には有効期限というのが設定されておりまして、購入する方は有効期限が切れる期間に合わせて購入するものなのかというふうに考えているところで、例年やはり期限を過ぎたものは使えないという取扱いが変わらなかったわけなのですが、今回は制度自体が変わるということで、できるだけ今使っている方の負担をかけないようにということでこの措置を設けたものでございます。

それで、20枚というのは、これまでの利用者の利用状況などを調べたところ、毎月1冊使う方が結構いらっしゃいまして、年金月に2冊まとめて買うという方が多いというようなお話を聞いていることがありまして、2月の年金月に2冊買っている方がいらっしゃるだろうと。そういった方の残った分というのを交換できるようにということで、この枚数を設定したということで、ちょっと改めてこのやり方を見直すという予定は今のところはございません。

○議長（鈴木喜明） 医療保険部長。

○医療保険部長（勝山貴之） 川畑議員の再質問にお答えいたします。

私からは、国民健康保険料の賦課割合の変更、一般会計からの繰入れの関係でお答えさせていただきます。

まず、賦課割合を変更したことにつきましては、先ほどの本答弁にもございましたけれども、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度の被保険者の収入所得はかなり減ることが予想されるという中で、このままで保険料を試算するとかなり上がってしまうことが予想されました。では、どうしたらいいかということもいろいろ考えてきました。その中で保険料賦課割合の見直しを行うということにして、中高所得者の保険料の負担を減らすということにしたのでございますけれども、その反面どうしても低所得者層の保険料は上がってしまうということになります。

これにつきましては、いろいろと検討したのですが、今回基金を入れて何とか低く抑えるという繰入れをしましたけれども、ここに一般会計から繰り入れるということは、決算補填扱いとなってしまうので、それは望ましくない、解消すべきものだということもありますので、一般会計からの繰入れでこの低所得者の保険料の軽減を図るということではできないということでございますので、御理解願いたいと思います。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

○21番（川畑正美議員） 再々質問ですが、2点ばかり質問させていただきます。

ふれあいパスの関係で、今日、午前中に私のところに電話が来た方が具体的にいつ買ったものなのかというのは把握していないのですが、どのくらい残っているかもつかめていないですけれども、これが

例えば今年度に買ったものについては対応するというのを考えていくべきではないですか。それも20枚だけで限定してしまうというのは、恐らく年金が出てその都度まとめ買いをしているわけだから、そういうものに対応することも改めて考えてほしいなと思います。

それと、国民健康保険料の関係ですけれども、基金を投入するとおっしゃってました。今年はどうでも、では来年度はまたそれは、道の基準に合わせようとしたらもっと基金の繰入れが必要になってくるのではないですか。それが可能なのですか。

だから、そういうことがずっと繰入れをしていけば何も問題ないでしょうけれども、繰入れをしなかったらそのまま保険料が上がってしまうという、低所得者が上がってしまうということになってしまうのです。その点の配慮はどうするのですかということを改めて質問します。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（小野寺正裕） 川畑議員の再々質問にお答えします。

ふれあいパスの旧回数券の交換を令和2年度の分は20枚以上も交換すべきではないかという御質問でしたが、今の回数券というのは、枚数は制限なく購入できるのです。新しい券については、今度の使用期限はないのですよ。そうすると、どういうことになるかというと、交換の上限を設けなければこの年度内に大量に券を買って、それを全部、新しい券に交換すると、そうすると期限なしにずっと使ってしまうのです。そういった方が実際にいらっしゃるかどうかは別として、この制度自体にそういう問題があるということで、これは上限を設けざるを得ないということで御理解をいただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 医療保険部長。

○医療保険部長（勝山貴之） 川畑議員の再々質問にお答えいたします。

基金の繰入れの関係で、来年度どうするのかということはございますけれども、確かに今、基金の残高はそれほどございません。令和3年度は取りあえず1億円基金を投入しようということで予定をしております。この後ですけれども、令和4年度のときも激変緩和を含めて基金をできるだけ投入したいと思っています。今のところ投入できるのは5,000万円ほどなのかというふうに見込んでおりますけれども、その後につきましては、基金がどれだけあるかにもよりますけれども、なかなか難しいのかと思っております。

この先、先ほどもありましたこの標準保険料率の賦課割合、あとは今回は少し大きめに賦課割合を変更いたしましたけれども、この後につきましては、一応、令和12年度を目途ということでございますので、それまで段階的に保険料の賦課割合を変更していこうということで予定しているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時38分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 須 貝 修 行

議 員 高 野 さくら

令和3年
第1回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

令和3年3月2日

出席議員（25名）

1 番	横	尾	英	司	2 番	松	田	優	子
3 番	小	池	二	郎	4 番	中	村	岩	雄
5 番	面	野	大	輔	6 番	高	橋		龍
7 番	丸	山	晴	美	8 番	酒	井	隆	裕
9 番	秋	元	智	憲	10 番	千	葉	美	幸
11 番	高	橋	克	幸	12 番	松	岩	一	輝
13 番	高	木	紀	和	14 番	須	貝	修	行
15 番	中	村	吉	宏	16 番	中	村	誠	吾
17 番	佐々	木		秩	18 番	林	下	孤	芳
19 番	高	野	さ	くら	20 番	小	貫		元
21 番	川	畑	正	美	22 番	濱	本		進
23 番	山	田	雅	敏	24 番	鈴	木	喜	明
25 番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	教	育	長	林	秀	樹
副	市	長	小	山	秀	昭	総	務	部	長
財	政	部	長	上	石	明	中	田	克	浩
福	祉	部	長	小	野	寺	産	業	港	湾
建	設	部	長	西	島	圭	部	長	徳	満
総	務	部	総	務	課	長	保	健	所	長
							田	中	宏	之
							教	育	部	長
							森		貴	仁
							財	政	部	財
							政	課	長	笹
										田
										泰
										生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長	佐藤 正樹
庶務係 長	加藤 佳子
調査係 長	柴田 真紀
書 記	相馬 音佳
書 記	眞屋 文枝

事務局 次長	佐藤 典孝
議事係 長	深田 友和
書 記	樽谷 朋恵
書 記	松木 道人
書 記	三上 恭平

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高木紀和議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第52号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。

（11番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○11番（高橋克幸議員） 令和3年第1回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

新型コロナウイルス感染症が発症して1年が経過をいたしました。この間、この感染症でお亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げます。また、現在も病床にある皆様の御快復も御祈念申し上げます。さらに、医療従事者の皆様、市長をはじめとして、保健所や担当職員の皆様、そして長きにわたり現場で対応されている関係者の皆様に心から敬意を表する次第であります。できるだけ早期にこの危機を乗り越えられるように、念願をするものであります。

それでは、質問に入ります。

初めに、財政問題であります。

令和3年度の予算が編成され、収支均衡予算を目指して努力をされてきたかと思います。まず、令和3年度の予算編成に当たり、どのような考え方で取り組んでこられたのか、市長の見解を伺います。

次に、歳入についてであります。

一般会計の中で一般財源の約9割近くを占めている市税と地方交付税の増減が予算編成に重大な影響を与えます。市税全体では、対前年度比で約3億1,000万円の減額となっており、その内訳として個人市民税では約4億8,000万円の減、法人市民税では約1億円の減、固定資産税では約3億6,000万円の増、都市計画税では約100万円の増、たばこ税では約5,000万円の減であります。これらの増減の理由と市民税の直近5年間の推移で、平成29年度と令和3年度を比較し、傾向も含めお答えください。

次に、地方交付税の対前年度比では、普通交付税は約5億5,000万円の減であり、特別交付税は約5,000万円の増、臨時財政対策債は約5億2,000万円の増となりました。普通交付税が大きく減となり、補うように臨時財政対策債がほぼ同額程度の増となっているようではありますが、それぞれどのように算出されたのか、これらの増減の理由とともにお示しください。

地方交付税の算定方法は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額であり、いわゆる財源不足額と言われているものであります。また、基準財政需要額の算定方法は、国で決められた算定項目ごとに単位費用、測定単位、補正係数を掛け算で算出されたものの合計であります。この中で、測定単位は自治体の人口とする項目が多くあり、人口減少が確実に基準財政需要額に反映されるため影響が大きく、結果、地方交付税の減少が続くものと思います。

ここ数年は財政調整基金を取り崩して予算編成を繰り返しており、本市の脆弱な財政構造を考えると、綱渡りの状況は脱し切れず、財政調整基金頼みでは限界であります。今後の財政の課題について、市長の見解を伺います。

次に、財源対策であります。

他都市においても財源対策は重要課題の一つであり、様々な検討の上で対策を行っているようです。特に、最近顕著なのはふるさと納税であり、紋別市や根室市は全国でも3位、5位と常に上位に

ランキングされております。自治体ではいろいろな対策のために基金を創設し政策を実行しているようであります。本市においては、他都市を参考に対策を検討し、増額傾向と伺っておりますが、今年度の状況と増収対策の内容及び対前年度比でお示ください。

また、今後の市税の増収対策や移住対策、企業誘致などを見据えた新たな財源対策はどのように考えられているのか、市長の見解を伺います。

次に、他会計借入金償還であります。

平成23年度をピークに毎年着実に償還が行われ、先が見える状態になってまいりました。他会計からのそれぞれの借入残高と今後の償還計画及び償還最終年度についてお示ください。

次に、令和2年度の決算の見通しについてであります。

除雪費の増額等が懸念されるところであります。現在の状況で決算の見通しをお示ください。今後の財政運営では、収支改善プランの次の段階として行財政改革プランの策定が必要と考えますが、見解を伺います。これまで以上に選択と集中という政治的判断が求められると思いますが、今後の考え方について市長の見解を伺います。

第1項目目を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋克幸議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、歳入についてですが、まず予算編成の考え方につきましては、本市の財政状況は平成28年度決算から実質単年度収支が4年連続で赤字であり、今後の市税などの歳入がコロナ禍により不透明な状況であります。このことから、将来への必要な投資と持続可能な財政運営の両立に向けて、事務事業の徹底した見直しにより財源を捻出するなどの財政の健全化を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながら、コロナ禍で停滞した市内経済を回復軌道へ乗せるなど、これまで本市が進めてきた将来を志向したまちづくりを着実に前へ進めていくための予算を編成したところであります。

次に、市税の対前年比の増減理由につきましては、個人市民税の減収は新型コロナウイルス感染症による影響を、リーマンショック時の減少幅を参考にして、納税義務者の減や1人当たり所得金額の減を見込み積算したところであります。

法人市民税の減収は、新型コロナウイルス感染症による影響に加えて、税率の引下げや法人数の減少などによるものであります。

固定資産税及び都市計画税の増収は、評価替えや新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税等の軽減措置に伴う減収があるものの、徴収猶予の特例制度による納期限延長分の収入を見込み、固定資産税ではこれに加えて大型償却資産の増加によるものであります。

たばこ税の減収は、健康志向の高まりや健康増進法の改正による喫煙可能場所の限定などにより、消費量の減少が続いていることによるものであります。

また、市民税の推移につきましては、平成29年度と令和3年度の当初予算の比較でお答えいたしますが、個人市民税は4億5,770万円の減、率にして10.8%の減となっており、傾向としては2年度まではほぼ横ばいでしたが、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大きな減となっております。

法人市民税は3億3,320万円の減、率にして25.6%の減となっており、元年度から減額傾向となっております。

ります。

次に、普通交付税と臨時財政対策債の算出内容と増減理由につきましては、普通交付税においては基準財政収入額は全国的な地方税の増減率を勘案して減と見込む一方で、基準財政需要額については人口減少や生活保護費が減となるほか、臨時財政対策債への振替の影響により大きく減少したことから、昨年度よりも減少するものと見込んでおります。

なお、臨時財政対策債の算定に当たっては、令和2年度の決定額に国から示された増減率を勘案し大きく増加するものと見込んでおります。

次に、今後における財政の課題につきましては、令和3年度当初予算編成においては、財政調整基金からの取崩し額を令和2年度当初予算と比べて約5億円圧縮したところであります。しかしながら、議員の御指摘のとおり、財政調整基金の取崩しにより収支均衡予算を編成する状況は変わっておらず、財政の健全化は道半ばであります。今後も人口減少に伴う市税や地方交付税などの一般財源収入の減少や、このたびの新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せず、さらなる歳入減も懸念される中で、近未来を見据えたまちづくりを進めるためには、自主財源の確保が大きな課題であると考えております。

次に、財源対策などについてですが、まず令和2年度におけるふるさと納税の状況などにつきましては、寄附件数は約2万5,000件、寄附金額は約3億9,000万円と見込んでおり、前年度と比べて件数で3.5倍、金額で2.7倍の増加となっております。

また、増収対策といたしましては、返礼品の充実を図ったこと、既存ポータルサイトの小樽市紹介ページを見やすく修正したこと、ポータルサイトを一つから三つのサイトに増やしたことなどが挙げられます。

次に、今後の市税の増収対策や新たな財源対策につきましては、市税は自主財源の根幹をなしており、必要な施策や事業を行う上で欠かせない財源であります。人口減少や少子高齢化が進む現状において、その増収を図るには移住などの人口対策や企業誘致の促進策が重要であると考えております。人口増や企業誘致を一朝一夕に実現することは難しく、その実現に向けて今後も継続して取り組んでまいりますし、ふるさと納税による寄附金収入は、本市の歳入増対策の柱となり得る取組であることから、さらなる増収に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、他会計からの借入金につきましては、下水道事業会計の令和元年度末時点での借入残高は約13億1,100万円、償還最終年度は令和8年度、産業廃棄物等処分事業会計については同じく約1億3,000万円、令和6年度となっております。また、償還計画における元金償還額は、2年度が約2億9,100万円、3年度が約2億7,200万円、4年度が約2億6,300万円、5年度が約2億6,400万円、6年度が約1億9,400万円、7年度が約1億1,400万円、8年度が約4,300万円となっております。

次に、令和2年度決算の見通しにつきましては、現時点では事業執行中の段階であり、例年歳出においては一定程度の不用額が見込まれますが、具体的な見通しをお示しすることはできません。

次に、行財政改革プランの策定につきましては、現在の収支改善プランは、将来にわたって安定的に持続可能な行政運営をなし得る財政構造とするために、収支改善に向けた具体的な歳入増や歳出削減の取組を掲げ策定したものであります。その取組には、財政面の削減ばかりでなく、業務の進め方や手法の見直しによる効率化など、行政面の改善も併せて進める内容となっていることから、行財政の両面において、まずは収支改善プランに掲げた取組を着実に推進し、策定目的の達成を目指したいと考えており、現時点で新たなプランの策定は予定をいたしておりません。

次に、今後の財政運営の考え方につきましては、先ほども申し上げましたとおり、本市においては人口減少に伴う市税や地方交付税などの一般財源収入の減少や、新型コロナウイルス感染症の影響により、

さらなる歳入減も懸念されることから、今後も厳しい状況が続くことが予想されます。そのような中であっても、喫緊の感染拡大防止と地域経済、雇用の維持に努めるほか、人口減対策や公共施設の長寿命化対策などの進めなければならない政策課題に対応するため、事業の選択や集中により、一般財源の圧縮に努めるとともに、ふるさと納税による寄附金などの増収を図ることにより自主財源を確保していく必要があるものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。

（11番 高橋克幸議員登壇）

○11番（高橋克幸議員） 次に、新型コロナウイルスのワクチン接種についてであります。

国内初となる新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が2月17日から始まりました。薬事承認されたアメリカ製薬大手のファイザー製のワクチンが全国の国立病院など100か所で医療従事者約4万人を対象に先行接種されました。厚生労働省は、このうち約2万人の副反応を追跡調査して結果を公表すると発表されました。今回のワクチン接種は、感染症の蔓延防止のため緊急に行う予防接種法の臨時接種に位置づけられており、接種期間は約1年間で費用は無料で、妊婦を除く16歳以上の人は接種を受ける努力義務は課せられますが強制ではないということです。ワクチンは原則3週間の間隔を空けて2回打つ必要があります。国は、その他の医療従事者約370万人について3月中旬から接種を始める方針で、高齢者約3,600万人は4月1日からの開始を目指し、その後、基礎疾患を持つ人などに順次拡大されるようであります。

本年1月25日、厚生労働省健康局健康課予防接種室より、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について自治体説明会資料が提出されました。この内容に沿って準備が進められていると思います。また、日々内容の改正や更新もあると思いますので、関連して質問いたします。

初めに、ワクチン接種のスケジュールであります。

先ほど述べた第2弾の医療従事者、高齢者、基礎疾患のある方、その他の方と大枠四つになっているようですが、どのようなスケジュールになっているのか、また、最終目途は1年後となっているのでしょうか。

さらに、接種順位の考え方と1日何人程度の接種を想定されているのかお示してください。

次に実施計画の策定であります。

自治体説明会資料では、実施計画の策定が求められておりますが、いつまでに策定するのか、予定と主な内容についてお示してください。

次に、接種対象者であります。

対象者は原則、住民基本台帳に記載のある市民であると思いますが、懸念される点として、住民票がない市内居住者等についてであります。例えば、遠隔地からの下宿している学生、単身赴任者、他地域から入院されている方、外国からの就労や旅行等で入国されている方々や、コロナ禍の現状で帰国できない人など、例外となる方はどのように対応するのかお示してください。

次に、最前線の搬送に携わる救急隊員は、医療従事者に含まれているのでしょうか。含まれていないとすれば優先接種を検討すべきと考えますが、お答えください。

次に、接種体制であります。

他都市では、練馬区モデルや余市モデルなどを策定し計画を検討しているようですが、人口規模や地域特性などの要素もあり、特設会場で集団接種する方法や医師会との協議により地元の病院、か

かりつけ医院での個別接種の検討あるいは混合型など様々あるようではありますが、どのように検討されているのか、それぞれの課題や問題点も含めお示しください。

次に、十分検討が必要と思われる高齢者の介護施設入所者や居宅介護者の接種についてであります。

介護施設については、施設内での接種が検討されているところが多いようではありますが、これらの接種体制はどのように検討されているのかお示しください。

国会での質疑で、我が党の太田衆議院議員が、高齢者施設等で接種済みの高齢者と未接種の施設従事者が混在する事態は避けるべきであるとの指摘をし、同時接種の要望も多く出されていることを受け、自治体の裁量で判断が可能かとの質疑がありました。政府答弁では、自治体と施設の体制が整えば差し支えないと述べられておりました。本市ではどのように検討されているのかお示しください。

次に、ワクチンの管理と移送であります。

本市では、基本型接種施設に設置予定のディープフリーザーは何か所設置されるのか、また、入出庫などの管理は誰が行う予定なのかお示しください。

サテライト型接種施設への移送は委託されるのでしょうか。その接種施設のワクチンの分配先、分配数はどのように決定されるのか考え方をお答えください。

ワクチンの有効期間ですが、ディープフリーザーから取り出して何日以内に接種を完了しなければならないのか。ワクチンが余った場合、再度冷凍できるのかお示しください。

次に、市民へのワクチン接種の周知と情報提供、相談窓口であります。

マスコミ報道でニュースが流れるたびに、小樽ではいつ始まるのか、自分はいつ頃接種できるのかと疑問に思う方も多いと考えます。接種の場所や時期などの周知についてはどのように対応されるのかお示しください。

また、接種対象者には接種券、クーポン券が発送されるようではありますが、対象者の把握、印刷、郵送までの一連の流れと、個人情報の保護の考え方について説明してください。

先ほどの問題と重複しますが、住民基本台帳に記載のない外国人や接種券を受け取ることができない、やむを得ない事情のある方の対応はどのように考えられているのか、お答えください。

次に、ワクチン接種の情報提供であります。

市民に分かりやすい情報提供が必要であります。ワクチンが有効で安全なものであることを、具体的な情報、裏づけをもって説明することが重要であります。ワクチンに対する期待は高いと思いますが、副反応に関心を持つ人も多いと考えます。ワクチン接種の分かりやすい情報提供について、本市のホームページも含めどのように検討されるのか、見解を伺います。

次に、相談窓口であります。

先ほども述べたように、正確な情報が少ないことから、いろいろな疑問や漠然とした不安を持っている方も多いようであります。また最近では、予約金を振り込むと優先的に接種が受けられるというワクチン詐欺まで出てまいりました。このような問題に対し、本市においても相談窓口やコールセンターの設置が必要と考えますが、見解を伺います。

また、副反応等に対する事前の情報提供や、副反応が生じたときの相談先の周知やアレルギー反応等の重い症状についての対応などの準備も検討すべきだと思います。国の動向を注視し北海道とも協議の上、考えていただきたいと思います。見解を伺います。

2項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、新型コロナウイルスワクチンの接種について御質問がありました。

初めに、スケジュール、実施計画、接種順位、1日の接種件数についてですが、まずスケジュールにつきましては、高齢者を対象とする分について申し上げますと、現時点で本市へのワクチン配分時期や配分量は明確になっておりませんが、4月中にワクチン接種を開始する場合を想定し、3月上旬に接種券の印刷を開始し、3月中旬に接種券を郵送することを予定し準備を進めております。

また、接種順位につきましては、初めに医療従事者等、次に令和3年度中に65歳以上に達する方、次に慢性の呼吸器の病気、心臓病、糖尿病など基礎疾患を有する方、次に高齢者施設等の従事者、次に60歳から64歳の方、最後にそれ以外の方となっております、この方針を基本として接種を行うことになると考えております。

なお、ワクチンの供給量や供給される時期等によっては接種順位などが変わる可能性もありますので、今後の国の動向を注視し対応してまいります。

予防接種の最終めどにつきましては、国の手引きでは、予防接種の実施期間は令和3年2月17日から令和4年2月28日までとされており、これは支払事務も含めての期間となっております。

1日の接種件数につきましては、現在、市内医療機関に対し意向調査を行っておりますので、その中で把握をする予定であります。

次に、実施計画の策定予定と内容につきましては、国からは3月半ばまでに作成するように求められておりますので、本市におきましても医療機関及び高齢者施設への調査結果を基に作成してまいりたいと考えております。

また、主な内容につきましては、接種対象者の概数、接種体制として会場の設置や対象者ごとの接種場所、接種時期に実施すべき対応として住民への情報提供、接種医療機関の周知、副反応等に対する対応方法などとなっております。

次に、接種対象者、接種体制、ワクチンの管理と移送についてですが、まず住民票のない市内在住者への接種につきましては、国の手引きによると、自治体が居住の実態を認める場合は、居住している自治体が実施主体として接種することは可能となっておりますが、居住実態を確認する方法がまだ国から示されておきませんので、今後、国の動向を注視しながら接種できるよう配慮をしてまいりたいと考えております。

次に、救急隊員が医療従事者に含まれるかどうかにつきましては、医療従事者等の優先接種の対象者に含まれております。

次に、接種体制につきましては、市内医療機関での個別接種を中心に、高齢者施設への巡回接種を行うとともに、集団接種を実施する場合にはその方法について医師会、薬剤師会等と協議を進めてまいります。

課題や問題点につきましては、個別接種では、どれだけの医療機関に接種を実施していただけるかにより接種期間が延びてしまうこと。集団接種では、会場の選定と医師や看護職等の従事者の確保などが挙げられます。

次に、介護施設入所者の接種につきましては、施設に意向調査を行い、医師などを確保できる場合は当該施設で接種していただくとともに、医師などを確保できずに巡回接種を希望される場合には、医師会の協力も得ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、高齢者施設等における高齢者と施設従事者の同時接種につきましては、国の手引きでは、市町村及び高齢者施設の双方の体制が整った場合にはワクチン流通単位の観点からの効率性を留意し、同時

接種を行うことも差し支えないとなっておりますので、本市へのワクチンの配分量、配分時期などを基に同時接種の可否について検討してまいります。

次に、ディープフリーザーの設置数と入出庫の管理につきましては、本市では国から配分された8台を8か所に設置することとしており、入出庫の管理は各設置施設で行い、ワクチンの移送は事業者へ委託する予定です。

ワクチンの配分先、配分数につきましては、国が構築したワクチン接種円滑化システムを活用し、小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部において、各接種施設における予約状況などを基に配分先と配分量を決めることになります。

また、ディープフリーザーから取り出したワクチンにつきましては、冷蔵庫で解凍する場合は解凍及び希釈を5日以内に行うこと。次に、室温で解凍する場合は、解凍及び希釈を2時間以内に行うことになっております。また、希釈後の液は2度から30度で保存し、希釈後6時間以内に使用すること。解凍後の液は再冷凍できないこととなっております。

次に、ワクチン接種の周知、情報提供、相談窓口についてですが、まず接種場所や時期の周知につきましては、市のホームページや報道機関、FMおたるなどの活用により行うとともに、市が設置するコールセンターにお問い合わせいただくことを考えております。

また、接種対象者の把握は、住民基本台帳のデータを活用して行うこととし、接種券の印刷、郵送は一括して事業者へ委託をいたします。

個人情報の保護に関しましては、委託契約に小樽市個人情報保護条例等の遵守を明記し、適正に取り扱われるよう対応をしてまいります。

次に、住民基本台帳に記載のない外国人や接種券を受け取ることができない方の対応につきましては、先ほども申し上げましたとおり、国から明確な対応は示されておりませんので、今後、国の動向を注視しながら接種できるよう配慮をしてまいりたいと考えております。

次に、市民にワクチン接種の分かりやすい情報を提供することにつきましては、市のホームページや報道機関、FMおたるなどの活用により行うとともに、接種券を郵送する際に国が作成するワクチン説明文書を同封いたします。今後、市民の皆さんの御意見も参考としながら、提供する情報がより分かりやすいものとなるよう努めてまいります。

次に、市民のワクチン接種に関する相談窓口やコールセンターの設置の必要性につきましては、市民が安心してワクチン接種を受けられる環境づくりとして専用の相談窓口が必要であると考えており、接種券の発送と同時にコールセンターを開設いたします。

また、ワクチン接種に伴う副反応等に関する事前の情報提供につきましては、市のホームページや報道機関、FMおたるなどを活用するとともに、接種券を郵送する際に国が作成するワクチンの説明文書を同封し情報提供をしてまいりたいと考えております。

ワクチン接種後に体調に変化があった場合につきましては、まず接種した医療機関の医師に御相談していただき、アナフィラキシーショックなどの重篤な副反応が生じた場合には、救急病院で治療を受けることになります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。

（11番 高橋克幸議員登壇）

○11番（高橋克幸議員） 次に、地方自治体のICT化推進とRPAの活用についてであります。

まず、地方自治体のＩＣＴ化推進であります。

総務省は令和2年12月25日、自治体デジタル・トランスフォーメーション、いわゆるＤＸ推進計画の概要が発表されました。この計画策定の目的が次のように表記されております。政府において決定されたデジタル・ガバメント実行計画における自治体の情報システムの標準化・共通化など、デジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ自治体全体として足並みをそろえて取り組んでいく必要がある。そのため、総務省はデジタル・ガバメント実行計画における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策を取りまとめ、自治体ＤＸ推進計画として策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていく、となっております。

重点取組事項は6点あり、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、ＡＩ・ＲＰＡの利用促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底であります。これらについてどのように認識されているのか、見解を伺います。

このような国の動向を受け、北海道においてもデジタル化対策が重要政策に加えられ、今後、地方自治体のＩＣＴ化が着実に、しかも数年のうちに進むものと考えます。先進地である他都市では、ＩＣＴ推進課などの専門組織を構成し、推進計画や実行計画の策定や、庁舎内の調整まで行っているところもあるようでございます。本市においてもＩＣＴ化推進に向け、今後、ＩＣＴ化推進計画の策定や求められる具体的なデジタル政策について、専門的な組織チームが早急に必要と考えますが、見解を伺います。

次に、ＲＰＡの活用についてであります。

先ほど述べた自治体ＤＸ推進の重点項目の一つがＲＰＡなどを活用したデジタル自治体行政の推進であります。ＲＰＡとは、人間の仕事をソフトウェアロボットに代行させて業務を自動化し、生産性向上を図る仕組みのことです。具体的には、自治体の定型的かつ膨大な作業量が発生する業務プロセスについて、ＲＰＡを活用し自動化・省力化し、これにより自治体職員の稼働時間の削減効果やミスの軽減、行政サービスの向上、さらには自治体職員の働き方改革にもつながると期待をされております。ＲＰＡの活用については、これまでの議会でも他都市の具体例を挙げ、何回も質問・提案をしてみました。

昨年、第3回定例会一般質問において、私の質問に対し、市長は次のように答弁されました。費用対効果の見込まれる業務の洗い出しにつきましては、業者から伺った話やデモンストレーションを通じ、費用対効果が見込まれる業務を選定し、年度内に予定している実証実験に向けた準備を進めているところであるという内容でありました。この第3回定例会以降の経過と準備状況、実証実験、そして検証のスケジュールについてお示してください。

いずれにしてもこのＲＰＡの活用については、先進事例にもあるように効果が大きいものと考えます。さらに、先ほど述べたように、政府が大きく方針を打ち出し推進しているデジタル政策でありますので、本市も導入に向けて早急に検討すべきと再度提案いたしますが、市長の見解を伺います。

次に、ＧＩＧＡスクール構想についてであります。

令和3年度の予算にはＧＩＧＡスクール構想関連、ＧＩＧＡスクール関連事業費が計上されておりますので質問いたします。

文部科学省ではＩＣＴを活用した教育を推進するため、ＧＩＧＡスクール構想を掲げ、この実現パッケージも公開されました。ＧＩＧＡスクール構想とは、内閣府が提唱したSociety5.0時代に生きる子供たちの未来を見据え、児童・生徒向けの1人1台学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想であります。この構想についてどのように認識されているのか、改めて教育長の見解

を伺います。1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークというハードは構想の土台であり、デジタル教科書や教材、AIドリルなどのデジタルコンテンツ類というソフトとICTを活用推進するための体制という指導体制が重要な点であります。そこで、この3点について伺います。

まず、ハード面として、学校ICT環境の整備状況について伺います。

1人1台の学習用端末ですが、現在の整備状況について、小学校、中学校別にお示しください。

また、いつから児童・生徒の手元に行き渡るのか、今後の予定をお答えください。

高速大容量の通信ネットワークの整備についてですが、現在まで校内LAN等の工事が進められていると思いますが、どのような状況なのか、小学校、中学校別にお示しください。

また、工事はいつまでに終了するのか、供用開始できるのはいつなのかお答えください。

次に、ソフト面についてであります。

以前にも紹介しましたが、2014年に学校のICT活用の先進地、佐賀県武雄市へ公明党会派で視察してまいりました。1人1台のタブレットを活用し、武雄式反転学習「スマイル学習」を全ての小学校で実施しております。

スマイル学習の特徴は、以前のものと比較して、1点目に授業転換が早い、2点目に協働学習が濃密、3点目に子供の理解度が高いなど、3点言われております。小学校の教員の意見では、まず学習意欲が高まりました。予習教材は分かりやすく面白いのでしっかり自宅で勉強してきます。予習しているから授業も分かりやすく参加しやすいのですという内容でありました。スマイル学習を支えているのは、予習教材と授業計画であると言われております。つまり、ハードを導入しただけでは効果はないと考えます。タブレットを活用してどのように学習を進めていくかなど、ソフト面を充実させていくかがポイントであると思います。

文部科学省では、小・中・高等学校におけるICTを活用した学習の取組事例が掲載されておりますので、ぜひ参考にしてほしいと考えます。今後の取組として、小樽全体で底上げできるようにするために、ソフトの充実をどのように取り組まれていくのか、今後の考え方や目標、そして今後のスケジュールなどお示しください。

次に、指導体制についてであります。

指導体制とはICT活用教育アドバイザーや民間企業の外部人材によるICT支援員など、ICTを活用・推進するための体制であります。本市では、どのような体制を考えているのかお示しください。

また、教育委員会では情報推進会議を設置し、各学校から選出されている教育情報化推進委員と共にICTを活用した推進会議を行っているようであります。これまでの経過と今後の内容及びスケジュールについてお答えください。

次に、ICTを活用した家庭学習についてであります。

昨年、コロナ禍の中、学校が臨時休業となった期間があり、休業中の学習の遅れが大きな問題となりました。そのような中、上越教育大学附属中学校での取組が紹介されておりました。同校では10年前からICTを活用した学習の研究がスタートし、2016年には1人1台の端末を活用した学習が行われてまいりました。このタブレット端末を効果的に活用し、主体的な学びや思考を深めている様子を毎年ICT公開授業として地元の保護者や関係者に公開されているようであります。学校の臨時休業に当たっては、未履修分の授業についての学力保証と学習習慣の確立に向け、長年のICT活用のノウハウを生かしながら、学校と家庭をつなぐ遠隔授業を行ったようであります。取組の主な内容として、ビデオ会議のアプリのインストール、自宅に通信環境がない家庭にはWi-Fiの貸出し、教科ごとの専用メールアドレスとグーグルのクラスルームを使用した授業などであります。このような取組は参考になると思います。

が、どのように認識されているのか、見解を伺います。

また、今後、様々な理由による臨時休業についての学習対策と、不登校児童・生徒の学習環境の対策の一つとして検討が必要と考えますが、教育長の見解を伺います。

3項目め、終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、地方自治体のICT化について御質問がありました。

初めに、地方自治体のICT化推進とRPAの活用についてですが、まず、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画に重点取組事項として挙げられている6点につきましては、行政サービスにおける住民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上に振り向けるためのものであり、本市としてもしっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、ICT化推進に向けた専門的な組織の設置につきましては、本市におきましても国が推進しているデジタル政策に対応する必要性を十分認識しているところであります。国の動きに迅速に対応していく必要がありますが、現時点ではその業務量の総体が明らかになっておりませんので、当面の対応といたしまして、総務部にデジタル化を担当する専任職員1名の配置を検討しているところであります。

次に、RPAの活用に向けた第3回定例会以降の経過等につきましては、実証実験への参加4部署を対象に、令和3年1月13日、14日の2日間で、業務を自動化するためのシナリオ作り講習会を行ったところであり、3月中旬までをめぐりに実証実験を行ってまいります。令和3年度においては、必要に応じて他の部署での追加実験を行いながら、秋頃までに費用対効果を検証していく予定としております。

次に、RPA導入に向けての検討につきましては、実施した実験の作業時間削減効果や実験参加部署の意見、導入に関する費用や業務の継続性、他の業務への拡大の可能性などを検証し、導入効果が見込まれる場合には、令和4年度に向けて関係予算を計上したいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高橋克幸議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、地方自治体ICT化の推進について御質問がございました。

初めに、GIGAスクール構想についてですが、まず、GIGAスクール構想についての認識につきましては、Society5.0時代の到来が予測され、これからの社会生活の中でICTを日常的に活用することとなると考えられております。そのような環境の下、子供たちが生きていくために必要な資質・能力を育むためには、学校においてもICT環境を整備し、効果的に活用していくことが必要であるものと考えております。これらの状況に加え、いまだ終息が見られないコロナ禍において、子供たちの学びを保障できる環境を実現するため、教育の情報化を推進していくことは重要であると認識しております。

次に、1人1台の学習用端末の現在の整備状況につきましては、小学校が17校中5校、中学校が12校中11校で整備が終了し、残りの学校については、初期設定などキッティング作業を経て、全ての子供たちに行き渡るのは年度内を予定しております。

次に、高速大容量の通信ネットワークの現在の整備状況につきましては、小学校が17校中1校、中学校が12校中11校で整備が終了しております。また、供用開始するために高速通信ネットワーク整備と同時進行で、充電保管庫の搬入と新たなインターネット回線の新設を進めており、全ての学校の通信環境

が整うのは今年度内を予定しております。

次に、ソフトの充実につきましては、本市では文部科学省のGIGAスクール構想に対応した端末とソフトを導入しており、文書作成や表計算、プレゼンテーション作成、全員が意見を書き込めるホワイトボードのほかに、ウェブ会議ツールなど、様々なソフトによりICTを活用した教育を実践していくこととしております。今後、学習指導要領の改訂などさらなる取組が求められる際には、新たなソフトの必要性について検討してまいりたいと考えております。

次に、ICTを活用・推進するための体制につきましては、昨年の10月からGIGAスクールサポーターを活用し、学校における環境整備の初期対応としてセキュリティポリシーの作成や端末の使用に関するマニュアルの作成など、本市における1人1台端末の導入に向けて取組を進めているところであります。

また、次年度に向けましては、整備された端末を効果的に活用するため、引き続き、サポーターによるICT活用研修講座を開催するとともに、各学校へ派遣し、教職員向けの端末操作やソフトの活用方法などの講習会を実施してまいります。さらに、日常的な教員のICT活用の支援を行う必要がありますことから、ICT支援員を新たに配置し、授業支援や教材作成支援、情報モラル教育に関する出前授業などを行うなど、指導体制を強化してまいります。

次に、推進会議のこれまでの経過と今後につきましては、市内全小・中学校のICT担当者が参加した小樽市教育情報化推進会議において、GIGAスクールサポーターを講師として構想の実現に向けた取組について学ぶとともに、実際に端末を使用し、共同編集作業や小テストの実施及び集計作業の体験、ウェブ会議ツールを活用したオンライン体験などを実施しております。また、コロナ禍に対応した研修として、サポーターが作成した端末の使用に関する動画や、道立教育研究所が本市のために作成した動画などを用いた各種研修をオンデマンドで配信しております。

今後も、ICTの活用に向けた様々なニーズに合わせた研修を実施していくとともに、定期的に推進会議を開催し、各教科等での端末の効果的な活用方法等を協議するなど、教職員の指導力向上に努めてまいります。

次に、今後の臨時休業における学習対策などにつきましては、まず上越教育大学附属中学校での遠隔授業の取組の見解につきましては、児童・生徒が主体的に学ぶことにより学力向上の効果が期待できることや、家庭における学習習慣の定着が図られるなど、コロナ禍における学習対策としても先見的な取組であると認識しております。

次に、今後の臨時休業における学習対策につきましては、本市においては間もなく1人1台端末が配備されますことから、休業になった際には端末を自宅に持ち帰りオンライン授業や学習動画の配信等を行い、自宅に通信環境のない家庭については、教育委員会からルーターを貸与し、児童・生徒の学びの保障に努めてまいりたいと考えております。

次に、不登校児童・生徒の学習環境の対策につきましては、これまで行っております登校支援室の訪問型支援に加え、今後、1人1台端末を活用したオンライン授業や個別の教育相談、さらには各学校からの授業のライブ配信を行うなど、学習環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。

（11番 高橋克幸議員登壇）

○11番（高橋克幸議員） 次に、都市計画道路の見直しについてであります。

都市計画道路とは、都市計画法に基づいて計画決定された道路で、都市計画に位置づけられる都市施設であり、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための基盤施設として都市の骨格を形成し、都市の自動車交通体系の根幹となるものであります。このため、都市計画道路は将来の都市の発展状況や交通需要に対応するように決定をされております。

小樽市においても他都市と同様に、戦後以降、行政区域の拡大や交通需要の増加に対応するため都市計画道路の拡大を行ってまいりました。しかし、近年では人口減少問題や社会経済情勢の変化が大きく影響しており、都市計画道路の見直しについて国の動向を受け、地方自治体においては地域の実情を勘案しつつ、見直しの議論を進めているところが増えている状況であります。本市では、この見直しについてどのように認識されているのか、見解を伺います。

次に、本市の都市計画道路の整備状況についてであります。

まず全体として、都市計画決定延長、路線数、整備済延長、未整備延長、整備率についてお示ください。

次に、これまでの整備状況について、計画決定からの経過年代別の整備済路線数、未整備の路線数、推移や特徴についてお示ください。

次に、都市計画道路の現状の課題についてであります。

本市では数十年以前から決定された都市計画道路があり、住宅など建物を建設するときに計画段階や設計時において大きな制約を受ける場合がこれまでも見受けられました。都市計画道路は、都市計画決定されるとその区域内に建築物を建築する場合には、都市計画法第53条の建築の許可並びに同法第54条許可の基準の定めにより許可を受けることが必要となり、地下を有するものや鉄筋コンクリート造は建てられないなど、一定の建築制限が課せられることになっております。他都市においては、長年経過している箇所では、権利者が有効に利用できないといった状況が長期化しているという課題があり、訴訟となった事例もあるようであります。まちづくりの観点からもしつ事業実施がされるか不明な都市計画道路に接していることで、損失を受けていることになっている例は本市でも見受けられていると思います。以前の議会でも議論されていましたが、この状況についてどのように認識されているのかお示ください。

また、本市の都市計画道路の見直しについて、今後の考え方や進め方、スケジュール、見直しの課題や問題点についてお示ください。

次に、住宅エコリフォーム助成制度とバリアフリー融資制度についてであります。

小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例案が、平成26年第4回定例会において、建設常任委員会提案の議案として提出され、全会一致により可決されました。同条例を受け、小樽市として住宅エコリフォーム助成制度を策定し、平成28年度よりスタートした制度であります。この間、この制度の周知の工夫や内容の改正により利用される件数が増加しているようであります。この制度について、どのように推移してきたのか、件数、予算額、決算額、不用額について平成28年度と令和元年度の比較でお示ください。

また、これまでの課題や問題点と改正点についてお示ください。

同条例の第1条の目的では、市内における環境負荷の低減及び空き家の有効活用を図るためとあるように、環境負荷の低減が目的となっております。他都市では、同様の制度の中で対象となる工事内容を見直し、少しでも環境負荷の低減にプラスになるように考えているようであります。具体的には、節水型のトイレや高断熱浴槽など、国土交通省で以前実施された省エネ住宅ポイント制度や、次世代型住宅エコポイント制度の中で対象になったものであります。本市においても、さらに利用促進のため対象と

なる工事内容の見直しが必要と考えますが、見解を伺います。

また、予算金額の増加について検討していただきたいと要望いたしますが、お答えください。

次に、関連する制度で、平成13年に制定された小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例であります。

この条例は、市民が安全で快適な生活をするための住宅の改造に必要な資金を融資することにより、居住環境の向上に寄与することを目的としております。この制度について、どのように推移をしてきたのか、平成13年度当初以降の推移と傾向についてお示してください。

また、直近の状況として金融機関による融資件数、融資額及び市による関連事業の予算額、決算額、不用額について、平成28年度と令和元年度の比較でお示してください。

さらに、これまでの課題や問題点と改正点についてお示してください。

他都市では、住宅エコリフォーム助成制度の工事内容に、このバリアフリーに関わる工事内容を含ませて行っているところもあるようであります。今後、この制度について、考え方や見直しの検討が必要と考えますが、見解を伺います。

次に、北海製罐第3倉庫と歴史的建造物の保全についてであります。

この第3倉庫は小樽運河が完成した翌年の1924年、大正13年の建築で、築96年、鉄筋コンクリート造4階建てで、延べ面積は約7,200平方メートルと大きな倉庫であります。この倉庫を含め四つの建物が旧北海製罐倉庫株式会社として平成24年に小樽市指定歴史的建造物第76号に指定されております。昨年、同社がこの第3倉庫を老朽化のため解体することを決定いたしました。これを受け、小樽市として市長が本社を訪問し、1年程度の猶予の申入れを行い、同社も受入れを決定し、解体は先送りとなりました。現在、民間組織が主体となり協議を進めていると伺っております。

この民間組織第3倉庫活用ミーティングは、小樽商工会議所と小樽観光協会が主体となって進めているようではありますが、どのようなメンバーで構成されているのか。

また、これまでの経緯と今後の予定についてお示してください。

さらに、小樽市としてどのように関わっていく考えなのか見解を伺います。

次に、歴史的建造物の保全についてであります。

小樽観光の大きな特徴である懐かしさやノスタルジックな雰囲気を演出しているのは、歴史的な建造物やそれに伴う町並みの景観であります。ただ、歴史的な建造物は時間の経過とともに劣化が進み、これまで残念ながら解体に至るケースがありました。小樽観光にとって重要な資源であるこの歴史的な建造物についてどのように認識をされているのか、改めて見解を伺います。

歴史的建造物の保全についてであります。本市においては他都市に先駆け、昭和58年に小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例を制定し、平成4年、前条例を発展的に解消し、改正した小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例を制定し、歴史的建造物の保全に取り組んできたと認識しております。また、助成制度を創設し、負担軽減を行っているところであります。しかし、歴史的建造物の保全については、建物の所有者の理解と協力がなければ存続ができない状況にあります。課題として、歴史的建造物の維持補修には多額の費用を要することから、維持補修が困難になり、売却や解体が考えられます。

また、長期に利用ができていない建物は、損傷が早く進行し保全ができないという状況も考えられます。これらの課題について、どのように検討されてきたのかお示してください。また、助成制度の助成金について10年間の推移と傾向をお答えください。さらに、税の軽減や小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金などの助成金予算増額の検討について、どのように考えられているのかお示してください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、まちづくりに関連して御質問がありました。

初めに、都市計画道路の見直しについてですが、まず見直しについての認識につきましては、本市では昭和10年に初めて都市計画決定されて以降、人口増加による市街地の拡大や自動車交通の増加を前提として追加決定が行われ、順次、整備が進められてまいりました。その後、財政的な制約などから未整備となっている路線があり、人口減少などの社会経済情勢の変化を受け、決定当初の位置づけや必要性に変化が生じている路線があるものと考えており、見直しを行う必要があるものと認識をしております。

次に、都市計画道路の整備状況につきましては、都市計画決定延長は約149キロメートル、路線数は60路線で、そのうち整備済延長は約87キロメートル、未整備延長は約62キロメートルで、整備率は約59％となっております。

次に、経過年代別の整備状況等につきましては、令和2年3月末現在で、計画決定からの経過年数が30年未満の路線は11路線で、そのうち整備済みが5路線、未整備または一部未整備が6路線。30年以上40年未満は2路線で、2路線とも整備済み。40年以上50年未満は16路線のうち整備済みが9路線、未整備等が7路線。50年以上60年未満は13路線のうち、整備済みが2路線、未整備等が11路線。60年以上は18路線のうち整備済みが3路線、未整備等が15路線となっております。

また、特徴といたしましては、未整備等の39路線のうち経過年数30年未満が6路線、残りの33路線が30年以上経過している状況となっており、中でも60年以上経過している路線が15路線あり、全体の約4割を占め、経過年数が長いほど未整備の路線数が多い状況となっております。

次に、未整備の都市計画道路に接していることによる損失につきましては、都市計画道路については財政上の制約などもあることから、整備には長時間を要するのが一般的であります。都市計画道路の区域内には建築制限が課せられ、長期にわたり土地の有効利用に影響を及ぼしていることは本市においても問題であると認識をいたしております。

次に、見直しについての今後の考え方や進め方、スケジュールにつきましては、都市計画道路の見直しに当たっては、交通計画やまちづくりなどの専門的な見地からの調査・検討が必要なことから、小樽市都市計画審議会に対して、都市計画道路の見直しについて諮問し、答申を頂くこととしております。審議会では、この諮問を受け、小樽市都市計画道路見直し専門委員会を設置し、現在、調査・検討を進めており、令和3年秋頃までには審議会からの答申を受けたいと考えております。その後、パブリックコメントなどを行った上で、令和3年度内をめどに方針を策定し、4年度以降、必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

また、見直しの課題等につきましては、その見直しを行うことで土地所有者や地域住民に大きな影響を及ぼすものと考えられることから、土地所有者等との合意形成が一番の課題であると考えております。

次に、住宅エコリフォーム助成制度とバリアフリー融資制度についてですが、まず住宅エコリフォーム助成制度の推移につきましては、平成28年度と令和元年度を比較いたしますと、予算額が510万円から250万円へ、助成件数が5件から14件へ、決算額が64万8,000円から207万4,000円へ、不用額が445万2,000円から42万6,000円へと推移をいたしております。

また、これまでの課題などにつきましては、住宅エコリフォーム助成制度の目的の一つが市内の環境負荷の低減であり、対象工事が省エネルギー化に関わるものに限られていることから、利用件数が少な

いという問題がありました。

改正点といたしましては、平成29年度に対象工事とする窓の改修範囲の要件緩和と制度利用の回数制限の廃止を行い、制度の利用促進に努めてきたところであります。

次に、住宅エコリフォーム助成制度の対象工事の見直しにつきましては、この助成制度の目的の一つである環境負荷の低減に効果があり、利用促進にもつながるとされる工事について、国の交付金活用の可否も含め、他都市の事例を調査した上で検討してまいりたいと考えております。

また、予算金額の増加につきましては、これまでは予算の範囲内で推移していることから、直ちに増額する予定はありませんが、今後の利用状況を見極めてまいりたいと考えております。

次に、バリアフリー等住宅改造資金融資の制度開始からの推移と傾向につきましては、平成13年度から21年度までは融資件数、融資額ともに減少傾向にあり、22年度の制度改正の効果により22年度、23年度は融資件数、融資額ともに増加しましたが、その後は再び減少傾向が続いております。

また、平成28年度と令和元年度の数値を比較いたしますと、融資件数は両年度ともに1件、融資額は200万円から387万円へ、市の予算額は2,506万6,000円から1,148万4,000円へ、決算額は1,781万2,169円から524万3,025円へ、不用額は725万3,831円から624万975円へと推移をしております。

次に、バリアフリー等住宅改造資金融資制度の課題や改正点につきましては、課題としましては、平成28年度以降、毎年の融資件数がゼロ件もしくは1件という少ない状態が続いていることであります。

また、改正点としましては、当初、融資対象工事をバリアフリーに伴う改造工事と無落雪屋根等への改造工事としておりましたが、平成22年度にリフォーム全般工事に対象を広げるとともに、工事の施工業者を市内で事業を行う業者に限定したことであります。

次に、住宅エコリフォーム助成制度にバリアフリーに関わる工事内容を含めることにつきましては、住宅エコリフォーム助成制度は環境負荷を低減することを目的として国の交付金を活用し、本市の財政負担の軽減を図ってきましたが、バリアフリー工事を対象とする場合には制度の目的の見直しや財源確保について検討する必要があるため、今後、他都市の事例を調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、北海製罐第3倉庫と歴史的建造物の保全についてですが、まず第3倉庫活用ミーティングにつきましては、学識経験者や市内経済団体及びまちづくり団体などの代表者等12名で構成されており、これまで本年1月14日に第1回目、2月22日に第2回目の会議を開催しております。

今後の予定につきましては、保全・活用策を議論する毎月の会議のほか、一般市民を対象にしたオープン勉強会を3月に、また、フォーラムを7月に開催し、本年9月をめどに保全・活用プランとして取りまとめて、市へ提案していただけると聞いております。市の関わりにつきましては、同倉庫の利活用にあたって、土地や建物の利用規制がありますので、その内容も含めて議論していただくため、職員3名がアドバイザーとして参加をしております。

なお、同倉庫は、今後の小樽の観光戦略にとって重要な北運河地区にあるシンボリックな建造物であるため、同ミーティングとは十分に連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、観光資源である歴史的な建造物に対する認識につきましては、歴史的な建造物は本市の歴史的景観を構成する重要な要素であり、これらの景観資源を本市固有の財産として守り育てることが、魅力ある都市景観の形成や観光振興などにつながるものと考えております。

次に、歴史的建造物の保全に係る課題の検討につきましては、歴史的建造物の保全に係る所有者の負担が大きいことから、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例に基づき助成をしてまいりましたが、市の助成金だけでは十分ではないと認識しておりますので、現在、歴史まちづくり法などに基づ

く国の支援制度の活用に向けて検討を進めております。

次に、歴史的建造物の助成金に係る10年間の推移と傾向につきましては、1年間の助成件数としては、平成22年度及び29年度がそれぞれ1件であり、そのほかの年度については3件もしくは4件で推移をいたしております。

また、各年度の助成金額については200万円から1,695万円の間でばらつきがあります。

次に、歴史的建造物の保全に対する税の軽減や助成金の予算増額に向けた検討につきましては、税の軽減につきましては、歴史まちづくり法などに基づく国の制度において、税制の優遇措置による支援があることから、現在、この制度の活用について検討を進めているところであります。

また、助成金に係る予算額については、所有者に対して行った改修工事に係る意向調査の結果を基に算出していることから、適切な金額であると考えております。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。

○11番（高橋克幸議員） 何点か、再質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルスのワクチンの関係です。

いろいろと質問をさせていただきましたけれども、まだ明確になっていない部分のほうが多いのかという印象を受けました。私どもにも要望というか相談が来ているのは、先ほども本質問でお話ししました同時接種の件です。どうしても高齢化率の高い小樽ですから、施設入所者が結構な人数いるわけです。どうしても先ほどもお話ししたように、高齢者の方はもう実際にワクチンを受けている、だけれども介護従事者の方は受けていない、もしくは若い方も多いということを見ると、非常に好ましくないという、専門家からもそういう意見が出ているようであります。

先ほども伺いましたとおり、自治体側と、それから施設側がオーケーであればできるというお話でしたけれども、ただ、ワクチンがいつ入ってくるのか、どのぐらいの量があるのかというのが分からない状況の中でなかなか難しいと思うのです。お聞きしたいのは、では自治体の裁量権はどこまで認められているのかということが、国会でも議論になりましたし、なかなか具体的な内容が分からないということもありましたので、これからまた考え方が変わるかもしれませんが、現在の状況で同時接種などいろいろなパターンがあると思うのですけれども、どういうふう考えられているか、もう少し具体的にお聞かせいただきたいと思います。それが1点です。

それから、相談窓口、コールセンターのことで、設置しますよということで早くやっていただきたいと思っていたのですが、例えば、コールセンターの設置時期、接種券を配布してから、郵送してからというお話でしたけれども、もう少し具体的にいつぐらいがめどになるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

どうしてもこの関連で、マスコミにもどんどんニュースが流れるものですから、聞きたいときにどこへ電話すればいいのだ、どこに聞けばいいのかというそういうお問合せもあるわけです。当然、保健所や市役所などに行くと思うのですけれども、やはり専門的な窓口があると具体的なお話も聞けるでしょうし安心感もあるかと思うので、できるだけ私としては早く開設、設置をしていただきたいなと思っております。これが2点目です。

それから、もう一点は、ICT化です。専門的チーム、先ほどチームではないけれども、まず担当を1名置くのだという話で、大変いいことだと思います。ただ、この施策は非常にスピード感が要るものですから、どんどん球が投げられてきたときに受け止められる、そういう体制にしておいてもらいたいというふうに思います。ですから、今の段階ではいいかもしれませんが、その辺、少し含みを持

って、来年度ある程度いろいろなことが出てくると思いますのでお願いしたいと思います。これが3点目です。

それから、最後ですけれども、GIGAスクール構想について、教育長からいろいろ御答弁いただきました。

それで、私がぜひ要望したいとかお願いしたい、聞きたいというのは、不登校の児童・生徒の対策についてであります。まだ小樽として、なかなか端末での学習というのが定着していない中で、まだ早いのではないかという意見もあるようですけれども、だからこそ今からしっかり準備をして、不登校の子供たちに対しての対策を、なってからではなくてなる前から、もうそういう準備をしておくということが非常に私は大事だなと思っていますので、その辺もう少し考え方があればぜひお聞かせいただきたいと思います。

先ほどの認識のところで教育長もおっしゃいましたが、学力の保障、学習の保障、同じ認識です。同じその環境下の中でできるだけそういう児童・生徒も入れて、進めていくというのは非常に大事なことでありますので、その点をぜひお願いしたいと思いますし、確認をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋克幸議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、ICT化の推進に向けてについての御質問にお答えさせていただきたいと思います。先ほど答弁の中で新年度に向けましてデジタル化を担当する専任職員1名の配置を考えている旨お答えをさせていただきましたけれども、議員から、スピード感に対応できる、そういったことを考えておいていただきたいというお話でございます。

現在、専任を考えている職員につきましては、まだ具体的には決まっておりませんが、当然、知識ですとか、高いスキルを持った職員をそこに充てていきたいというふうに考えておりますし、具体的な職場は、情報システム課に配置をさせていただく予定でありますので、この部分については情報システム課長の補佐も受けながら、議員御指摘のとおり将来に向けまして、スピード感を持ってこの問題に向き合っていきたいなというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 高橋克幸議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、ワクチンの関係についてお答えいたします。

まず、高齢者施設等における高齢者と施設従事者の同時接種の関係でございますけれども、国におきましては、市町村及び高齢者施設の双方の体制が整った場合には、同時接種を行うことも差し支えないとされておりますので、私どもといたしましても高齢者施設の意向を踏まえた上で、その可否について検討してまいりたいというふうに考えております。

それからもう一点でございますが、コールセンターの設置の時期について、もう少し具体的にという御質問でございましたが、高齢者へのワクチン接種の開始時期につきましては、国から具体的に指示をされるということでございますので、それに先立つ接種券の郵送につきましても、国の指示を受けてということになっているわけですが、それまでの間につきましては、指定医療機関あるいは市民の方からのお問合せ等がありました場合には、市役所に設置したワクチン接種対策本部において対応して

まいりたいと考えてございます。

また、それ以降は、コールセンターで具体的予約の方法であるとか、また、実際にワクチンをどのようにして受けたらいいのかということについて、丁寧に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高橋克幸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

不登校児童・生徒に対する学習支援、学習環境の充実というお尋ねでございますけれども、私どももこれまで文部科学省の委託事業等も活用させていただきながら、他のまちではできないような先進的な取組、例えば訪問型支援というのは、これは最近出てきた事象で、我々も研究対象としてこういうことをやらせていただいたということでございます。

その中で、1人1台端末の予算がつかまして、整備させていただくことになりましたので、不登校の児童・生徒に対しましても、端末を活用した授業配信であるとか、それからオンデマンドで配信学習をするだとか、そういったいろいろな取組をしていきたいというふうに思っておりますけれども、何といってもその中に引き込んでいくということが非常に難しい児童・生徒たちでございますので、今日も校長会議でお話をさせていただいたのですけれども、何とかそういう子供たちとの接点をつなぎながら、せっかくつけていただいた1人1台端末ですから、それをフルに活用しながら、今後取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、当該学校とも連携して取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（鈴木喜明） 高橋克幸議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 3時10分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○16番（中村誠吾議員） 立憲・市民連合を代表して、質問をいたします。

その前にこの間、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた皆様の御冥福をお祈りいたしますとともに、今も療養中の皆様の一日も早い御回復を願うものです。さらに、新型コロナウイルス感染症との闘いの最前線にいらっしゃる医療従事者の皆さん、保健所をはじめとする関連機関の職員の皆様に心より敬意と連帯の意を表します。

それでは、会派代表質問をさせていただきます。

令和3年度予算ですが、小樽市の現状を見れば、ベストを尽くされて編成した予算と評価しています。

北海道新聞の見出しは、「財源不足9億8千万円」となっていましたが、記事の最後、財政調整基金の取崩し額は、前年度より5億3,000万円圧縮されたとなっています。私なら、財政調整基金の取崩しの額の圧縮を見出しにしたいくらいです。予算作成に関わった市長、副市長、職員の皆さんが、この厳しい状況の中でしっかり予算を編成されたことに対して敬意を表したいと思います。ただ、ここは議会ですので、私どももこの予算をしっかりと議論し、市民の負託に応える必要がありますので、厳しい意見も含めしっかりと申し上げたいと考えています。

少し気になったのが、新聞にもありましたが、令和元年度決算における経常収支比率は99.4%で道内主要都市の中で最も高いという大きな課題があります。経常収支比率が道内主要都市で最も高い理由というのは、どのようなものと認識をしていますか。

そして、この数値の引下げに向けて、新年度予算ではどのように対応しましたか。

公表されている範囲で、私なりに経常収支比率を人件費、扶助費、公債費で分析してみると、道内主要都市の中で人件費は最下位、扶助費は3位、公債費は3位です。つまり、人件費の部分を何とかしなければならぬと現状は変わらないと考えています。

そして、予算説明書の一つ一つ見ていくと、様々な事業が並んでいますが、正職員の人件費は基本的に別枠です。予算編成において、様々な事業を評価し、事業の優先順位を考えて、その事業を行うか行わないかの意思決定を行っていると思いますが、その意思決定を行う中で正職員の人件費は、どのような指標や判断基準を用いていますか。もしくは、正職員の人件費は、基本的には考慮しない構造になっていますか。

データを見てみますと、経常収支比率の人件費は小樽市が最下位ですが、札幌市とさほど変わらない数字となっています。私の知り合いの札幌市職員と話をしたときに、現場にまでとにかく細かい事務でもいいから委託をできるものは委託しろと言われるのだそうです。小樽市として業務の委託化についてはどう考えていますか。

また、新年度予算においては、その考え方をどう生かしましたか。

課題は大きく、また多いのが現状です。この問題は一朝一夕では解決をせず、歳出においては人員配置や事務そのものの効率化を行っていくしかないと思います。歳入においてはふるさと納税をしっかりと活用していく、人口対策に取り組んでいくことしかないと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の予算についてお聞きしたいと思います。

新聞では、「コロナに備え目玉乏しく」と書かれました。このような印象をマスコミは受けたということは事実ですが、小樽市としては新型コロナウイルス感染症対策として、この新年度予算ではどのような部分に力を入れましたか。私は新年度予算に目玉がないということは、そんなに心配していません。なぜなら、今の時点で新型コロナウイルス感染症対策について市独自の目玉があれば、対策が万全になるということではないと思います。それよりも起こった問題について対策できる予算を残しておくという選択肢は、間違っていないと思います。

そして、新型コロナウイルス感染症対策で令和3年度に取り組んでいくべき目玉は、ワクチン接種だと思っています。そのワクチン接種ですが、北後志5町村と札幌市は、かかりつけ医で行うと発表されています。蘭島など北西部地区は余市町に、銭函地区は札幌市にそれぞれかかりつけ医がいる高齢者の方は多いと思います。他市町村にかかりつけ医がいる場合であっても、接種できるような仕組みを調整し、予算措置もしていくおつもりはありますか。

最後に、ワクチン接種に向けた人員体制ですが、どれぐらいの現状最大限、どれぐらいの業務量を見込んで、どれぐらいの常駐職員の配置をしなければならないと考えていますか。

また、昨年の特別定額給付金の支給業務のように、庁内から応援職員を集めてくることを考えていますか。

第1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村誠吾議員の御質問にお答えいたします。

ただいま予算及びワクチン接種について御質問がありました。

初めに、経常収支比率が高い理由と新年度予算での対応につきましては、経常収支比率が高い理由については、本市の場合は人件費や繰出金などの経常経費充当一般財源における割合が、道内主要都市よりも高いことなどが主な要因であるものと考えております。

また、新年度予算での対応については、交際費負担を考慮して計画的に建設事業を実施するなど、経常収支比率の改善に向けた対応を進めてきたものであります。

次に、予算編成での事業実施の判断における正職員人件費の考え方につきましては、事業実施の意思決定をする際は、その事業自体の必要性・有効性を十分に検討した上で判断をいたしております。

なお、行政サービスを進める上で必要となる正職員数については、新規事業による増員分も含め、総務部が各部局から次年度の体制について聞き取りをし、精査した上で予算計上をしております。

次に、本市における業務の委託化の考え方につきましては、市民サービスの向上や業務の効率化を図るため、これまでも業務の特殊性や専門性の観点から、公共施設への指定管理者制度の導入や専門的知識を必要とする業務などの委託化を進めてきたところであります。

このことから、新年度予算においても、業務の特殊性から、発熱者の24時間電話相談業務を行う受診・相談センターの運営や、業務の専門性から立地適正化計画の策定などの業務の委託料を計上したところであります。

次に、新年度予算における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、新年度予算においては、補正予算も含め、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながら、コロナ禍で停滞した市内経済を回復軌道へ乗せるため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、感染拡大防止策と医療提供体制の整備や、地域経済と雇用の維持を図るなど、新型コロナウイルス感染症に対応した政策の推進に係る予算を計上いたしました。

次に、他市町村にかかりつけ医がいる場合のワクチン接種につきましては、国の手引きによると他市町村にかかりつけ医がいる方は、そのかかりつけ医で接種することが可能となっており、本市でも手引きに基づき対応してまいります。

また、市外で接種した場合の費用は、住民登録のある市が支払うこととなりますが、北海道国民健康保険団体連合会を通じての支払いとなり、その手数料として約200万円を予算措置しております。

次に、ワクチン接種の人員体制につきましては、ワクチン接種体制構築のため、令和3年2月5日に庁内に新型コロナウイルスワクチン接種対策本部を設置し、現在常駐職員4名体制で準備を進めております。

今後につきましては、ワクチンの配分時期や配分量がいまだ明確になっていないため、想定は難しいものがありますが、集団接種が必要な場合には現在のワクチン対策本部の職員以外に、接種会場の運営などのために職員の増員が必要になるものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）

○16番（中村誠吾議員） 第2項目めの質問をいたします。

事務の効率化についてです。

私は市役所の事務で必要な視点は、成果や結果は維持しつつ、効率よく事務を行うということが重要

であると考えています。このような事務を徹底的に効率化する一方、数は少ないですが手間やコストをかければ成果が出るふるさと納税のような仕事に、人的資源やコストをかけていくことが必要ではないでしょうか。ただ、言葉で言うのは簡単ですが、実現していくことはそうたやすいことではないのは承知しています。結局のところ一つ一つ具体的に組み込んでいくしかないと思っています。令和3年度事務の効率化として、小樽市が具体的に組みもうとしていることはありますか。

事務の効率化として最も重要なのは、仕事の必要性を再検討し、仕事そのものを失くすことだと思っています。その例の一つとして、私は平成30年第4回定例会で第7次小樽市総合計画について質問をし、「小樽市にとって、従来どおりのやり方をしている第7次小樽市総合計画は、費用対効果が非常に悪い仕事ではないかと思っています。市長は第7次小樽市総合計画策定に時間と金をかけている余裕が小樽市にはあると考えていますか。」という質問をしました。そのとき市長は、「総合計画は10年先を見据えたまちづくりの基本的な方向性を総合的に示す重要な計画でありますので、多くの方から意見を聞き、しっかりと議論を重ねて策定するために必要なものと考えております。」と答弁されています。

さて、そこで去る1月16日の北海道新聞の後志版に、古平町が総合計画を策定しないというニュースがありました。その中では、策定に要する町職員の労力を踏まえ、事業の実施計画を含まず、より簡略な総合指針に替えたとあります。

小樽市は従来どおり総合計画を策定しましたが、残念ながら新型コロナウイルス感染症が発生する前に策定されました。この総合計画がどこまで激変した現在の社会に通用するのか、議論はあるところだとは思いますが。現在の市長の総合計画に対するお考えをお聞かせください。

次に重要な視点は、多くの職員が同じことをやっている事務を、少しでも効率化することだと思っています。

少し具体的なイメージを持っていただくために、私なりに勝手に計算をしてみました。例えば印鑑は1秒で押すことができます。ただ200人の職員が1人当たり200枚の書類に印鑑を押しているとしたら、書類につき1か所押印を削減できれば4万秒です。すると市役所全体で約11時間削減できるのです。同じ書類で10秒かかる記載事項を減らしたら11時間、勤務時間1日8時間弱としても、おおよそ14日分となります。これはあくまでも仮定の計算ですが、本当は市役所として職員一人一人の業務を分析すべきだと思っています。その上で、市職員が多く使っている書類の処理を省力化する。これが大切だと思っています。市役所全体で数時間、鼻で笑うような時間かもしれません。ただ、このような小さな努力でも、10年単位で積み重ねている職場とそうではない職場は、結果大きな差がつくと私は思っています。小さいからこそ導入するにも抵抗が少ないのではないのでしょうか。

そこで、広く職員が共通の書式で行っている事務で思いつくのは、会計事務です。会計事務は、共通の様式を使用し、全庁的に事務を行っていると思います。もちろん規則やマニュアルを整備しているところですが、まずお聞きしたいのは、この規則やマニュアルは事務を効率化するという視点を持って作成及び改定されていますか。

さきの定例会でも市民の押印の話をさせていただきましたが、職員についても押印は見直していく必要があると考えています。そこで、会計処理を行うために一つの決裁文書で、1人の職員が複数箇所押しているような書類はありますか。

さらに、同じ職員が一連の決裁文書などで、多数に印鑑を押す必要がある書類などはありますか。

一連の決裁文書で職員の押印を1人1か所にするというものは、コストもかけずに実現可能だと思います。そして、もしかかもしれませんが業務は軽くできます。電子決裁システムの導入を見据えて、先行して実行していくというお考えはありますか。

最後に、また新年度予算のヒアリングの様子が新聞に出ていました。

市役所としては、何の疑問に持たない当たり前の風景だと思いますが、大量の書類が机に乗っていました。用紙代、コピー機の使用料、職員の帳合の手間を考えるとなかなかのコストをかけていることは想像に難くありません。そして、ペーパーレスにすることは技術的には可能だと思います。

ですから、違う視点から質問させていただきますが、予算編成の業務から紙をなくすことは不可能でしょうか。不可能なら、その理由は何でしょうか。

そして、この大量の紙に人件費も含めてどれくらいコストをかけているか把握していますか。

第2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、事務の効率化について御質問がありました。

初めに、令和3年度における事務の効率化に関する取組につきましては、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画において、自治体業務システムの標準化・共通化や、AI・RPA等による業務効率化の推進が掲げられておりますことから、本市としても国が推進しているデジタル政策に対応するため、現在総務部にデジタル化を担当する専任職員1名の配置を検討しているところであります。

RPAの導入については、既に導入済みの自治体においては、職員の作業時間が削減されるなど、大きく事務の効率化が図られた事例も見受けられることから、四つの部署の業務で行っております実証実験の効果を検証し、導入効果が見込まれた場合は、令和4年度に向けて関係予算を計上したいと考えております。

また、本年度職員提案制度について、若手職員による検討委員会を設置し、制度全般の見直しに向けた検討を進めてきたところであり、その中で「業務改善」の区分を新設する提案がありました。これは実施した業務改善に関する結果を報告するものであり、この結果報告を全庁的に共有し、他部署でも有効なものは積極的に取り入れることで全庁的な業務の効率化が進んでいくことが期待されるところであります。

次に、現在の総合計画に対する私の考えにつきましては、第7次小樽市総合計画は、市政の総合的な指針として10年先の将来を見据え、市民の皆さんや各議員の御意見を幅広く集め策定した計画であり、基本構想で示した計画の理念や方向性については、新型コロナウイルス感染症の発生においても大きな影響は生じていないものと考えております。

しかし、施策の展開方向などを示した基本計画では、今後の計画推進や指標に影響が出る可能性もありますので、策定から5年後をめどに行う中間見直しまでに点検を行い、計画への反映の必要性について検討してまいります。

次に、会計事務に係る規則やマニュアルの作成等につきましては、本市の会計事務に関する規則やマニュアルは、その事務が法令や予算に違反することなく適正に行われることを目的に制定しておりますが、支出命令書に添付すべき書類の一部簡略化など適宜事務の効率化にも配慮し、改定を行っております。

次に、会計処理のために1人の職員が一つの決裁文書に複数押印する書類や、一連の決裁で多数の押印を必要とする書類があるかにつきましては、手数料の支払いに際して支出命令書の決裁欄と検収欄に係長が複数押印する例や、電話料金等の公共料金の支払いの際などに多数の支出命令書に押印が必要となることがあります。

次に、一連の決裁文書で職員の押印を1人1か所にするのを、電子決裁システムの導入を見据えて先行して実行する考えがあるかにつきましては、将来のシステム導入を見据えながら庁内の押印見直しの議論と併せて、課題を整理していきたいと考えております。

次に、予算編成におけるペーパーレス化とコストの把握につきましては、予算編成においては要求される事業費だけではなく、その事業の目的・概要、背景・必要性、実施内容、効果・成果などにより総合的に判断するほか、積算に当たっての別途資料が必要となることから、完全にペーパーレス化とする対応が難しい面はありますが、事務の省力化及び経費節減の観点からも必要となる資料の削減に向けた対応を進めてまいりたいと考えております。

なお、コストについては把握しておりませんが、新年度予算編成に当たっては、財政部に前年度の提出資料を事前に整理させ、提出資料及び部数を具体的に各部に指示することにより、前年度よりも添付資料については3割程度削減をいたしました。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）

○16番（中村誠吾議員） 第3項目の質問をいたします。

私は、ひとり親家庭への施策ということで質問させていただきます。

まず、お聞きしたいのは、小樽市として令和3年度予算において、児童扶養手当を除いたひとり親家庭等関連の施策はどれくらいの事業数があり、事業費ベースでどれくらいの金額になりますか。また、一般財源ベースだとどれくらい負担していますか。

私は今ひとり親家庭等への施策について注目している施策があります。まず、明石市が令和2年7月にスタートさせたこどもの養育費緊急支援事業です。調停証書や公正証書で公的な取決めをしている方のみが対象ですが、非常にすばらしい施策だと私は思います。

まずは、小樽市として取り組むつもりはありますか。

また、取り組むに当たって、小樽市として課題があればお示してください。

また、同じ明石市で行っている面会交流コーディネート事業についても非常に重要な事業だと考えています。子供の養育にとって面会交流は非常に大切なものです。また、子供と別居している親についても、親としての存在を改めて確認ができるとともに、養育費の考え方にも影響するのではないかと思います。小樽市として取り組むつもりはありますか。

また、取り組むに当たって小樽市としての課題があればお示してください。

次に、私がひとり親家庭等への施策について申し上げたいことは、今、小樽市には相愛の里がありますが、施設の老朽化が進んでいる現状です。小樽市として必要であり、すばらしい施設ですので、建て替えられればすばらしいのですが、ニーズを正確に見極め、誰が、どれだけの負担をするのかという現実的な問題に対して解答を導き出すのは、非常に困難な作業であるということも理解しています。

これまで小樽市としてひとり親施策で他市の事例を紹介しながら質問をしてきました。答弁はいただいていませんが、ひとり親家庭等などの施策を質問しますと、とにかく財政負担という言葉が答弁に出てきます。しかし、ひとり親家庭の支援に関する施策には、財政負担があったとしても経済効果、人口対策に対する効果の側面もあるはずです。人に投資をするという視点、まちに活力を与えているという視点が大切なのではないのでしょうか。もちろん小樽市は大きな金額を負担しています。しかし、事業費から一般財源を引いた額は、国や北海道から小樽市に入ってきているお金です。これだけの大きな金額

が小樽市に流入して、一定額はひとり親家庭等を通じてかもしれませんが、小樽市で消費されています。それだけ経済効果があると言えるのではないのでしょうか。

そこで、この経済効果を大きくするために、ひとり親家庭を対象にした移住政策というものも考えられると思います。移住政策を考える上で、私が小樽市の強みとして取り上げたいのは、小樽看護専門学校です。先般、小樽看護専門学校の存続について市長にはいろいろ頑張ってください、一定の成果を上げました。素晴らしいことだと思います。しかし、今後もしっかりと存続していってもらうことを考えると、学生確保というのは継続して取り組まなければならない課題です。小樽市として小樽看護専門学校の学生確保に関する施策というのは何か考えていますか。

私が調べたところ、准看護師を対象とした看護師資格取得を目指す養成施設は、通信制を除き全国で132校です。道内では小樽、札幌、旭川、網走しかありません。移住政策という観点から見れば、他にはない特徴的な施設が小樽にはあると言えるのではないのでしょうか。

そこで道内をはじめ、全国にいる准看護師の資格のあるひとり親家庭を対象に、高等職業訓練促進給付金の支給、期限付でもいいので市営住宅の提供、さらには小樽市に一定期間、在住することを条件とした返済不要の奨学金の創設などをパッケージにし、移住政策としてアピールしていくことについて、小樽市としてどのように考えていらっしゃいますか。検討する余地はありますか。

移住政策においては、狙いを定めたパッケージを幾つもつくっていくことで、小樽市の移住政策に特徴が出ると思っています。私は全国にいるひとり親家庭に対して、衣・食・住と仕事の不安に対してしっかりとした枠組みを打ち出せば、小樽に縁がない方であっても小樽に来ていただけるのではないかと考えています。

さらに、小樽看護専門学校をはじめ、様々な学校の経営の安定にもつながり、将来にわたって存続してもらえるようになると思います。そしてその先には、高齢化率が既に高い小樽市にとって、医療・介護分野の人材確保にもつながる施策だと思っていますので、ぜひ実現をお願いいたします。

第3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、ひとり親家庭への施策について御質問がありました。

初めに、令和3年度予算におけるひとり親家庭等関連の事業数などにつきましては、事業数は五つの事業があり、事業費ベースにおいては5,618万5,000円、一般財源ベースにおいては1,412万1,000円となっております。

次に、明石市が行っている事業の本市での取組予定などにつきましては、養育費の確保や離れた親との面会交流など、子供が適切な養育を受けることができる環境づくりについて、先進自治体の取組並びに国や道の施策を注視しながら、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

また、取組の課題につきましては、養育費の立替え分の未収等により生じる公費の支出について、市民の皆さんの理解が得られるかなどが考えられます。

次に、小樽看護専門学校の学生確保の施策につきましては、現段階においては具体的な施策の検討は行っておりませんが、同校は働きながら資格を取得することができる看護学校であり、今後もこうした特色を生かした学校として存続していくためには、学生確保は重要な課題であると認識をしております。

具体的な学生確保対策につきましては、学校運営を引き継ぐ予定の法人や医師会などとも十分協議をし、できる限りの支援をしてみたいと考えております。

次に、移住施策をパッケージとしてアピールすることにつきましては、ひとり親家庭に限らず移住を希望される方ごとの特性に合わせて、本市の関連施策をパッケージでお示しすることで、より具体的なイメージを持って本市の移住を検討いただける可能性があると考えますので、その提示方法について検討してまいります。

また、議員が御提案の住居や奨学金については、現状では対応は困難であります、どのような取組が行えるのか、検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）

○16番（中村誠吾議員） 第4項目めの質問をいたします。

北海道新幹線開通が2030年、令和12年に控えています。新小樽（仮称）駅も開業し、小樽市の大きな武器になると思います。新幹線は観光を主要産業とする小樽市にとって大きな強みとなります。

また、今は新型コロナウイルス感染症の問題もあり、外国人観光客を見ることはありませんが、10年後はきっと外国人観光客は戻ってくるはずです。そうすると外国人観光客に評判のよい新幹線が乗り放題の切符がありますし、小樽の外国人観光客の誘致にとっても大きな力になります。

このように新幹線開業の様々な経済効果が光とするなら、一方で並行在来線はよく影の存在だと表現されています。影だと言われる由縁は、並行在来線の経営の厳しさです。新幹線が開業すれば、並行して走っている路線の乗降客は減ります。だからこそ収益性は落ち、JRと切り離すのです。ある種のJRを救済するための政策といいます。

しかも、小樽―札幌間は新幹線が並行して走っているにもかかわらず、並行在来線としてJRから切り離しません。札幌近郊で一体的に運行しているという理由だと思いましたが、所有と運行を切り離すこともできますので、言わばJR救済制度の側面が顕著に表れていると思います。だからこそ影と言われてしまうのでしょう。

もちろん国の制度ですし、既に決定事項ですので、賛成、反対をこの場で言っているわけではありません。私たちが考えなければいけないことは、赤字という影を薄くする。可能なら影ではなく黒字という光にするということを目指さなければなりません。

まず、お聞きします。どのように路線を残すのか、様々なシミュレーションがありますが、この件については、北海道新幹線並行在来線対策協議会で議論がなされていると思います。改めて確認の意味も含め、まず現状示されている数字があればお答えいただきたいのですが、小樽市として並行在来線の経営分離後に最大幾ら負担をしなければならないのか。

そして、その後、毎年どの程度の負担を覚悟しなければならないのかをお答えください。

また、新型コロナウイルス感染症は、JR各社の経営を揺るがしています。体力がある本州3社ですら大幅な赤字となっています。JR北海道に至っては、存続の危機と言える状況なのかもしれません。

小樽市は今後JR北海道の経営状況が、市の負担に大きく影響するような事態を覚悟しなければならないのでしょうか。

まず、小樽市や北海道、その他の市町村の負担はどうなるのか、この数字がないと小樽市にとって、北海道にとって、どのような路線の在り方がいいのかが出てきません。地域の負担額は具体的にはいつ頃示されるかと思っていただければよろしいのですか。

また、並行在来線には多くの市町村が関わります。多くの市町村の意向や意見をまとめる必要があります。

ます。それぞれの市町村で置かれている状況は、考え方も違うと思います。大きく分けると小樽から倶知安までは比較的乗降客が見込める区間なのかもしれません。また、長万部から新函館北斗までは貨物列車も走るのでJR貨物の関与がありますし、鉄道の廃止の議論はまず出てきません。そして、一番経営的に苦しいのは、倶知安から長万部だと思っています。もし鉄道を廃止するのであれば、真っ先に検討する対象になる区間なのかもしれません。

大きく三つに分けたとしても、これだけ置かれている状況は異なります。この状況を踏まえて、現段階で小樽から新函館北斗まで全てまとめて検討していくことになるかと考えていますか。それとも幾つかに分けて検討していくことになるかと考えていますか。

私は、現時点で考えるべきこと、現時点で一番目指す目標は、とにかく小樽市としてできる範囲で乗降客を増やす施策などを今から考えておくということに尽きると 생각합니다。既に余市一小樽間については一定程度の乗客がいます。ここは小樽市が関与していかなければならない並行在来線にとっては、数少ない強みと言えるのではないのでしょうか。強みをさらに強くする、私はオタモイや長橋に新駅を造る、それぐらいの覚悟を持って利用客の促進に臨んでいただきたいと思います。

まず、小樽市として余市一小樽間の利用客の促進について、何か具体的に考えていることはありますか。私は、余市一小樽間ですら利用客を促進できないなら、長万部一小樽間の存続は難しいのではないかと考えています。

とにかく、巨額の負担をしなければならない話です。そして、その巨額の負担について、不確実性があるわけではなく、確実に来るものなのです。まだ先の話ではないかと、議論するには早いと思うかもしれませんが、鉄道は長期的視野で考える必要がある施策です。まちづくりとして既に考えておかねばならない問題だと思います。

第4項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、並行在来線について御質問がありました。

初めに、並行在来線に係る本市の負担につきましては、現在、北海道や沿線自治体で構成される北海道新幹線並行在来線対策協議会において函館本線の函館一小樽間が、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離された後、第三セクター鉄道とした場合及びバス転換とした場合の収支見通し等を調査している段階ですので、現時点では本市が負担すべき額には明らかになっておりません。

次に、JR北海道の経営状況による影響につきましては、基本的な考え方として並行在来線は、JR北海道とは別の運行主体となることから、JR北海道の経営状況が直接影響するものではないと考えております。

次に、地域の負担額が示される時期につきましては、先ほど申し上げました収支見通し等の調査結果が、令和3年度前半の協議会で示されることになっており、これは地域の負担額そのものではありませんが、協議会が並行在来線沿線の地域交通の在り方について協議するための検討材料となるものであります。

なお、地域の負担額が明らかになる時期については、現時点では示されておりませんが、協議会では今まで以上にスピード感を持って議論を進めていくこととしております。

次に、検討する区間につきましては、現在、協議会では沿線15市町を取り巻く環境の違いなどを考慮し、函館一長万部間の渡島ブロックと長万部一小樽間の後志ブロックに分けて協議を行っております。

また、先ほど申し上げました調査において、比較的用户の多い函館―新函館北斗間及び余市―小樽間の収支予測等も算出することとしており、協議会ではこうした区間についても検討していくこととなっております。

次に、余市―小樽間の利用促進につきましては、現時点で具体的な検討はしておりませんが、経営分離後における地域交通が第三セクター鉄道かバス転換であるかにかかわらず、利便性の高い地域公共交通を維持するためには、利用促進を図ることが重要であると考えておりますので、交通手段に応じた利用促進策についても今後検討していかなければならないものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）

○16番（中村誠吾議員） 最後、第5項目めの質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に直面している現在においては、特に地方自治体の広報の仕事について改めて考えなければならないと思っています。それは、市として市民に伝えたい情報がとにかく多くなってしまったということがあります。

また、情報の内容についても早く伝えないと、どんどん陳腐で意味のない情報になってしまうのです。

しかし、このような現状を考えると、新型コロナウイルス感染症対策で、何とかしなければならないというよりは、私は、もともと本質的な問題が内在していて、それが新型コロナウイルス感染症により分かりやすく表面化したにすぎないのではないかと考えています。ただ、問題を目の当たりにして、一つ一つ解決していくのは大変難しい問題です。具体的に広報を行うに当たって、どの手段を使ってという点だけでも難しい問題があります。

その手段についてお聞きしたいのですが、考えられる手段は広報おたる、ホームページ、テレビ、ラジオ、フェイスブック、ツイッター、その他のSNSがあると思います。それぞれの特徴があると思いますが、小樽市ではそれぞれの手段について全庁的に統一した基準で使い分けをしていますか。私は広報については、戦略的にしっかりと使い分けて初めて効果的な広報ができると考えています。そして、受け手が使っている情報手段は、時代とともにどんどん変化します。私は小樽市の広報にとって、しっかり分析しなければならない大きな変化が二つあると考えています。

まずは、新聞購読率の低下です。日本新聞協会の調査で、新聞の発行部数と世帯数の推移があります。2007年調査では1世帯当たりの部数が1.01でした。しかし、2020年調査では0.61になっています。13年間で激減しました。そして、この数字が小樽の広報にとって重要なのは、広報おたるも新聞の折り込みで配布しているからです。

お聞きしたいのは、広報おたるが新聞折り込みで届けられている部数は、2010年と2020年でどれほど変化していますか。私は、減少傾向はこれからも続くと考えています。それでも今後も広報おたるは新聞折り込みでの配布を続けていきますか。

自治体の広報誌の配布方法として、新聞折り込み以外には自治会・町内会による配布が考えられます。道内の自治体で自治会・町内会による配布を行っている自治体は、例えば主要10市でどれほどありますか。

広報誌の在り方として、広く市民に手に渡るの一番の目的ですから、新聞折り込みと、自治会・町内会による配布のメリット・デメリットをしっかりと比較し、費用対効果を冷静に分析していくべきだと私は考えています。

市長は新聞折り込みと自治会、町内会による配布のメリット・デメリットの主なものは、どのようなことがあると考えられますか。私なりに自治会・町内会による配布のメリットを考えたときに、町内会が配布してもらう対価として委託料として支払うと、町内会の活動の貴重な財源になるのではないかと考えていますが、小樽市としてどう考えますか。

一方で、新聞折り込みは確実に毎月1日に市民の手に渡るというメリットがあります。自治会・町内会による配布では実際市民の手に届くには、数日のタイムラグがあるのかもしれませんが、しかし、そもそも広報誌を確実に1日に届けなければならないという位置づけが今の社会情勢において必要なのか、私は少し疑問があります。それはもう一つ分析しなければならない大きな変化と関係します。

私は総務省の平成30年版情報通信白書に注目しました。この白書によれば、2008年調査と2017年調査の比較がありますが、個人のインターネット利用率が50代で82.2%から92.4%へ、60代が51.1%から73.9%へ、そして70代でも27.7%から46.7%となっています。スマートフォンの保有率でも70代の高齢者だから、ネット環境がないのではというステレオタイプの考え方では効率よく、そしてしっかりと市民に周知することはできないと思います。

そして、この分析であります、インターネットの利用者が新規増加したというよりは、利用者の加齢により利用率が伸びているとのことでした。つまり、今後70代以上でもインターネットやスマートフォンが主流になる時代になるのは確実なのです。広報誌は、情報を早く伝えるという点、見つけやすくするという点では、インターネットには全くかないません。だからこそ確実に、毎月1日に様々な情報を届けるという役割は、ホームページ等のインターネットに任せていくべきではないかと考えています。

そうすると、広報誌として市民に何を訴えていくのか、それはじっくりと市政の課題を理解してもらう読み物として伝えていく、このような役割を果たして行ってもらおうということになるのではないのでしょうか。

私は時代に合った広報誌にしていかなければならないと思っています。例えば、情報パレットの部分、私はここを見直していくべきではないかと考えています。実際に情報パレットを見ますと、子育て情報から始まっています。いつから子育て情報が先頭なのでしょう。そして、小樽市として情報パレットの掲載順に広報としての戦略はありますか。

先ほど小樽市の広報にとってしっかり分析しなければならない大きな変化と言いましたが、子育て世代に当てはめてみますと、子育て世代はスマートフォンを9割以上持っている一方、新聞購読率は高いと思います。情報パレットに掲載している子育て情報の費用対効果をしっかり検討した結果、このような紙面になっているのか、疑問を感じます。

もちろん情報は、ないよりあればいいと思いますが、広報誌の誌面も大きな費用がかかるのです。費用対効果を検討して、スマートフォンの情報提供に移行していくのは必要なことだと思いますが、いかがでしょうか。私は情報パレットだけを変えればよいとは思っていません。小樽市の広報全体として、時代に合っていないと感じている具体例を挙げただけにすぎません。とにかく、広報おたるの在り方を一度見直さなければならぬと思っていますが、小樽市として近々根本的に見直すおつもりはありますか。

広報は市役所の中でも社会の変化を受けやすいところだと思っています。つまり、日々見直していかなければならない分野だと思っています。市役所としては、異質な仕事であり、苦勞は多いと思いますが、市民のために頑張っていただければと期待しています。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、広報について御質問がありました。

初めに、本市が有する情報発信手段の使い分けに関する基準につきましては、全庁的な基準はありませんが、基本的にはスピード感があり情報料等に制約のないホームページを使用し、それを補完する意味で、例えば制作スケジュールが間に合えば広報おたる、急を要する重要な情報は新聞折り込みチラシ、タイミングが合えばテレビやラジオを使うなど、その情報に応じて一つの手段にこだわることなく発信手段の使い分けをしているところであります。

次に、広報おたるの新聞折り込みによる配布部数につきましては、各年度の年度末の部数で申し上げますと、平成23年3月号は4万8,955部、令和3年3月号は3万6,065部となっており、10年間で1万2,890部の減となっております。

次に、新聞折り込みによる配布の継続につきましては、この配布方法は折り込み部数は減ったとはいえ、市内全世帯の6割近くをカバーしており、また配布の定時性や確実性が高いこと、必要経費である折り込み手数料や配送料が他の配布方法よりも低廉であることなどの理由から、当面は主たる配布方法の一つとして継続していく必要があるものと考えております。

次に、道内主要10市における自治会や町内会による広報誌配布の状況につきましては、全体の配布部数に占める当該配布方法の割合は、各市によってばらつきがありますが、道内主要10市中、旭川市、釧路市及び本市の3市を除く7市が自治会や町内会に広報誌配布の一部を依頼していると聞いております。

次に、新聞折り込みと自治会や町内会による配布のメリット・デメリットにつきましては、新聞折り込みのメリットといたしましては、先ほども申し上げましたとおり配布の定時性や確実性が高いこと、他の配布方法に比べ、手数料等の単価が低廉であることがあり、またデメリットといたしましては、配布対象が新聞購読者である市民の皆さんに限られることが挙げられます。

一方、自治会や町内会による配布では、町内会等にお支払いする委託料や手数料が活動の支援につながるものがメリットとして挙げられますが、デメリットといたしましては他都市の状況を見ますと、その委託料等が新聞折り込みとの比較で割高となっていることが挙げられます。

次に、町内会による配付の対価としての委託料につきましては、仮に町内会等に広報おたるの配布を依頼した場合には、その委託料や手数料は依頼する配布部数にもよりますが、町内会活動の収入面の一助となるものと考えております。

しかしながら、道内他都市の例を見ますと、この委託料や手数料の額の平均が、本市の新聞折り込みの手数料の2倍程度に上がっておりますことから、現状では新聞折り込みに替えて実施をすることは難しいものと考えております。

次に、広報おたるの情報パレットの先頭の記事が子育て情報となった時期につきましては、子育て情報は平成20年5月号から情報パレットの先頭の記事として掲載しております。情報パレットの掲載順につきましては、当時、若い子育て世代にも広報誌に興味を持っていただきたいという考えから、子育て情報を先頭の記事に据えたという経過があります。情報パレットにつきましては、掲載ページを固定しておくことが、見る方の利便性につながるものと考えております。

次に、スマートフォンなどのインターネットを活用した情報提供への移行につきましては、確かに子育て世代などの若い世代に対する情報提供は、昨今では広報おたるという紙ベースよりもインターネットなどの電子媒体が有効と考えられるところであります。

広報おたるに掲載する記事をインターネット等による情報提供に移行していくことは、今後、欠かせないものと考えておりますが、一方で、紙ベースの広報おたるを必要とする市民の皆さんの存在も忘れてはならないものと考えております。

次に、広報おたるの見直しにつきましては、現状の広報おたるの最大の課題といたしましては、紙面の作成、配布準備に日数が取られますことから、タイムリーな記事が掲載できないという点が挙げられます。この課題をクリアできるのが、インターネット等の電子媒体を活用した情報発信となりますので、現在も適宜、市のホームページ等を活用した情報発信を行っているところでありますが、一方でインターネットの環境がなく、広報おたるを唯一の市政に関する情報源とされていると市民の皆さんが多いことも事実であります。

将来的には広報おたるについても、紙ベースから電子化への移行を段階的に進めていく必要があるものと考えておりますが、当面は記事内容や紙面構成の充実を図りながら、市民ニーズに沿った情報提供に努めてまいりたいと考えております。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

○16番（中村誠吾議員） 再質問をさせていただきますが、端的に2点再質問をさせていただきます。

まずは、予算のことなのですが、人件費のことを取り上げさせてもらいました。数字としては他市に比べて道内で最も悪い数字です。それで数字のことですから、これこそ目標値を立ててPDCAサイクルを回していく必要があるのではないかと考えています。

ただ、現場に現状を理解してもらわなければ、始まらないのです。個々の意識をきちんと持たなければ。小樽市ではそういう単位でいくと、課や係単位で他市と比較して、自分の業務に人件費がどれほどかかっているのか、客観的な数字で認識できる仕組みが今はまだないと私は思っているのです。それは少なくとも私が現場で仕事をしているときは、そのような話は耳にしませんでした、私も勉強不足だったのでしょうか。私は人件費を減らせなんて、掛け声だけでは何も変わらないと思っています。それで、コスト意識を持つというのは、積み上げた数字を把握していないとコスト意識は持てませんよね、自分が積み上げてこないと。そうしないと全体像は見えないし、分析もできないのだと思っています。対策も行えないということになるのではないかと考えています。

それで、予算規模に対して関わる総人件費がどうなのか、私は課長レベルで数字を押さえておいて、結果を市長や副市長が全体として見渡せる仕組みをつくってほしいなと思っています。一部できているのかもしれない。

それで、市として客観的な課や係単位の人件費を把握していく取組が必要だということは今言ったのですけれども、人件費とリンクする話なのですが、事務改善を行って、効率よく業務を行ったり、例えば、事務をなくした結果として業務量が減って、何度もしつこく言っていますけれども、それと同時に人件費が減っていくというふうにしなければならないと考えています。

少し前置きが長くなったのだけれども、何を再質問したかということ、人件費を減らすということは、単なる給与削減を指すのではなくて、業務の見直しや効率化の取組を進めるという理解をしていますので、あえて聞きます。市長も同じ考えでよろしいでしょうか。

そして最後に、並行在来線です。

私は路線の維持と財政負担の縮小は、今の現実を見ると二律背反だと思っています。そうすると、小樽市として小樽から新函館北斗までの路線をどうするのかという決断は、迫られてくると思っています。もちろん今の時点でどのようにするのかと質問するのは酷だとも思っているのです。でも、新幹線

開業日は令和12年度末に決まっているのです。

つまり、並行在来線に小樽市が関わる日も決まってくるのです。開業の何年前には路線をどうするのか、財政負担はどれくらい可能なのか、しつこく聞いていますけれども、小樽市としての考えをまとめておく必要があると、現状で思っていますか。

そして、どのようなスケジュール感を持っていくのかをお示してください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村誠吾議員の再質問にお答えをいたします。

1点目につきましては、人件費の件についてお尋ねがありましたけれども、私も基本的には同じ考え方でございます。収支改善プランの中にも人件費の抑制というのは、一つの項目として掲げられておりますけれども、基本的には人件費の抑制ありきではありませんので、絶えず社会あるいは経済状況の変化を見極めながら、不断に事務の改善に取り組んでいく。

あるいは、先ほども御答弁させていただいたように、時代の変化に合わせて業務の効率化を図っていく、そういった意味で様々な効率化を図った上で最終的に人員配置を考えて、その結果として、人員の削減、人件費の抑制というものが可能になるというふうに考えておりますので、中村誠吾議員と同じように人件費の抑制がありきだというふうには考えておりません。

それから、並行在来線の考え方でございますけれども、並行在来線の対策協議会の中で、これは昨年私も参加をさせていただきましたが、これまでの協議会では、開業5年前、つまり令和7年度までにその方向性を決めることとしておりましたけれども、やはり新幹線の開通あるいは並行在来線の在り方というのは、その地域のまちづくりに関わる問題でもありますので、各首長の皆様方からは令和7年度までと言わずに、スピード感を持って議論をしていきたいと思いますということが決められております。

そうした中で、先ほどの御答弁の中にもありましたけれども、現在、並行在来線の対策協議会の事務局である北海道では、令和3年度の前半の協議会で現在やっております収支予測等の調査をやっております、これが先ほど言いましたように令和3年度の前半で示されることになっておりますので、そういったデータが示された時点で、私どもといたしましても、どういった方法が利便性の高い地域公共交通として維持ができるのかどうかということを、庁内での議論もこれをもって加速させていきたいというふうに思っておりますので、今の質問にお答えをいたします。小樽市としての考えをまとめておく必要があるというふうには当然考えておりますし、スケジュール感につきましては、先ほども申し上げましたけれども、北海道の並行在来線対策協議会の中から示されたデータをもって、庁内での議論を加速していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時22分

再開 午後 4時50分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）

○２５番（前田清貴議員） 質疑及び一般質問します。

2020年農林業センサス農林業経営体調査について質問します。

小樽市では、市内で農業を営んでいる農業者を対象に、令和２年２月１日現在で農林業経営体調査を実施しています。農林水産省では、確定値の発表は令和３年３月末日とのことですが、既に概数値がまとめられていることと思います。

まず、農林業センサスとは何か。その概要と調査項目・目的についてお示してください。

また、本市の組織形態別経営体数、農産物販売金額規模別経営体数、農産物販売金額１位の部門別経営体数、経営耕地の状況、経営耕地面積規模別経営体数、１経営体当たりの平均耕地面積と１経営体の最大経営面積と最小経営面積についてお示してください。

また、前回の農林業センサスの調査結果と今回実施した調査結果との数値的差異について、前段の質問項目に照らし、本市農業がどのような状況下にあるのか見解をお示してください。

本市では、過去の農林業センサスの調査項目で得られた数値などを農業施策にどう生かされてこられましたか。事例を示して具体的にお答えください。

次に、農業振興に関連して質問します。

本市の休耕地、耕作放棄地はどのような実態になっていますか。数値を示し、お聞かせください。

農地の集積状況と農地バンクの活用実態は、本市ではどのようなになっていますか。お示してください。

農家戸数が減少する中、今回の農業センサスの概数値を捉え、本市農業を支える担い手を今後どのように確保・育成していくのかお聞きします。

最後に、農林業センサスの概数値から見た本市農業産出額向上の取組と、進むべき方向性と、将来展望についてお示してください。

再質問を留保して質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 前田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、農林業センサスについて御質問がありました。

まず、農林業センサスにつきましては、国の統計調査で５年ごとの２月１日を調査日として、我が国の農林業の生産構造、就業構造及び農山村等の農林業を取り巻く実態を明らかにするとともに、農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とした調査です。

調査項目につきましては、経営の態様、経営耕地面積や世帯の状況に関する事項など15項目の調査となっております。

次に、本市の農林業センサスの概数値につきましては、前定例会における前田議員の質疑及び一般質問におきまして、確定値が公表前のためお示ししませんでしたでしたが、今回、北海道に確認したところ、11月に公表された各振興局の概数値の項目については、公表可能との確認が取れましたのでお答えをさせていただきます。

本市の組織形態別経営体数は、個人経営体で56件、株式会社で１件となっております。

また、農産物販売金額規模別経営体数は、販売なしが４件、50万円未満が10件、50万円以上100万円未満が６件、100万円以上300万円未満が17件、300万円以上500万円未満が５件、500万円以上1,000万円未満が７件、1,000万円以上3,000万円未満７件、3,000万円以上5,000万円未満が１件となっております。

農産物販売金額１位の部門別経営体数は、稲作３件、雑穀・いも類・豆類７件、露地野菜と果樹類が

それがそれぞれ8件、施設野菜が25件、花きが2件となっております。

経営耕地の状況は、田で4件336アール、畑で52件4,225アール、樹園地で9件765アールとなっております。

経営耕地面積規模別経営体数は0.3ヘクタール未満が7件、0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満が19件、0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満が17件、1ヘクタール以上1.5ヘクタール未満が5件、1.5ヘクタール以上2ヘクタール未満が2件、2ヘクタール以上3ヘクタール未満が4件、3ヘクタール以上5ヘクタール未満が2件、5ヘクタール以上10ヘクタール未満が1件となっております。

1経営体当たり平均耕地面積は93.4アールで、1経営体の経営面積は最大のもので5ヘクタール以上10ヘクタール未満で最小のもので、0.3ヘクタール未満となっております。

次に、農林業センサスの前回調査結果との比較につきましては、経営対数では個人経営が約40%減少し、農産物販売金額では100万円未満の農家数が約30%減少しております。農産物販売金額1位の部門別では、雑穀・豆類・露地野菜農家が減少いたしましたが、ミニトマトなどの施設野菜については、農家数に変化はなく、本市農業の主力になっているものと考えられます。

また、経営耕地面積につきましては、田・畑とも面積が減少するとともに、比較的大規模な営農を行っている農業者が減少をしております。

次に、調査結果を農業施策にどう活用してきたかにつきましては、本市では農地基本台帳調査と農地利用状況調査を毎年度実施しており、これらの調査の中で農林業センサスの調査項目の多くを把握できますが、5年に1度の全国的な調査であることから、本市の調査項目にない結果や農業を取り巻く全国的な傾向を把握することで、市の調査結果と合わせて農業施策の参考としているものであります。

次に、農業振興に関連して御質問がありました。

まず、本市の休耕地、耕作放棄地の実態につきましては、農地利用状況調査の結果で申し上げますと、令和元年の休耕地は1筆1,606平方メートル、耕作放棄地は20筆2万9,515平方メートル。2年の休耕地は3筆1万7,566平方メートル、耕作放棄地は14筆4万2,091平方メートルと、ともに面積が増加し、地区別では蘭島・忍路などに多く発生しております。

また、農地の利用集積状況といたしましては、令和元年は4件4万9,005平方メートル、2年は2件2万4,300平方メートルと減少し、農地バンクの活用実態は令和元年は2件2万8,315平方メートル、2年は実績がありませんでした。

次に、本市農業を支える担い手の確保や育成につきましては、将来にわたって地域農業を維持するためには、若い新規就農者の確保が重要であると考えておりますので、本市農業は少量多品種の都市型農業を展開していることに加え、本市の歴史や住環境の魅力をPRできるよう、北海道農業公社主催の新規就農フェアに出展するなど、本市農業への関心を持っていただく機会を増やしてまいりたいと考えております。

また、新規就農者の育成については、国の農業次世代人材投資事業により資金面での援助を行うほか、地元の経験豊富な農業者や農協から技術面での支援、農地に関わる情報提供などを行うことにより、新規就農者の地元定着に向けて後押しをしてまいりたいと考えております。

次に、センサスの概数値から見た農業算出額向上の取組や今後の展望につきましては、飲食店などにおいて地元で収穫される農産物を提供する機会を増やす取組のほか、若手農業者や農協等との連携により生産量の拡大を図ることのできる品目を選定するなど、国の補助金なども研究しながら高収益化に向けた取組を検討してまいりたいと考えております。

また、本市農業の今後に向けては、地域の中心となる農業者に農地の集約を図るほか、農地中間管理

機構の活用により農地の有効活用を図るなど、耕地面積の維持に努めるとともに地域農業の維持のため、新規就農者の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 前田議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）

○4番（中村岩雄議員） それでは、質疑及び一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種について。

新型コロナウイルス感染症の感染収束の切り札とされるワクチン接種が、国内でも令和3年2月17日から先行接種する医療従事者4万人を対象に始まっています。国が費用を負担し、小樽市が実施主体となる、市民を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に進めるための小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部が2月5日から9月末までをめぐりに設置されました。

また、2月3日付、保健所保健総務課の新型コロナウイルスワクチン接種に係る補正予算の専決処分についての説明資料には、新型コロナウイルスワクチン接種の基本的な流れと、小樽市想定スケジュール、予算額案が示されています。

その上でお尋ねいたします。

まず、市内医療従事者へのワクチン接種について、北海道が市内医療機関へ意向調査をされたとお聞きしていますが、その対象の範囲、目的、調査内容、結果などをお知らせください。

市内医療従事者へのワクチン接種は、どのような体制とタイムスケジュールで行われると想定していますかお聞かせください。

基本型接種施設、連携型接種施設の具体名、それぞれの施設での接種人数の想定、どれくらい接種期間を考えているのか、ディープフリーザーの配置、ワクチンの運送方法などできるだけ具体的にお知らせください。

次に、市民へのワクチン接種について。

一般市民へのワクチン接種は、どのような体制とタイムスケジュールを考えているのかお聞きします。

市民へのワクチン接種の通知はどのように行われますか。

65歳以上の高齢者、基礎疾患のある人、64歳以下の市民、それぞれについて想定接種人数をお示してください。

接種方法について、大きな会場での集団接種、個別接種などがありますが、どのように実施されますか。

集団接種を行う場合、スタッフの確保はどうされるのか。

経費は市が負担するのでしょうか。

個別接種を行う場合、実施する医療機関数はどのくらいとなる見込みでしょうか。

接種人数を増やすため、土日、祝日の対応も必要かと思いますがどうお考えでしょうか。

小樽は高齢者施設が多い町ですが、施設での接種実施、また、同施設従事者の接種も一体的に実施するのが効率的と考えますが、検討されておりますか。

また、小樽市民の30%は札幌へ通院していると言われておりますが、市外の医療機関での接種は可能でしょうか。

健康保険組合を通じた職域の接種、被接種者の接種会場への送迎にバスやタクシー事業者の手配、寝たきりで病院に行けないような人のために、訪問接種の検討、医療従事者の確保には協力に十分なイン

センチブの付与と離職中の医療従事者の活用もすべきと思います。

次に、安全性の確保についてです。

ワクチンに関して、科学的で正しい情報を分かりやすく提供することと市民の接種状況について、積極的に提供することをお願いいたします。

また、ワクチン接種に伴う副反応、アナフィラキシーショック、万が一健康被害が発生した場合の対応について説明してください。

最後に、小樽市の体制について。小樽市として医師会と協調しながらどのような体制を組んでいくのか、大所高所からの市長の考えをお聞かせください。

以上、再質問を留保して終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま新型コロナウイルスワクチン接種について御質問がありました。

まず、市内医療従事者へのワクチン接種についてですが、北海道の医療機関への意向調査につきましては、北海道が医療従事者等の接種体制を構築するために、全ての病院と診療所、歯科診療所、薬局に対し医療従事者等の人数やワクチン接種希望者数について本年1月に調査を実施したと伺っております。

結果については、市内の医療従事者等の中で接種希望者は約8割、希望しない方は約2割となっております。

次に、市内医療従事者へのワクチン接種の体制につきましては、北海道から基本型接種施設として小樽市立病院にディープフリーザーを配置し、連携型接種施設を小樽協会病院、小樽掖済会病院、済生会小樽病院、札幌病院の4か所として、合わせて5か所の医療機関で接種を行うと伺っております。

また、スケジュールについては、3月から開始されると聞いておりますが、各施設の接種人数を含め、詳細はまだ明らかになっておりません。

なお、ワクチンの移送につきましては、北海道において検討中と伺っております。

次に、市民へのワクチン接種についてですが、まず市民のワクチン接種のスケジュールにつきましては、本市へのワクチン配分時期や配分量は明確になっておりませんが、高齢者を対象とする分について申し上げますと、4月中にワクチン接種を開始する場合を想定し、3月上旬に接種券の印刷を開始、3月中旬に接種券を郵送することを予定し準備を進めております。

また、本市の接種対象者数は、住民基本台帳では昨年の12月末現在65歳以上の方は4万6,032人でありました。16歳から64歳の方は4万2,504人であり、このうち基礎疾患を有する方は、国の手引きの推計率を基に算出いたしますと7,083人となっております。

次に、接種方法及び集団接種の際のスタッフの確保等につきましては、接種方法は市内医療機関での個別接種や高齢者施設への巡回接種を行うとともに、集団接種を実施する場合の方法について、医師会・薬剤師会等と協議を進めてまいります。集団接種を実施する際の医療従事者については、医師会及び薬剤師会等の協力を得て確保をしていきたいと考えており、必要経費につきましては基本的に国の負担で行うことになります。

また、現在、市内医療機関に対して個別接種を実施できるかどうか、実施できる場合の曜日や時間帯などについて調査を実施しておりますので、その結果を参考に土・日・祝日の体制を検討してまいりま

す。

次に、高齢者施設での接種につきましては、施設に意向調査を行い、医師などを確保できる場合は当該施設で接種いただくとともに、医師などを確保できずに巡回接種を希望される場合には、医師会の協力も得ながら対応してまいりたいと考えております。

また、高齢者施設従事者のワクチン接種の順位については、国の手引きでは、高齢者が入所や居住する施設で利用者に直接接する方は、高齢者に次ぐ接種順位となっておりますが、市町村及び高齢者施設の双方の体制が整った場合には、ワクチン流通単位の観点からの効率性に留意をし、同時接種を行うことも差し支えないとなっておりますので、本市へのワクチンの配分量、配分時期などを基に同時接種の可否について検討をしてまいります。

次に、市外にかかりつけ医がある場合のワクチン接種につきましては、国の手引きによりますと市外のかかりつけ医での接種は可能となっております。

次に、安全性の確保についてですが、まずワクチンに関する市民への情報提供につきましては、市のホームページや報道機関、FMおたるなどの活用により行うとともに、接種券を郵送する際に、国が作成するワクチン説明文書を同封いたします。

また、市民の接種状況につきましては、ワクチンの配分量とも関係がありますので、どのような情報提供ができるのか検討をしてまいります。

次に、ワクチン接種に伴う副反応、アナフィラキシーショック、健康被害が発生した場合の対応につきましては、ワクチン接種後に体調に変化があった場合には、まず接種した医療機関の医師に相談していただくことになります。また、アナフィラキシーショックなどの重篤な副反応が生じた場合には、救急病院で治療を受けることになります。

なお、ワクチン接種をしたことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めたものについては、予防接種法により本市が救済給付を行うことになり、その費用は国が負担することになっております。

次に、小樽市の体制についてですが、接種体制構築のためには医師会との緊密な連携が大変重要と考えております。これまでも医師会との間では、医師会三役会との情報共有や、2月24日には医師会と本市の共催で、市内医療機関対象のワクチン接種の説明会を行っております。今後も医師会の皆様とは十分協議をしながら、接種を希望する市民の皆さんが安全に安心して接種を受けられるよう、かかりつけ医による個別接種、高齢者施設への巡回接種、在宅寝たきり者への訪問接種などが実施できる体制を構築してまいりたいと考えております。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

○4番（中村岩雄議員） それでは、一、二点再質問というか、確認ですけれども、まず安全性の確保についてですが、現在もう既にファイザー製のワクチンが接種に使われているわけですけれども、この後、国が確保しているワクチンとしてモデルナ製やアストラゼネカ製などがあると思うのです。

ただ、そのまだ認可されていない、あるいはその配分量ですとか、配分時期というのは、明確になっていないわけですけれども、いずれは、例えば一般市民の接種の段階で今のファイザー製の何千万人分というものがなくなるわけですので、いずれはモデルナ製あるいはアストラゼネカ製などのワクチンに切り替わると思うのです。

その場合の体制といいますか、それも今切り替わるというか、接種の、例えば方法ですとか、現在考えられている構築されている体制が切り替わることになるのかどうか、今から想定されているのかどうか、その辺を少し確認させていただきたい。

それから、最後の安全性の確保についてですけれども、これもそうなのですが、ファイザー製のワクチンの安全性ばかりでなくて、モデルナ製やアストラゼネカ製の海外からの治験が入ってきていると思いますので、これらも含めた市民に対する開示といいますか、お知らせするといいますか、そういうことまで今から想定されているのかどうか、その辺を少しお聞かせいただければと思います。

○議長（鈴木喜明） 中村岩雄議員に申し上げますけれども、ワクチンに関しての科学的に正しい情報を分かりやすく提供する云々の御質問はありましたが、新ワクチンというか、これからの点については、このことで答えてもいないし触れてもいないので、再質問としてはなじまないのですけれども。だから、認められません。よろしいですか。

（「答えられるのであれば、答えてあげればいいしょ」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 答えますか、何か。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 中村岩雄議員の再質問にお答えをいたします。

現在流通しているのは、ファイザー製のワクチンでございますけれども、この後アストラゼネカ製またモデルナ製のワクチンが供給されるという予定になっているところでございますが、もちろん国の認可を経た後ということになりますけれども、これらの3種のワクチンについては、国内に今後、流通してくるということを私どもとしても想定をしております。

市民に対する科学的な情報提供と、分かりやすい情報提供という部分にも十分留意してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木喜明） 中村岩雄議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、小池二郎議員。

（3番 小池二郎議員登壇）

○3番（小池二郎議員） 新型コロナウイルス感染症が日本で確認されてから約1年が経ちます。本市においても大変厳しい状況の中、感染拡大防止に今もなお御尽力なさっている医療・介護従事者の皆様、また、日頃より感染対策に御協力いただいている全ての皆様に感謝を申し上げます。

市議会議員として、もうすぐ折り返しの時期になります。そこで、これまで質問させていただいたことを振り返りながら質問させていただきます。

初めに、以前、野外彫刻について質問をいたしました。その中で銭函駅前の一原氏の作品「炎」に関して質問をいたしました。その後の調査からも、安全性の不安から撤去されることになり、昨年3月23日に撤去されました。撤去時に見学をさせていただきましたが、サビなどの劣化がひどく、いつ倒れてもおかしくない危険な状態でしたので、対応していただき感謝いたします。

しかしながら、撤去することだけではなく、修復に向けクラウドファンディング等の活用も要望しておりましたが、状態の悪さから断念せざるを得ない状況と聞いております。来年度予算にはその代替として記念碑を設置する事業が盛り込まれました。

そこで質問ですが、なぜ記念碑が設置されることになったのか、またどのような記念碑を想定されているのか、今後のスケジュールについて併せてお示しください。

次に、総合体育館周辺の駐車場についてですが、このことも以前質問させていただき、昨年から旧緑小学校の解体工事が行われ、来年度予算には駐車場整備事業が盛り込まれました。これまで駐車場が不足していたことは大きな課題であったため、この問題解決に向け取り組んでいただき感謝いたします。

新駐車場の整備について、具体的にどのような整備が行われるのか、またスケジュールについてもお聞きいたします。

これに付随する旧緑小学校から総合体育館までの通路の整備についても質問させていただきました。この質問に対し市長答弁では、歩行者の安全確保やバリアフリーの観点からも一定程度の整備が必要であると認識しており、具体的な整備内容については、今後、財源の確保も含めて検討していきたい、駐車場周辺の環境整備に向けた協議について関係部署との連携が必要であることから、協議の場を設けたいと考えているとの答弁でした。このことについて、これまでの進捗状況と今後についてお聞きいたします。

最後に公園についてです。

市議会議員になり、本会議で最初に質問させていただいたのが公園についてでした。公園が子供たちの成長にとっても重要なことは以前話しましたが、公園にはそのこと以外にも様々な要素があります。他都市を見ても公園を生かしたまちづくりを行っている自治体もあり、本市においても魅力的な公園づくりに力を入れ、人口減少対策に取り組んでいくべきだと思います。

来年度予算に公園施設長寿命化計画推進経費が盛り込まれました。これは令和4年度における第二次小樽市公園施設長寿命化計画の計画策定業務に向けた施設調査のための予算とお聞きしております。

そこで質問ですが、この調査はどのような内容の調査なのか、具体的にお示しください。現在実施されている公園施設長寿命化計画に沿った調査とは思いますが、同じような計画、同じような調査ではなく、公共施設再編計画と同様、一つ一つの公園に対し、様々な観点から調査を行い、利用状況や管理状況、遊具の更新時期など幅広い調査において、その中で優先順位をつけ、遊具の更新や管理体制の強化をすべきではないでしょうか。

また、地域住民の声を聞くのはもちろんですが、一つ一つの公園に対しテーマや目的を定め、特色のある公園づくりをするべきと考えますが、お考えを示してください。

また、他都市の公園を見れば、水辺を生かした公園、景観を生かした公園、バーベキューやキャンプができる公園、また冬場でも楽しめる公園など様々です。子育て世代をはじめとする市民の皆様は、このような公園を必要としているのではないのでしょうか。コロナ禍において公園は密を避けながら楽しめる施設として重要な役割を担っていることや、子育て世代の定住志向にも大きく寄与すると考えられます。市内公園の調査はもちろんですが、他都市の公園の調査も同時にするべきと考えますが、お考えをお示しください。

また、市民の方からお話を聞くと、小樽の公園がどこにあるか分からない、どんな遊具があるのか分からない、公園までの看板が少なくて分かりづらい、駐車場があるのかも分からないなど魅力的な公園があっても利用につながらないことが考えられます。市のホームページでも検索はできますが、利用者にとって分かりやすい公園マップの作成やインターネットの活用など、周知にも力を入れるべきだと考えますがお考えをお示しください。

東京都豊島区では「小さな公園から、まちを変える。」という区長の考えから、公園まちづくりに取り組まれています。詳しくは申し上げませんが、公園のトイレを子供たちが抵抗なく使えるトイレ、女性も使いたいと思えるトイレに変え、そのトイレをアートトイレとして文化やアートも取り入れるなど、公園を他分野にも生かした様々な取組が行われています。そのきっかけは2014年に消滅可能性都市として名前が挙がったことがきっかけで始まったそうです。小さな公園がまちを変えるほどの大きなプロジェクトになっています。いま一度、公園に対する重要性や新たな活用を考えるべきだと思いますが、お考えをお示しください。

本市においては、公園の管理をしていただいている一部の愛護会が解散するなど課題は多くあると思いますが、公園に対する考え方を市民の皆様と一緒に考えていかなければならないと思います。

一方、これまで公園緑地課の職員の方々に協力していただきながら、公園の危険な箇所の整備、草刈り、また駐車場の白線の整備など、その他様々な要望に対し対応していただきました。その対応はとても早く、利用者や近隣の方は大変喜んでおりました。本当に感謝しております。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小池議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、銭函駅前のモニュメントについて御質問がありました。

代替の記念碑を設置する理由につきましては、地元の方からモニュメントを補修し、保存してほしいとの要望があり、取り外して状態を調査した結果、鋼板の腐食が激しいため安全性が確保されず再設置が困難であったことから、関係者の皆さんと協議の上、代替となる記念碑を設置することとなったものであります。

記念碑につきましては、モニュメントの写真とともに、寄附者と作者の紹介文や寄附に至った経緯を記したプレートを組み込んだものを想定しております。

また、今後のスケジュールにつきましては、想定した記念碑の案を基に4月から関係者の皆さんと協議を始め、できるだけ早期に設置したいと考えております。

次に、総合体育館周辺の駐車場について御質問がありました。

まず、旧緑小学校敷地における駐車場の整備内容につきましては、駐車場の面積は約8,200平方メートルで普通自動車を約230台収容する規模であり、舗装工事は行わず、照明灯を2基設置する計画であります。

また、スケジュールにつきましては、旧緑小学校解体工事の完了後、令和3年8月下旬の入札を予定しており、整備工事には3か月程度の期間を要することから、工事の完了は11月末頃になるものと考えております。

次に、体育館までの通路整備や関係部署との協議につきましては、令和2年5月に策定した公共施設等再編計画において、旧緑小学校敷地を総合体育館建設地と想定することとしたことから、今回は駐車場としての暫定整備にとどめることとし、通路整備は行わないことといたしました。

また、現時点では関係部署による協議を行っておりませんが、今後、総合体育館の整備内容などが固まりましたら、周辺の環境整備について協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、公園について御質問がありました。

まず、長寿命化計画策定に当たっての調査内容につきましては、国の策定指針に基づき公園施設の劣化状況等を目視で確認する予備調査などを実施し、劣化や損傷を未然に防止しながら、長もちさせる予防保全型管理を行う施設と、機能しなくなった段階で取り替える事後保全型管理を行う施設に分類をいたします。

このうち予防保全型に分類した施設の構造材・消耗材の劣化や損傷の状況等について、詳細な健全度調査を行うこととしております。

次に、これまでと異なる観点で計画を策定することなどにつきましては、長寿命化計画の策定に当たっての調査は、国の指針に基づき行うこととなっており、利用状況や管理状況などの調査は含まれてお

りませんが、計画の策定後、実際に施設更新などを進める際には、公園の規模や利用状況なども考慮しながら着手順を決定することとしております。

また、管理体制の強化につきましては、限られた予算の中では難しいものと考えておりますが、今後とも維持管理の作業内容などを見直し、施設の機能や安全性を確保しながら、効率的で適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、特色ある公園づくりににつきましては、長寿寿命化計画において位置づける内容ではありませんが、今後、新たな公園の整備や再整備を行う際には、第7次小樽市総合計画や次期緑の基本計画に定める方針に基づき、地域の実情に合った特色ある公園づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、他都市の公園の調査につきましては、長寿寿命化計画の調査では他都市の公園については調査対象とはなりません、今後の公園整備の参考とするため、各都市の事例について情報収集を行ってまいりたいと考えております。

次に、公園の周知につきましては、市のホームページでは代表的な公園や駐車場がある公園の紹介などをしており、また、小樽市子育てガイドブックや小樽市暮らしのガイドなどでも周知を図ってきたところではありますが、今後もより分かりやすい周知と内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、公園の重要性などにつきましては、公園は、自然環境の保全やレクリエーション、防災、景観形成などで多様な役割を果たしているほか、子育て環境を形成するなどの役割もあるものと考えております。このため、私の公約で、子どもたちが安心して利用でき、癒やされる公園の整備を進めるところであり、引き続きその実現に向けて着実に取り組んでまいりたいと考えております。

また、公園の新たな活用につきましては、全国では様々な取組がなされていることから、情報収集に努めて、参考としてまいりたいと考えております。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、小池二郎議員。

○3番（小池二郎議員） 再質問をさせていただきます。

少し聞き取れなかった部分があつて旧緑小学校の新しい駐車場から総合体育館までの整備は、そこに総合体育館を置くということが予定されているので、整備されないということだと思うのですが、実際にそこを私も通ったりとかしますけれども、とても暗かったりとか、駐車場の電灯が点くことで明るくなるかもしれないのですが、やはり道も本当にすごく急だったとか、以前質問したときの市長の答弁では、安全確保やバリアフリーの観点からも一定程度の整備が必要であるというふうに言われていたもので、少し私は安心していただけなのですが、その協議のことについても、もう一度、駐車場が整備されたからでも、しっかり協議をしていただきたいと思うのですが、その部分を再度お聞かせください。

あと、公園についてですけれども、市長も以前質問したときも単なる鉄棒やブランコとか、同じ、単なるものではないようにしていきたいという話もしていたと思うのですが、小樽の公園としては、子育て世代としてはなかなか魅力ある公園が少なく、やはりそういった公園があることによって定住志向も高まりますし、人口減少対策には一つ大きな役割を持つと思っていますので、ぜひもう一度公園について、市長がどういうふうに変えていきたいかということをもう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小池議員の再質問にお答えをいたします。

総合体育館周辺の駐車場についての答弁の確認ということでございましたけれども、御答弁を申し上

げたのは、令和2年5月に策定をした公共施設等再編計画において、旧緑小学校敷地を総合体育館建設地と想定することとしたことから、今回は駐車場としての暫定整備にとどめることといたしましたので、通路整備は行わないことといたしましたということで御答弁をさせていただきました。

これは昨年、第1回定例会でお答えしたときには、まだ公共施設等再編計画ができていない時代でしたので、歩行者の安全確保やバリアフリーの観点からも整備は必要だということでお答えをさせていただきましたけれども、その後、公共施設等再編計画ができたということで、暫定整備にとどめざるを得ないということでした。

ただ、駐車場が開設した後に、いろいろな御不便を感じるだとか、あるいは安全性が確保できないということになれば、それはそれで、またそれを暫定的な対応ということも考えていかなければいけないのだろうなというふうに思っております。御理解をいただきたいと思います。

それから、公園整備の重要性などにつきましては、私も1年半ほど選挙活動といたしますか政治活動しておりましたけれども、その中で本当に多くの若い世代の方々から公園整備に対する御要望というのをいただきましたし、本当に若い世代の方々、特に子育て世帯の方々が公園の整備に対して本当に関心を持ってられる。逆に言うと小樽の公園の整備が十分でないということの裏づけでもあったのかというふうに思っております。そういった思いもあって公約の中でも公園の整備には力を入れたい旨を表現させていただいております。

これは公約の一つですから、これまでもしっかりと、これからもしっかりと公園整備については、特に子育て世代の方々が安心して小樽で子育てができるような、これは定住対策にもつながっていくということも考えられると思いますので、公約の実現を着実に進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、質疑及び一般質問を終結いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第14号、議案第45号、議案第46号及び議案第51号については、先議いたします。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、議案第51号一般会計補正予算に否決の討論を行います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が止まらない中、この1年間多くの市内事業者は苦しみながら経営を続けてきました。その一助となる支援金の支給について、市と議会が一体となって早急に実施していくべきであり、そのための先議は当然のことです。

ただし、宿泊施設誘客促進追加事業費補助金については、感染が広がった場合は事業の実施を中断すべきと考えています。観光振興室に確認したところ、感染状況を見極めて事業実施を判断すると、そういうことでしたので、否決の理由にはしませんが、慎重な判断を求めます。

問題は、この新型コロナウイルス感染症対策にふれあいパス郵送交付関係事業費を潜り込ませたことです。先ほど申し上げたように、新型コロナウイルス感染症対策は市と議会が一体となって、全会一致で事業者を支援していきたい、賛成していきたいと共産党は思っていました。

ところがその気持ちに水を差し、共産党が強く反対してきた事業を新型コロナウイルス感染症対策と同じ議案で議会に提出する、このことで私たちは市長からコロナ支援に共産党の賛成は要らないという冷たい仕打ちを受けました。大変残念です。

（「思い込みだって」と呼ぶ者あり）

ふれあいパスは……

（「小貫さん勝手に思い込んでいるだけだって」と呼ぶ者あり）

いや、思い込みではないです。

（「思い込みだって」と呼ぶ者あり）

思い込みだと思うのだったら、そういう討論をしてください。

（「したら、文書くれないと討論できないしょ、反論できないもの」と呼ぶ者あり）

（「続けて」と呼ぶ者あり）

ふれあいパスは高齢者が元気にお出かけすることを応援し、生きがいの創出を図る、小樽市のまちづくりにとっても重要なことです。市民への周知も不十分なまま、市長から委員会に付託しない先議による議決を求め、新年度実施を強行する姿勢は異常です。

制限撤回を強く求め、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第51号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第14号、議案第45号及び議案第46号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時46分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 高 木 紀 和

議 員 小 貫 元

令和3年
第1回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和3年3月3日

出席議員（25名）

1 番	横	尾	英	司	2 番	松	田	優	子
3 番	小	池	二	郎	4 番	中	村	岩	雄
5 番	面	野	大	輔	6 番	高	橋		龍
7 番	丸	山	晴	美	8 番	酒	井	隆	裕
9 番	秋	元	智	憲	10 番	千	葉	美	幸
11 番	高	橋	克	幸	12 番	松	岩	一	輝
13 番	高	木	紀	和	14 番	須	貝	修	行
15 番	中	村	吉	宏	16 番	中	村	誠	吾
17 番	佐々	木		秩	18 番	林	下	孤	芳
19 番	高	野	さ	くら	20 番	小	貫		元
21 番	川	畑	正	美	22 番	濱	本		進
23 番	山	田	雅	敏	24 番	鈴	木	喜	明
25 番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	教	育	長	林	秀	樹
選挙管理委員会 委員長		平口山	和	弘	副	市	長	小	山	秀
総務部長		中	田	克	財	政	部	長	上	石
産業港湾部長		徳	満	康	医	療	保	険	部	長
福祉部長		小野寺	正	裕	勝	山	貴	之		
建設部長		西	島	圭	保	健	所	長	田	中
教育部長		森		貴	消	防	長		土	田
総務部総務課長		津	田	義	選	挙	管	理	委	員
					事	務	局	長	関	朋
					財政部	財政課長			笹	田
									泰	生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 正 樹
庶 務 係 長	加 藤 佳 子
調 査 係 長	柴 田 真 紀
書	相 馬 音 佳
書	眞 屋 文 枝

事 務 局 次 長	佐 藤 典 孝
議 事 係 長	深 田 友 和
書	樽 谷 朋 恵
書	松 木 道 人
書	三 上 恭 平

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、小池二郎議員、中村誠吾議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第13号、議案第15号ないし議案第44号、議案第47号ないし議案第50号及び議案第52号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 一般質問をいたします。

小・中学校の児童・生徒や教職員に新型コロナウイルス感染症が確認された場合の行政検査についてお聞きます。

昨年2月に鈴木北海道知事が全道の小・中学校に休業要請を出してから、早くも1年がたちました。当初、子供や若者への感染はあまり確認されていませんでしたが、時間の経過とともに若年者であっても感染はするものの無症状であるケースが多くあることが分かってきました。今では未成年者の感染も多く報告されているところです。小樽市内でもこの間学校のクラスターが幾つか発生しています。

昨年11月にクラスターが発生した小学校の保護者に話を聞く機会がありました。小学校に通う女子児童の隣の学級で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認され、当該学級は学級閉鎖、所属する児童と教員2名がPCR検査の対象になりました。

しかし、その女子児童の学級まではPCR検査の対象にはならず、学級閉鎖にもなりません。女子児童は隣の学級に仲のいい友人がいて一緒に登下校もしていました。その友人の感染が確認されたことから保護者は女子児童のPCR検査をしてほしいと考えていましたが、検査はかありませんでした。その後も女子児童はいつもと変わらない様子で学校にも通学しておりましたが、帰宅して、まずシャワーを浴びるようになりました。女子児童の家には祖母も同居しています。感染を避けるため祖母は2階の部屋に隔離され、いつも一緒に食事を取っていましたが、祖母だけ2階で済ますという日々が1週間ほど続いた頃、女子児童の学級で新型コロナウイルス感染症の感染が確認され、女子児童もPCR検査を受けることになりました。

検査の結果が陰性と伝えられた途端、女子児童は号泣したそうです。その日までいつもと変わらず過ごしていましたので、泣き出した女子児童を見て保護者は大変驚いたそうです。理由を聞くと、もし自分が感染していたらという怖さと家族に感染させるかもしれないという不安、特に祖母は高齢なのでとても心配だったと話してくれたそうです。

女子児童は隣の学級の仲のいい友人が感染していたと分かってからPCR検査を受けて陰性と判明するまでの約1週間、新型コロナウイルス感染症感染の不安を1人で抱えていたわけです。各学校の規模にもよりますが、同じ学年であれば、クラス替えなどを行うことでほとんど全員が顔見知りです。学級の垣根を越えて日常的に交流がある児童もいます。

学校において感染が判明した後のPCR検査についてお聞きます。

現在、市内小・中学校の児童・生徒、あるいは教職員の新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、その後の行政検査はどのような要件を満たす場合を対象として行われるのかお答えください。

昨年11月20日に稲穂小学校での感染者が報告されましたが、最初に感染者が確認された直後に行った

PCR検査の対象の基準と検査数をお答えください。

その後、同学年の隣の学級でも感染が確認され、11月28日から12月11日まで学校閉鎖となるわけですが、その状況に至った経緯とPCR検査数、感染者数をお答えください。

最初の感染者が確認された当初、PCR検査を同じ学級の児童に限定したことが、女子児童に大きな不安を抱かせたと考えます。市役所内でクラスターが発生した際にも、検査の対象を同じ課に所属する職員に限定して行いましたが、日を迫うにつれ隣接する課でも発熱などの症状を訴える職員が出現し、結果として同フロアで働く隣の課にも感染が広がっていたことが確認されたわけです。こうした事例からも学校で感染が起きた場合、感染確認の当初からPCR検査の対象を同じフロアにいる児童・生徒や、同じトイレ、同じ手洗い場を使用する児童・生徒までを含むべきと考えますが見解を伺います。

この質問の最後に教育委員会にお聞きします。

昨年2月に出された小・中学校の休業要請が解除され学校再開の際、文部科学省から出された通知では児童・生徒の心の健康問題に適切に対応することが求められています。さらに今年1月8日には小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項についての通知で、新型コロナウイルス感染症に起因するストレスについて必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童・生徒の心のケア等に配慮することと書かれています。検査結果を聞き号泣した女子児童が心配です。ここで取り上げた女子児童が通う学級、また、学校における児童の心のケアについて通常とは別にスクールカウンセラーに相談できる体制づくりなどの取組を行ったか、行ったならば、その取組への評価をお聞かせください。

また、市内小・中学校で新型コロナウイルス感染症により学級閉鎖になった際の児童・生徒への心のケアについて各学校が取り組んでいる内容をどのように把握しているのか、また、把握している内容についてもお答えください。

地域福祉計画についてお聞きします。

まず、この計画策定の背景と趣旨についてですが、市はこれまで高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画などの個別計画に基づき福祉施策を推進してきたが、近年、社会的孤立や生活困窮など支援を必要とする住民が抱える地域生活課題は複雑で複数の分野にまたがっていると書いています。こうした課題解決に向け地域共生社会を実現する方針の下、平成30年4月に社会福祉法が改正されました。

社会福祉法では地域課題の解決を図るため地域のつながりを再構築し、支え合いながら安心して暮らせる地域づくりを進めるとしています。地域の支え合いを否定するものではありません。しかし、全国で自助、互助、共助そして公助という考えの下でこの地域計画が進められていることには大きな懸念を感じています。政治はまず公助として何をすべきかを考えるべきです。その上で地域住民が支え合うこと自体が難しい生活実態を真正面から捉えることを強く求めます。

計画の位置づけとして、小樽市地域福祉計画は福祉各分野の個別計画の上位計画と位置づけ、各福祉分野をつなぎ共通する理念、取組の方向性を明らかにし、また、防災、観光など他の分野別計画とも連携するとあります。観光まで入れた地域福祉計画は他市においてあまり見かけません。観光と地域福祉をどのようにつなげていこうと考えているのか、お答えください。

この計画を取り上げるに当たり、市内でボランティア活動をする知人に意見を聞きました。子供に関わって活動をしている方ですが、活動する中でどこに訴えたらいいのかわからなかった課題や要望、そういったことについて相談する窓口がようやくできる、そういった期待を語っていました。

計画の進行管理と評価について、市民の意見・要望は取組の中で随時取り上げ計画に盛り込んでいた

だきたいと思いますが、その考えはありますでしょうか。

計画には市民の意見を聞くためにしあわせな地域づくりワークショップを開催するとありますが、いつ頃、何回開催するのか、お答えください。

また、小樽市地域福祉計画推進委員会で意見交換をし、計画の改善や見直しをするとありますが、委員はどのように選ぶのか、委員会はいつ、何回開催する予定か、お答えください。

計画策定に当たって市民アンケートが行われています。それによると、「地域での支え合いが必要である」という回答が69%もあるにもかかわらず、実際に参加しているのは28.6%にとどまります。参加していない理由のトップは、複数回答で44.3%が「仕事や家事などで時間に余裕がないから」と答えています。「御近所付き合いはほとんどない」という答えが6.6%で、「挨拶をする程度」41.6%と合わせると48.2%を占めます。このように少なくない市民が仕事や家事に追われて、挨拶程度の御近所付き合いや必要と感じながら地域活動に不参加が続いています。これはアンケートから見えてくる小樽市民の実情です。

この計画では、地域課題をつながりの再構築や支え合いで解決を図るとしていますが、絵に描いた餅になってしまうのではないのでしょうか。考えをお聞かせください。

さらにアンケートでは、幸福度を感じる要因を複数回答で聞いています。一番多い答えは「健康」で63.4%が選んでいます。市民のこうした要求に対して市は、医療保険、介護保険の重い負担を軽減すること、申込み倍率が高い市営住宅は空いたままになっている部屋を整備の上、入居を促進すること。市民に親しまれる公園の整備など、行政だからこそ取り組める施策を推進する必要があります。

また、幸福度を感じる要因の2番目には、「家庭・夫婦・子供・孫」を44.7%の方が選んでいます。若いカップルの子育てを支援するために、子どもの医療費無料化、子供にかかる国民健康保険の均等割の免除、保育園待機児童の解消、さらには義務教育の真の無償化など行政がやるべきことは多々あると考えます。どのような地域が望ましいかという問いに対して、「交通の利便性の充実や身近な地域で買い物が可能など暮らしやすさが向上した地域」という答えが一番多い。市は4月からふれあいパスの冊数制限をしようとしています。高齢者のバス利用が減少し、バスの減便につながる可能性のあるふれあいパスの冊数制限は、こうした市民を目の前に逆行している。

また、身近なスーパーがなくなって困る、なくなりそうで心配だという問題に対しては、居住人口増加の施策を進めるべきです。保育士、看護師への奨学金返済補助、若者の定住を促す家賃支援、低額で利用できる高齢者施設の整備など市が行うべき市民生活を支える施策の充実こそが必要ではないでしょうか。

まずは市として果たしていかなければならない福祉施策等を責任を持って進めながら、地域住民が支え合い安心して暮らせる地域づくりをすることで地域課題の解決を図る。これが本来、求められている姿だと思いますが、見解を伺います。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小・中学校において新型コロナウイルス感染症の感染が確認された際の行政検査について御質問がありました。

まず、児童・生徒、教職員に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の行政検査についま

しては、陽性となった患者の行動調査において、周囲に感染させる可能性のある期間における授業や部活動等への参加状況を確認した上で、マスクの着用など必要な感染予防策なしで一定の距離や時間で接触があった者、加えて換気等の予防対策や密接、密集となる行事の有無等について総合的に勘案し検査の対象者を決定しております。

次に、稲穂小学校での感染確認直後に行ったPCR検査の対象の基準と検査数につきましては、陽性となった児童の行動調査等の結果、所属する学級の児童及び当該学級に関わりのある教職員を検査対象とし、児童、教職員合わせて計78名の検査を実施いたしました。

次に、稲穂小学校が学校閉鎖となった経緯とPCR検査数、感染者数につきましては、稲穂小学校での感染者が確認された後、11月24日には花園小学校において感染者1名が確認され、花園小学校での検査を進めていく中で感染者の1名が稲穂小学校との接点があったことから、改めて稲穂小学校の接触者の検査を行うことといたしました。

その後、接触状況の調査を行い検査を進めていく中で、他の学年にも感染者が確認されたことから、教育委員会とも協議を行い感染拡大防止を図るため学校閉鎖を実施することになったものであります。

稲穂小学校における最終の検査数は、直後の78名の検査を含め計192名、感染者数は教職員5名、児童9名の計14名となりました。

次に、学校で感染が確認された際の検査の対象につきましては、先ほども申し上げましたとおり、このたびの稲穂小学校での事案においては、感染者の接触状況や学校の感染防止対策などを総合的に勘案し、検査対象を決定いたしました。

今後、学校などの大規模施設においてはクラスターの拡大を未然に防ぐため、地域の感染状況も考慮しながら濃厚接触者であるかどうかにかかわらず、接触の可能性が否定できない場合などには検査の範囲を広げて行うなど一層の感染拡大防止に努めてまいります。

次に、地域福祉計画について御質問がありました。

まず、計画における観光と地域福祉の関係につきましては、地域共生社会の実現には福祉分野にとどまらず観光、防災など幅広い分野との協働が必要であり、小樽市地域福祉計画策定委員会において観光都市である本市の特色を勘案した施策が重要であるとの御意見がありました。

本市としては、市民の皆さんがおもてなしの心をもって道に迷っている観光客への声かけを行うなど、観光客の方との交流によりお互いが幸せを実感できるようなまちづくりを目指して観光に関する施策を位置づけたものであります。

次に、市民の皆さんの意見、要望につきましては、しあわせな地域づくりワークショップをはじめとした様々な機会において御意見などを聞くことにより、計画に基づく施策や関連する事業に反映させていきたいと考えております。

次に、ワークショップの開催時期や回数につきましては、今後、設置する小樽市地域福祉計画推進委員会等の意見を踏まえて決定していきたいと考えております。

次に、推進委員会の委員の選任等につきましては、策定委員会から引き続き委員に就任していただく方に加え、さらに多様な御意見をいただけるよう公募などにより一部新しい委員に参画していただくことを考えております。計画策定後、速やかに推進委員会を立ち上げ、その後の開催時期や回数などについて検討していきたいと考えております。

次に、計画の実効性につきましては、市民アンケートで多くの住民が地域の支え合いは必要であると回答しており、地域住民同士のつながりが求められていることから、計画に定めた取組を着実に進めることで支え合いの仕組みを構築していきたいと考えております。

次に、地域課題の解決に向けて本市に求められる姿につきましては、地域課題の多様化や複雑化が進み、行政による福祉施策だけでは全ての解決を図ることは困難であることから、地域住民が支え合い、地域課題を解決するための仕組みづくりを行うことが必要であると考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 丸山議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、小・中学校において新型コロナウイルス感染症の感染が確認された際の行政検査について御質問がございました。

まず、コロナ禍における学校での児童の心のケアにつきましては、出席停止中の児童には担任がオンラインや電話等により健康相談や教育相談を行っており、登校している児童についても担任や養護教諭等を中心に日頃から児童一人一人を注意深く観察するなどして不安や悩みを把握し、必要に応じてスクールカウンセラーや学校医などと連携した相談を行っております。

また、保護者や児童に対し、本市のスクールカウンセラーの電話相談窓口や関係機関の相談窓口を積極的に活用するよう周知してきたところでございます。

今後とも学校や家庭での児童の様子を学校と保護者で共有し、スクールカウンセラー等と連携を図りながら、これまで以上に児童一人一人の心のケアに努めてまいります。

次に、学級閉鎖になった際の各学校の取組内容の把握につきましては、各学校においては学級閉鎖期間中にはオンラインや電話等により、家庭における児童・生徒の様子や健康状態について把握しており、登校再開後には担任や養護教諭がスクールカウンセラーや学校医などと連携しながら健康相談や教育相談を実施し、児童・生徒の心のケアに努めているところであり、教育委員会といたしましては各学校からこのような報告を受けたり、聞き取りを随時行ったりして状況を詳細に把握しているところであります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

○7番（丸山晴美議員） 再質問いたします。

まず、今後、感染が否定できない場合には検査対象を広げて行っていきたいという市長の答弁だったと思います。ぜひお願いをしたいと思うところですが、児童・生徒へのPCR検査について保健所に聞いておきたいのですけれども、私自身は保護者にお話を聞いたときに学校で感染が確認されたら、もう学校全体をPCR検査するべきではないかと思いながらお話を聞いたのですけれども、保護者の話では、せめて同学年の児童・生徒を検査してほしいという、保護者の方のほうが現実的なお考えだったのかとも思っております。

そういう中で、私が取り上げた児童は検査を受けられずに、私は感染しているかもしれない、家族にうつってしまうかもしれないという不安を感じるのと、あるいは検査は受けられて感染はしていなかったけれども、でも安心することはできないから感染予防をしっかりやっというときの心理的負担の違いをどういうふうに捉えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

このケースの女子児童について保健所はPCR検査の対象にしなかったのですけれども、この児童にしてみれば、学級閉鎖になった隣の学級の子とお友達なのです。登下校も一緒にしていたのです。その彼女が陽性だったらしいとそのこと自体がショックだった。自分はずっと一緒にいるけれども検査が受けられない。感染していないということを誰も請け合ってくれないわけです。極めて不安定な状態に置かれた。PCR検査の対象とすることはできなかったのかどうか、お答えをいただきます。

それから、ストレスケアについて教育委員会に聞きたいのですが、質問で取り上げた保護者も検査結果を聞いて泣き出した児童の姿を見てびっくりされました。その心理的負担の大きさにそのときに気づいたのだと思います。そして、子供自身も家族に心配をかけたくなかったという気持ちはあったと思いますけれども、そのストレスの大きさを自覚していたかというのは難しかったと思います。かなり繊細な問題だということは承知しています。

また、教職員の皆さんについては3か月にも及んだ休校の影響、そして感染予防、職務に当たる上での負担が大きいことは配慮しなければならないということも承知しています。でも児童・生徒のストレスが大きいということ私も改めて思いましたし、そういった中で今後の児童・生徒の心のケアについてどのように当たっていくのか、もう一度お答えをお願いします。

それから、地域福祉計画については、「仕事や家事などで時間に余裕ができない」ということに加えて、「体力・健康状態に不安がある」という答えも28.4%いらっしゃるのです。町内会の数や加入率は減少しています。民生・児童委員の成り手不足も欠員が増加しているということに表れています。

そして、老人クラブの数と会員数も減少しているのです。何で高齢者の人数が増えているのに老人クラブが減るのかと思い知人に聞いたら、老人クラブの会長自身が次の成り手を見つけられずに老人クラブが丸ごとなくなっているところもあるのではないかとおっしゃられていました。実態が確認できていないのですけれども、そういった声もあるということです。自分の生活に余裕があってようやくその地域の課題に目が行って活動ができると思うのです。

そういった中で、地域福祉計画、文言だけ見ているととても期待が高まるのですが、実際にどのように効果的な取組をできるとお考えかというところをもう一度お願いします。

それで、一つ観光との兼ね合いで聞いておきたいと思うのですが、地域課題を解決することで観光都市小樽の魅力が増すと考えているのか、それとも観光都市小樽の魅力を増すような地域福祉計画の取組を期待しているのか、このあたりのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 丸山議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、行政検査の関係についてお答えをいたします。

学校で感染が確認された際にどれだけの範囲で検査を行うかということでございますけれども、このことについては一律にこういった方法でやるということまでは申し上げられませんが、先ほど市長から答弁させていただきましたように、接触の可能性が否定できない場合などには検査の範囲をできるだけ広げて行うということを今後とも続けてまいりたいというふうに思います。

感染者の方の発症時期や周囲にも感染させるおそれのある期間の長短によってはどうしても検査対象というのは大きくなったり、ある程度狭めたりということがございますので、その時々で状況で判断をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、児童・生徒の心理的な負担に配慮する必要があるのではないかと御質問、御意見だったかと思いますが、私ども検査を行う側としても、ただ単に検査を行えばいいということではなくて、その検査の有する意味とか、あるいは検査結果が仮に陰性であったとしても、必ずしも最終接触から14日間経過を見ていかなければ本当に陰性だったかどうかは確認できないという検査の、ある意味、限界というものも含めた丁寧な説明等、私どもも学校の教員たちとそこは十分に理解を一致にしながら、児童・生徒の皆さんにもお伝えをしていくと。そして、また負担がいろいろな面でも出てくることも考

えられますので、そういったことにも配慮して検査を行うということにも努めてまいりたいというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（小野寺正裕） 丸山議員の再質問にお答えします。

私から、地域福祉計画に関する質問について答弁させていただきます。

まず、地域活動について仕事等で忙しくて余裕がなくて参加できていない部分があると。余裕があって初めて活動できるのではないか、効果的な取組ということでございますけれども、現在、確かに仕事等に追われて余裕がなくて活動できない一面はありますけれども、その中の一つとしては結局は地域活動について一定のハードルが高い部分があると。なかなかその活動に気軽に参加できるような環境がないという部分、それは地域活動についての、例えば理解がもう少し足りない部分とかあるのかと。我々がこの活動を進めることで、より活動しやすくなるよう、ハードル下げのような形にできればと。あるいはまた、地域活動をすることで今まで余裕ない部分というのが解消されて、少しゆとりが出てくるということもあるのかと。そのあたりを実際に推進委員会とかを始めたら住民の皆さんの意見も聞きながら、より効果的な方法を探していきたいと考えております。

それと観光との兼ね合いについて地域課題をなくすのか、小樽の魅力を増すのか、どちらの方向かということなのですけれども、これは両方になります。ただ、まずは小樽は非常に観光資源とかあるのですけれども、小樽に住んでいる市民の皆さんはその魅力に気づいていない部分というのも多々あるのかと思います。そのあたりをもう少し観光にも興味をいただいて、いろいろと観光客と触れ合う中でこういった部分が観光客には喜ばれるのだから気づくことで新たな小樽の魅力が増していくと思いますし、それをすることで観光の地域課題も解決に行くのかと両方を進めていけるのかというふうに考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 丸山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

コロナ禍における心のケアに関連しての御質問だと思います。

実際にあったケースを捉えてということでございますけれども、各学校におきましては、担任、それから養護教諭等をはじめ、教職員一丸となって子供たちの心のケアに日々努めていただいているというふうに私も思っていますし、教職員の皆さん、頑張っておられます。

それに加えて、スクールカウンセラーなども派遣しながら、子供たちのサインを見逃さないように取り組んでいるつもりでございますけれども、今回のケースもそうですけれども、保護者でも気づかないようなことが学校でもどうやって気づいてあげられるのかということもありますので、スクールカウンセラーも含めてどういった形で子供のサインをつかんでいくのかというようなことについて、研修であるとか、それから相談の在り方だとか、そういったことについて学校現場とも議論をしていきたいというふうに思っているところでございます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

○7番（丸山晴美議員） 再々質問いたします。

PCR検査については子供だけでなく、やはり感染の恐怖というのは大人でも当然で感じるわけで、感染していないということは誰にも言えないわけですから、ぜひ市民の不安に寄り添って、そういった

心のストレスの問題にも注意を向けていただいて、検査の対象を考えていただきたいということをお願いしておきます。

それから、学校については、私の上の子供は、小学生のときかなり養護教諭と仲よくさせていただいていました。なかなかストレスというのは本人も感じづらいところもあります。でも日常の会話の中でやはり教員たちは子供のことを観察されている、そういった中で子供が教員にお話をしやすい環境をつくっていただくというのも一つ方策だと思いますので、そういったことをお願いしておきたいと思います。

質問しておきたいことは、小樽市地域福祉計画の地域活動へのハードルを下げるということだったのですが、ワークショップを何回か開催していました。私も参加をしておりましたが、やはり参加する方に偏りがあるというか、なかなか現役で働いている世代には参加が少なかったのかというふうにも思っております。ハードルを下げるというお答えでしたけれども、何か方策がある、アイデアがあるということでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（小野寺正裕） 丸山議員の再々質問にお答えします。

小樽市地域福祉計画についてですけれども、ワークショップは確かに開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響がありまして当初の開催ケースを大幅に下回った回数で途中からオンラインにならざるを得なかったもので、そのあたりどうしても限定される部分ありました。ただ、小樽商科大学とか若い学生とかも多数参加していただいて、いろいろな意見を聞けて非常によかったと思っています。

ハードルを下げる方法というのは具体的なことはこれから検討していくことになるのですが、例えば地域活動というのを非常に疲れて帰ってきたときに、あまりえたいが知れないものだと非常におっくうに感じる部分はやはりあると思うのです。すぐく取り組みやすい、要はこんな簡単なことなのだと分かるような周知の仕方とか、取組も簡単なことから始めてそこでつながりができて少しずつ深めていくと、そういったものを具体的にはまだお示しできませんけれども、そのようなイメージで考えているところです。

○議長（鈴木喜明） 丸山議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒をいたしますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番、酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 一般質問をいたします。

子育て関連施策に絞って質問いたします。

第1に保育について伺います。

認可保育所や認定こども園の保育所部門への2021年4月入園を前に、保育施設利用調整が続いています。北海道新聞1月29日付の「4月入園好条件は高倍率」「認可保育所、認定こども園利用調整進む」を拝見しました。そこでは道内8市の認可保育所、認定こども園保育所部門の利用調整の流れが示されております。本市でも一次募集が1月5日から2月15日まで行われました。二次募集は2月16日から3

月15日までと伺っています。

では、一次調整の結果通知は、いつ、どのように行われるのか、二次調整の仕組みはどのようになり、いつ通知されるのか、お答えください。

昨年の第2回定例会予算特別委員会で4月入所の利用調整の結果を3月下旬に通知するのは、札幌市の二次調整通知が3月8日に行われることから遅過ぎると申し上げてきました。これに対し、早めの連絡に努めてまいりたい、最終的な連絡時期として3月25日頃、申込みをされた方の不安が少しでも解消できるよう改善について検討してまいりたいとの答弁でした。

どの市町村においても複数の調整を経て希望先の入園が認められなければ、5月以降の調整に回るか、認可外保育施設等の利用を選択肢に入れなければなりません。札幌市は3月8日ですから一定の期間があります。本市では3月25日ですから4月入所まで期間がなく、もうどうしようもありません。

改めて伺います。昨年の定例会以降、市長はどのような検討をされたのですか。それは申込みをされた方の不安が少しでも解消できるような改善ですか。お答えください。

札幌市のように二次調整通知を3月8日と決めることや函館市のように3月1日の調整結果通知の前に、事実上の結論を保護者が把握できる仕組みなど、最終の結論が早く把握できる仕組みを直ちに構築する必要があるのではないですか。

保育士の処遇改善についてです。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査では、2019年男女労働者の平均年収が500.7万円に対し、2019年の保育士では363.5万円と100万円以上の開きがあります。低い賃金の理由であり、根本的な問題は給与格付の見直しと公定価格の引上げが必要なことであり、政府の責任で行ってもらわなければなりません。しかし、地域間格差が生じていることについては、本市でできることをしなければなりません。

以前にも江別市保育士等奨学金返還支援事業や札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業、石狩市保育士等就職奨励金などを紹介いたしました。子育て支援員について否定するものではありませんが、処遇改善に必要なのは賃金や一時金です。制度の実施に向けた検討はどのようになっているのか伺います。

広域保育についてです。

他市町村にお住まいの方で小樽市に勤務していることから、小樽市の保育所に申込みをしたところ、最初に入れるような雰囲気だったものの土壇場になって入れないと言われました。小樽市の保育所なのだから当然小樽市民優先なのは分かるけれども、なぜ土壇場になって連絡するのか、こうしたことから小樽市に対して大変不信感を持ったとのことでした。なぜこのようなことが起こるのかお聞かせください。

転出超過についてです。

本市では転入よりも転出が多い社会減が続いています。本市の2020年における社会減は466人です。例年よりは減少幅が少ないものの、子育て世代の流出は依然として続いています。では、札幌圏ではどうでしょうか。札幌市は1万493人、江別市は844人、石狩市は347人、千歳市は492人、恵庭市は294人、北広島市は208人、いずれも社会増となっています。特に札幌市ではゼロ歳から14歳の社会増が929人で、全国2番目に多い結果、江別市はゼロ歳から14歳の社会増が451人で全国で12番目に多い結果です。本市における社会動態について、ゼロ歳から14歳、15歳から64歳、65歳以上でそれぞれお示しください。

近郊5市とは、札幌市との距離の条件は大きく変わらないと思います。しかし、なぜこのような違いが発生するのでしょうか。特にゼロ歳から14歳の状況について、市長はどのように分析しているのでしょうか。札幌圏に比べて子育てしづらいことが原因なのではありませんか。お答えください。

少人数学級についてです。

文部科学省は少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を5年かけて学年進行で35人に計画的に引き下げるとしています。萩生田光一文部科学大臣は、22日の衆議院文部科学委員会で日本共産党、畑野君枝議員の質問に対し、新型コロナウイルス後の学校の在り方について中学校での40人学級の見直しも含めて検討を進めるとの考えを示しています。現在、北海道教育委員会が行っている少人数学級は、小学校2、3年生と中学校1年生ですが今後どのように進められるのか注目されます。

今年度の市内小・中学校について、小学校は4年生まで、中学校は2年生までを35人学級が実現できていたなら現在と比べて何学級増えるのかお示してください。

市内全ての小・中学校で全学年35人学級を実施した場合はいかがでしょうか。現在と比べて何学級増え、教員配置にかかる予算額はどのようになるか、示してください。密を避ける新しい学校の在り方としても、今こそ少人数学級に踏み切るべきです。

教育長に伺います。

市内全ての小・中学校で全学年35人学級の実施に向け、取り組んでいくお考えについてお答えください。

国民健康保険、子供の均等割軽減について伺います。

厚生労働省は国民健康保険料の子育て世帯の負担軽減を進めるとして、子供の数が多いほど国民健康保険料が引き上がる均等割部分の5割を未就学児に限って公費で軽減する方針を決めました。公費の財源は国が2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1となります。2022年度から導入する予定です。

均等割の5割軽減は約70万人の未就学児が対象です。低所得世帯に対しては現在、均等割の保険料の軽減措置を、7割、5割、2割の3段階で設けているため、今後、軽減が上乘せされる形になります。均等割軽減で低所得世帯の未就学児はそれぞれ8.5割軽減、7.5割軽減、6割軽減に拡充されます。それ以外の子育て世帯には5割軽減が適用されます。全国知事会や全国市長会が求めてきたことでもあり、一歩前進と言えます。市長はこうした厚生労働省の方針にどのような所感をお持ちになられたのか伺います。

また、本市の子供の均等割は2020年度で1人当たり何円となっているのですか。また未就学児の軽減額は幾らになるのか伺います。

未就学児にとどまらない対象拡大や地方側に負担が求められた2分の1の軽減財源を国が十分に確保していくことは必要です。これらについて国に求めていくべきと考えますが、いかがですか。

また、国に求めていくとともに本市独自で18歳まで5割の軽減を行うとすれば、どれだけの財源が必要となりますか。実施する考えも含めて伺います。

就学援助についてです。

就学援助の対象費目にPTA会費が追加されたことは前進であり、評価いたします。

しかし、誰もが支出しなければならないということであれば、生徒会費や卒業アルバム代等も同様です。就学援助費におけるクラブ活動費、生徒会費、卒業アルバム代等を予算要求した場合、小・中学校それぞれでどれだけかかるのか、お示してください。

教育長は誰もが支出しなければならない卒業アルバム代等と生徒会費について要望する気持ちはありますか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子育て関連施策について御質問がありました。

まず、保育についてですが、一次調整の結果通知につきましては、3月10日頃までに保護者等へ電話連絡をし、同月25日頃に調整結果を郵送により文書で通知する予定であります。

また、二次調整につきましては、3月15日まで申請を受け付け、施設側との調整後、同月25日頃までに保護者等へ電話連絡をし、年度内には調整結果を郵送により文書で通知する予定であります。

次に、検討内容につきましては保育所等にも御協力をいただき、保護者等への早めの連絡ができるよう検討してまいりました。その結果、一次募集の受付開始時期は、今まで1月中旬としていたものを1月上旬に、また一次調整の結果連絡時期は、3月25日頃としていたものを3月10日頃にそれぞれ前倒しして対応しております。この見直しを行ったことで入所の連絡を待っている保護者等の不安解消に資するものと考えております。

次に、調整結果を早く把握できる仕組みにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、本年4月入所の利用調整からは一次募集の結果通知の時期を前倒ししておりますが、本市では3月中旬まで入所申込みを受け付けるほか、入所を希望される保育所等において必要となる保育士の確保状況を見極めるなど、4月入所に向け1人でも多くの児童を受け入れるための最終調整を行っております。

このため保護者等への結果連絡が3月下旬となるケースもありますが、保育所等にも御協力をいただき、早めの連絡ができるよう努めてまいります。

次に、処遇改善に関する検討につきましては、保育士の処遇改善の対策は国が定める基準に基づき、保育士の人件費に係る基本分単価や処遇改善等加算などを内訳とする公定価格が設定されていることから、処遇改善に必要な財源の確保につきましては、全国市長会を通じて国に要請をしております。

本市の独自対策につきましては、今後の財政負担や実施した場合の効果なども見据え、引き続き検討をしてまいりたいと考えております。

次に、入所の可否決定につきましては、保育所等への入所決定は施設との調整後、本市から保護者等に連絡をしており、入所の可否について事前に保護者等にお伝えすることはありません。

御指摘のケースは広域入所となりますので、本市の保育所等への入所を希望する保護者等への連絡は、本市から当該保護者等が居住する市町村に連絡をし、その市町村から保護者等へ連絡をされており、この場合も事前に入所の可否を伝えることはありませんが、議員が御指摘されるような誤解が生じないよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、転出超過についてですが、まず本市の令和2年の社会動態につきましては、総務省が公表した住民基本台帳人口移動報告において14歳までの年少人口は36人の増、15歳から64歳までの生産年齢人口は398人の減、65歳以上の老年人口は約103人の減となっております。

次に、本市の14歳までの社会動態につきましては、8年ぶりに増加したものであり、令和元年と比べ30歳から44歳までの方々の転入はほぼ変わらない中、転出が減少していることから子供を持つ世帯に以前よりも多く本市に住み続けていただけているのではないかと推察をしております。

なお、居住地を決めるに当たっては、子育て環境に限らず、住環境や生活環境、仕事なども影響を与えるものと認識しておりますので、今後においても市民の皆さんの御意見を伺いながら、各種施策の拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険の子供の均等割軽減についてですが、まず厚生労働省の方針に対する私の所感に

つきましては、子育て世帯の負担軽減のため本市といたしましても子供の均等割を軽減するよう、これまで全国市長会などを通じて要望してまいりましたが、ようやくその一部が実現することから大きな一歩を踏み出したものと考えております。

次に、令和2年度の子供の均等割額につきましては、年額で1人当たり2万5,440円となっております。

また、未就学児の軽減額につきましては、5割軽減となった場合、本市の国民健康保険全体で約270万円と試算をいたしております。

次に、未就学児にとどまらない対象拡大や、地方側に負担が求められた2分の1の軽減財源を国に求めていくことにつきましては、地方が負担する2分の1の財源は、地方交付税措置が講じられる予定と聞いております。

また、軽減の対象につきましては、子育て世帯の負担軽減の観点から未就学児にとどまらず、さらなる対象の拡大について引き続き全国市長会などを通じて国に要望してまいりたいと考えております。

次に、本市独自で18歳まで5割の軽減を行う場合の必要額につきましては、令和2年度の均等割額で試算すると約970万円となります。

また、本市独自の軽減を行うことにつきましては、本市が独自で実施する場合は減免制度で行うことになりますが、減免は個々の被保険者の負担能力に応じて個別になされるものであり、子供がいることをもって画一的に減免することは適当ではないと考えておりますので、繰り返しにはなりますが全国市長会などを通じて引き続き国に対し、対象拡大について要望してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 酒井議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、子育て関連施策について御質問がございました。

まず少人数学級についてですが、今年度小学校4年生までと中学校2年生までの学年において35人学級とした場合の学級数につきましては、現在国及び道が措置しております小学校3年生までと、中学校1年生の35人学級制度を維持し、新たに小学校4年生と中学校2年生を35人学級とした場合、令和2年5月1日現在の児童・生徒数で申し上げますと、小学校、中学校それぞれ1学級ずつ増えることとなります。

次に、今年度全ての学年で35人学級を実施した場合の増加する学級数等につきましては、小学校では8学級、中学校では4学級増えることとなります。学級増に伴う教員数は、道の教職員定数配置基準に基づき試算をいたしますと、小学校では8名、中学校では7名が増員となり、これに係る人件費の概算額は約1億2,000万円となります。

次に、市内全ての小・中学校で全学年35人学級とする考えにつきましては、今年度の児童・生徒数を基準とした場合、教員の配置に毎年約1億2,000万円の経費がかかりますことから、市独自での実施は難しいものと考えております。なお、国は令和3年度から5年間で小学校の全ての学年を35人学級とする方針を示しているため、教育委員会といたしましては、今後実施していない他の学年にも拡充することを、北海道都市教育委員会連絡協議会などを通じ、国や道に引き続き強く要請してまいりたいと考えております。

次に、就学援助についてですが、まず就学援助費におけるクラブ活動費等につきましては、国の基準額を基に試算いたしますと、小学校ではクラブ活動費が約270万円、児童会費が約450万円、卒業アルバム代が約170万円となり、中学校ではクラブ活動費が約1,700万円、生徒会費が約310万円、卒業アルバム代が約180万円となります。

次に、就学援助の対象費目の追加につきましては、子供たちの安全・安心を確保するための対策など、教育環境のさらなる改善、充実を図っていく必要がございますので、今後市の財政状況なども考慮しながら、引き続き市長部局とも相談してまいりたいと考えております。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

○8番（酒井隆裕議員） 再質問をいたします。

まず、保育についてであります。

今回の一次調整の結果について、今まで3月中旬だったものが3月10日に電話でということで、幾分改善されたということで、これについてはとてもよいことだと思っています。ただ、一方で、函館市では3月1日と非常に早い、そういったものもあります。そういうことも含めて、これで完成だとはせずに、もっと早くやれるような仕組みというもののについて、引き続き検討していく必要があると思うのですけれども、それについてのお考えを伺います。

それから、保育士の処遇改善についてであります。

これについては、これまでと変わっていないのです。今後の財政状況を見ながら引き続き検討していくということでやっています。ただ、これは前にも同じ話をしているのです。それで、そのときにも検討するというお話で、研究するだったかなという話だったのですよ。もう既にこうした札幌圏と言われる市では、ほとんど全てがやっているのです。今こうした検討していくというか研究していくというか、情報収集の時代ではないのではないかと思います。もっと強く実施できるかどうかも含めて検討する。そのぐらいの強い思いが私は必要ではないかと思うのです。

私が聞いているのは、先ほどの前文でも言ったように、根本的な問題は政府の責任で行ってもらわなければならないけれども、自治体でできることについて、ここでは一時金の話なのです。これについては、自治体でやっていくべきだということなのですから、これについても再度お答えください。

それから、転出超過についてであります。

8年ぶりにゼロ歳から14歳について36人増加したということなのです。これについて、どういった状況かということについて、どういう分析されているかという答えはなかったのですけれども、イレギュラーな年でもありますので、なかなか分析は難しいのかと思います。ただ、このよい傾向をさらに進めていくということがやはり何よりも必要なのではないかと思います。改めて伺いをいたします。

それから、少人数学級についてであります。

これについても、市内全ての小・中学校でやった場合にはどうなるかということについてそれぞれ示されました。金額についても1億2,000万円ですというのです。ぜひこれはやってほしいのです。これはいつまでも金額がかかるわけではありません。国が1年ずつ行っていくことが実施されていけば、その分毎年減っていくわけなのです。ふるさと納税なども使って、そういったこともぜひできないかどうか検討してほしいのです。そうすれば、他の自治体と違って、小樽市はこういう強みがあるのだ。だから小樽市に来てくれ。こういうことを言えるのではないかと思います。こうしたことも含めて、可能かどうかお答えください。

それから、子供の均等割軽減についてであります。

これも幾らでできるかということについて、970万円ですというのです。これも、やはり小樽市の独自施策ということにつながるわけですから、前から言っているように、子供がいることをもって一律に行うということは適切ではないと言うのですけれども、私はそうは思わないのですよ。だからこそやるべきだと思うのです。発想を変えていくお考えはないでしょうか。

それから、就学援助について最後にお伺いいたします。

この卒業アルバム代と生徒会費について、私は、要望する気持ちはありますかと聞いたのです。相談してきたいというのですけれども、相談していくのは結構なのです。財源がどうなるかということ。それも結構なことなのです。要望する気持ちはあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

転出超過の関係でありますけれども、令和2年の社会動態につきまして、14歳までの年少人口が増加したわけでありまして、これにつきましては、酒井議員もおっしゃっていましたが、令和2年というのはイレギュラーな年でありましたので、この結果を素直になかなか受け止めることはできないのだろうとは思っておりますけれども、やはり子育て世帯が地域にお住まいになって、この地域で安心して子育てをしていただけるということは、非常に大切なことだというふうに考えております。人口の動態につきましては、常々担当の方にも精査をしておくように指示をしておりますので、そういった動向も見ながら人口動態にはどういった要因が関連しているのかということ、しっかりと今後も分析をさせていただきながら、人口の定着、あるいは少子化に対応するような施策をしっかりと考えていきたいというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（小野寺正裕） 酒井議員の再質問にお答えします。

私から保育について2点ほどお答えさせていただきます。

まずは、保育の調整について、函館市等は早いけれども小樽市は何とかできないのかということですが、調整について函館市等は早く結果を出しているのですが、それは申込みを一定のところで打ち切って、その後に申し込んだ人は5月入所という形でしているのですね。小樽市の場合は、ぎりぎりまで4月入所ができるようにという調整をしていますので、そのために、どうしても結果が遅くなるという部分はございます。これはどちらがいいかというのは、そこそこの考え方になるのかと思うのですが、小樽市としては、できるだけ、後から申込みをした人にも対応したいという考えでございます。その上で今よりも少しでも早く調整できるように努力はしていきたいというふうに考えております。

それともう一つ、処遇改善についてなのですが、賃金や一時金が必要ではないかというお話なのですが、議員がおっしゃるとおり札幌近郊では既にそういう制度をやっているところはございます。小樽市が例えば同じことをやったとしても二番煎じになってしまう部分というのはあるのかなと。小樽市は、実際に例えば3年働いたことで幾らかのお金をもらうことがその市に就職したいという動機づけになるのか。そのあたりは、やはり効果についてもまだ疑問の部分とかがあると思うのです。我々はそれを検証しながら、何かまた違う小樽市独自の方法がないかというのを検討していきたいと。なかなかこれは簡単に結論が出るものでない、時間がかかっているという実態がありますけれども、今後も引き続き検討していきたいというふうに考えているところです。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 医療保険部長。

○医療保険部長（勝山貴之） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

私からは、国民健康保険料の均等割軽減の件で御答弁させていただきます。

先ほども、均等割軽減、市の負担が970万円で、市の独自施策でできないのかということもございました。今までと発想を変えてできないのかということもございましたけれども、これはこれまでも何度も同じ答弁させていただいていますけれども、減免というのは個々の被保険者の負担に応じて決定すべきものであるということで、子供がいることをもって減免するのはやはり適当ではないというふうに思っておりますので、これについては変える予定はございません。

しかしながら、子供の子育て世帯の負担軽減というものは、非常に大切なことでありますので、今回は、未就学児童だけではなくありますけれども、引き続き、全国市長会などを通じて、子供の均等割軽減の対象拡大ですとか、そういうことについては要望していきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 酒井議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、少人数学級、35人学級の早期実現についてでございますけれども、先ほど答弁させていただいたとおり、教員配置を現実としていくためには、毎年約1億2,000万円の経費がかかります。そういった意味で、国の基準における配置が追いついてくるわけでございますけれども、それまでの財源を単独で充てていくということにつきましては、現実的に大変厳しいものがあるというふうに思っております。

まだ、中学校は40人学級のままでございます。まずは要請の順序として、国の35人学級の実現が最優先だというふうに思っております。それ以下の学級数の問題もございますけれども、これは全道的な視点、全国的な視点でもいろいろと取り組んでいく必要があるというふうに思っておりますので、北海道都市教育委員会連絡協議会などとの会議において、意見交換をしていきたいというふうに考えております。

それから、就学援助の対象費目の関係でございますけれども、今年度、PTA会費の拡大が実現いたしました。教育委員会といたしましては、今定例会に予算案として上程されましたことは、就学環境が厳しい中で、子育てをしている御家庭を支援する上で大変効果がある予算だというふうに認識しております。今年度つけていただいたところでございますけれども、教育委員会として、まだまだ様々な取組の改善、充実を図っていかねばならないという状況ございまして、例えば、耐震化でありますとかトイレの改修、図書の充実だとか特別支援員の配置、スクールカウンセラーの増員だとか、いろいろな対策をこれから市長部局にもお願いしていかねばならない環境にございます。今、そういう中で財源が許されれば、当然ながら要望をしていきたいというところでございます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

○8番（酒井隆裕議員） 再々質問をいたします。

保育についてであります。

どうも話が食い違うのです。私が言っているのは、結局、募集が早く決まった方については全然問題ない話なのですけれども、ぎりぎりまで引っ張られた方については、そこからもちようがないということが一番問題なのです。

一次調整結果の通知が3月10日頃に電話連絡であった。これは結構なことなのですが、最終的には二次調整の結果通知については、3月25日頃、電話連絡なのです。3月25日頃に、あなた入れませんでしたと言われて、さあ、これから認可外保育施設なり一時預かりなり探そうといっても本当に保護者は大変です。仕事を休まなくてはならなくなってしまうのです。それでは困るので早くしてくださいという話をしているのです。もし、前倒しになるということで困る方が果たしてどれだけいらっしゃる

のかなと。逆ではないかと思うのです。早く決まって、例えば二次調整の結果通知が3月10日頃に決まるという形になれば3月10日のこの二次調整で決まらなかった場合には、自分たちで何らかのこと考えなくてはならない、一時的に預かってもらいながらやるのかそれとも仕事を休むのかということが前もってできるではないか。だからこそ早めてほしいというお話をしたのですよ。こうした考えについても声を聞いたりとかしていくお考えもないということなののでしょうか。改めて伺いしたい。

それから、保育士の処遇改善について、一時金の問題についてであります。

先ほど福祉部長は二番煎じになってしまうと言ったのです。二番煎じどころではないのですよ。ほかがやったらもう遅れているのですよ。保育士に選ばれないまちになってしまうのです。それではまずいから、ほかがやっているからこそ小樽市もやらなければならない、その段階に来ているのではないですかという。お答えなど、改めてお聞かせください。

それから、就学援助について、いろいろと教育長も様々な課題があるのだということをお話しになりました。トイレの話、スクールカウンセラー、それはそうでしょう。そういうことやらなければならない、当たり前の話です。そうは言ったとしても、要望していく考えはありますかと聞いたのです。いろいろ課題あるのは分かっています。今までもPTA会費について要望したけれども、財源の関係で採用されなかったということもあります。ただ、気持ちはありますかという、私はシンプルなお話をしています。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（小野寺正裕） 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

まず、保育の調整についてなのですが、これは例えば先着順に調整ができるのであれば、議員のおっしゃることももしかしたらできるのかもしれないですが、実際には保育の必要性によって優先順位というのが変わってくる部分がございます。

それと、保育士の確保の問題でございます。これも例えば3月になって、突然、御主人の転勤とかで辞めざるを得ない方とかが現れるかもしれないとか、そういった調整とかあるいは採用についても寸前までどうなるか分からないという部分で、はっきりここまでは決まったということがなかなか難しいです。ただ議員がおっしゃる待っている方の不安というのももちろん分かりますので、そういったことも踏まえながら、今後もよりよい形になるようなものは検討していきたいと考えております。

それと、一時金についてですけれども、処遇改善について考えていく中で、もちろん一時金も含めて検討していくことにはなるのですが、まずは働くということは小樽に住んでいただくということですので、そういったことも含めた小樽の魅力というものを何か違う形でここで働きたいとその方が感じていただけるようなものをいろいろと考えていきたい。一時金を全く否定するわけではなくて、それも含めての検討にはなるかと思っておりますけれども、ただ、独自性というのも考えていきたいということでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 酒井議員の再々質問にお答えをいたします。

就学援助の費目を追加要望していかないのかという御質問でございますけれども、先ほどもお話させていただきましたが、教育委員会の施策の中で、非常に大変早期に充実させていかなければならない費目、先ほど来、校舎の耐震化だとか、トイレ改修だとか、いろいろ対策をしなければならないお話をさ

せていただきました。そういった中で、先ほども御答弁させていただきましたけれども、そういった対策を進める中で、財源が許されるのであれば、ぜひ要望していきたいということでございます。

○議長（鈴木喜明） 酒井議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒をいたしますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が完了しましたので、議事を続行いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、佐々木秩議員。

（17番、佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○17番（佐々木 秩議員） 一般質問を行います。

1 項目め、市独自の感染症対策について伺います。

1月28日、道は感染者が急増する小樽市を対象に、不要不急の外出と他地域との往来自粛を要請しました。それを受け、迫市長は市独自の措置として、市内で酒類を提供する飲食店に2月15日までの休業を要請。応じた事業者に15万円の協力金を支払うことを明らかにしました。

翌29日、これに対し鈴木直道北海道知事は、小樽市は強い措置を行う状況にない。法体系上、休業の強い措置を行う権限は知事に委ねられている。法に基づかない場合、混乱が生じるおそれがあると迫市長の独自対応に懸念を表明しました。今回の休業要請と協力金支給については、飲食店からは周知不足、額が全然足りないなどの疑問や不満、また、要請と言いつつ結局は私権の制限につながるといった憲法上の危惧の声もお聞きしています。これらのお声には、今後のさらなる施策の実施や法整備で対応すべきと考えます。

しかし、今回の市長の決断は、以前の議会で私が市長に政治決断の根拠についてお聞きしたときの、市民生活を第一に判断するという答えに沿って一貫した強い意志を示したものとして、高く評価いたします。事前に知事からこのような慎重対応を求められたにもかかわらず、市民の安全を第一に考え、独自の決断をされるには相当の葛藤があったことでしょう。

一方で、鈴木知事の示した懸念には合点がいきません。そもそも、昨年2月28日、国に先んじて法的根拠のないまま緊急事態宣言を発したのは知事御自身ではなかったでしょうか。前夕張市長でもあったわけで、市長と市民の直接的な距離感なども御存じだと思うのですが。

お聞きします。市長が知事の懸念を受けつつも、休業要請という強い独自措置を決断した根拠や思いを改めて伺います。

2月15日で当初計画どおり休業要請は解除されましたが、その効果についてお聞きします。

道と市は、本来一体となって道民市民の生活を支えていくべきです。特に今回のコロナ禍のような危機的状況下でこそ、意思疎通を密にして連携し立ち向かう姿勢を示してほしいですが、いかがですか。

2 項目め、歴史文化関係について伺います。

1 点目、日本遺産候補地域の新設について伺います。

報道によると、文化庁は日本遺産の取消し制度を導入する方針を決めた。評価して効果が低調と判断した事例は認定を外す一方、新規認定を目指す地域を候補地域とする制度を設け、3年間の準備期間後、取組が充実したと判断すれば取り消された遺産と入れ替える形で日本遺産にするという驚きの情報が入ってきました。小樽市が単独での地域型として申請、結果、認定に至らなかった「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽～「民の力」で創られ蘇った北の商都～」にとってまさに千載一遇のチャンスではないでしょうか。

そこで、市はこうした文化庁の意向を把握していると思いますが、候補地域新設に至った経緯やそれ以外の見直し内容について説明をお願いします。

これを受け、市として日本遺産認定に向け、再チャレンジすべきと考えますが、いかがですか。

まずは、候補地域となり、その後3年間という長期間の取組から新規認定に至るための、重要なポイントはどんな点にあるとお考えですか、お聞かせください。

この項目2点目、登録文化財について伺います。

何度か以前の質問の中で提言させてもらったことですが、本市の文化財が少ないとの指摘を受け、指定や登録を目指すとのことでした。文化財審議会での議論も進んでいるとのことでしたが、現在の進行状況について示してください。具体的に進んでいる文化財は何か明らかにできるものはありますか。地域の祭りや民俗芸能、郷土料理など無形の文化財の保護を進めるため、登録制度を新たに創設する方針で、今年の通常国会で文化財保護法の改正を目指すそうです。小樽市歴史文化基本構想では、小樽文化遺産の中に、「暮らしとともにある文化遺産」として無形のものが示されています。例えば、食文化では鯨汁やニシン漬け、民俗芸能として松前神楽、向井流水法など各地域の祭礼についても触れています。

一方で、文化庁も指摘していますが、本市も各地域でそれらを継承していくことの難しさを訴える声が上がっています。登録制度の性格上、多額の助成は期待できませんが、それでも国の文化財として位置づけられれば、担い手や地域住民が誇りを持つ契機になるのではないのでしょうか。こうした、国の無形文化財登録制度についての情報と、市としてこうした制度を活用していくお考えはあるのかお聞きします。

この項3点目、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫について伺います。

解体を検討されている小樽運河のシンボル北海製罐第3倉庫の保存・活用策を考える民間組織、第3倉庫活用ミーティングが発足したとお聞きしました。さすが、運河保存運動を経験した小樽の市民力を頼もしく感じました。秋までに策をまとめ小樽市に提案するとのことでした。そこでお聞きしますが、この第3倉庫活用ミーティングに市としては資金面以外でどのように関わっていかれますか。提案を受けた後は、最終的には市が主体的に判断することになるのでお聞きしておきます。

残念ながら、コロナ禍の影響で企画されていたライトアップも中止になったとお聞きしています。今後もその影響が心配され限られた期間の中で間に合うのかどうか気になります。現段階で第3倉庫活用ミーティングの活動内容について把握していれば、それらを含めて親会社のホッカンホールディングス株式会社に回答する今秋までのスケジュール、ロードマップをお示してください。

北海製罐小樽工場は、毎日定刻に響くサイレンが製罐のポーと呼ばれ小樽市民に親しまれていますが、今、改めて、何より市民にその多面的な価値について理解いただくことが大切だと思います。

また、今後のポイントは、若い世代の皆さんに関心を持ってもらうことです。運河保存運動から続く市民が主体のまちづくり活動を次世代につないでいくことになるからです。市民団体でも市でも構いませんが、市民意識醸成の取組などは考えていますか。

また、そうした取組への若い世代の参加の促しや、若い世代が行う第3倉庫の保全・活用に向けた主体的活動へのサポートは考えていますか。

この項4点目、歴史文化を生かしたまちづくりについて。

以上、歴史文化に関わる点について個々にお聞きしてきましたが、これらが個別ばらばらに進められていて、第7次小樽市総合計画に示されているまちづくりに歴史文化を生かした市の具体的な将来像がなかなか見えてきません。その一方で、日々市内の石造倉庫などが解体されている危機的現状があります。そこで、関係部局が縦割りを廃し、市民をはじめ他の主体とも連携して、これら多方面に及ぶ施策

を大きな視点に立って包括的、有機的に関連させた小樽文化遺産を基盤にしたまちづくり推進計画的なものが必要です。その核になるのはやはり国の制度である歴史まちづくり法、伝統的建造物群保存地区制度を活用していくことだと思いますが、庁内作業の進展についてお聞かせください。

3項目め、学校教育へのコロナ禍の影響について伺います。

新型コロナウイルス感染症対策が始まってからおよそ1年がたちます。試行錯誤の中で現場の教職員やそれを支える市教委職員ほか多くの皆さんの御努力で今に至っていますが、残念ながら市内学校現場での感染が続いた1年間でした。これ以上感染の拡大を阻止するために、これまでの経験を総括し、今後に生かしてほしいと思って質問をいたします。

昨年2月以降、コロナ禍による一斉休業日数、学級、学年、学校閉鎖件数、クラスター発生件数、児童・生徒と教職員の感染者数をお示しください。

児童・生徒や教職員から感染者が確認されたのに対応して実施した市教委や各学校での主な対策と、結果としてその有効性について検証等されていますか。されていればその概要をお示しください。

それらの対応による教職員の負担増が深刻であったと聞いています。その点について市教委の認識とそのための対応策は取られていましたか。

休業措置等による授業時数も不足したことと思います。子供たちの学習権を保障するため一定の時数確保は必要なものですが、その一方で機械的、画一的な確保策による影響や課題が生じたともお聞きしています。そうしたことも含めて実態を把握されていますか。これについて市教委の見解を求めます。

先日も、冬季の全国中体連大会が中止になりました。部活動や学校行事等への影響と今後の対応は、具体的には昨年の卒入学式は、保護者、来賓の出席も規制されていましたが、今年の対応はどういう予定でしょうか。

また、高校入試、進路関係等への影響についても伺います。

今後の対応等で予定されていること、そのために必要な施設設備や準備しておくべきこと、さらに今後心配な点などを挙げてください。

以上、再質問を留保し、質問を終えます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市独自の感染症対策について御質問がありました。

まず、酒類を提供する飲食店の事業者の方に対する休業のお願いを決断した根拠や思いにつきましては、市内では年末年始から集団感染が頻発、新規感染者が大幅に増加し、このお願いをさせていただいた1月28日には、北海道の警戒ステージの指標の一つである週合計の10万人当たりの新規感染者数が97.8人にも上る状況がありました。この数値は国の緊急事態宣言の発出の目安に当たる北海道の警戒ステージ5の25人をも大幅に上回るものであり、私といたしましては、市民に最も身近な立場にある市長として、実際に飲食店事業者の方から不安の声も耳にしておりましたし、感染防止に対する強いメッセージの必要性も肌で感じておりましたことから、何としてもこれ以上の感染拡大は避けなければならないという強い決意の下、このたびの休業のお願いをさせていただいたものであります。

次に、本市独自の酒類を提供する飲食店の事業者の方々に対する休業のお願いの効果につきましては、このお願いをさせていただいた1月28日以降、週合計の10万人当たりの新規感染者数が2月1日には最大値となる104.7人まで増加いたしました。この日以降は数値は大幅な減少に転じ、休業のお願いの期

間の最終日となる2月15日には11.2人、北海道の警戒ステージ4の基準であります15人を下回る数値となりました。

私といたしましては、このことは北海道による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく外出自粛及び往来自粛の要請、さらに本市独自の休業のお願いに対する市民の皆さんそして事業者の方々の御理解、御協力が結果として現れたものと感じているところであります。

次に、今後の北海道との連携につきましては、これまでも市内医療機関での集団感染の発生の際などには、医師や保健師、事務職員の派遣のほか、患者の方の市外への入院調整など、北海道から多大な御協力をいただいておりますし、また、新型コロナウイルス感染症の感染抑止が最重要課題であるという点につきましては、知事も私も思いは一緒であると思っております。今後とも、必要に応じ北海道の御協力をいただきながら、連携を密にしコロナ禍に立ち向かってまいりたいと考えております。

次に、歴史文化関係について、御質問がありました。

まず、日本遺産候補地域の新設についてですが、候補地域が新設された経緯につきましては、日本遺産認定地域の取組状況等を審議する日本遺産フォローアップ委員会において、昨年12月25日に事業の見直しについて文化庁に報告をされております。この中で認定された地域の取組に温度差があるなどの課題が見受けられることから、日本遺産全体の底上げを図り、ブランドを維持、強化していく新たな方策の一つとして候補地域の新設について取りまとめられたところであります。文化庁としてはこれを踏まえて、日本遺産を認定する候補となり得る地域を本年2月9日付で新たに募集したものであります。また、それ以外の見直し内容につきましては、地域の不断の努力を促す仕組みを構築するなどを目的として、総括評価の仕組みや先進モデルの構築、取消制度の導入、地方自治体への財政支援の見直しなどについて示されております。

次に、日本遺産の認定に向けた再チャレンジにつきましては、本年1月12日に小樽市日本遺産推進協議会を開催し、候補地域の申請について意思決定をし、北海道教育庁を通じて申請意向表明を行っているところであります。現在、同協議会に設置している二つのワーキンググループにおいて申請に必要な準備を進めており、3月中旬の期日までに申請できるよう取り組んでまいります。

次に、候補地域から日本遺産の認定を受けるための重要なポイントにつきましては、3年間の地域活性化準備計画終了後に日本遺産フォローアップ委員会の総括評価を受けることになっております。総括評価には、計画目標達成評価と取組内容評価がありますので、地域活性化準備計画に搭載した事業を着実に実施し、高い評価を受けることが重要になるものと考えております。

次に、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫についてですが、まず第3倉庫活用ミーティングへの資金面以外の市の関わりにつきましては、同倉庫の利活用に当たっては土地や建物の利用規制がありますので、その内容も含めて議論をしていただくため、職員3名がアドバイザーとして参加をいたしております。なお、同倉庫は今後の小樽の観光戦略にとって重要な北運河地区にあるシンボリックな建造物であるため、同ミーティングとは十分に連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、この秋までのスケジュールにつきましては、第3倉庫活用ミーティングでは、学識経験者や小樽商工会議所、小樽観光協会などからの代表メンバーによる毎月の議論のほか、一般市民の方を対象にしたオープン勉強会を3月に、またフォーラムを7月に開催し、本年9月をめどに保全・活用プランとして取りまとめて、市へ提案していただけると聞いております。市といたしましては、頂いたプランを参考とし、この秋にホッカンホールディングス株式会社に対し方向性をお示しをし、協議をしてまいりたいと考えております。

次に、市民意識醸成への取組につきましては、第3倉庫活用ミーティングにおいて、先ほど御答弁を

いたしましたオープン勉強会やフォーラムの開催を予定していると聞いておりますので、開催の告知について、市としてもSNS等の活用など若い世代への拡散を意識しながら協力をしてまいりたいと考えております。また、若い世代の主體的な活動のサポートにつきましては、同ミーティングとの調整も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、歴史文化を生かしたまちづくりについてですが、庁内作業の進展につきましては、歴史文化に関わる多方面に及ぶ施策の連携や、小樽文化遺産の保存活用などを包括的に推進していくことが、本市のまちづくりにおいて必要であると考えていることから、現在、庁内の関係部署が連携することを目的として設置した歴史を生かしたまちづくり庁内検討会議において、国の制度の活用に向けて取り組んでおります。

歴史まちづくり法につきましては、国土交通省から助言をいただきながら、法に基づく歴史的風致維持向上計画の策定に必要な諸条件の整理を進めるとともに、重点的に保全を図る区域の選定や、優先的に支援を行うべき歴史的建造物などについて庁内で議論をしているところであります。

また、伝統的建造物群保存地区制度を活用するに当たっては、まずは構造物単体の価値を高め、地域のポテンシャルの底上げを図る必要があると考えていることから、核となる建造物の国の指定や登録について文化庁と協議をしているところであります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま歴史文化関係について御質問がございました。

初めに、登録文化財についてであります。まず、文化財の指定や登録の進行状況につきましては、市指定の文化財につきましては昨年11月に開催した小樽市文化財審議会において、小樽市歴史文化基本構想で行った調査を基にリストアップした様々な分野の指定候補をベースに優先的に指定すべき文化遺産を選出してもらい、指定に向けて各委員にそれらの文化遺産の調査を依頼しているところであります。このことから、具体的に進んでいる文化財につきましては、現時点でまだお示しできるものはございませんが、令和3年度中の指定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、国の登録有形文化財制度の活用につきましては、所有者との事前協議を進めている建造物があるため、今後、市から文化庁に調査を依頼する予定でございます。

次に、国の無形文化財登録制度の活用につきましては、この制度は地域の祭りや民俗芸能、郷土料理などを保護するため、指定制度よりも基準が緩やかな登録制度を創設し、地方の総意により積極的な保存活用が図られるよう求められているものと把握しておりますが、まだこの制度の詳細については示されておられません。今後、無形文化財の登録基準や支援策の具体的な内容が示されましたら、小樽市文化財審議会や関係団体などに、国の登録制度について周知を図るとともに意見交換を行ってみたいと考えております。

次に、学校教育へのコロナ禍の影響について御質問がございました。

まず、コロナ禍による一斉休業日数や児童・生徒と教職員の感染者数等につきましては、昨年2月から本年2月までの件数等を申し上げますと、一斉休業日数は69日間、学級閉鎖は9学級、学校閉鎖は1校、クラスター発生は2校となっております。また、児童・生徒と教職員の感染者数につきましては、小学生27名、中学生12名、教職員8名となっております。

次に、児童・生徒や教職員から感染者が確認されたことに対応して実施した対策につきましては、学校内から濃厚接触者が特定された場合には、学校内での行動履歴など状況を把握し、保健所と協議した

上で感染の拡大を防止するため、速やかに学級閉鎖や学校閉鎖を実施したほか、校内を消毒いたしました。また、日頃から健康観察シートによる児童・生徒等の健康状態の確認をするほか、密集の回避として児童・生徒の間隔の確保、密閉の回避として換気の徹底などの感染防止策に加え、保護者に対し児童・生徒のみならず同居する家族にも風邪等の症状があれば休ませること。習い事や人が多く集まるところへ外出する際の留意点を周知するなど対策を強化したところにより、学校はもとより家庭内における感染予防の意識啓発につながっているものと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応による教職員の負担についての認識とその解消策につきましては、教職員は、コロナ禍において児童・生徒の日々の様子をより注意深く観察していること、検温作業や校内の消毒作業を行っていることなどから、以前と比較して、教職員の負担は増えているものと認識しております。このため教育委員会では、各種研修や会議を効率的に行うため、ウェブ会議を積極的に活用するよう促すとともに、非接触型体温計の購入により児童・生徒の検温時間を短縮するなど、教職員の負担軽減に取り組んでいるところであります。

また、国や道の事業を活用し、児童・生徒の学びの保障のため、少人数指導を行う加配教員を配置するほか、放課後の補習等を行う学習指導員、学習プリントの印刷や校内の消毒作業など、教職員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフを増員するなどの人的支援を行っているところであります。

次に、授業時数の確保につきましては、校長会と協議を重ね、長期休業中に登校日を設けるとともに、5時間授業の日を6時間授業とするなどの取組を効果的に組み合わせ、授業時数の確保に努めているところでございますが、長期休業が短縮されたことにより、教職員が研修の機会を十分確保できなかったことや、中学校では従来であれば長期休業中に行っていた進路事務の業務を課業日に行っていることなどを把握しております。教育委員会といたしましては、こうした大変な状況の中でも学校が一体となって取り組まれていることにより、子供たちの学びが保障されているものと認識しております。

次に、部活動や学校行事等への影響につきましては、最近の状況で申し上げますと、本市が外出及び往来自粛になったことを踏まえ、小・中学校においては、学校行事等にはできる限り保護者など外部の方の来校を控えることや、中学校での部活動を自粛するよう通知したところであります。このたび2月末で道からの協力要請が解除されましたことから、中学校の部活動を再開するなど、学校の新しい様子を踏まえた学校の行動基準レベル2に応じた教育活動を行うこととなります。

なお、今年の卒業式及び入学式につきましては、国や道の通知に基づき基本的な感染症対策を徹底した上で、保護者には人数を極力抑えて参加していただくとともに、身体的距離が十分確保できない場合は、在校生の参加を取りやめることや、来賓、地域の方々の参加を自粛していただくよう要請しているところであります。

次に、高校入試等進路関係への影響につきましては、昨年度は私立高校の受験後全道一斉に臨時休業となったことから、道立高校の受験会場の下見や面接は中止となりましたが、各中学校からは、生徒に対するきめ細かな対応や不安の解消に努め、受験当日も大きな混乱はなく、無事に受験に臨むことができたと聞いております。今年度につきましては、雪害のため1日ずつ試験日が延期になってしまいましたが、事前に受験会場の確認や面接の留意点について事前に指導を行うとともに、生徒が感染者となるなど、当日の受験が認められない場合は追検査ができることを周知するなど、生徒が安心して学力検査等に臨めるよう指導の徹底を図ったところでございます。

次に、今後の対応などにつきましては、引き続き感染症対策を講じる必要がありますことから、補正予算及び当初予算に必要経費を計上させていただいております。特に、今後の学級閉鎖等におきましてもICT機器を効果的に活用できるよう計画的に研修を進めるとともに、GIGAスクールサポーター

やICT支援員を配置し、各小・中学校への支援体制を強化してまいります。

教育委員会といたしましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中であっても、子供たちの健康、安全の確保や学びの保障が求められますことから、感染症対策はもとより、夏の暑さ対策やGIGAスクール構想の実現に向けた取組など対策の強化が必要なことから、今後とも緊張感をもって対応してまいりたいと考えております。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、佐々木秩議員。

○17番（佐々木 秩議員） 再質問をいたします。

まず、日本遺産の候補地域に関わってですけれども、今、示していただいたように候補地域に申請をされるということを決意を示していただきました。非常にこの日本遺産に関わって特に地域型に関わってこられた多くの皆さんもお喜びのことと思いますし、再チャレンジに向けて意欲が湧いているという状況だと思います。

候補地域認定に関わる内容とか具体的な動きについてはまた別の場で伺いたいと思いますので、この場ではもう少し入り口のところについてお話をお聞きしたいと思います。

不認定にもかかわらず、めげずに続けてこられた活動がこの日本遺産に関わってはありました。つい先日、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」を広く情報発信活用するためのロゴマークも選定されております。こういう活動を続けているということが候補地域選定には関わってくるのかなのかどうか、また、どう関わるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほどお話があったように、この候補地域になる前、それから、なった後も3年間にわたって様々な評価をされるということで、その中で高い評価を得ていく必要があるとのことでした。ですから、不認定になった申請内容をそのまま使うというのはなかなか厳しいであろう。それについて、変更だとか改善だとかが必要だと思うのですが、それに関わって、去る1月30日、withコロナ小樽北前船観光推進シンポジウムというのが開かれまして、そのときZoomで日本遺産の審査委員長である國學院大學の下村彰男教授が基調講演をされておりました。私も見せていただきましたけれども、その話、非常に審査委員長自らの基準のようなものまで挙げてお話をされてくださっていましたけれども、この候補地域認定に向けて参考になる部分があったと思うのですが、その参考になった部分があればお聞かせいただきたいというふうに思います。

続けて、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫についてお聞きした中に、第3倉庫活用ミーティングに市としての関わりで、市からアドバイザーを3人送るというお話がありました。市からこういうところにアドバイスをする場合には、非常に多方面にわたると思うのですが、その3人のメンバーはどういう構成で送られたのか、そこについてお聞かせください。

そして、学校教育へのコロナ禍の影響について、一つだけお聞かせいただきたいのですが、教育長から非常に学校現場の要請についての確に捉えられたお話を幾つもしていただきました。そういうことについては、本当によく理解いただいていると思って感謝しますが、最後に授業時数確保です。他の地域では逆に授業時数を確保し過ぎて、たくさん余剰時数が出る。その分が様々な子供の負担や教員方の負担につながっている、そういう状況も見られるそうです。小樽ではそういうことにはならないと思いますけれども、なっていないと思いますけれども、やはり今回、夏季休業・冬季休業の期間を短くしたことによって、単純に疫学的にだけ見ると、人が多くいるところに子供たちを長い期間出すということは、それだけでも感染のリスクを増やす、そういうことになります。

そういう意味では、やはり時数の確保というのは、そういうことも含めて判断をする必要があると思

うのですが、これまで今回の議会の議論の中で教育長が御答弁されていたように、ないのが一番ですけれども、万が一の際には家庭での学習環境、そういうのも整ってきているというお話が幾つもありました。そういう状況の中ですから、この授業時数の確保についてはやはり画一的にならず、柔軟な対応をしていただきたいということ改めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（徳満康浩） 佐々木議員の再質問にお答えします。

私からは、日本遺産関係のロゴマークの取組の評価の部分になりますけれども、候補地域の選定について直接的にロゴマークの今回の事業がすぐにすごい高い評価になるかといえば、そういうふうに表示されているわけではございませんけれども、総括評価の基準の中に地域の文化に誇りを感じる住民の割合だとか、日本の日本遺産の認知度という設定指標がありまして、今回のロゴマークの市民投票に対する取組がその実績値を高めることにつながるものと考えておりますので、候補地域の選定に対してもよい影響が与えられるものだというふうに期待しております。

もう一点、1月30日のシンポジウムでの下村教授のお話の中での御質問でございますけれども、市長もお聞きして、私も参加して聞いてきましたけれども、下村教授からはそういう個々の遺産の生かし方というのでしょうか、点ではなくて面として活用だとか、発信することが重要であると。そういった中で、そういう歴史的な文化資源の保存というのはしっかり活用されて、その活用が何というのですか、その資金を生んで、またそれが保存につながるみたいな、そういう循環という考え方が示されておまして、私どもとしてもそういう文化資源の保存活用、それから資金、また保存に戻るみたいなそういう循環という考え方が地域活性化の標準計画を作成する上で、大いに参考になったというふうに考えておりますので、これからメンバーの皆さんとそういうことを意見交換しながら、申請に生かしていきたいというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（中田克浩） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

第3倉庫活用ミーティングに市から3名の職員がアドバイザーとして行っているということで、御答弁させていただきましたけれども、その3名につきましては総務部の企画政策室、それと産業港湾部の観光振興室、それと建設部の新幹線・まちづくり推進室のそれぞれ担当の者がアドバイザーとして参加させていただいているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

授業時数の確保に関連しての御質問でございますけれども、先ほども御答弁させていただきましたが、全校統一して校長会と協議を重ねた結果、こういう長期期間中に登校日を設けるなどして学びの保障をしていこうということで、これまで教職員一体となって取り組んできたところでございます。

そういった中であって、先ほども御質問にありましたように、多くの学校で学級閉鎖でありますとか、学校閉鎖もございました。そういう学校につきましては、当然ながらオンライン授業でありますとか、オンデマンドでの授業を展開する中で、子供たちの学びが遅れないようにということで取組を進めてきたところです。

それに加えて、例えば長期休業明けには子供たちの体力の回復等もございますので、午前授業を続けたりしながら、子供たちに負担にならないように取り組んでまいりましたし、それから小樽ですので、スキー学習だとかというのもこれはしっかり取り組んでいかないとならないということで、各学校で取り組んでいただく。さらには、3月には修学旅行を控えている学校もたくさんございますので、そういったもろもろの状況も踏まえまして、学校において時数の確保を行っているところでございます。

そういった中で、十分かというところでございますけれども、それはいろいろと大変な学校、そうでもない学校というふうにあるかとは思いますが、小樽の子供たちがそういう中において、何とか頑張っていこうということで取り組んでいただいておりますので、この子供たちの学びの保障という観点で、取り組まさせていただいているところでございます。これにはやはり教職員の全面的なバックアップをしていただいておりますので、そういうこともお話に付け加えさせていただきたいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（中田克浩） 私が答弁した内容に若干誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。大変申し訳ございません。

佐々木議員の再質問に答弁させていただきます。

3名ですけれども、第3倉庫活用ミーティングにアドバイザーとして参加している3名につきましては、総務部の企画政策室から2名、それと建設部の新幹線・まちづくり推進室の担当者1名が出席させていただいております。以上3名が市長からお答えした3名ということになっていまして、そのほか課題によっては追加で職員が参加する形というふうになっております。ですから、基本的には3名の参加ということになってございます。

○議長（鈴木喜明） 佐々木議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時40分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 一般質問をいたします。

大項目一つ目は、ふるさと納税のさらなる推進について、初めに令和2年度の寄附状況と分析についてであります。

本市の厳しい財政状況を改善していくには、効率化と収入増加の取組が必要であるということは、これまで議論されてきたとおりであります。その中で、特にふるさと納税による寄附金収入の増加を図っていくことは、人口減少に歯止めがかけられない本市にとって至上命題であると考えておりますが、その認識が共有できているのか確認のため伺います。

令和2年度の寄附状況については、現時点でどのくらいの見込みであるか、件数と金額を示しながら昨年との比較をお示しください。

また、ふるさと納税の件数や金額など、結果を本市ではどのように捉え、分析しているのか伺います。

次に、寄附金収入増加に向けた取組についてであります。

前回定例会で寄附者が利用しやすい環境づくりの取組を進め、さらなる増収につなげていきたいという旨の答弁がありました。

初めに、今年度ポータルサイトを増やしたこと以外に、本市がふるさと納税の増加に向けて行った取組と併せて今後の取組についても伺います。

関連して、前回定例会で提案いたしました東かがわ市の100万円の寄附で、一日市長体験の実施に向けた検討状況についても伺います。

次に、寄附金額の目標設定についてであります。

収支改善プランでは、年間1,000万円の寄附額増加を目標としております。これに関しては、過去の議会議論において寄附という性質上、多額の目標額が設定できなかった旨の発言がありました。あえてこの目標金額を設定した理由を再度伺います。

私は、以前からこの目標金額の設定に疑問を抱いておりました。改めて総務省の示すふるさと納税の理念を読み上げます。

「第一に、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になります。」

「第二に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。それは、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になります。」

「第三に、自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。それは、選んでもらうに相応しい、地域のあり方をあらためて考えるきっかけへとつながります。」の三つの大きな意義があるとしています。

言い換えると、ふるさと納税は単に寄附金を集めることだけでなく、住民自治や市民参画を通して、自治体の市内経済活性化や魅力向上に寄与するものであるとも理解できます。この理念に照らし合わせると1,000万円という目標を設定した理由が全く分かりません。

特に、第三に自治体間の競争とあるように、本市が低い目標設定を掲げるこの瞬間にも、ほかの自治体では寄附金増加に向けた、たゆまぬ努力がなされています。

この目標金額については、高い挑戦目標と具体的な現実目標を設定し、1,000万円という低過ぎる目標金額を見直すべきだと思いますが、見解を伺います。

次に、ふるさと納税担当部署についてであります。

私は、小樽の知名度と先進自治体で行われている取組や工夫を取り入れることにより、3年間で少なくとも10億円以上の寄附金を得ることが可能であると考えています。これは私自身も議員としての活動目標に設定しております。昨年度の全国ふるさと納税の結果によると、10億円以上の自治体が約100団体、5億円以上に下げると約240団体あります。本市の魅力と知名度に鑑みると、現状の寄附金額は少な過ぎると言えます。

これを裏づける一つの理由として、ポータルサイトでの本市の検索数・閲覧数は上位である点が挙げられます。このほか、ふるさと納税を増やす施策は様々挙げられますが、本市では寄附金の所管である契約管財課がふるさと納税を担当しています。契約管財課の事務分掌を確認すると、あくまでも事務的な手続を行うにとどまり、細かな分析や増加に向けた積極的な業務を行うにはなじみません。実際に多くの寄附金を得ている自治体は、本市でいうところの企画政策室や産業港湾部に専門の部署を設けております。民間企業に例えるなら、営業部門がありながら、経理部門に営業成績を伸ばせと言っているようなもので効果的ではありません。本市でも先進自治体を参考に、ふるさと納税の担当部署を変更すべ

きと考えますが、見解を伺います。

大項目二つ目は、別居・離婚後の親子の面会交流についてであります。

厚生労働省の人口動態調査によれば、毎年全国で20万組以上の夫婦が離婚しており、そのうち未成年の子供がいる離婚は12万組で、全体の約6割となっております。

日本においては、離婚後の父母のどちらかが親権者となる単独親権制度を採用しており、近年は、母性優先、子供の養育環境の継続性という理由から、離婚後の親権は9割近くが母親であります。子供の福祉の観点から、虐待や暴力などの理由がある場合でない限り、子の養育は夫婦が離婚したとしても双方が関わって行うべきものであると考えます。

しかしながら、平成28年度の全国ひとり親世帯等の調査では、回答のあったひとり親世帯で継続して離婚相手と面会交流を行っている世帯は全体の3割のみで、文書などで面会交流の取決めをしている世帯も全体の3割以下となっております。

近年婚姻中に監護親が子を連れて家を出てしまう子の連れ去り問題など、親権をめぐるトラブルが頻発しております。これは単独親権制度に付随する負の側面であることが言われております。本市にも実際に当事者として日々苦しまれている方が存在し、悲痛な訴えを直接伺う中で、独身の私も見過ごすことはできないものであるという思いに至りました。親権制度に係る法整備が国においても進められることを期待するものですが、本市においても夫婦が離婚したときに最も大きな影響を受ける子供たちが、双方の親から愛情と養育を受けるために両親との交流が促進され、十分な養育費を受け取る共同養育の考え方が重要と考えますが、市長の所感を伺います。

面会交流については先進自治体を見ると、学校施設や市が所有する公共施設を無料で提供する取組が挙げられます。本市では面会交流に関する施策が見受けられませんが、今後の整備についてお考えを伺います。

大項目三つ目は、選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

今年は衆議院議員の任期満了の年であり、必ず衆議院議員総選挙が行われます。北海道選挙管理委員会が対策の手引きを公表しておりますので、これに基づいて質問いたします。

まずは投票所の3密対策です。

市役所の別館3階、第1委員会室は期日前投票所に指定されており、全ての投票所の中で最も有権者の利用が多い場所ですが、手引きによると狭いエレベーターを使用する施設は避けることが望ましいとあります。また、議員控室や本館との渡り廊下があり、人の出入りが多い場所でもあります。これらを踏まえ、市役所での期日前投票所をどこに設置し、どのように運営していくお考えか伺います。

次に、外出が難しい新型コロナウイルス感染症陽性者及び濃厚接触者などの投票の方法についてです。

通常の投票が困難な方への投票の機会を保障する施策をお示してください。

最後に、候補者の選挙運動についてです。

選挙運動は公職選挙法の規定の中で候補者側が判断して行うということは承知しておりますが、選挙管理委員会として、例えば市民会館などで個人演説会を行う場合に、感染症拡大防止のために考えている施策がありましたらお示してください。

大項目四つ目は、教育から、初めに成人式についてであります。

民法改正に伴い、令和4年から成年年齢の18歳引下げが実施され、成人式の開催について議論がなされるようになりました。本市においては成年年齢引下げに伴う成人式についてのアンケートを実施しておりますが、その概要とアンケート結果をお示してください。

次に、開催時期についてです。

今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ゴールデンウィーク時期の開催となりました。これに関して市内の美容室経営者の方より、今後もゴールデンウィーク時期の開催がいいのではないかなという御意見をいただきましたので御紹介いたします。

例年の1月開催は、成人の日という国民の祝日に合わせる形ですが、冬期間のため気温の低下や降雪によって移動が困難であること。ヘアメイクが崩れること。晴れ着が汚れてしまうこと。年末年始の帰省の翌週にもう一度帰省する必要があること。新年会の時期に重なること。年度内のため未成年者が一部混在し、未成年飲酒が発生しやすいことなどデメリットが多数ある。

一方で、ゴールデンウィーク時期の開催の場合は1月開催のデメリットが全て解消されるとともに、桜が咲く時期のため、記念に残る写真を撮影することもできるとのことでした。私も新成人の立場になって考えるとそのほうがよいのではないかと思います。これらに関して教育長の見解を伺います。

次に、コロナ禍での開催方法についてであります。

今回は、感染症対策のために居住地域によつての2部制となりました。感染症対策としてマスクの着用などが呼びかけられておりますが、新型コロナウイルス接触確認アプリのCOCOAや、北海道コロナ通知システムの利用は推奨となっております。スマートフォンを当日持参しない新成人は、極めて少ないと考えられます。推奨ではなく、利用を参加の条件とするなど、一歩踏み込んだ対策を行うべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

成人の日は、国民の祝日に関する法律の第2条に「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」日として制定され、それを祝うのが成人式であると解されています。多くの新成人は高校卒業以来の旧友との再会を果たす場となっております。今回は2部制となり、それでは顔を合わせることもできない新成人が生まれてしまいます。来年度以降の感染状況がどのようになっているのか分かりませんが、できるだけ一度の開催で済むように市民会館よりも広い総合体育館や屋外なども視野に検討していただきたいと考えますが、教育長の見解を伺います。

次に、ふるさとキャリア教育についてであります。

令和3年度当初予算主要事業一覧を見ますと、来年度からふるさとキャリア教育事業の項目が削除されております。ふるさとキャリア教育は本市の児童・生徒が職場体験などの体験活動を通して、学ぶことや働くことの意義を考え、地域の方との触れ合いを通して、ふるさと小樽のよさに気づき、自己の将来について考えを深める機会を設けることで、小樽の未来を担う人材育成を目指す大変意義のある事業だと認識しております。来年度の実施計画があればお示しください。

次に、本会議場を活用した子ども議会の開催についてであります。

昨年11月23日に、倶知安町で開催された倶知安町子ども議会を視察してまいりました。倶知安町子ども議会では町内の小・中・高校生が10名程度参加し、町長や教育長に対して考えた質問を発言し、答弁をもらい、必要に応じて再質問を行うと、倶知安町議会議員の皆様が日頃行っている議会運営にのっとり、議事が進められておりました。中には本物の議会そのまま取り上げられてもおかしくない質問もありました。

後志管内では内容は多少違いますが、岩内町やニセコ町などでも子ども議会の取組が行われ、議会活性化や子供たちの故郷意識醸成、政治参画など、低予算で大変教育的効果の高い事業であると感動いたしました。

札幌市では、札幌市子ども議会が行われ、複数のテーマごとに委員会が設置され、子ども議員のほか市内大学生がサポーターとして活動を支援し、発表までに5回ほど市役所にて事前学習会を実施しております。私も5年ほど前に学生サポーターとして参加しておりましたが、毎年参加するベテラン子ども

議員も多く、職員や学生サポーターに頼らずとも積極的な意見交換が行われていたことを鮮明に覚えております。

ほかには、石川県珠洲市では親子が珠洲市について考え絆を深めるとともに、珠洲市政に関する理解と関心を育むことを目的として、親子議会が実施されています。これに関して、小樽市青少年課ではおたる子ども会議が行われています。子どもの権利条約の趣旨にのっとり、未来を担う子供たちの自由な意見交換を通して、お互いの理解を深め合うとともに大人も積極的に子供たちの声に耳を傾け、共に学び合う場を提供することを目的とされています。ですが、ここで議論している子ども議会とは趣旨が異なります。私が一番大切に考えていることは、この議場で現職の市長や教育長に対し、意見を言うということです。ぜひ来年度以降にまずは一度実施していただきたいと考えますが、見解を伺います。

次に、コロナ禍での学校行事についてであります。

学習指導要領によると学校行事は、「望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」とあります。

行事は大きく五つに分類され、保護者にとっても子供の成長を確認する機会であります。昨年は新型コロナウイルス感染症が流行し始めたばかりで、卒業式や入学式に保護者が参加できないことのほか、運動会や修学旅行などは大幅な内容の変更を余儀なくされました。また、それに伴う教職員の仕事も増えたと同っております。来年度以降、学校行事についてどのように実施していくのかお示してください。

次に、コロナ禍でのいじめや差別についてであります。

私自身も濃厚接触者の接触者となり、自主的に自宅待機をしていた時期が何度かありました。その際、接触者となった理由は非公開情報が多く、年代や性別を含め詳細を明らかにすることが難しい状況にありました。また、医療従事者に対する差別や偏見も全国的に報道され、社会問題となっております。

一方で、クラスターの発生店舗を明らかにする対応を取ったところもありました。これらに関連して学校現場におけるいじめや差別などの状況と取組内容について伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ふるさと納税のさらなる推進について御質問がありました。

まず、令和2年度の寄附状況と分析についてですが、ふるさと納税による寄附金収入の増加を図ることにつきましては、人口減少等に伴い、市税や地方交付税などの一般財源収入が減少し、今後も厳しい財政状況が見込まれる本市において、ふるさと納税による寄附金収入は歳入増加策の柱となり得る取組であり、貴重な自主財源を確保するため、議員の認識と同様に重要であるものと認識をしております。

次に、令和2年度における寄附の見込み件数と金額につきましては、寄附件数約2万5,000件、寄附金額は約3億9,000万円と見込んでおり、昨年度より件数で約1万8,000件の増加、金額で約2億4,000万円の増額となっております。

また、このような寄附の増加については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全国的にふるさと納税への関心の高まりにより本市への寄附が増えたことに加え、返礼品の充実を図ったことや、ポータルサイトを増加したことなどが要因であるものと考えております。

次に、寄附金収入増加に向けた取組についてですが、まず令和2年度にふるさと納税の増加に向けて

行った取組につきましては、即席麺など知名度のある返礼品を増やしたこと、イクラなど既存品の容量を増量するなど返礼品の充実を図ったことや、既存ポータルサイトの小樽市紹介ページを大幅に修正し、寄附者が必要とする情報を得やすいよう改善をいたしました。

また、今後の取組につきましては、今後、実施する返礼品調達事業者のプロポーザルにおいて、各ポータルサイトを連携させて、返礼品やポータルサイトの充実を図ることや寄附金額の最低額を現行の1万円から5,000円に引き下げ寄附金額を1,000円単位で設定することで、寄附者にとって寄附金控除限度額に応じた寄附ができ、返礼品の幅が広がることにより寄附件数の増加が図られるものと考えております。

次に、一日市長体験実施に向けた検討状況につきましては、今月下旬に選定される令和3年度の返礼品調達事業者と実施に向けた調整を行ってまいりたいと考えております。

次に、寄附金額の目標設定についてですが、まず収支改善プランにおいて、ふるさと納税による寄附金収入の増加額を年間1,000万円と設定した理由につきましては、プラン策定時においては寄附という性質上、金額の見込みを立てにくい中で、あまり多額の目標金額を設定するのは根拠に乏しく、今後PRの手法や返礼品の追加、見直しを行うなどにより、少なくとも毎年度1,000万円程度の収入増は確保したいという意向で設定をしたものであります。

次に、ふるさと納税による寄附金の目標金額の設定見直しにつきましては、先ほども申し上げましたとおり寄附という性質上、多額の目標金額を設定することは難しいものと考えますが、これまでの実績等を勘案しながら目標金額の見直しを検討してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税担当部署についてですが、ふるさと納税は本市の魅力を積極的に発信することや、一次産品を含めた、返礼品のさらなる掘り起こしや、地元特産品のPRなどの取組と関係が深いことから、令和3年度からそれらの業務を担当する産業港湾部へ所管を変更したいと考えております。

次に、別居・離婚後の親子の面会交流について御質問がありました。

まず、親が離婚した後の子供の共同養育につきましては、子供の幸せを第一に考えなくてはならないものと認識をしております。現在国において養育の在り方が検討されていますので、その動きを注視してまいりたいと考えております。

次に、本市の面会交流に関する施策につきましては、子供が適切な養育を受けることができる環境づくりについて、先進自治体の取組並びに国や道の施策など情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育について御質問がありました。

本会議場を活用した子ども議会の開催についてですが、本市では本会議場を活用し市制施行70周年の際に、小樽市子ども議会を開催した実績があります。また、平成25年には、青年会議所が主体となり、当時の市議会議員の方も参画され、実施された経過があると承知をしております。

官民協働による市政執行の推進という観点からしますと、将来を見据え子供の頃から市政に対する関心を醸成していくことは私としても必要なものと考えており、その手法の一つとして子ども議会があるものと思っております。

私といたしましては、政治信条の一つに対話を掲げておりますので、子ども議会という形式にはこだわらず、様々な機会を捉えて子供たちとの対話の機会を設け、市政参画への意識醸成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 松岩議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、教育について御質問がございました。

初めに、成人式についてですが、まず成年年齢引下げに伴う成人式のアンケートにつきましては、成人式の対象年齢や開催時期などを検討するため、広報おたるなどでの周知のほか、市内の全ての高校にも協力を依頼し、令和4年度に法律上の成年年齢となる現在の16歳と17歳の合計約1,600名と、その保護者の方を対象にウェブアンケートの形で行ったものでございます。

また、主なアンケート結果につきましては、成人式の対象年齢につきましては現行のまま20歳とする意見が最も多く、開催時期については現行の1月のほか、春季休業のある3月、ゴールデンウィーク、お盆の時期などの8月を選択肢としてお示ししたところ、現行のまま1月とする意見が最も多い結果となりました。

次に、ゴールデンウィーク時期に成人式を開催することにつきましては、令和4年度以降の成人式に関するアンケートの結果では、ただいまお答えしたとおり現行の1月の開催を選択した方が最も多く、20歳の対象年齢を選択した対象者の約8割、保護者の約7割を占めるという結果でございました。

また、小樽美容協会や貸し衣装業などの関係業者を対象に御意見を伺ったところ、全ての事業者が1月の開催を希望するとの結果でございましたので、議員御指摘のゴールデンウィーク開催のメリットもございますが、今後の成人式については新型コロナウイルス感染症が拡大するなどの特段の理由がなければ、今回の調査結果を踏まえ、これまでと同様に国民の祝日である成人の日が設定されている1月に開催したいと考えております。

次に、接触確認アプリの利用を参加の条件とするなどの対策につきましては、5月に開催する予定の成人式では、感染予防策として入り口での検温や手指消毒のほか、参加者の連絡先を記入した案内はがきの回収を実施することとなるため、例年以上に入り口付近での混雑が予想されるところであります。

このようなことから接触確認アプリの利用については、3月に発送する案内はがきに新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAのインストールを促すQRコードを印刷するとともに、当日会場で配布するプログラムにも接触確認アプリや北海道コロナ通知システムの利用を促すQRコード付すなど、積極的に協力要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、来年度以降の成人式の会場につきましては、市民会館よりも広い総合体育館を使用した場合であっても、受付時や退場時には玄関やロビーなどの附帯施設に多くの人が集まりますので、密集密接が避けられないものと考えております。

また、屋外での開催につきましては、雨や雪で中止となった場合の衣装や美容業界への影響が懸念されますので、天候に左右されない屋内での開催が望ましいと考えております。

5月に延期をした成人式は、あくまで新型コロナウイルス感染症のリスクを低減するために、2回に分けて開催するものであり、教育委員会としても本来は1回での開催が望ましいと考えておりますので、今後も収束を見通せない状況が続く場合においては、開催にふさわしい会場や開催方法について検証してまいりたいと考えております。

次に、ふるさとキャリア教育についてであります。来年度のふるさとキャリア教育推進事業につきましては、ふるさと教育としては郷土に対する愛着や地域社会に貢献する実践的な力を育む潮音頭の振りつけを学ぶ授業や、児童が屋形船に乗り、小樽の町並みや防波堤などを間近に見学する小樽港内遊覧屋形船における講話を計画しております。

キャリア教育としては、児童・生徒が将来を見据え、自分にふさわしい進路について考える進路説明会や、進学相談会を開催するとともに、小学校から高等学校までの体系的なキャリア教育を推進するための小樽市キャリア教育推進会議を開催いたします。

また、小樽の歴史や職業について学ぶために外部講師を派遣し、出前授業を実施するなどして、本市の児童・生徒に故郷小樽への誇りと愛着を育み、小樽の未来を担う人材育成に努めてまいります。

次に、コロナ禍での学校行事についてでございますが、来年度以降の学校行事につきましては、現在国や道の通知に基づき開催する時期、場所や時間、開催方法等に十分配慮することとしており、直近の儀式的行事で申し上げますと、今年の卒業式と入学式につきましては、基本的な感染症対策を徹底した上で、保護者には人数を極力抑えて参加していただくとともに、身体的距離が十分確保できない場合には、在校生の参加を取りやめることや、来賓・地域の方々の参加を自粛していただくよう要請をしているところであります。

今後も、学校行事を実施する際には、国から示されている学校の新しい生活様式に基づき、本市の感染状況に応じて適切に対応してまいります。

次に、コロナ禍でのいじめや差別についてであります。学校現場におけるいじめや差別などの状況と取組内容につきましては、日常の学級指導はもとより、いじめ防止サミットやいじめ防止標語などの取組を通して、いじめや差別、偏見等の未然防止に努めるとともに、教育委員会から保護者に対し差別や偏見・誹謗中傷につながる言動に同調しないよう協力を求める通知をいたしました。これらの対策により教育委員会といたしましては、新型コロナウイルス感染症に関するいじめや差別について子供たちや保護者の意識が高まっていると認識をしております。

また、小樽市PTA連合会がコロナ禍でのいじめや差別の防止を啓発するポスターとチラシを作成するなど全面的な協力を得られており、今後とも学校や関係団体と連携を図りながら、いじめや差別の未然防止に取り組んでまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（平口山和弘） 松岩議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症対策について御質問がございました。

まず、市役所期日前投票所の設置場所及び運営方法につきましては、御指摘のとおり昨年8月に北海道選挙管理委員会から示されました新型コロナウイルス感染症対策では、狭隘なエレベーターを使用する施設は避けることが望ましいとされておりますが、市役所内で一定程度の期間、平日の日中も使用でき、投票所に適した広さを持ち、かつ投票の秘密を確保できるような場所ということを考えますと、ほかに適当な会場が見当たらないことから、引き続き別館3階、第1委員会室を使用してまいりたいと考えております。

また、運営に当たりましては、感染症対策に十分配慮し、例えば3密回避のために投票所入り口での入場制限や距離を保つための目印の設置を行い、飛沫・接触感染防止のために受付窓口でのビニールシートの使用や、使用済み鉛筆の消毒を行うといった対策を行ってまいりたいと考えております。

加えて、投票所の混雑状況をホームページなどで公表し、有権者の皆さんになるべく空いている時間帯にお越しいただくよう周知したいと考えております。

次に、外出困難な新型コロナウイルス感染症陽性者などの投票機会の保障につきましては、まず陽性者のうち病院に入院されている有権者の方は、入院先が北海道選挙管理委員会が指定する指定施設に該当している場合は、病院の中で投票できる不在者投票の制度がございます。

一方で、宿泊療養施設に入所または自宅療養や自宅待機となっている方につきましては、現行の公職選挙法では特別な規定がないため、通常の有権者と同様の投票制度しか利用できないこととなっております。

北海道選挙管理委員会から現時点で示されている感染症対策には、このようなケースや発症疑いのある方の具体的な投票方法についての記載がないため、今後、北海道選挙管理委員会と協議を行い、指示を仰いでまいりたいと考えております。

次に、個人演説会における感染症拡大防止のための施策につきましては、個人演説会を含めた選挙運動は、公職選挙法の規制の範囲内であれば自由に行うことができるため、選挙管理委員会として会場となるような施設に人数制限をかけるなど、選挙運動に積極的な介入はできませんが、候補者側に対しては、その選挙を所管する選挙管理委員会が開催する立候補予定者説明会などの場面において、一般的な感染症拡大防止対策を周知することで、それぞれの候補者が選挙運動を行う際の判断材料としていただけるものと考えております。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、松岩一輝議員。

○12番（松岩一輝議員） 再質問いたします。

大きく3点全体的に質問させていただき、詳細は後日委員会で質問させていただきます。

まず、1点目は、ふるさと納税のさらなる推進についてです。

少し余談めいた話になりますけれども、クラブハウスという音声SNSが最近流行しておりまして、そこで偶然香川県東かがわ市の上村一郎市長とふるさと納税担当職員の方と直接お話しする機会がありまして、一日市長体験の話をそこで伺うことができました。そうすると、これまで体験された方は現時点において1名しかいなかったのですけれども、非常に話題性のある取組だったために様々な報道媒体で報じられて、東かがわ市の知名度向上にとってとても宣伝効果があったと伺いました。

これからふるさと納税に本市が力を入れてくというのは、全国的に見たらかなり後発組になります。なので、非常にこれからそこに取り込んでいくということはとても難しいのですけれども、そこで本市の知名度魅力度ランキングを考えると、非常に優位性があるというのが私の見解です。

そこで、新しい部署での取組というのが市長答弁にありましたので、期待するところなのですけれども、市長の進める新しい担当というのはどのような職員の配置やどのような働きを想定されているのか伺います。

2点目、別居・離婚後の親子の面会交流についてであります。

根幹は国の民法等の在り方に関わりますが、これらに関しては、さきの道議会でも議論をされまして、鈴木知事は今後を示される国の施策とともに連携しながら、子供が適切な養育を受ける環境づくりについて努めてまいるといふふうに明言されました。

先進自治体では、子供の養育を応援する本当に様々な施策があります。あえてここでは、細かくは列挙しませんでしたけれども、本当にたくさんあります。本市も国や道の施策と連携していくというのは当然なのですけれども、たまたまというか、来年度から子ども未来部というのが本市ではできて、名前だけ見ると子供たちのためにすごく小樽市は力を入れた部署をつくるということになりますので、私の答弁の聞き漏れかもしれませんが、情報収集に努めていくというのはかなり弱い小樽市の姿勢が見受けられるのかなと私は受け取りましたので、今後その情報収集というのは、では何を情報収集していくのかとか、どのようにしていきたいのかというのが見えなかったので、お答えできる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

それから3点目は、本会議場を活用した子ども議会の開催についてであります。

この議場で現職の市長や教育長に対して意見を述べるというのは、今もユーチューブでこの瞬間も世界に配信されていますし、私も大変な緊張感を持っていつも臨んでいるところであります。これを子供

たちに経験していただくことが教育的効果が高いというふうに、私は申し上げているところです。

少し私の質問の仕方が悪かったのか、市長の答弁を聞き漏らしてしまったのか分かりませんが、市長はそちらよりも御自身の政治公約である対話という観点から子ども議会も含めて、様々な場面でそういった対話を重要視していきたいという御発言をされたと受け止めましたが、それはそれで重要というか、結構なことなのでやっていただきたいのですけれども、私が言っているのはあくまでもこの場で、市長や教育長に対してその教育的効果が高い子ども議会を、今すぐにやれとは言いませんので、今後、実施に向けて検討していただきたいという内容でした。

そのあたりを対話という方向に行ってしまうと、少し趣旨が変わってきてしまいますので、今私が再質問をさせていただいた内容を踏まえて、もう一度御答弁をいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1点目は、ふるさと納税の担当部署についてお尋ねがありましたけれども、どういった職員かということですが、先ほど事務分掌条例のお話もされておりましたけれども、基本的にはこれまでは契約管財課にあったときには、御指摘もあったとおり、やはり受け身であったというふうに思っているのです。ですから職場を変えることによって、積極的に前に打って出るというスタンスを示していくことが必要だと思っておりますし、そのためには地元の食材だとか総菜について詳しい知識を持っている職員であるとか、あとは地元業者との接点のある、例えば物産展でどういったものがどれだけ売れているのか、あるいはどこの会社でどういった新しい商品が開発されたのかといったような情報を、速やかにキャッチできるような、そういったこれまでの市役所の中での経験があった職員がその職に配置することが基本的には望ましいのではないかというふうに思っているところでございます。

それからもう一つは、あとは市役所のセールスマンというか、それくらいの感覚を持って取り組んでもらえればというふうに思っております。必ずしも寄付額を上げるということだけではなくて、地元企業をPRするということにもつながっていきますので、そういった視点を持った職員を充てていきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、子ども議会に対する御質問ですけれども、対話を重視するという形で子ども議会にはこだわらないということで御答弁させていただきましたけれども、御質問のあった子ども会議を開催することを否定する理由というのは、基本的には何もないというふうに思っております。

ただ、実施に当たって少なからず課題もあるでしょうから、それにつきましては教育委員会ともしっかりと協議をしていきたいなというふうに思っておりますけれども、ただ子ども会議を開催した、やった、という形式的なことではなくて、やはりこの子ども会議を開催することによって、子供たちが何を考えるか、何を思うか、そういったものにつながっていくような仕組みづくりというものが大切だというふうに思いますので、その辺もしっかり考えた上で、実施に向けて検討はしていきたいと。その前には教育委員会ともしっかり協議はさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、そういった思いで答弁をさせていただきました。

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○福祉部長（小野寺正裕） 松岩議員の再質問にお答えします。

私からは、離婚時の共同養育についてお答えさせていただきます。

情報収集については、こういった形で行われるのかというような趣旨の御質問だったかと思いますが、正直この共同養育について、私どもこれまでほとんど情報は得られていない部分がありました。実際に変更してやっている市があるということは存じ上げていますけれども、なかなか調べますと、条件としては公正証書を交わしているとか一定の条件があります。

実際に小樽市内で離婚をした方で、この共同養育を必要としている人がどれぐらいいるのかというのも実は私ども把握できていない状況です。

ですから、先行している自治体の取組について調べるのはもちろんですし、私どもも実際にそういった共同養育が必要な方がどれぐらいいるのか、こういった支援をできるのかというのも合わせて情報収集をしていきたいと思います。

まず、例えば離婚するに当たって、公正証書を交わすという、そういったことを御存じない方もいらっしゃるかと思いますので、今度、組織改革でできる子ども未来部、あるいは福祉総合相談室とかでこのあたりを周知して、その後この必要性に応じて共同養育についても検討させていただきたく考えているところです。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

○12番（松岩一輝議員） 念のため確認なのですが、市長が子ども議会のことをずっと子ども会議とおっしゃっていたのですが、子ども議会を言い間違えたということでもいいのかという確認です。

詳細は委員会でやらせていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の再々質問にお答えいたします。

私も度々言い間違えておりましたが、お答えしたいのは子ども会議ではなくて、子ども議会のことでございますので、御了承いただければと思います。

○議長（鈴木喜明） 松岩議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒をいたしますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

（2番 松田優子議員登壇）（拍手）

○2番（松田優子議員） 第1回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、新型コロナウイルス感染症という未曾有の感染症が発見されてから1年、ようやくワクチンが開発され、小樽市でもその接種に向け、準備が進められていますが、この間、お亡くなりになった方々に哀悼の意を表するとともに、現在も闘病生活を送っている方々の一刻も早い回復を願い、また、懸命に患者の治療に従事されている医療関係者の方々や、検査業務や相談窓口として日夜奮闘されている保健所と発熱者相談センター職員の方々に深く敬意を表します。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。

最初に、市職員の人材育成についてです。

例年、市では4月1日に新規採用職員の辞令交付式が行われますが、この式に臨む予定の新年度採用職員の方々は希望に胸躍らせながらも少し不安な気持ちで今を過ごしているのではないのでしょうか。

そこで伺います。小樽市の令和2年4月1日現在の正職員と本年度の職員採用人数についてお聞かせください。

かつて市職員は定年を迎えるとそのまま退職でしたが、今は一旦、退職扱いとなるものの、希望すればそのまま再任用職員として職務に就くことができるようになりました。そうすると、再任用希望者がどのくらいいるのかが分からないと、新規採用人員も決められません。言わば正職員数と再任用職員、採用募集人員は相関関係にあると思われますが、次年度の募集人数を決めるまでのスケジュールをお聞かせください。

なお、この職員数は機構改革によって変化することもあると思いますが、2000年度以降、5年単位での正職員数の推移をお示しいただくとともに、併せて再任用職員の推移をお示しください。

また、以前は嘱託員と呼ばれていた方は、現在は会計年度任用職員として市の業務を担っていますが、更新が可能なため数年単位で職場が変わる職員よりも、その職務に精通しており、その職場にとってなくてはならない存在になっている方もいます。

そこで、この令和3年2月現在の会計年度任用職員の人数と、把握している中で一番長い任用年数の方は何年かお示しください。

今、社会的問題になっているのが就職氷河期世代ですが、小樽市においても一時、採用を控えた時期もありました。これにより、職員の構成人員にひずみが起きているのではないかと考えますが、正職員の年代別構成とその構成比をお示しいただくとともに、小樽市における影響について伺います。

一般事務職員はさほど影響がないものの、人数が限定され専門性が要求される技術職員は、退職職員の業務引継ぎなどが課題になってきますが、その認識についてお聞かせください。

小樽市では、本市のまちづくりを担う職員人材育成に向けた取組として、平成19年8月に小樽市人材育成基本方針を策定し、さらに10年後の平成30年8月には、職員の資質向上や意識改革、能力開発を図り、行政のプロフェッショナルとして時代の変化に対応できる職員を育成することが重要になるとしてこの改訂版を策定しましたが、この基本方針に基づき職員の資質向上に取り組んできた主な内容をお示しください。

また、本市では市政全般について、職員の自由な発想による提案を広く求め、事務能率の向上並びに能力開発及び勤労意欲の高揚に寄与することを目的として、平成10年に小樽市職員提案規程が制定されていますが、現在までの提案件数と市民サービス向上や収入の増加に寄与できたと思われる提案内容についてお示しください。

小樽市のホームページには、先輩の声として数年前に市職員として採用された職員が志望動機や業務内容、受験生へのメッセージ等を掲載していますが、今年度、新規採用される職員の方にはまちづくりを担う行政マンとして、初心を忘れず日夜努力していただき、数年後にはこの方たちがよき先輩としてホームページに登場することを期待し、この項の質問を終わります。

次に、地域防災について伺います。

先日、福島県沖を震源地とする地震で、宮城県、福島県では最大震度6強を記録しましたが、これがあの東日本大震災の余震というのですから驚きです。10年たってもいまだ完全復興していない地域もある中で、コロナ禍が追い打ちをかけ、そしてさらに今回の余震発生と聞いて、自然災害の恐ろしさをまざまざと見せつけられる思いです。まだまだ寒さ厳しい折り、一日も早い復旧を願っております。

さて、このような自然災害が起きたとき、自治体の災害救助班とともに活動するのが消防団です。消防団員は、ふだんは会社員や自営業、主婦や学生などですが、火災発生時の初期消火活動や災害時の住民救助や避難誘導に当たるなど、地域防災力の中核をなしています。東日本大震災では消防本部職員の

殉職者が二十数名だったのに対し、消防団員は250名以上だったということも地域密着型の動員力の表れであり、改めて消防団の方に敬意を表しますが、昨今、その消防団の成り手が不足していると言われて

います。

そこで伺います。小樽市では、今までどのようにして消防団員を募集し、採用してきたのかお示しく

ださい。

その上で、小樽市における消防団員の2000年4月1日以降、5年ごとの在籍推移と令和3年3月1日現在の消防団員の人数を年代別でお示しくださるとともに、併せて10年ごとの在職年数別の人数もお示

しください。

昨年2月に示された第3次小樽市消防長期構想によれば、小樽市における消防団員の条例定数514人に対し、令和10年度には、充足率の目標値を90%に設定していますが、目標達成に向け、その取組について

お示しください。

つい最近、消防団員を確保するため、総務省消防庁が待遇改善の検討を始めたという報道を目にしました。それによれば、団員に支払う報酬や出勤手当の引上げを視野に、有識者会議で議論し、今夏にも対策の方向性を打ち出すとのこと。一般団員の報酬は、国からの地方交付税に盛り込まれていますが、出勤手当は自治体によりばらつきがあると言われてい

ます。消防団員は、居住地の分団に所属し、日頃の出動訓練や防火啓発活動等をされていると思いますが、年間の活動状況と1人当たりの出動状況をお聞かせください。その上で、小樽市における消防団員の出動報酬等をお示しください。

なお、令和2年男女共同参画白書によれば、全国の消防団員に占める女性の割合は、2019年4月1日現在で3.2%であり、消防団員総数が減少する中で、女性の割合は一貫して上昇傾向にあり、女性消防団員がいない消防団数は年々減少しているということが分かりました。小樽市における女性消防団員が最初

に採用された時期と人数、現在の人数とその割合をお示しください。

そこで、これに関連して伺います。

私が議員になって初めて行った代表質問で提案させていただいたのが、防災会議における女性委員の登用でした。それは、議員になる直前に発災した東日本大震災では、着替えや授乳の場所がないなど、女性への配慮に欠けた避難所もあったことから、災害対策には女性の視点を反映する体制が一層求められると感じたからです。全国的にも防災会議の委員は、主に関連機関の長により構成されており、また、条例でも性別による規定を設けていないことから一定数の確保は難しく、小樽市でも会長を含め23人の委員のうち女性は1名でした。当時の市長から他都市の例も参考にし、対応を検討していくとの答弁をいただいた結果、改めて、新たな組織への委員要請を行い、女性委員の複数登用が実現しました。現在、小樽市防災会議における女性委員の人数と、その割合についてどのようになっているのかお示し

ください。

また、女性委員が防災会議に複数登用されて以降、地域防災計画の中で女性の声が反映された項目、内容等にどのようなものがあるのかお示しください。

小樽市では、防災会議に複数の女性委員が登用されましたが、全国的にはいまだ登用ゼロという自治体が3割近くもあるといいます。2012年には、災害対策基本法を改正して、委員の構成機関を拡大し、第4次男女共同参画基本計画では2020年までに女性比率30%の目標を掲げたものの、達成したのが全国で2%弱にとどまることから、目標達成期限を2025年までに延長したといいます。小樽市では、今後、どのようにして国の目標値である女性委員比率30%を達成するおつもりか伺います。

次に、住居確保支援策について伺います。

昨年の夏、私は市営住宅に住む方から相談を受けました。その方は、年金とホテルの非正規職員とし

て働いて得るパート収入とで生計を立ててきましたが、コロナ禍による宿泊客や施設利用者の激減により、勤務時間が大幅に短縮となり収入が半減しました。これにより、国民健康保険、介護保険料等は減免対象になりましたが、市営住宅使用料については減免にならず、同じコロナ禍による収入減なのに納得がいけないというのが相談内容でした。担当者にお聞きすると、市営住宅使用料には、そもそもコロナ禍に特化したものはなく、結果として減免対象にならないということでした。

そこで伺います。住宅使用料の減免件数は年間どのくらいあり、その主な理由にはどのようなものがあるかお聞かせください。

また、今年度、新型コロナウイルス感染症に起因しての収入減に伴う市営住宅使用料の支払い相談はなかったのか。あったとしたら、新型コロナウイルス感染症により減免の基準額まで収入が下がり、市営住宅使用料の減免の対象になった方がいたかどうか、お聞かせください。

参考までに伺います。新型コロナウイルス感染症だけではなく、いろいろな理由があるにせよ、現在、市営住宅使用料を滞納している方はどのくらいいるのか、お聞かせください。

滞納している方について、市としての対応についてもお聞かせください。

新型コロナウイルス感染症については、いまだ収束のめどがたっていません。期間が長くなればなるほど、その方と同様、住宅使用料の支払いに苦慮する方が続出する可能性があります。今後、一時的にせよ、新型コロナウイルス感染症に特化した減免申請を考慮するつもりはないのか、お聞かせください。ないとしたら、その減免できない理由とは何か、お聞かせください。

住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤です。仕事と住宅とは密接な関係にあり、仕事は住むところがありきで、ほぼ成り立ちます。コロナ禍において全国的に生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の利用が爆発的に増えていると言われています。小樽市ではたささが、その相談窓口になっていますが、本市における申請件数並びに決定件数をお示しいただき、併せて前年と比較しどの程度、増えているのかお聞かせください。

コロナ禍はいまだ収束のめどがたっていません。長引けば長引くほど何とか持ちこたえてきた方も限界が来ます。住居確保給付金はコロナ禍の特例措置として、年度内申請に限り、最大12か月までの延長や、支給が終了した方への3か月の再支給が可能となっておりますが、この状況が続けば、いずれは支給期限が切れる方もいるのではないかと懸念されます。こうした方々に、一時的に空いている市営住宅に移れるようにするなど、次の方策を考える必要があるのではないかと思います。建設部と福祉部で連携し、重層的な支援策に取り組んでいただきたいと思います。市長の御見解をお聞かせください。

最後に、地域福祉について伺います。

平成30年4月の社会福祉法の改正を受け、小樽市では第1期小樽市地域福祉計画を策定し、令和3年度からの開始に向け準備を進めているとありますが、最初に、この平成30年の社会福祉法の改正点とは何か、お聞かせください。

聞けば、この計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間で、その後、小樽市総合計画との調和を図るため、第2期は令和6年度からの5年間と定めています。小樽市は、これまで高齢者、障害をお持ちの方、子ども・子育て支援など、個別計画に基づき、福祉施策を推進してきましたが、計画期間が3年間というものもあれば5年間というものもあり、計画期間に統一性がないように思いますが、この点について理由をお聞かせください。

この地域福祉計画は、福祉各分野の個別計画の上位計画として位置づけ、各福祉分野を横断的につなぎ、共通する理念、地域の取組の方向性を明らかにするとともに、幅広く他の分野とも連携を図ってい

くことを目的とするとありますが、この計画の内容についてお示してください。

本市の総人口に占める65歳以上の人口の割合、いわゆる高齢化率は、本年1月末現在で40.97%であり、これは北海道内の人口10万人規模の市では20年間不動の1位であり、国内でも大きく先行しています。昨年春に、民生・児童委員に行った地域福祉に関するアンケート調査の中で把握している地域課題で最も多かったのが、高齢者に関することでした。

そこで、当市にとって福祉各分野の最重要課題である小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画について、何点かお聞きいたします。

小樽市では、平成12年度から介護保険事業計画と一体化して、3年ごとに小樽市高齢者保健福祉計画を策定しており、この4月から第8期の計画が始まりますが、第7期から第8期への主な改正点についてお示してください。

なお、小樽市では高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、四つの日常生活圏域を設定し、圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、地域密着型サービスのサービス料を見込むとしましたが、圏域ごとの相談件数と相談内容に特徴的なものがあればお示してください。

今後の高齢者問題の取組の中で不可欠なのが、介護人材の確保です。団塊世代が75歳以上となる令和7年や、団塊ジュニア世代が65歳以上となる高齢者がピークとなる令和22年を見据え、市ではどのように新たな介護人材確保や人材の育成、定着を図るおつもりか、お考えを伺います。

計画によれば、第8期では介護老人福祉施設の新たな整備は行わないとあり、その理由は、一定の待機者はいるものの、減少傾向にあるからとのことですが、この施設の待機者は要介護3以上で常時介護を必要とすることから、家族の負担はかなり大きいと思われますが、この介護老人福祉施設の平成28年以降の定員数と待機者の推移をお示してください。

市では、第7期計画以降、介護保険事業計画の中に盛り込んだ給付適正化計画に基づき、必要なサービスを適切に提供するための適正事業を実施し、縦覧点検・医療情報を突合した結果、過誤が見つっています。中でも医療給付と介護給付の重複ができないサービス実績を突合した結果、毎年件数が減少することなく発生しているということは問題ではないかと考えます。しかし、それを点検するのにコストがかかるなど課題があるとあります。この課題を踏まえ、今後の給付適正化にどのように取り組むかについて伺います。

今まで、地域福祉計画や高齢者保健福祉計画について伺ってまいりましたが、このような各種福祉制度の紹介や必要なサービスを受けられるように、関係機関への橋渡し役を努めるほか、高齢者の見守りなど多岐にわたって活動するのが民生・児童委員です。この方々は、地域の一番身近な相談窓口であると言えます。しかし、先ほど消防団員の成り手不足について取り上げましたが、同様に、民生・児童委員の担い手不足も年々深刻になっています。最初に、小樽市における直近の民生・児童委員の定数及び委嘱人数を男女別、年代別等でお示し、その充足率も併せてお聞かせください。

また、民生・児童委員の任期は、1期3年で再任できると伺っていますが、残念なことに再任をせず1期で辞めてしまっている方もいます。後任を決めなければ交代できないと悩んでいる民生・児童委員もあり、新たに民生・児童委員にとの打診があっても、それを知っているのに断る方がいるとも聞いています。聞くところによると、民生・児童委員の担い手不足の大きな理由の一つが扱う問題の多様化だと言われています。かつて民生・児童委員が相談を受け、支援するのは生活保護家庭や独居、認知症などの高齢者問題でしたが、今は子供の虐待、貧困、青年、壮年のひきこもり、孤独死など新たな課題が顕在化し、相談を受けてもなかなか解決せずジレンマに陥ったり、地域で起きている問題に気づけなかったことの無力さにさいなまれている方もいるようです。また、地域の方の中には、民生・児童委員に

話すと近所に知れ渡ってしまうと思い込んでいる理解不足の方もおり、これらを解決しなければ担い手不足は解消しないと思われます。今後、小樽市として、この民生・児童委員の担い手不足の問題にどのように取り組むおつもりか、考えをお聞かせください。

今回、一般質問した中で全てに通じるのは、少子高齢化における人材育成・確保の問題でした。市職員しかり消防団しかり介護人材しかり民生・児童委員しかりです。人材育成は一朝一夕でできることではなく、時間がかかりますが地域の高齢化が進む中、避けては通れない問題です。どうかこの問題解消に向け、全庁一丸となってしっかり取り組んでいただきたいと願っています。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、市職員の人材育成について御質問がありました。

まず、令和2年4月1日現在の正職員数につきましては1,685人であり、本年度の採用人数は2月末日までで、市長部局のほか他部局も含め92人となっております。

次に、次年度の正職員の募集人数を決めるまでのスケジュールにつきましては、例年7月、総務部が各部局から次年度の体制について聞き取りをし、次年度の必要人員数を確認いたします。再任用職員については、9月に次年度の応募希望を対象職員に確認し、再任用職員選考委員会での審査を得て、11月に次年度の再任用の可否を決定しております。

新規採用職員については、一般的な事務職の例で申し上げますと、例年9月に第一次試験となる筆記試験、10月に第二次試験となる集団討論、11月に第三次試験となる個人面接を実施しております。再任用職員数を確定させ、次年度の必要職員数も精査した上で、11月に最終的な採用試験の合格者数を決定するといったスケジュールになっております。

次に、平成12年度以降の5年ごとの正職員数及び再任用職員数の推移につきましては、まず正職員数について、いずれの年度も4月1日現在で申し上げますと、平成12年度が2,255人、17年度が2,024人、22年度が1,681人、27年度が1,667人、令和2年度が1,685人となっております。再任用職員数については一旦制度が凍結され、平成20年度から制度が復活しておりますので、22年度以降の数となりますが、平成22年度が70人、27年度が68人、令和2年度が80人となっております。

次に、会計年度任用職員数と一番長い任用期間につきましては、令和3年2月1日現在で申し上げますと、当該職の職員数は818人であり、総務部職員課が把握している、現在、一番長い任用期間は39年となっております。

次に、正職員の年代別構成人員数と構成比につきましては、令和2年4月1日現在で申し上げますと、それぞれ10歳代9人で0.5%、20歳代では367人21.8%、30歳代は362人21.5%、40歳代449人26.6%、50歳代488人29%、60歳代10人0.6%となっております。

本市におきましては、就職氷河期というよりも、むしろ財政再建の観点から一時期採用を控えておりましたが、この影響により実務の要となる30歳代半ばから40歳代半ばまでの中堅職員が少ない状況にあり、ここ数年、人員配置に苦慮する場面も生じているところであります。

次に、技術職の退職による業務引継ぎにつきましては、一般的には事務職と同様、異動内示後に後任の職員に引継ぎを行うものと考えますが、引き継ぐべき職員が退職後に着任する予定の新規採用職員以外にいない場合や、業務内容によりましては短期間では引継ぎが困難な場合もあると認識をしております。

す。このことから、そういったやむを得ない場合には採用を前倒して引継ぎ期間を設けるようにするなど、業務に支障が出ないよう対応をしているところであります。

次に、小樽市人材育成基本方針に基づき、職員の資質向上に取り組んできた主な内容につきましては、小樽市人材育成基本方針に沿い、人事制度の観点からは男女を問わず意欲のある人材を積極的に様々な部門に登用していくことにより、意欲の向上を図っているところであります。

また、職員研修、職場環境といった観点からは、個々の職員の意欲と能力を引き上げるためには、職員同士のコミュニケーションが活発でチームワークのよい職場環境を構築する必要があるとの考えから、ハラスメントを発生させない風通しのよい職場環境づくりのため、新任監督者研修等においてハラスメント防止についてのカリキュラムを増やし、相談しやすい職場環境の整備にも取り組んでおります。

次に、職員提案制度につきましては、現在までの提案件数は6件であり、その中で市有地に通勤用の自家用車を駐車する職員から使用料を徴収するとした提案は、現在、施設訪問者のためのスペース確保後の駐車可能場所を職員に対し駐車許可し、駐車代金を徴収することによって収入増とするきっかけとなっており、また無料動画共有サイトユーチューブの文字起こし機能を利用し、会議録作成における業務負担軽減をするとした提案は、会議録作成業務の軽減となっているものがあり、人件費削減に寄与しているものと考えております。

次に、地域防災について御質問がありました。

初めに、消防団についてですが、まず消防団員の募集及び採用方法につきましては、各分団が市民の皆さんなどに入団の勧誘を行っているほか、消防本部では市のホームページやFMおたで募集の周知、大学や町内会等へのポスター配布などにより募集をしており、入団希望者があった場合には、分団長が面接を行った上で消防団長に推薦をし、私が承認をいたしまして入団の決定をいたしております。

次に、平成12年4月1日以降における消防団員の在籍推移につきましては、平成12年557人、平成17年499人、平成22年489人、平成27年478人、令和2年377人となっております。

次に、本年3月1日現在の消防団員数は355人で、年代別では20歳代が26人、30歳代が51人、40歳代で106人、50歳代で89人、60歳代で82人、70歳代でお一人となっております。

また、在籍年数別では10年未満188人、10年以上20年未満95人、20年以上30年未満が50人、30年以上40年未満が17人、40年以上5人となっております。

次に、消防団員の充足率の目標達成に向けての取組につきましては、避難所の支援や外国語通訳及び重機等の特殊車両を操作することができる方など、業務を限定した上で新たに入団することができる機能別団員制度を導入いたしました。また、事業所の被雇用者が消防団に入団をし、消防団活動をしやすい環境づくりを支援するための小樽市消防団協力事業所表示制度及び学生が消防団活動を通じて地域社会に貢献したことを証明し、就職活動を支援するための小樽市学生消防団活動認証制度などを充実させ、団員の確保を図りたいと考えております。

次に、消防団員の年間の活動状況につきましては、火災出動のほか、火災予防運動、秋季合同訓練、現地教育訓練、大規模災害訓練等の各種訓練を実施しており、1人当たりの出動状況は、年間で平均24回となっております。

次に、消防団員の出動報酬等の額につきましては、水火災、その他の災害に出動した場合は1回6,100円、訓練及び水火災等予防警戒に出動した場合は日額6,100円、機械係勤務に従事した場合は月額2,600円であります。

次に、女性消防団員につきましては、本市の消防団に初めて女性消防団員が採用されたのは平成2年6月であり、人数は35人です。また、本年3月1日現在、女性消防団員は58人在籍しており、団

員数355人に占める割合は約16%であります。

次に、地域防災会議についてですが、まず、本市防災会議の女性委員の人数とその割合につきましては、令和3年2月現在、委員28名のうち女性は3名で、その割合は約11%となっております。

次に、小樽市地域防災計画の中で、女性の声が反映された項目、内容等につきましては、本市の女性委員から直接発言されたものではありませんが、本計画の「第5章 災害応急対策計画」の「第4節 避難救出計画」の項目の中に、高齢者や障害者、乳幼児のいる母親など、特別な配慮を必要とする方に対して、プライベートに配慮した空間を提供するため、テントタイプの間仕切りを確保する旨の記載をしたところであります。

次に、本市の防災会議における女性委員の比率につきましては、関係機関の長に防災会議委員を就任していただくことが多いことから、その比率は低くなっております。しかしながら、防災における女性の視点は大変重要なことと認識をしておりますので、今後におきましては、委員の委嘱に当たって女性委員の登用の呼びかけを行うほか、本市の小樽市地域防災計画の見直しなどにおいても、各機関の女性職員からの意見聴取を行っていただくよう要請もしてまいりたいと考えております。

次に、住居確保支援策について御質問がありました。

まず、住宅使用料の減免件数につきましては、過去3年間で見ると平成29年度274件、30年度256件、令和元年度236件であり、今年度は、昨年12月末現在で249件となっております。

減免申請の主な理由につきましては、収入が著しく低額である場合や、年度途中で収入が減少した場合などによるものであります。

なお、年度途中で収入が減少した方につきましては、理由にかかわらず相談を受け付けておりますので、新型コロナウイルス感染症関連に限定した相談件数や減免対象者数につきましては把握をいたしておりません。

次に、市営住宅使用料の滞納者数につきましては、過去3年間の年度末の人数で、平成29年度は232人、30年度は202人、令和元年度は205人となっております。滞納者に対しましては、電話催告、戸別訪問、文書催告等の措置を行うほか、各滞納者の状況によって分割納付などの相談に応じております。

次に、新型コロナウイルス感染症に特化した住宅使用料の減免申請につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在、収入の減少に対してはその理由にかかわらず減免の相談を受け付けているため、新型コロナウイルス感染症に特化した減免を実施した場合、ほかの理由で減免を受けている世帯との公平性の確保に課題があることや、国からは新型コロナウイルス感染症に限定した減免に対する支援措置が示されておらず、市の財政負担が生じるおそれがあることを考慮いたしますと、実施は難しいものと考えております。

次に、生活困窮者住居確保給付金の本市での申請件数などにつきましては、令和3年1月末現在で申請件数82件、決定件数74件となっております。また、前年度との比較につきましては、令和元年度の申請及び決定件数は共に1件でしたので、申請件数で81件の増、決定件数では73件の増となっております。

次に、住居確保給付金の支給期間が終了する方への支援策につきましては、解雇等により住居の退去を余儀なくされる方への市営住宅の一時的入居を認める制度が既にあることや、随時入居できる市営住宅があることをお知らせするとともに、相談される方の状況に応じて他の福祉制度を勧めるなど、関係部局で緊密に連携を図りながら支援をしてまいりたいと考えております。

次に、地域福祉について御質問がありました。

初めに、小樽市地域福祉計画についてですが、まず、社会福祉法の改正点につきましては、地域共生社会の実現に向けて地域住民等が地域課題を把握し、関係機関との連携等によりその解決を図る旨が追

加されたこと、また、市町村が地域課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備し、福祉の各分野において共通して取り組むべき事項を盛り込んだ地域福祉計画の策定に努める旨が明記されたことなどが挙げられます。

次に、個別計画の計画期間につきましては、国の基本指針においてあらかじめ計画期間が定められていることから差異が生じているものであります。

次に、小樽市地域福祉計画の内容につきましては、国のガイドラインで盛り込むべき事項が定められており、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」、「包括的な支援体制の整備に関する事項の五つの事項」を一体的に定める計画とされております。

次に、小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画についてですが、まず第7期から第8期計画への主な改正点につきましては、基本的な考え方として、国から示された基本指針に基づく災害や感染症対策に係る体制整備など、7項目を新たに記載したほか、介護保険施設等の整備目標の設定において、グループホームの整備予定を盛り込みました。また、給付適正化計画の中に新たに介護給付費通知の実施計画を盛り込み、これにより適正化主要5事業の全てを実施することといたしました。

次に、日常生活圏域ごとの相談件数につきましては、令和元年度の件数でお答えいたしますと、東南部地区で628件、南部地区で861件、中部地区で641件、北西部地区で400件であります。

また、相談内容につきましては、各地域包括支援センターからの報告書の集計区分によりますと、東南部地区及び北西部地区では退院後の見守りなど、在宅医療、介護連携に関する相談が多く、南部地区及び中部地区では、近隣トラブルなど生活、住居、家族問題に関する相談が多いことが特徴となっております。

次に、新たな介護人材の確保や育成、定着につきましては、本市においては令和7年に団塊の世代が75歳以上になり、令和22年に向けて、この世代が年齢を重ねることにより介護需要の増加が見込まれます。一方で、生産年齢人口の減少が続くことから、新たな人材の確保や育成を進め、定着を図ることは喫緊の課題であると考えております。そのため、事業所の職員向けの各種研修会を開催することにより、介護の質の向上を図るとともに、事業所間、職種間のネットワークを強化し、職員相互の情報共有を推進することにより、離職防止を図るなどの施策や、介護未経験者など市民向けの入門研修を開催し、人材発掘につなげる取組なども進めてまいります。

また、資格取得への財政的支援の効果についても、他都市の取組も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

次に、介護老人福祉施設の定員数と待機者数の推移につきましては、北海道が3年ごとに行う調査の結果、平成28年4月1日現在、6施設定員460人に対し、待機者508人、直近の平成31年4月1日現在では7施設定員560人に対し、待機者は444人となっております。

なお、待機者のうち優先度の高い在宅で要介護3以上の方につきましては、平成28年では122人、平成31年では84人となっております。

次に、給付適正化の取組につきましては、介護給付の適正化事業の一つである縦覧点検・医療情報との突合は、介護給付の請求内容の誤りの早期発見や医療と介護の重複請求を是正するなどの効果があります。この点検は、主に北海道国民健康保険団体連合会に抽出を委託したデータを使用して実施しておりますが、より精密な点検を行うためにはさらに膨大なデータの処理が必要であり、新たなシステムの

導入などの費用が発生いたします。現状の費用負担の中で、効果的な給付適正化に取り組むため、点検の対象となった事業者に対する説明や指導を強化し、適正なサービス提供につなげてまいりたいと考えております。

次に、民生・児童委員についてですが、まず民生・児童委員の定数等につきましては、令和3年2月末時点で定数345名に対し332名に委嘱をしており、充足率は96.2%となります。年代別の男女数は30歳代は全て男性で3名、40歳代ですと男性が9名、女性が8名、50歳代では男性が9名、女性が41名、60歳代では男性が53名、女性が64名、70歳代で男性が82名、女性が61名、80歳代では男性2名となっております。

次に、民生委員の担い手不足への対応につきましては、近年、世帯の抱える問題の複雑化、個人情報理由とした活動のしづらさや、高齢化などにより全国的に担い手が不足していると認識をしております。本市といたしましても、民生委員の担い手を確保するために、業務の負担軽減や活動の理解促進を図る取組などについて、小樽市民生児童委員協議会とも連携して進めてまいりたいと考えております。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

○2番（松田優子議員） それでは、いただいた御答弁の中から、何点か再質問をさせていただきます。まず、職員提案制度についてです。

職員提案制度については、今までどのくらい提案があったのかという御答弁では6件ということでした。実は私はこの質問は、平成30年第4回定例会でも同じような質問をさせていただいたのですが、そのときに5件で、今6件ということは1件しか増えていないということなのです。

そのとき例示した姫路市では、平成16年度から本格的に始め、平成29年度までに750件の提案があったと。小樽市ではこの規定が創設されたのが平成10年ですから20年以上たってもこの6件しかないということについて、これでは本当にこの制度自体がどうなのかと。今のままでは有名無実ではないかと思うのです。そもそもこの制度について、職員に周知されているのかどうか。周知されていてもこの件数ではあまりにも少ないように思いますけれども、この点についてどのように周知、またさらにしていくのか、そのお考えについてお聞かせ願いたいと思います。

また、この制度の目的は、職員の自由な発想による提案を広く求め、事務能率の向上、勤労意欲にもつながっていくものです。自分の仕事に問題意識を持っていくことから提案も出てくると思うのですが、この制度を継続していくためには、もう一度原点に立ち返って制度の見直しも含めて検討していただきたいと思いますけれども、これについても一度、御答弁をお願いいたします。

次に、地域防災会議の女性委員の割合についてですが、先ほど言いましたとおり30%にはまだまだ足りない。やはり私が提案したときに構成団体を拡大したことによって女性がいるという看護協会だとかがあったから増えたのだと思うのですが、今後、構成団体をもう一度見直すとか、それからいろいろな委員会では一般公募で委員を構成枠に入れているところもあります。ただ、この防災会議というのはある程度知識の専門性が必要と思われますので難しいのかということも考えるのですが、この一般公募についてそういう考えがあるかどうか、この点についてもお聞かせ願いたいと思います。

あと、住居確保支援策で、税と違ってできない理由として減免分が国から補助されないからということも、財政的な問題だということも先ほど御答弁いただきましたけれども、今、こういう状況の中、やはり今本当に仕事と住居というのは密接な関係もあることから、国に対して補助ができないのか、補填されないのかということも働きかけたほうがいいのではないかと思います。この点について

お考えをお聞かせ願いたいと思います。

あと、消防団員の確保ですけれども、先ほど条例定数514人に対して90%を目指すということでしたけれども、90%だと462人になるのですけれども、今、もう本当に先ほどの御答弁ではだんだん減ってきています。やはり条例定数というのはその都度によって変わるのではないかというふうに思うのですけれども、あくまでもこの514人に対する90%を目標にするのか、そのときの定数の90%にするのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

職員提案制度に関して、質問が二つほどあったと思うのですけれども、関連しますので一つにまとめて御答弁させていただきたいと思うのですけれども、本当に御指摘のとおり、提案制度ができてからこれまで6件ということで、まさに本当に有名無実化をしているという懸念は私どもにもありまして、何とかこれを有効に職員に活用していただくということで、係長職以下の職員7名で、この職員提案制度の見直しについて検討をさせたところでございます。昨年の9月からスタートいたしまして、この間、何度かこの議論を進めてきたところでございまして、実は昨日、決裁いたしましたけれども、4月1日から新たな職員提案制度をスタートさせたいというふうに思っています。その主な内容といたしましては、これまでは自由提案という形で職員からこの提案を受けていたのですけれども、今回、この検討委員会の職員のグループからは、それだけではなくて業務改善をそれぞれしている、その事例をみんなで共有しようという提案があったところでございます。

私どもといたしましても、こうした従来からの自由提案に加えて、業務改善の提案があったことを受けまして、この結果報告を全庁的に共有をさせていただいて、他の部署でも有効なものについては積極的に取り入れることによって、全庁的な業務の効率化が進んでいくというふうに期待もしておりますし、こういったことをきっかけにして、提案制度で出されたものが全庁的に共有されていくということで、改めてこの職員提案制度が職員にも周知されていくというふうにも思っておりますので、さらに多くの職員から提案が出されるように努めていきたいというふうに思っております。

それから、もう一つは、地域防災会議での女性委員の登用についてであります。

先ほど御答弁させていただきましたけれども、多くは関係機関の長の充て職になっておりますので、基本的には女性委員を増やそうと思いますと、その各関係機関の長に女性が就任していないと難しいことになるのですけれども、なかなかそこについてはすぐ改善するといえますか、できないわけではありますけれども、引き続き女性の委員の登用については呼びかけていきたいなというふうに思っております。先ほど松田議員の質問の中に、一般公募だと専門的な知識が足りないのではないしょうかという御心配の向きもありましたけれども、むしろ専門的な知識だけではなくて市民感覚で意見をいただくということも、これからの防災対策上も必要だというふうに思っておりますので、そういった市民公募も含めて、どんな形で女性委員を拡充していけるかどうかということについては、これからもしっかりと検討していきたいなというふうに思っているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○建設部長（西島圭二） 松田議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、住居確保支援策についてお答えをさせていただきたいと思います。

御質問では、市営住宅の使用料の減免について新型コロナウイルス感染症に特化した減免をして、その分について国から支援を受けるように働きかけてはどうかという御質問でございますが、現在は国からは新型コロナウイルス感染症に特化した支援というのはございませんが、現行の減免制度に対しましては、国から年間の減免総額の45%から50%について社会資本整備総合交付金ということで財政措置をさせていただいているということでございます。ですから、そういった既存の制度との調整も必要になるかということもございますし、また一方では、先ほど市長から御答弁させていただきましたように、他の理由で減免を受けている方との公平性の確保ということもございますので、そういった課題を踏まえた中で今後国の動向について情報収集をしていくとともに、やはり他都市の事例等もいろいろと参考とさせていただきながら、その中で国に対して働きかけていくかどうか、その辺について判断をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 消防長。

○消防長（土田和豊） 松田議員の再質問にお答えをいたします。

消防団員の数と条例定数の考え方について御質問がございました。

まず、1点目の消防団員の数でございますけれども、この90%という数の考え方につきましては、消防団が地域防災の重要な役割を担っている組織であるということから考えますと、やはり現在の条例定数であります514人の90%に何とか到達するように全力で取り組んでまいりたいと思っております。

次に、条例定数の考え方でございますけれども、消防団員を確保して地域防災を担っていただくということから考えますと、やはり条例定数を減らすということは好ましくないものとは思っておりますが、今後、私どもの取り組んでいく施策の中で、条例定数と消防団員の実数があまりにも乖離をしているという状況に万が一なった場合については、そういう状況についてはあまり好ましいものとは考えておりませんので、条例定数の改正も必要になってくるかと思っておりますが、現在のところは514名ということで何とか頑張っていきたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 松田議員の一般質問を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時35分

再開 午後 6時00分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、高木紀和議員。

（13番 高木紀和議員登壇）（拍手）

○13番（高木紀和議員） 第1回定例会に当たり、一般質問をいたします。

道内における新型コロナウイルス感染症感染者が発生してから1年を迎えようとしています。本市においては、6月末には昼間にカラオケを提供する飲食店でのクラスターに始まり、8月には小樽市立病院、11月には市内小学校、12月には認可外保育施設、石橋病院、1月には市内8か所の施設でクラスターが発生し、2月18日時点の陽性感染者数は773名、死亡者数は41名に上ります。これまで感染症でお亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈りいたします。

また、小樽市はもとより、現在も病床にある皆様の一日も早い御回復を重ねてお祈り申し上げます。

また、本市において、市長はじめとする市職員の皆様、保健所や市立病院などで長きにわたり最前線に対応に当たられている関係者の皆様、また、今もなお厳しい経営状況に置かれている市内企業の皆様

の御努力に心から敬意を表する次第であります。

全国では緊急事態宣言も出され、本市においては1月28日から2月15日まで飲食店休業要請も行いました。感染者数は減少傾向にありますが、道半ばというところです。ひとたびクラスターが発生すると、また増加に転じる可能性もあることから、今後においても感染拡大の波に備える必要があります。

そこで、新型コロナウイルス感染症対策について質問をいたします。

まずは、定期的なPCR検査について伺います。

この1年で様々なところでクラスターが発生しておりますが、感染者の重症化リスクなどを考えると、特に医療機関や介護施設でのクラスターは危惧すべき場所といえます。東京都世田谷区は新型コロナウイルス感染症のPCR検査で介護や障害者施設などの職員を対象に定期的に集団検査をしており、複数の検体をまとめて検査でき、コスト抑制にもつながるプール方式を導入しています。

そこで伺います。高齢者の重症化やクラスター発生を防ぐため、市内の医療機関や介護施設などで入居者や職員を対象とした定期的なPCR検査を実施するよう要望しますが、市長の見解をお聞かせください。

望ましくは、速やかな実施をしてほしいと思いますが、実施するに当たっての課題や問題点があるとなれば、具体的にお示しください。

次に、ワクチン接種について伺います。

令和2年第3回定例会の代表質問において、ワクチンの優先的接種について国は医療従事者や高齢者、基礎疾患を持つ人を優先的に接種する方針を固めるとし、本市としてはワクチン接種の対象者の把握方法について、住民基本台帳や業務従事者届出書及び国が示す推計方法などにより把握すると答弁がありました。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が国内で2月17日に始まり、本市でも準備を進めているところでありますが、医療従事者のほか、搬送する可能性のある救急隊員、海上保安庁職員、保健所職員は5,000人と、国の算定方法よりも1,700人多く、全体像は見通しのつかない状況とありました。

そこで伺いますが、この人数は早い段階で把握していたのでしょうか。また、住民基本台帳や業務従事者届出書等以外にも従事者がいたのか、そして、市外から通う従事者は本市において接種するのか、具体的にお聞かせください。

また、接種日程にも影響が出てくると思いますが、ワクチンを接種する、接種しない割合について把握しているのか、お聞かせください。

そして、ワクチンの優先接種について、本市ではどのような区分で優先接種を検討しているのか、お聞かせください。

また、自治体によって広い会場での集団接種や医師会と連携して個別での接種など、様々な検討がなされていますが、本市でのワクチンの接種方法について検討されていることをお聞かせください。

さらに、介護施設などでは接種会場やクリニックなどへ行くことが困難な場合があると思いますが、介護施設での個別接種などは検討されているのかお聞かせください。

次に、介護・障害者施設への今後の支援について伺います。

市長は、昨年から積極的な経済支援対策を行ってきました。特に売上げ減少が大きい飲食、観光などには様々な支援を行っております。市内にはこの1年で徐々に影響を受けている業種が様々あり、悲痛な声が私にも寄せられております。介護・障害者施設においては、新型コロナウイルス感染症に神経をとがらせながら、利用者の方の健康や生活のために多くの介護職の方が奮闘しております。その中で、最近の感染者増の影響を受け、特に介護、デイサービスの利用者が利用を控えるようになり、自宅に閉じ籠もりがちで虚弱状態が進行しています。健康を支える重要な業種ゆえに、できるだけ住み慣れた地で元気に暮

らすために虚弱状態にならないようにすることが大切だと考えます。

新型コロナウイルス感染症が収まれば、また利用者が戻ってくると思われる中で、先般、先議した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した第7弾の事業による事業継続支援事業や介護保険施設等新型コロナウイルス感染症検査助成事業の支援は、他業種同様経済・経営対策として実施いただけることは会派としても賛成であります。その後の対策も必要であると考えます。新型コロナウイルス感染症に感染した高齢者の中に自宅待機をされている方は現在どのぐらい人数がいますか。また、介護事業所の指定権限は北海道の広域型と、小樽市の地域密着型がありますが、いずれも介護保険の枠組みで行っており、北海道、市がそれぞれ地域の計画を策定し、実施しています。今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、もともと経営体力が脆弱であったところに追い打ちをかける結果となっており、質の高い介護サービスを提供することも困難となりかねないことが考えられます。こうしたことから、介護・障害者事業所が安定的に事業を継続するための支援については、我が会派としても自民党国会議員や北海道議会議員を通じて国や道に働きかけを行っているところでありますが、市としての取組について市長の見解をお聞かせください。

最後に、子育て中の世帯における新型コロナウイルス感染症について伺います。

今や場所を問わずどこで感染するか分からない状況になっています。その中で、家族、もしくは頼れるところがある場合には問題ないかもしれませんが、しかし、身内が近くにいない。身内はいるけれども、親が高齢で新型コロナウイルス感染症リスクがあるのでお願いができない。食生活、衣類、特に今の時期だとストーブや水道凍結など危険なことも含まれるので、子供たちだけで生活させることができない。学校や習い事先からの連絡の対応や送り迎えなど、様々な問題が出てきます。もしかすると、熱があり体調が悪いとなった場合、検査をして陽性結果が出ると子供たちをどうしようと考え不安になり、検査に行かずそのまま生活している家庭も少なからずあるのかもしれませんが。不安な保護者の方は間違いなくいると考えます。そこで伺いますが、子育て中の世帯で感染した例はあるのか。あるのであれば、どのように対応したのかをお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高木議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、PCR検査について御質問がありました。

まず、医療機関や介護施設における定期的なPCR検査の実施につきましては、本年1月に国から通知があり、検体プール検査法や抗原簡易キットによる行政検査も可能とされました。この通知に沿った検査の実施については、他市の事例も参考としながら対象者、検査回数、検査方法などを検討してまいりたいと考えております。

次に、実施に当たっての課題や問題点につきましては、プール方式による検査法は複数の検体を混ぜて一度に検査するため、短時間で多くの人数の検査ができる利点がある一方で、一般的な個別検体を用いた検査と比較し、陽性者を見逃す可能性があることから、検査の精度を確保するための検証作業が必要となるという課題があります。また、抗原簡易キットによる検査方法では、検体として唾液を用いることができないほか、検体中のウイルス量が少ない場合には感染していても結果が陰性となる場合があるなどの問題があります。

次に、ワクチン接種について御質問がありました。

初めに、医療従事者等の優先接種対象者の人数の把握につきましては、医療従事者等のワクチン接種体制の構築を担う北海道が道内の医療従事者数について調査を行っており、2月8日の時点で北海道から本市の対象者は約5,000人であると同っております。

次に、医療従事者等の把握方法につきましては、昨年9月時点では国の考え方が示されていなかったため、本市では住民基本台帳や業務従事者届出書等を活用して把握することを考えておりました。しかし、国の考え方が示され、都道府県が医療従事者等の把握をすることとなり、北海道が各医療機関等に接種対象者名簿の提出を依頼し集計を進めており、途中経過ではありますが、約5,000人との連絡が来ているところであります。

次に、市外から通う医療従事者等のワクチン接種につきましては、国の通知に基づき、市内医療機関等の医療従事者等につきましては、住所地にかかわらず市内接種機関で接種が可能となっております。なお、本市では北海道の接種体制案に基づき、小樽市立病院、済生会小樽病院、小樽協会病院、小樽掖済会病院、札幌病院の合わせて5か所の医療機関で接種を行う予定となっております。

次に、医療従事者等のワクチン接種の希望の有無の割合につきましては、北海道の調査によりますと、市内の医療従事者等の中で希望者は約8割、希望しない方は約2割となっております。

次に、ワクチンの優先接種の順位につきましては、国の通知によれば、初めに令和3年度中に65歳以上に達する方、次に慢性の呼吸器の病気、心臓病、糖尿病など基礎疾患を有する方、次に高齢者施設等の従事者、次に60歳から64歳の方、最後にそれ以外の方となっております、この方針を基本として接種を行うことになると考えております。

なお、ワクチンの供給量や供給される時期等によっては、接種順位などが変わる可能性もありますので、今後の国の動向を注視し、対応してまいります。

次に、本市でのワクチンの接種方法につきましては、市内医療機関における個別接種を中心に、高齢者施設への巡回接種を行うとともに、土日・祝日などに集団接種を行うかどうかなどについて小樽市医師会と協議を進めております。

次に、介護施設での個別接種につきましては、施設に意向調査を行い、医師などを確保できる場合は当該施設で接種していただくとともに、医師などを確保できずに巡回接種を希望される場合には小樽市医師会の協力も得ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、介護・障害者施設への今後の支援について御質問がありました。

初めに、新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅待機となっている高齢者につきましては、現時点ではおりません。

次に、介護や障害者の事業所が安定的に事業を継続するための支援につきましては、本市といたしましても新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、介護保険や障害福祉などの事業所に対する事業継続支援事業により支援したほか、新規の入所者や就労者に対する検査の助成事業などを実施することとしております。しかしながら、今後もこのような支援を継続していくためには、市単独では限界があることから、全国市長会や北海道市長会などを通じて国や北海道に対し強く要請してまいりたいと考えております。

次に、子育て中の世帯における新型コロナウイルス感染症について御質問がありました。

子育て中の世帯の感染例とその際の対応につきましては、子育て中の世帯においても感染した例はありました。感染者は基本的に医療機関への入院、または宿泊療養施設への入所となりますが、家庭における子供の養育状況や支援者の有無、家屋の間取りにより感染対策が講じられるかなど、家庭環境を十分聞き取った上で、子供と同室での入院や入所のほか、感染拡大防止が図られる場合には、自宅療養も検討する

など、個別の事情に配慮しながら対応を行ったところであります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、高木紀和議員。

○13番（高木紀和議員） 3点ほど再質問をさせていただきます。

まず、定期的なPCR検査についてです。これは、本当に全国的にも高齢者比率が高いこの本市においては、本当に介護施設または障害者施設の方々は検査を定期的にしてほしいという要望があります。今回プール方式でもなかなか判定結果が陰性になりかねないという部分もあるのですが、ほかの検査の仕方、またはこれはお金もかかる話なので一概には言えないですけれども、そのほかの検査の仕方については検討している部分はありますでしょうか。これが1点目です。

また、2点目はワクチンについてです。

昨日、公明党の高橋克幸議員もおっしゃっていましたが、介護施設や障害者施設の中で優先的に同時接種というものを行うことができないかということで、昨日、市町村または高齢者施設の双方の体制が整った場合には、その可否について検討するということです。

また、これは可否についてというか、本当にこの介護施設、障害者施設においては、やはりその職員の方々もこれから介護に従事していかないとということで、ぜひ前向きに節に重ねてですが、お願いを申し上げたいと思いますが、再度見解を伺わせていただきます。

最後に、子育て中の世帯の中で感染した例というのは、あるにはあったという話がありました。この中で一番心配なのが体調が悪い、でも検査に行きたくないという家庭があるのではないかと私は思っているのです。その中で、ある意味、学校のおたよりだったり、体調が悪い場合には相談室というものがあるのか、またはその相談ができる場所があるのか、そういうところを答弁として聞きたかったというところがあるのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 高木議員の再質問にお答えをいたします。

3点ございましたが、まず1点目、定期的なPCR検査についてでございますけれども、プール検査あるいは抗原検査キットを用いた検査、そのほかに何か検査方法がないのかというお尋ねでございましたが、私どもといたしましても介護施設であるとか医療施設等での検査、これはプール検査や抗原検査キットを用いた検査だけではなくて、様々な検査の方法があることは承知をしているところでございます。これ以外の検査についても検討をしてみたいと考えております。

次に、2点目のワクチンに関して、高齢者施設における入所者と施設従事者の同時接種についてのお尋ねでございましたけれども、国の手引きによりますと、市町村及び高齢者施設の双方の体制が整った場合にはワクチン流通単位の観点からの効率性に留意し、同時接種を行うことも差し支えないとなつてございますので、本市へのワクチンの配分量、配分時期なども勘案して、また高齢者施設の御意向も踏まえて同時接種の可否について検討をしてみたいと考えております。

そして、3点目の子育て中の世帯における新型コロナウイルス感染症に感染した際の相談ができる窓口がどこがあるのかというお尋ねでございますけれども、仮に自宅で療養していただくということになった際には、毎日午前、午後、1日2回ということにしておりますが、保健所で健康状態の確認をお電話を通してさせていただいているところでございます。また、そのような御家庭にはパルスオキシメーターという血中の酸素飽和度を測定する機械をお届けをして、それで測っていただいた数値を毎日確認していると

ころでございます。

そういったものや体温等、常に確認をして、また自覚症状とかが出ていないかということも確認をして、病状の悪化が認められるような場合には医療機関への受診、あるいは直ちに入院をしていただくような方向で調整を図っているところでございます。保健所がそういった方々の相談の窓口になっているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） すみません。質問の趣旨を多少取り違えておりました。

最後の3番目の子育て中の世帯の一般的な新型コロナウイルス感染症に感染する不安に対してどのように対応していくかというお尋ねに対する答えでありますけれども、保健所でも基本的に何か健康上、また新型コロナウイルス感染症に不安な方々がいらっしゃった場合には、もちろん相談対応をさせていただいております。子供を対象とする母子保健の分野になりますけれども、様々な事業を通して様々新型コロナウイルス感染症に関する御不安の声にも応えているところでございます。

また、市内には発熱者の相談センターというものを設けておまして、そういったところに相談をしていただければ、市内の医療機関をそこで紹介させていただくという対応を取らせていただいているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 高木議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒をいたしますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○6番（高橋 龍議員） 一般質問いたします。

障害者優先調達推進法について伺います。

この法律は、障害者の自立に向けた生活基盤の確立を目指して定められ、国や地方公共団体等が物品やサービスを調達する際に、障害者就労施設等から優先的に購入をすることを推進するという趣旨のものであります。厚生労働省のホームページには「その仕事、障害者就労施設に発注できませんか？」という非常に分かりやすいキャッチコピーが用いられています。障害者の経済的自立に向けては多くのハードルが存在します。障害者イコール低賃金という従前からの仕組みをいかに転換していくか、多面的な角度で支援を図っていかなければならないことは、昨今一定の理解は広まってきているものと考えます。しかしながら、理想論先行で実情が伴わないケースは往々にしてあり、当事者が望む経済的自立には遠く及ばない現実も残念ながら存在します。そもそも障害者福祉政策と障害者の雇用・就業政策とは別のものではあります。二つの政策間で連携を図り、具体的な成果を出していく方針であるこの法律は、非常に前向きなものであると認識をしています。

ここから、質問の本題へと入りますが、まず、この法律に基づいて行われる物品及びサービス等の商品納入までにどのような手順を踏むものなのか、一般的な流れについて御説明をお願いします。

続いて、調達する物や役務、つまりサービスについてお示ししたいと思います。物品やサービスと申し上げましたが、取扱いの具体の品目について伺うものです。自治体間によって差もあるかもしれませんが、本市ではどのような物が対象となっているのでしょうか。

次に、実績について伺います。

本市において、この法に基づく調達実績はどのようになっているのか、お示しいただけますか。

加えて、その答えを踏まえ、この制度の活用に対して課題をどのように認識されていますか。

次に、物品の例を示して伺いますが、避難所向けの備蓄食品等でも市内の作業所で作られていると認識をしております。こうしたものの導入についての見解を求めます。

長野県では「障がい者優先調達NEWS」というものをつくっていたり、制度を広く周知するとともに制度活用が当たり前になっていくことに努めています。年間の調達目標金額を設定していたりと、ポジティブな姿勢がうかがえます。本市においても市役所庁内における周知も進めなければ推進につなげることも難しいと思いますが、優先調達の物品及び役務の幅を広げていくための方策はどのようなことが考えられますか。

現状、本市の作業所でつくられていないものであっても、ニーズが生まれれば生産が可能ということもあり得る話です。一般の事業者よりも納期を長く設定するなどにより、ペースを行政の側が合わせる事が可能であると国の推進事例の中で示されていました。市内の障害者就労施設等とそのようなすり合わせもしていただきたいとお願いをするところです。

障害とは個人の能力の優劣ではなく、多くは社会の側に存在しています。四肢の機能的なハンディキャップを義手や義足のような器具で補うのと同様に、経済的な意味合いでの日常生活については社会のシステムとして補う必要があるということを訴え、この項の質問を終わります。

次に移します。EBPMについてです。

EBPMとは、エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング、エビデンスに基づく政策立案という意味で、加えて申し上げると、エビデンスとは科学的データに基づいた根拠、論拠といった意味合いであります。前回の定例会において、迫市長がおっしゃっていた中で印象的だったのは、しっかり数字を意識して事業の効果測定をしていくという旨の言葉でした。そのためにもこのEBPMという考え方が必要であるという趣旨で質問をさせていただきます。

政策の効果を最大限に発揮するためには、エビデンスとなるデータ、分析が重要になってくるわけです。もちろん大前提としてEBPMに向く向かないは分野により違いがあることも承知しておりますが、まず親和性が高い事例について御紹介いたします。

兵庫県淡路市では、介護予防の事業でEBPMを実践し、データ収集と分析を行われたそうです。出席・欠席の情報、医療や介護に係る費用の相関を分析してみると、1人当たり年間最大30万円の費用抑制効果が見られたということです。これまで定性的な評価であった効果が定量的なものとして可視化されることで、事業内容の見直しや適正な予算配分にもつなげることができ、効率的な行財政運営と住民ニーズの向上、どちらにも寄与するものであります。

ここで、まず本市のEBPMの認識について伺います。EBPMの推進ということについては、どのように感じておいでですか。

また、国では経済産業省や、教育のICT化で文部科学省が、医療や介護分野で厚生労働省、公共工事の政策評価等で国土交通省など、それぞれ向き合う姿勢は異なりつつ、いずれの省庁も本格的にEBPMに取り組むこととなっています。これを市でいうと、教育委員会、福祉部や医療保険部、保健所、建設部などに置き換えられると認識しております。例えばエビデンスを意識した政策立案を本市で行おうとする場合、各部・課においての取組となるのでしょうか。

次に、観光を例にしてみます。佐賀県では、グーグル社との協業で誘客のための動画作成を行いました。予算の中に動画公開後の分析費用も組み込み、マーケティング理論とも組み合わせて戦略を立てること

で、企画から撮影、編集、公開後の分析までが一連の流れとなっています。

ここが重要なポイントで、逆に言うと多額の費用をかけて動画を作り、幾ら再生数が伸びたとしても後に因果関係を示すことができなくては、何が効果的だったのか検証のしようもないということです。分析ツールはあくまで手段であり、何を達成したいのか事前に明確化、つまりアウトカムの数値設定をしておかなくてはなりません。

また、横須賀市では、観光の経済波及効果を調べるために職員が産業連関表を作成して効果を調査し、日帰り客と宿泊客で消費額には7倍もの差があることが見え、それを基に事業費を算出したとのこと。日帰り客と宿泊客で消費金額に大きく差が出るのは当たり前ですが、調査と分析を行わなければ、どれだけの開きがあるのかは推量するしかないということです。幾ら論理を構築しても論拠が正確でないと、あくまで推量の域を超えません。

本市に話を戻すと、観光の経済効果のデータを用いた事業実施など、これまでもEBPMの種のようなものはあったと思います。直接的に理念を基にしているということではなく、図らずもEBPM的であったということを含めて、本市におけるEBPM的な実践事例について、あれば御紹介します。

政策は課題解決のために立案し実行するものでありますが、課題抽出、政策立案、実施、成果、課題解決というプロセスを経ていくわけです。そこにデータ分析、ロジックモデルの活用、データに基づく効果の検証という流れを組み込むことにより、事業の質を上げていくことが必要です。望むか否かにかかわらずEBPMの考えを取り入れていくことは、国も含めた大きな流れとして避けられないとも思います。教育であればICT化の効果測定に習熟度を1人ずつ図れるアプリを活用すること。先ほどの例のような観光分野で人流データを用いて分析を図ること。除排雪においても過去の気象データと事故などの危険箇所の相関。税の徴収率を上げるため行動経済学を用いたナッジ理論によるテキスト作成など、広い範囲でEBPMを踏まえた事業展開が可能と考えます。

今回の話は大概にとどめ、分野ごとの提言は今後、行ってまいります。最後に体制についてお聞きします。EBPMに関する数々の論文、講演において指摘されているのが、自治体レベルでの担当の配置に関する課題です。専門分野の人員確保や育成についてなどです。最も望ましいのは企画を担当する部署への人員配置であると考えます。これら政策立案の根拠を担保していくために国という政策立案総括審議官に当たる役割を据える必要もあると考えますが、その点はいかがでしょうか。

今すぐは難しい面もあることは承知をしておりますが、民間登用事例も増えてきていると聞きますし、近隣自治体と共同で人材を配置するというケースもあるということです。御検討いただきたく存じます。

質問の結びに、自治体の政策立案について京都大学の研究論文から引用し、一言申し上げます。

「地方自治体の政策立案現場において、従来の「勘や経験、思い込み（KKO）」に依存した政策議論から、データやエビデンスを重視した議論へと進展するものと考えられる。しかしその一方、行政と対峙すべき議会においてはEBPMには程遠い現状が存在している。とりわけ「地方議会」の現場では、議員の主観や不明確な根拠に基づく質疑が多数を占めているように思われる。行政と議会との間には情報の非対称性が存在するため、このような状況に陥りがちである」つまり行政側は情報を多く持っているが、議員の側はそれらを自由に扱うことはできないことから、主観的な質疑の方向性になってしまうと理解しますが、私としても身につまされる思いでもあります。その要素を踏まえて、根拠立てた質問ができるよう努めてまいりますので、ぜひ市長をはじめとする説明員、職員の皆様におかれましても、市の政策立案能力を向上させていただきますよう、お願い申し上げます。

再質問を利用し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋龍議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、障害者優先調達推進法について御質問がありました。

まず、同法に基づく物品納入等の流れにつきましては、本市では毎年度策定している小樽市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、市内の障害者就労施設等から提供可能な物品等に関する情報収集を行い、その内容を庁内の各部署で共有をしております。また、物品等の納入につきましては、金額により発注を必要とする部署、または契約管財課が小樽市契約規則に基づき発注を行い、納入される流れとなっております。

次に、本市において調達可能な物品やサービスの具体的な品目等につきましては、まず物品では災害備蓄用食品や木工製品、小物雑貨、パンなどがあり、役務ではクリーニングや草取りなどの軽作業のほか、チラシ制作やデータ入力などがあります。また、物品や役務を提供できる事業所につきましては、現在市内では16の事業所となっております。

次に、本市における最近の調達実績につきましては、過去2年で申し上げますと、物品の調達ではありませんが、クリーニング等の役務では平成30年度で120件、約4,350万円、令和元年度で115件、約4,690万円の実績がありました。

次に、本市におけるこの制度の活用の課題につきましては、調達実績がクリーニング等の役務など一部の事業所に限られていることが挙げられます。これは職員の法に対する理解不足や、障害者就労施設等で調達できる物品や役務の内容が十分に認知されていないためであると考えられ、さらなる制度の周知が必要であると認識をしております。

次に、市内作業所で製造の避難所向けの備蓄食品等の導入につきましては、市内の障害者就労施設等で災害用の備蓄食糧を製造している施設があることは承知をいたしておりますが、特定原材料等に関するアレルギー対応などの品質、物品購入等指名競争入札参加資格者名簿への登録、食料の単価などの課題があるものと認識をしております。今後におきましては、現在備蓄している食料を更新する際に、これらの食料の導入について検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、優先調達の物品及び役務の幅を広げていくための方策につきましては、本市としてこれまで以上に積極的に優先調達を進め、これら事業所の受注機会の拡大を図るほか、本市で必要としている物品や他都市での取組事例などの情報を事業所に提供し、新たに調達できる品目の提案をしていくことも方策の一つではないかと考えているところでございます。

次に、E B P Mについて御質問がありました。

まず、E B P Mにつきましては、限られた資源を有効に活用し、政策の効果を高めていくため、慣例や感覚ではなく、統計データの分析など客観的な根拠に基づき効果的・効率的な政策立案を行う手法として承知をしているところであり、政策効果を高める上で重要な視点であると考えております。

次に、政策立案を行う所管につきましては、国の府省において所管する分野の政策立案にE B P Mを採用しているのと同様に、本市においても担当部局で取り組むことが効率的であると考えられます。

次に、E B P M的な実践事例につきましては、平成29年度に行いました小樽商科大学との人口減少についての共同研究において、市民アンケートなどから移住・定住に関して子育て環境が影響していることが示されましたので、子育て世代包括支援センターを設置したほか、子どもの医療費の助成を拡充してきております。また、教育分野において全国学力・学習状況調査の結果を分析し、教育施策の改善を図ってお

ります。

このほか観光分野においては、本市や観光庁などの調査結果に基づき、観光消費額が大きく滞在日数が長い欧米豪の地域を新たな誘客ターゲットとする観光施策に取り組んでおります。

次に、政策立案に関わる専門職の配置につきましては、現時点では職員を配置することは考えておりません。しかしながら、先ほど御答弁したとおり、EBPMは政策効果を高める上で重要な視点であると認識をしておりますので、本市といたしましては、まず職員研修の機会などを通じまして職員に対してその意識づけを図る必要があると考えております。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

○6番（高橋 龍議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、障害者優先調達推進法については、詳しくは委員会等でやらせていただきます。前向きな御答弁をいただいたというふうに理解をしております。

続きまして、EBPMに関してですが、これも重要性は御認識をいただいたというふうに受け止めました。EBPMに近い事例ということで、本市の取組もお示しいただきましたけれども、実際にこれらの事業の振り返りとして、今この場でとは申し上げませんが、EBPMの考えに当てはめて何が不足していたかなどを検証するというのもお考えに入れていただきたいと思います。つまり、どうしたらもっと政策の狙いと効果の比較というのができたのか、そこを分析することで次の取組に向けてエビデンスができて、根拠に基づく政策にブラッシュアップされるというサイクルができていくと感ずるのです。ですので、そうした観点での事業検証というのも視野に入れていただきたいと思いますので、これに関しての御見解をお願いします。

続いて2点目なのですが、取り組むとすれば担当部署の中で行っていくということで、つまり政策推進総括審議官的な職員は難しいとして、原課が取り組んでいくということです。職員研修というお話もありましたけれども、具体的にどのようなことができるのかみたいなものが、もし今想像ができればお示しいただきたいと思います。例えばですけれども、自治体のデータ活用を進めるために、業務委託ではなくて職員のみで実施することで、効果検証の意識が浸透するというのも有識者から指摘をされていたりですか、職員の側のデータの活用策、データリテラシーと呼ばれますが、これを向上させていかなくてもいけないというふうな趣旨で質問をさせていただきました。すみません、冗長になってしまいましたけれども、職員研修の内容という部分に関しても少し具体にお答えいただければと思います。

以上、事業の振り返りについてと研修の点、2点で再答弁を求めます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋龍議員の再質問にお答えをいたします。

2点再質問がございましたけれども、1点はデータの振り返りといいますか、事業の振り返りということだと思うのですが、これからやはり行政のICT化が進んでいく上で、このEBPMに対する考え方というのは我々としてもしっかり持っていかなければいけないというふうに思っております。エビデンスといいましても、我々エビデンスという言葉は使っておりませんが、証拠だとか裏づけだとかということは絶えず言っていますので、職員も意識はしていなくても絶えずそういった裏づけに基づいた政策立案などは行っているとは思いますが、やはりデータの取り方を誤ったり、どのデータを使うかということによって、また結果も違ってくるわけですから。ただ、エビデンスを使う際には絶えずその振り返りも行

いながら、たくさんのデータの中でどれを使うのかということも大切なことだと思いますので、そういった視点を養う上でも、当面はいろいろな振り返りを行っていかねばいけないだろうなというふうに思っておりますけれども、行政の政策を立案していく上での合理性ですとか客観性というものは当然、求められてまいりますので、これについては前向きに取り組んでいきたいなというふうに思っております。

それから、研修についてお話がありましたけれども、具体的にはまだまだこれからいろいろなことを考えていかねばいけないと思うのですが、委託をして専門家を呼ぶというのも将来的には一つあると思うのですが、市内でもこのデータを使ってうまくいっている事例みたいなものも多分あると思うのです。そういったものがあれば、いい事例を基に職員間で情報共有するというのも一つありだと思いますので、まずはそのようなところから手をつけていきたいと思っておりますし、将来的にはまだまだもう少しいい形での研修にもっていけるかもしれませんけれども、当面そういう形でスタートさせたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第13号、議案第15号ないし議案第23号、議案第25号、議案第27号ないし議案第30号、議案第33号、議案第34号、議案第42号ないし議案第44号、議案第47号、議案第49号、議案第50号及び議案第52号並びに報告第1号及び報告第2号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。松田優子議員、面野大輔議員、酒井隆裕議員、高橋克幸議員、高木紀和議員、中村吉宏議員、中村誠吾議員、小貫元議員、山田雅敏議員、以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第24号、議案第26号及び議案第48号につきましては、総務常任委員会に、議案第41号につきましては経済常任委員会に、議案第31号、議案第32号及び議案第35号ないし議案第38号につきましては厚生常任委員会に、議案第39号及び議案第40号につきましては、建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「議案第53号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程されました議案について、提案理由の概要を説明申し上げます。

議案第53号令和2年度一般会計補正予算につきましては、橋りょう長寿命化事業費のうち小樽内橋の解体・撤去工事において、令和3年2月15日から17日にかけての大型低気圧の接近により河川が増水をし、工事資材の一部が損傷したため工期変更を余儀なくされ、年度内に完工できない見込みとなったことから繰越明許費を計上いたしました。

これにつきましては、先議をお願いし、工事内容の変更に伴う仮契約の手続を行ってまいりたいと考えております。何とぞ原案どおり御可決賜りますよう、お願いを申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） ただいま上程中の議案第53号については、先議いたします。本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議案第53号については可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第３「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から３月17日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 ７時〇〇分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 小 池 二 郎

議 員 中 村 誠 吾

令和3年
第1回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和3年3月18日

出席議員（24名）

1番	横	尾	英	司	2番	松	田	優	子
3番	小	池	二	郎	4番	中	村	岩	雄
5番	面	野	大	輔	6番	高	橋		龍
7番	丸	山	晴	美	8番	酒	井	隆	裕
9番	秋	元	智	憲	10番	千	葉	美	幸
11番	高	橋	克	幸	12番	松	岩	一	輝
13番	高	木	紀	和	14番	須	貝	修	行
15番	中	村	吉	宏	16番	中	村	誠	吾
17番	佐々	木		秩	18番	林	下	孤	芳
19番	高	野	さ	くら	20番	小	貫		元
22番	濱	本		進	23番	山	田	雅	敏
24番	鈴	木	喜	明	25番	前	田	清	貴

欠席議員（1名）

21番 川 畑 正 美

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	教	育	長	林	秀	樹		
副市	長	小	山	秀昭	総務部	長	中	田	克	浩		
財政部	長	上	石	明	生活環境部	長	阿	部	一	博		
建設部	長	西	島	圭二	教育部	長	森		貴	仁		
総務部	総務課	長	津	田	義久	財政部	財政課	長	笹	田	泰	生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 正 樹
庶 務 係 長	加 藤 佳 子
調 査 係 長	柴 田 真 紀
書	相 馬 音 佳
書	眞 屋 文 枝

事 務 局 次 長	佐 藤 典 孝
議 事 係 長	深 田 友 和
書	樽 谷 朋 恵
書	松 木 道 人
書	三 上 恭 平

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、横尾英司議員、高橋龍議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第13号、議案第15号ないし議案第44号、議案第47号ないし議案第50号及び議案第52号並びに報告第1号及び報告第2号並びに陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○23番（山田雅敏議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、酒井委員外1名から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし議案第13号及び議案第33号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第1号に対して、丸山議員外3名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、議案第1号一般会計予算修正案の提案趣旨説明を行います。

歳入では固定資産税、都市計画税の滞納繰越分についてはそれぞれ8,061万5,000円、1,670万円の増額とし、4億4,101万5,000円、7,570万円を見込みます。

個人番号カード交付事業費補助金、北海道新幹線建設費負担金、第3号ふ頭及び周辺再開発事業は皆減します。

歳出では増額すべきものとして、福祉灯油を5,000円、5,000世帯に支給。ふれあいパス事業については昨年度と同様にして、冊数制限などの改悪見直しを行いません。国民健康保険では、18歳未満の均等割を5割削減します。保育士の処遇改善では、札幌市などで行なっている勤続年数3年、6年、9年の保育士に対し、1人当たり年額10万円の時給を支給する保育士直接給付を実施し、62人、620万円を見込みます。こども医療費については、小学生の入院外の医療費を初診料のみにします。高すぎる料金を是正するために介護保険事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計にそれぞれ繰り出します。就学援助費では新たに卒業アルバム代等を加えます。待機児童対策として保育士正規職員を5人追加雇用します。

減額すべきものとして、社会保障・税番号制度システム運用経費、北海道新幹線推進費、個人番号カード交付事業費、小樽駅前広場整備推進経費、石狩湾新港管理組合負担金、第3号ふ頭及び周辺再開発

事業費は皆減します。生活バス路線運行費補助金については、コロナ禍以前に予測されていた最大赤字約6,000万円に、国庫補助予想額約1,000万円を差し引いた5,000万円とします。

以上が、予算組替え提案の主な説明です。

大型開発優先ではなく、福祉・暮らし・子育てなどを優先させ誰もが安心して暮らせる小樽市となるよう議員各位の賛同を心からお願いいたしまして提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、修正案を含め一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。（拍手）

○20番（小貫元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1号ないし議案第13号の各会計予算、議案第33号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案はいずれも否決。第1号修正案は可決を求め、討論を行います。

新年度予算に求められていることは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まらず、市内経済も市民の生活も苦しさを増す中で、小樽市として市民生活を守ることにあります。ところが、新年度予算案の特徴は、一つに大型事業を温存し、新たな大型開発に舵をきる予算です。二つに市民サービスを抑制し、市民いじめを強める予算です。三つ目に国の国民いじめを反映した予算です。以下、具体的に述べます。

石狩湾新港では、北防波堤延伸工事に続き、東地区の整備に入ります。北防波堤延伸は、肝腎の貨物である木材チップの動向が不透明です。王子エフテックス株式会社が昨年抄紙機2台を停止した影響で、木材チップの輸入量は、例年の100万トンから、昨年速報値で75万トンに落ち込みました。国の再評価でも3割減少を見込みました。その後に、王子エフテックスがさらに、今年12月にパルプ製造機の停止を発表し、西地区の今後の利用状況や荷役機械の償還財源については、これからの協議に委ねられています。

それなのに、新年度の北防波堤延伸工事には23億6,000万円の事業費が計上されました。さらには、総事業92億円の東地区整備に着手します。まさに不要不急のオンパレードです。2隻同時荷役が必要だと言って整備した2基目のガントリークレーンは、1基の運用にとどまっています。償還が始まり、地方財政法に反する石狩湾新港の一般会計から特別会計への繰出金は、前年度当初予算比で5,670万円増の3億5,645万円に上ります。これらが、先の港湾整備と合わせて、減らない母体負担金として小樽市財政にしわ寄せが起きています。

第3号ふ頭基部の開発です。マイカル進出以前に1993年の道央圏港湾の基本構想で、小樽港の課題として、「今後とも背後地域の産業構造強化を目指した用地確保や輸送船型の大型化、RORO化等に対応した施設整備のため、再開発整備の一層の推進」と記されています。このように、背後地が狭いと言われてきた小樽港ですが、それでもマイカルの築港開発でさらに狭くしてきました。港湾にある程度の親水機能、都市機能は必要ですが、築港から手宮まで虫食い状態に異業種の立地を許し、ニチイまで誘致した市の責任は極めて大きく、今後も物流機能の背後地確保が必要です。1996年広報おたる3月号では、築港再開発について「観光入り込み客の増、市外への購買力の流出防止、市外からの新たな購買力の流入、税収の増などの波及効果」を謳っています。

ところが、商業統計では1996年の小売業は2,276商店、従業員数1万933人、年間販売額1,786億円、2016年には1,086商店、従業員数7,338人、年間販売額1,298億円と落ち込みました。そこにきて、第3号ふ頭基部の開発です。商業施設をつくらと言いますが、市内全体で需要が落ち込む中で、OBCの民事再生法手続き、アール・アイの貸付金未返済など、すでに過去の再開発での商業施設の経営が困難に直面し

ています。このような状況で、新たな施設は、既存商店との競争を招き、回遊性など生まれません。加えて言えば、北海製罐株式会社第3倉庫の利活用が検討されている状況で、第3号ふ頭の基部開発を先に進めると、利活用方策を狭めることを危惧しています。

北海道新幹線についてです。塩谷4丁目に有害残土を処分することになり、新幹線ありきで、自然環境と住環境に配慮しない処分が進められています。新幹線新駅整備は、これもまた、マイカル誘致と同様に観光客頼みの新駅整備計画です。利用があるから、新駅を造るのではなく、つくることありきで、どうしたら利用してくれるのかと、公共性を度外視し、附帯施設を市で整備するなど、利用客を増やすために税金が予定の工事費よりも多額に費やされ、維持管理費についても不透明なままです。しかも、新型コロナウイルス感染拡大で、北海道新幹線の赤字が拡大しており、北海道新幹線の建設は中止すべきです。

二つ目の市民サービスの削減です。代表的なことはふれあいパスの利用制限です。年間12冊への冊数制限は、市民の移動の権利を奪う暴挙です。2020年交通政策白書では、「高齢者が充実した日常生活を送るためには外出は必須であり、交通が果たすべき役割は大きい。」「近年の高齢者の「働く」「学ぶ」「遊ぶ」といった活動はより活発化している。」「働く」「学ぶ」「遊ぶ」といった活動はそもそも外出を伴うものであり、生きがいつくりと外出との関係は切っても切り離せない。」「高齢者の外出を容易にし、行きたいときに行きたいところへ行けるよう支援していくことは、高齢者が生きがいを高めるために重要である」と述べ、外出の手段として「鉄道、バス、タクシーなどの公共交通機関が高齢者の移動手段として重要な役割を担っているところ」と分析していますが、小樽市のふれあいパス利用制限は、この国の分析に逆行しています。ふれあいパスにより生きがいの創出を図ることは、高齢化率の高い小樽市にとって、必要不可欠であり、利用制限では、交通政策白書の分析のとおり、その目的を達成することができません。また、ふれあいパスによる効果を単なる高齢者への助成と考えるのではなく、クロスセクター効果も考えるべきです。

国民健康保険では、低所得者の保険料を引き上げます。小樽市の国民健康保険加入者の特徴は、月収換算で10万円未満の世帯が半分を占めます。国民健康保険料は、国の責任で国庫負担を戻すことや子供の均等割をやめ、子育て世帯の負担を軽減することなどが早急に求められています。国が実施するまでは、一般会計からの繰入れを行ってでも保険料の引下げが必要です。

三つ目の国の国民いじめを反映していることです。税収が落ち込むことに対して、国は一般財源の総額は確保したとしています。小樽市は、臨時財政対策債は前年度比で増加しましたが、普通交付税は減少を見込んでいます。介護保険では、今年度、新型コロナウイルス感染症拡大でデイサービス等について、特例で3月まで事業所が本人に同意が取れば、請求単位を引き上げる措置を実施しました。このことにより、サービスは変わらないが利用料は高く払わなければなりません。新年度について、国は介護報酬の引上げの0.05%分は、新型コロナウイルス感染症対応分として2021年9月末までの時限措置としていますが、度重なる報酬引下げやコロナ危機による現場の疲弊を打開するには、程遠い水準です。

中央バスへの補助金9,900万円です。全国でもバス路線廃止など、地域住民の移動手段が無くなる深刻な事態が進行しています。小樽市内では2017年夏ダイヤでは約1,500便から昨年夏ダイヤでは約1,000便へと減少しました。中央バスの赤字2億900万円のうち、国の補助は僅か1,100万円です。国は法律や制度は整備したとして責任を放棄しています。今回の中央バスの赤字分は、新型コロナウイルス感染拡大影響分も含みます。新型コロナウイルスの感染拡大で経営が苦しくなっている他の事業者との公平性に問題が残ります。赤字が拡大し、多額の赤字補填は、市民からどのような事業に税金が使われているのか、見えなくなります。税金投入には、市民が理解できる公共性確保が求められます。

消費税の問題です。憲法に基づく税負担の在り方は、応能負担の原則です。例えば、第13条幸福追求権、第14条法の下での平等、第25条生存権、第29条財産権です。税の役割は所得再分配であり、最低生活費に影響を及ぼす公共料金への転嫁を辞めるべきです。例えば、イギリスでは、標準税率20%ですが、食料品、水道水はゼロです。日本と同じ税率のオーストラリア、韓国もこれに税金はかかりません。加えて、新型コロナウイルス感染症で感染と向き合いながら、医療を提供している市立病院における、いわゆる損税は約4億円規模になります。

日本共産党の修正案は、消費税増税の直後の新型コロナウイルス感染症拡大のなかで、ただいま申し上げた市長提出の3つの特徴点について、市民の暮らしと営業を守るために、修正を行っており、市政の転換方向を示すものです。

議員各位の賛同をお願いし、討論と致します。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について、採決いたします。

修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号の原案について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし議案第13号及び議案第33号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○22番（濱本 進議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第48号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、陳情第8号、陳情第13号及び陳情第15号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、議案第48号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第8号J R小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について及び陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方についてはいずれも採択、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方については不採択を主張し、討論を行います。

陳情第8号です。道内でも津波対策として整備している実態があります。

陳情第13号です。小樽市が公立でフリースクールを設置することは不可能です。

陳情第15号です。地域におけるコミュニティ活性化の核としても重要である塩谷小学校の存続は必要です。

議案第48号です。1月22日、核兵器禁止条約が発効しました。日本が批准するのなら小樽港に核兵器を積んだ艦船は入港することができません。それにもかかわらず、政府は禁止条約に調印・批准をしない立場です。したがって、小樽市独自の非核港湾への取組が必要です。

以上を申し上げ、討論いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。（拍手）

○16番（中村誠吾議員） 議案第48号小樽市非核港湾条例案について賛成の立場から討論いたします。

広島、長崎に原子爆弾が投下されてから、75年もの歳月が過ぎました。日本国民はもちろん、世界中の人々は、「核兵器により世界の秩序が保たれており、有効な戦略兵器である」などという狂気に満ちた考えを決して許すことなく、その廃絶を訴えてきました。

私も、人生の多くの時間、核兵器廃絶運動に関わってきました。広島、長崎の地で、被爆者の皆さんの話を多く聞いてきました。よく、広島は怒り、長崎は祈ると言われますが、原爆後遺症による苦痛を耐え忍んできた被爆者の皆さんも多くは大変な高齢です。

その方たちが、今やっと核兵器廃絶の願いがこの核兵器禁止条約の発行によって、世界の人々が、ただ思い、願うだけではなく、人類としての行動すべき規範となったことに涙されていました。

規範とはなにか、行動や判断の手本とすべきものを指す言葉であり、それは道徳や倫理、そうして法律さえ手本とすべきものです。

被爆者の皆さんは、75年たった今、その始まりを目にすることができたことに、涙されているのです。私もその姿を見て、決意を新たにします。そのことで私は、自らの足元を見つめています。

今、小樽市は市民とともに、小樽港を世界に開かれた、自由で平和な商業港として未来に向けて整備してきましたし、計画を作り、その計画を今も議論しています。大型クルーズ船に来てもらうように、ターミナルを作り、岸壁を整備し、しゅんせつをして大きな船が入れるように用意をしています。

私は、どうしても払拭できない不安があります。バースの手配で、そこが開いているから、そこが開いていないからということで、友好親善などというありえない理由で、軍艦が空母が原子力潜水艦が第3号ふ頭に接岸しないでしょうね。

私は、その時に多くの市民とともに、ノーと言えるためにも、小樽市長に「小樽市には、非核港湾条

例があります。」と言える規範の具体化を図りたいと考えます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第48号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第8号及び陳情第13号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第15号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○16番（中村誠吾議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第41号並びに陳情第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案第41号は可決と、陳情第1号は継続審査と、それぞれ決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。（拍手）

○19番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第41号小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案は否決、陳情第1号奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方については不採択を主張し、討論します。

初めに議案第41号についてです。

第3号ふ頭及び周辺再開発を進めるために商港区となっている部分を一般利用できるように、飲食物販店などを建設できるよう改正するものとなっていますが、小樽港へのクルーズ船が新型コロナウイルス感染症の影響で昨年は35回予定がゼロ回となりました。今年も新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、予定されているクルーズ船もどうなるか分からない状況となっています。

また、ここ数年間の商業推移を見ても、小売業や商品販売数が減っている中で、新たな商業施設などを進めることはマイカル誘致でも明らかなように、経営破綻の可能性や市内の商店街に影響が出ることも考えられるため賛成はできません。

陳情第1号については、これまで述べてきたとおり、陳情者が求めている天然林に戻すための皆伐は環境負担を含めて適切ではないと考え、不採択といたします。

以上、議員各位の賛同をお願いして、討論を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第41号及び陳情第1号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告であります。川畑委員長が本日欠席されておりますので、副委員長から報告を求めます。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○6番（高橋 龍議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第35号ないし議案第37号並びに陳情第2号及び陳情第3号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査とそれぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して議案第31号、議案第32号及び議案第38号については可決、議案第35号ないし議案第37号については否決。陳情第2号及び陳情第3号については採択の立場で討論をいたします。

議案第35号小樽市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案、議案第36号小樽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第37号小樽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及んでおり、いまだ収束が見えてきません。さらに、より感染力が強いとされる変異株の感染が拡大し、ここ小樽市でも確認されました。介護従事者は、その業務内容からソーシャルディスタンスを取ることが極めて難しい、感染のリスクは高い職種です。議案第35号ないし議案第37号が感染予防及び蔓延の防止、災害発生時の業務継続、高齢者虐待の防止をそれぞれの事業者には義務付けたことについて、その取組自体は必要なことだと考えます。しかし、介護従事者の平均賃金は全産業平均を月10万円も下回るとの指摘があることから、介護報酬の低さがこれまで問題視されてきました。2021年度以降の介護報酬は0.7%の引上げ。ただし、そのうち0.05%は新型コロナウイルス感染症対応分として2021年9月までの時限措置です。これでは、度重なる報酬引下げやコロナ危機による現場の疲弊を打開するには程遠い水準で、介護現場の皆さんの苦勞に比べ得る待遇改善とは言えず問題と思います。

また、議案第37号では、指定居宅介護支援等の事業において、生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応として、市が求めた場合には、ケアプランの利用の妥当性を検討し、訪問介護が必要な理由等を記載して届け出ることを義務づけています。このことで、必要な生活援助を受け取ることをためらうようなことにもつながりかねません。

こうしたことから、議案第35号ないし議案第37号はいずれも否決を求めます。

陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方についてです。

コロナ禍で市内の出生数の減少幅がさらに広がることを大変危惧します。札幌市では4月から小学校6年生までの子供の入院・通院にかかる医療費を実質無料化します。子供の医療費無料化の助成は、子育て世帯が大きな関心を寄せていることでもあり、早急な助成拡大を求め、採択を主張します。

最後に、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方についてです。

2021年度からの第1期小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画（たるたる支え愛ぷらん）が策定されました。地域活動を促進するための拠点としてまちづくりセンターはこれまで以上に期待されていると考え、採択を求めます。

以上、各議員の賛同をお願いし討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第35号ないし議案第37号及び陳情第2号について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○9番（秋元智憲議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号ないし陳情第6号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては議案はいずれも可決と、陳情第9号及び所管事務の調査はいずれも継続審査と全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第4号ないし陳情第6号はいずれも採択を求め、討論します。

陳情第4号「ぱるて築港線」塩谷までの延伸方について及び陳情第6号天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方についてです。

2019年に行った市民アンケートでは、路線バスを利用しない理由に、自動車の利用が約7割、運行便が少なく利用しづらいが約3割でした。通勤者アンケート、通学者アンケートでは約4割でした。公共交通網形成計画では、これらのアンケートをもとに課題として、利用者ニーズを踏まえた持続可能な公共交通ネットワークの形成が必要。各地域で安心して暮らし、日常の移動手段として便利に使える地域公共交通の確保が課題としています。そして、基本方針では、様々な利用者ニーズを踏まえ、地域内外の移動時における利便性を確保すると記されています。この計画を根拠に、新年度にはバス会社への巨額の補助が実施されます。市は事業者は公共交通の担い手として市民の要望に応えられるよう協力を求めるべきです。

陳情第5号星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方についてです。

陳情者は、水道の整備にこだわらず安定的に安全な水の供給を求めています。他都市では、給水施設に対して、新設や修繕に補助制度を設けています。これらの制度も参考にし、当該地域に安定的に水の供給を市の責任で実施することは当然です。

いずれも願意妥当であり採択を求めます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第5号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第6号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、公共施設の再編に関する調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇)(拍手)

○20番(小貫 元議員) 公共施設の再編に関する調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、丸山晴美議員。(拍手)

○7番(丸山晴美議員) 日本共産党を代表して、陳情第7号については不採択、陳情第11号及び陳情第14号についてはいずれも採択を求めて討論いたします。

初めに、陳情第7号小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方についてです。旧緑小学校跡地は、市営室内プールや総合体育館の建設が予定されており、今回改めて旧緑小学校跡地での、市民会館の建設の可能性について確認したところ、市はこの場所での市民会館建設の可能性はないと答弁しています。このことから陳情第7号は不採択とします。

次に、陳情第11号公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方についてです。この陳情は、公共施設を市民の共有財産と位置付け、公共施設が本市の発展に寄与することへの期待があります。市は市営室内プールを建設するとしています。本陳情が求めているとおり、総合体育館と併設することで建設費や維持費について、それぞれ単独で建設するよりもコストがかからないことは委員会でも議論されてきたところです。市民会館のホール機能については、市民とりわけ子供たちが芸術に触れる貴重な場所として、これを維持していく考えが市長から示されました。それぞれの施設の利用者の意見を最大限尊重すること、託児所など子育て世帯への配慮、ユニバーサルデザインを取り入れることなど、本陳情

が求めていることは当然の要望です。よって陳情第11号の採択を求めます。

最後に、陳情第14号新市民水泳プールの早期建設方についてです。小樽市公共施設長寿命化計画が策定されましたが、市は市営室内プールや総合体育館を、規模・機能などの詳細において、さらに検討が必要と、長寿命化計画とは別途計画するとなりました。市庁舎別館も同様に別途計画とされ、今回の委員会では、これら施設の優先度について議論がありました。市庁舎別館の建替えは、建設場所としては市役所駐車場を想定していますが、建設費については2月に道内他都市と、本庁舎整備に係る起債制度創設を要望する会を設立し、令和2年度をもって終了する公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場機能緊急保全事業）に変わる有利な起債制度創設を国に働きかけていくこととしています。

一方で、総合体育館の建設に当たっては、建設地を旧緑小学校跡地とし、建設費についても過疎対策事業債を利用できることが確認されています。

こうしたことから市営室内プールの建設を早期に求める陳情第14号の採択を求めます。

各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第14号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の陳情について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第54号及び議案第55号」を一括議題といたします。

まず、議案第54号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程されました議案について提案理由を説明申し上げます。

議案第54号工事請負変更契約につきましては、小樽内橋解体・撤去工事の請負変更契約を締結するものであります。

何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第55号については、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案はいずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第5号」を一括議題といたします。

まず、意見書案第1号ないし意見書案第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 提出者を代表して意見書案第1号米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書(案)、意見書案第2号国民健康保険料の子どもに対する均等割減免の拡充に関する意見書(案)、意見書案第3号小中高全体で30人学級を早く実施することを求める意見書(案)、意見書案第4号2030年までの温室効果ガスの削減目標を引上げ、気候変動対策を抜本的に強めることを求める意見書(案)の提案説明を行います。

意見書案第1号です。米の需給と価格の安定にとって、国産米需給を大きく崩しているミニマムアクセス米の輸入規制を避けては通れません。ミニマムアクセスはWTO協定上は輸入義務ではなく、輸入機会の提供に過ぎません。WTO加盟国は例外なく自由化対象品目にミニマムアクセスを設定していますが、国内に需要がなければ、アクセス数量以下の輸入で済ましているのが普通です。需要がないのに輸入する政府与党のやり方は不当なものです。ミニマムアクセス米の輸入量を大幅に削減するべきです。

意見書案第2号です。国民健康保険料の均等割は、ゼロ歳の赤ちゃんを含め、国民健康保険に加入するすべての家族にかかります。そのため、子供のいる世帯にとって、国民健康保険料の負担はとりわけ大きいものになっています。政府は未就学児の均等割について5割減免することを決めましたが、対象を義務教育対象児に拡大することを求めるものです。

意見書案第3号です。政府は小学校について5年かけて35人学級に引き下げることとしました。衆議院文部科学委員会の参考人質疑では感染症対策の必要性は中高でも変わらない、中高も少人数化が必要。世界水準では35人でも少人数学級とは言えない。早急に30人学級の実現をと述べられています。これらからも小中高で30人学級を可能な限り早く実施するべきです。

意見書案第4号です。日本は石炭火力発電は125基が稼働中で、さらに21基もの新增設計画があることに、国連から石炭中毒と批判を受けています。コストの面でも再生可能エネルギーは高コストという時代は終わっています。コストが急速に安くなった風力や太陽光と比べて石炭火力がその2.7倍、原発は4倍です。乱開発ではなく環境へ配慮と十分な住民理解の下で再生可能エネルギーに本腰を入れるべきです。

以上、議員各位の賛同を申し上げ提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第5号につきましては、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。（拍手）

○5番（面野大輔議員） 立憲・市民連合を代表して、意見書案第1号米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書(案)について否決を求め討論いたします。

過大な生産調整を回避するため、政府備蓄米の用意などを通して、必要な措置は実施されていると聞きますが、コロナ禍によって国民の食生活に対する意識も大きく変わり始めています。農業者がこれか

らも安心して営農できる恒常的な農業対策を講じる必要があります。ミニマムアクセス米（MA米）に関してはWTO、ウルグアイラウンド交渉の中で我が国全体としての経済的利益等を考慮して導入されたものと考えます。国家貿易によって国が買い入れたMA米は国産米に極力悪影響を与えないようにするため、原料価格等の面で国産米では十分に対応しがたい、味噌・焼酎・米菓等の原料として流通しています。現状のサプライチェーンを熟慮した上で現行のWTO農業交渉として、MA米の見直しに取り組むことが必要不可欠であると考えます。よって、直ちにMA米の輸入量を大幅に削減することが正しい判断であるかは多面的な検証が必要であると考えます。最後に、意見書に示されている過剰米を生活困窮者などへ食料支援に活用することについては、蔓延が止まない新型コロナウイルス感染症の支援策の一環として過剰米を含め、必要とされているところへ必要なものをお届けできる支援の輪が行き渡るように政府関係省庁を中心に取組を進めていただきたいところだと考えております。

以上、議員各位の御賛同を求め討論といたします。（拍手）

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。（拍手）

○19番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし意見書案第4号は可決の立場で討論します。

始めに、意見書案第1号米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書（案）です。

新型コロナウイルス感染症の影響で、米需要が減り、米価が大暴落しています。飲食店の時短要請は、飲食店だけではなく、外食需要を激減させ、農業にも大きな打撃を与えています。とりわけ深刻なのは、日本農業の根幹を支える米作への打撃です。米は他の農作物と違い、腐ることはありません。そのため需要の消滅がそのまま在庫として積み上がり、米価は下落し、放っておけば価格の押し下げ圧力は強まる一方です。ところが国は、次の作付で転作を要求するだけで、今の米の価格の暴落で苦境に陥っている生産者に対して、何ら手を打とうとしていません。それだけではなく、バターや乳製品は輸入枠大幅削減をして、国内の減産にならないようにしているのに対し、米については、輸入もこれまでどおり輸入することを明記しています。生産者からは「現在の米価下落が続けば、法人経営でも米作りが続けられなくなる」など、国に対策を求めています。これほどの米価下落を招いた主な要因は新型コロナウイルス感染症による需要減少であるため、国には緊急買入れなどをし、需給均衡を図るなど特別な対策が必要不可欠です。

次に、意見書案第2号国民健康保険料の子どもに対する均等割減免の拡充に関する意見書（案）です。

国民健康保険加入者の平均保険料は、中小企業の労働者が加入する全国健康保険協会の1.3倍、大企業の労働者が加入する健康保険組合の1.7倍という水準で、保険料負担が他の医療保険に比べ大変重くなっています。その要因の一つが、所得に応じて計算する国民健康保険料の所得割にプラスして、生まれたばかりの赤ちゃんから大人までの加入者一人一人に対してかかる均等割という保険料であります。このため、国保加入世帯では子供が増えれば増えるほど均等割が加算され、保険料負担が重くなっていきます。一方、同じ医療保険制度でも、被用者保険の健康保険組合や全国健康保険協会、共済組合にはこうした負担はありません。子供が増えると保険料の負担が重くなる均等割の制度は、子供の多い世帯などを直撃し、子育て支援に逆行することになります。国においては、国民健康保険における子供の均等割について、均等割減免のさらなる拡充を求めるものです。

次に、意見書案第3号小中高全体で30人学級を早く実施することを求める意見書（案）です。

国は、義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を5年かけて、学年進行で35人学級に計画的に引き下げるとしました。しかし、世界水準でみれば35人でも少人数学級とは言えません。また、

新型コロナウイルス感染症の影響で、学校での密集・密接回避や、不安を抱える子供一人一人へのきめ細かな支援が求められています。全国では、2021年度から15道県が少人数学級の独自施策を拡充しようとしていることも分かっており、子供のケアという点でも少人数学級が急がれます。

最後に、意見書案第4号2030年までの温室効果ガスの削減目標を引上げ、気候変動対策を抜本的に強めることを求める意見書（案）です。

国は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを表明しました。しかし、2050年にゼロというのは、既に120か国以上が掲げています。これまで、日本はゼロ達成の年限を明示せず、脱炭素の国際的な潮流が加速するなか、後ろ向きの姿勢に国内外からは厳しく批判されていました。実質ゼロの目標を実現させるためには、エネルギーをはじめ従来の政策を根本から転換することが急がれます。2015年に採択された地球温暖化対策の国際的枠組み、パリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて2度より十分低く抑え、1.5度以内に抑制する努力目標を掲げています。今世紀後半に世界の温室効果ガスの排出量を、森林の吸収分などを差し引いて実質ゼロにすることも決めました。国連気候変動に関する政府間パネルには2018年公表の特別報告書で、1.5度の上昇があっても、気候や環境に打撃を与えると警告しました。そして、2050年の実質ゼロを確実に達成するために、2030年の排出削減目標を大きく引き上げる必要性を強調しています。日本が2050年までの実質ゼロを掲げた以上、問われるのは実効性のある対策であり、なにより重要なのは、2030年の削減目標の大幅な引上げです。現在の日本の目標は2030年に2013年比で26%です。国際的な基準の1990年比で換算すると、僅か18%削減です。欧州諸国は1990年比で50%以上削減を目指しています。日本も2030年までに少なくとも40～50%削減に目標を引き上げるべきです。菅首相が、エネルギー政策で原子力政策を進めるなどと原発を位置付けていることは大きな問題です。日本が世界に後れを取っている再生可能エネルギーを本格的に導入することがいよいよ重要です。2018年に政府が決めたエネルギー基本計画では、2030年度の総発電量に占める電源構成の再エネ比率は22～24%にとどまっています。経済同友会などは2030年に4割以上にすることを求めています。エネルギー基本計画を根本から改めるべきです。環境保全のルールづくりを行い、再エネの飛躍的な普及拡大に踏み出す政策に転換を図ることを国に強く求めます。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号ないし意見書案第4号について、一括採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第5号について、採決いたします。

可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、今定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 2時07分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 横 尾 英 司

議 員 高 橋 龍

○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和３年小樽市議会第１回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

(1) 監査委員から、令和2年11月、12月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日印刷配付分)

(2) 令和2年第4回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、令和3年1月20日に市長から次のとおり報告があった。(招集日印刷配布分)

陳情第21号「市道築港海岸通線への信号機増設方について」につきましては、重症心身障害児者施設「みどりの里」とイオン小樽店間の市道築港海岸通線に「信号機付き横断歩道」を設置することについて、本市から信号設置者に働き掛けてほしい旨の願意であり、別途、市に対しても、陳情者から令和2年10月15日付けで、同趣旨の要望書が提出されております。

市としましては、済生会小樽病院に重症心身障害児者施設「みどりの里」が併設されたことに伴い、今後、歩行者の増加も予想されることから、市道築港海岸通線における当該要望箇所付近の交通状況を勘案すると、「信号機付き横断歩道」の設置が必要であると考え、市から当該信号機の所管である小樽警察署(北海道公安委員会)に対して要望書を提出することとし、令和3年1月13日付けで、市職員が同署を訪問し、署長に要望書を手交してまいりましたので、報告いたします。

なお、陳情者に対しましては、同日、上記内容を連絡済みであります。

(3) 監査委員から、令和3年1月分の各会計例月出納検査について報告があった。(3月3日印刷配付分)

以 上

○予算特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第1号令和3年度小樽市一般会計予算について

移住促進事業に関連して、最近、本社機能を東京から地方に移す企業が見られるが、本市に思い入れのある全国の創業者や企業の代表に本市への本社機能の移転について直接働きかけることで、移転に当たってのニーズが分かり、必要な施策が見えてくるのではないかなと思うが、市は、全国の小樽市出身者が代表の企業などの情報を把握しているのか。

また、市職員には市外出身の職員も多くいると思うが、特に道外出身の職員は移住者であるともいえ、そうした職員にコンシェルジュ的な役割を担ってもらうなどの形で力を借りることで、本市の移住促進事業に他市にはない特徴を出せるのではないかなと思うがどうか。

令和3年度から、就学援助の対象費目に新たにPTA会費が追加されるが、市教委は、この支給について各家庭からの委任を受けて学校長口座へ支払い、そこからPTAに支払うという方法を考えているという。

しかし、現在のコロナ禍においては、十分なPTA活動を行うことができず、PTA会費を返金するという事例があると聞くが、就学援助により支給されたPTA会費が返金される場合は、どのような対応になるのか。

また、返金の際に、就学援助を受給している世帯であると判明するようなことがないようにしっかりと配慮するとともに、市教委には、各学校やPTAと相談した上で対応を進め、それらを踏まえた周知や通知を行ってほしいと思うがどうか。

就学援助については、令和3年度から対象費目にPTA会費が追加されたことは大きな前進であり評価するが、PTA会費と同じく誰もが支出しなければならない卒業アルバム代等は、いまだに対象費目になっていない。

このことについては、市の財政状況が厳しいとしても予算要望することはできると思うが、市教委は、卒業アルバム代等を就学援助の対象費目に加えるよう、市へ要望する気持ちはあるのか。

森林環境整備事業費は、旭展望台周辺の環境整備やおたる自然の村の木製アスレチック遊具の更新などを行うためのものだが、市は、アスレチック遊具の更新に当たっては、展望台の環境整備によって伐採した木は使用しないという。

しかし、当該事業の財源として活用される森林環境譲与税の使途の一つに木材の利用促進という項目があることに鑑みると、展望台の環境整備により伐採した木でアスレチック遊具を作成することを考えるべきと思うがどうか。

また、展望台周辺の環境整備については、コロナ禍の中、市民の交流の場の確保や観光の面からも必要であり、今後においては森林環境譲与税に限らず、既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業などの国の交付金メニューも視野に入れ、樹木伐採による眺望の確保、展望台に至る道路の補修、トイレの整備など、更なる整備を行ってほしいと思うがどうか。

第3号ふ頭及び周辺再開発事業において、市は、「第3号ふ頭を核とする魅力づくり連絡会議」で意見交換を行った結果、小樽観光振興公社が観光・商業施設の運営主体となることが決定したというが、この決定に当たっては、連絡会議という非常に狭いテーブルの中だけでの議論ではなく、もっと広く様々な団体から意見を集め、協議したほうがよかったのではないかな。

また、この連絡会議の構成員に小樽観光振興公社は含まれていないが、小樽観光振興公社とはどのようなやりとりを経て、運営主体と決定するに至ったのか。

第3号ふ頭及び周辺再開発事業における緑地整備について、市は、小樽の歴史に鑑み大正から昭和初期の景観を基調とする整備全体のコンセプトとの調和を図りつつ、近代的なデザインも取り入れた親水空間とし、イベント広場としての機能も導入するというが、このような新しい施設の整備に当たっては、防災に対する視点も取り入れて整備を進める必要があるのではないかな。

また、整備に当たっては、国の交付金を使ったとしても、多額の市費が投入されることになると思うが、港湾関係者の利益や観光開発に偏ることなく、多角的な視点に立ちながら、多くの市民や観光客が来訪するような魅力的な空間を整備するよう、開発を進めてほしいと思うがどうか。

小樽港クルーズ推進事業におけるクルーズ船の入港歓迎行事の開催について、市は、ボランティアで入出港時の出迎えや見送りをしている小樽クルーズ客船歓迎クラブ会員への特典として、年間入港スケジュールや会報を送付しているとのことだが、当該特典については特別感がないことから、例えば、抽選でクルーズ船に乗船し見学していただくなど、ボランティアの気持ちに応えるような特典を検討してほしいと思うがどうか。

また、クルーズ船の誘致における地域経済の活性化には、着地型観光を意識した取組が必要と考えられ、例えば、他港の優良事例である地元ならではのオプションルツアーを作る取組や、リピーターになりやすいクルー向けの地域の商店街による取組などを本市でも取り入れるなど、一過性で終わるものではなく、継続して市内に経済効果を与えることができるような取組をするべきと思うがどうか。

観光誘致促進事業費補助金と観光広告プロモーション事業費補助金については、どちらも小樽観光協会が本市の情報を国内外に向けて発信する事業に補助を行うものであるというが、情報を発信するだけでなく、例えば、食事や買い物に利用できるクーポン券を発行するなど、本市へ来訪した場合の特典を同時に提示することで、より誘客につながる発信ができると思うがどうか。

また、現在、コロナ禍により、観光事業者だけでなく様々な事業者の売上げが減少しているため、市には、そうしたいろいろなプログラムを連携させ、経済の回復を見込めるような仕組みづくりを検討してほしいと思うがどうか。

若者就職マッチング支援事業については、市内の高校、大学等において就職を希望する生徒及び学生と新卒未就職者・若年早期離職者を対象とした就職率向上及び地元定着を図るための事業として、一定の成果を挙げていると考える。

しかし、今年度の実施に当たっては、コロナ禍による様々な影響があったと思うが、当初予定していた事業内容からの変更や、コロナ禍の対策として実施した取組にはどのようなものがあり、市は、それらからどのような成果が得られたと考えているのか。

若者に対する地元への就労支援は人口減少対策としても大切な事業であるため、例えば、進学などによって本市から離れた若い世代が、就職によって本市に戻ってくることができるように、市には、都会から地方へ拠点を移すなど、コロナ禍における仕事環境の見直しの観点も取り入れた上で、社会情勢にあった支援事業に取り組んでほしいと思うがどうか。

事業承継支援事業費は、事業承継手続に関する流れや各支援機関の支援等を掲載したリーフレットの作成やヒアリングによる事業承継が必要な対象者の掘り起こしや、意識啓発のためのセミナーを開催するための費用であるという。

市によるとリーフレットは2,000部作成する予定とのことだが、多くの事業者の方に事業承継についての意識を持ってもらうためには、もっと多くのリーフレットを作成し、広く周知を行う必要があると思うがどうか。

また、セミナーについて、他の自治体では事業承継が相談しにくい問題であることから参加者が少なかったという話も聞かれることから、市には、気軽に参加でき、事業承継の早期着手の重要性をわかりやすく理解してもらえるようなセミナーを行ってほしいと思うがどうか。

本市の国民健康保険の特定健診では、これまで受診率向上のため非課税世帯の自己負担無料と早期受診者全員へのクオカード贈呈といった取組を行ってきたが、令和3年度からはこれらの取組に加え、課税世帯の自己負担も無料にするという。しかし、本市は高齢化率が高いことから、健康の不安を抱えている方が多いと思われるため、クオカードの贈呈だけでなくがん検診の受診も選択できるようにすることで更なる受診率の向上や受診者の健康維持につながると思うがどうか。

ふれあいパスの予算科目について、市は、一般的に生活困窮者等に支給する目的である「扶助費」よりも、事業者の助成のために交付する「負担金、補助及び交付金」のほうが目的として合致しているとして、新年度の予算科目を変更するという。

この変更により、例えば、支出するに当たって事業者に求める書類が増えるなど、市の関与は強まると考えられることから、市には、事業者と協力の上、制度の改善に向け努力してほしいと思うがどうか。

産後ケア事業はデイケア型の事業だが、子供をつれて事業所に行くことが難しいなどの理由から利用者が少ないことが課題とのことで、今年度から助産師が自宅を訪問しケアを提供するアウトリーチ型を追加するという。

本事業の利用対象者は家族などから十分な援助が受けられない方や心身に不調のある方などであり、市は、こうした方々がより利用しやすい事業にするためにどのように考えているのか。

また、医療的ケア児等総合支援事業について、今年度は地域の課題や対応策について検討を行い、日常的に医療ケアを必要とする子供とその家族への支援に向け、支援に携わる各分野の関係機関で構成する検討会を設置するという。産後ケアや要医療児へのケアは非常に重要な事業であることから、今後これらの制度の充実が図られるよう、市には、予算査定の際には原部・原課が市内関係者からの実態をよく聞き、必要な予算を確保してほしいと思うがどうか。

市民生活に重要な役割を果たしている市内路線バスの確保・維持のため、生活バス路線を運行するバス事業者に対し補助を行う生活バス路線運行費補助金について、当該補助金によりバス路線収支の赤字部分を市が補填することは、バス路線を維持するためには必要と考えるが、本市の厳しい財政状況の中、バス事業者の赤字が更に膨らんだときに、青天井で市が補填するのは無理であり、今後の交付に当たっては、一定程度の上限額を設けるなど、補助金交付要綱を精査するべきと思うがどうか。

また、バス事業者を応援する方法は赤字補填だけではなく、例えば十勝バスのように工夫によって復活を遂げた例もあることから、市には、市民にバス路線維持のためにバスに乗ってもらうような認識を持ってもらうことなどの取組について検討してほしいと思うがどうか。

生活バス路線運行費補助金については、市民生活に重要な役割を果たしている市内路線バスの確保・維持のため、生活バス路線を運行する乗合バス事業者に対して補助を行うものであり、国庫補助率は2分の1だという。

しかし、実際は国の補助額に上限が設定されており、本市においては約20分の1しか補助されず、道内他市においても同様の状況が見受けられるのであれば、市は、状況の改善に向け全国市長会を通じて、国に対して補助金の増額を要望していく必要があるのではないか。

また、この補助額の算定には、バス事業者の通常の減収分だけでなくコロナ禍における減収分が含まれているというが、これでは、コロナ禍の減収により赤字となっている他の事業者との公平性が保たれず、バス事業者の収支不足を全額補填することは地域の協議会で決められたといっても、コロナ禍による減収は協議会としても想定外だったのであるから、市は、公共交通の在り方について、根本的な議論を開始する必要があると思うがどうか。

新小樽（仮称）駅周辺駐車場等整備関係事業では、新駅周辺駐車場の概略の設計や駅に隣接する勝納川護岸に親水機能を持たせられるかを検討するなどの事業を行うというが、整備による利便性や経済効果を最大限に高めるためには、札幌を発着する新幹線全便を新駅に停車させることが必要と思われることから、市にはJR北海道に対し、新駅への全便停車を要請してほしいと思うがどうか。

また、現在は新駅周辺に道の駅を設置する計画になっていないが、道の駅を設置することで賑わいを見せている木古内駅の事例もあり、新駅周辺でも北海道新幹線小樽まちづくり協議会で策定中の小樽新幹線まちづくりアクションプランで検討されている「勝納川も含めた新駅周辺の自然環境を活用した観光プログラム」と組み合わせることによって市内外の方を呼び込むことができ、経済効果にもつながることから、道の駅の設置は有効だと思われるがどうか。

市は、北海道新幹線の札幌延伸に伴い、本市をはじめとする後志地域の交流人口が増加し、にぎわいと活力の創出につながることが期待される。受入れ環境として新小樽（仮称）駅周辺を整備する必要がある、駐車場や多目的広場の整備費用と新幹線の建設負担金を合わせて約20億円という多額の投資を行うというが、市が整備にあたり想定している1日13本という新駅の停車本数は、JRが想定している札幌―東京間の所要時間との関係に鑑みると過大な想定だと思うがどうか。

また、新駅周辺の駐車場等の整備と新幹線関連事業への多額の投資は交付税措置のある起債や補助金の活用により全額負担ではないという。しかし、一日あたりの停車本数などが想定通りとならなかった場合、投資した額が回収できず市民に負担として覆いかぶさることになると思うが、市はどのように認識しているのか。

・議案第27号小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案について

市は、労働基準法において時間外勤務手当の基礎への算入が除外される手当等に本市における寒冷地手当に相当するものがないことから、時間外勤務手当の算定基礎額に寒冷地手当を算入する改正である。

これにより、本市の寒冷地手当は支給額が世帯主、準世帯主、非世帯主で区分されており、条例が改正された場合、世帯主と非世帯主では年間7,000円の差が生じるというが、同じ職場で同じ仕事をしながら支払われる時間外勤務手当が異なるのはおかしいと思うがどうか。

・議案第33号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

市は、北海道国民健康保険運営方針において令和12年度を目途に道内の市町村で所得や世帯構成が同一であれば同じ保険料となるよう統一した保険料率の設定を目指すことが示され、賦課割合を標準保険料率賦課割合に近づける必要が生じたことや、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少によって、現行の賦課割合では所得割率が更になることが予想されることから、今回の改正を行うという。

しかしながら、本市ではこれまで低所得者の保険料は低く抑えられていた反面、中高所得者の保険料は非常に高い状況にあり、負担が大きかったと思われるが、なぜ、もう少し早く見直しができなかったのか。

また、今回の改正案には賛成するものだが、標準保険料率賦課割合に到達するまでは道半ばであることや、家計に占める保険料の割合が非常に大きいことを考えると、引き続き議会への情報提供や提案をお願いしたいと思うがどうか。

令和3年度の国民健康保険料の賦課割合について、所得割と均等割と平等割の割合を、現行の54：29：17から47：31：22に変更するものであり、所得割率を下げることで中高所得者の保険料を抑えるとともに、国民健康保険事業運営基金の投入により低所得者の保険料上昇を極力抑えるものだというのが、実態は、コロナ禍による影響で市民の生活費が圧迫されているにもかかわらず、70～75%くらいの方の保険料が上がることになると考えられるかどうか。

また、国民健康保険は制度自体が既に立ち行かなくなっていており、国が1兆円の公費を投入して保険料を下げるべきだと考えるが、国費の増額については、コロナ禍で市民生活が更に厳しくなっているという現状も加味した上で国に要望してほしいと思うかどうか。

・議案第42号小樽市船員法に基づく事務等に関する条例案について

北海道運輸局小樽海事連絡事務所が廃止されることに伴い、海運事業者の利便性を考慮し、これまで当該事務所が行っていた事務の一部を市が行うためのものであるという。

しかし、船員法関係の各種資格の申請の受付や全般的な相談業務など、今後、市では行うことができなくなる事務もいくつかあるということであり、利便性を考慮するのであれば、引き続き国が責任を持ってこれらの事務を行うべきではないかと思うかどうか。

・その他の質問

北海製罐第3倉庫の保存・活用については、市民意識の醸成や保存活用の意見を得るため、第3倉庫活用ミーティングが倉庫の見学会と勉強会を主催する予定となっているが、見学会には定員を超える非常に多くの応募があり、参加を断られた方がいると聞く。

これは、市民の関心度が高いことの表れであるため、市から同ミーティングへ、更に多くの方に興味を持ってもらえるように見学会の追加実施や、見学会に参加された方から倉庫の活用に向けたアイデアを聞く機会を設けるよう促すことはできないのか。

北海製罐第3倉庫は、北運河の象徴的な建造物であり、また、歴史を物語る上でも重要かつ未来の小樽の観光と教育を支えていくべき施設であることから、市には、例えば、市のホームページに専門的知見をはじめ様々な意見を言えるような場を設けるなど、同ミーティングや市民とともに、倉庫の存続・活用に向けた取組を行ってほしいと思うかどうか。

職員提案制度については、制度創設から二十数年が経過しているのにもかかわらず、これまで提案件数は6件しかなく、褒賞も1件しか授与してこなかったとのことだが、そもそも褒賞金は予算計上されておらず、仮に褒賞を授与する場合には流用にて対応する予定であるという。

しかし、せっかくこのような提案制度を設けているのだから、職員の提案意欲を高めるためにも、せめて褒賞金を予算計上しておくべきと思うがどうか。

また、提案制度は令和3年度から見直すとしているが、今後の制度運用に当たっては、積極的に職員に提案してもらうためにも制度の周知を徹底してほしいと思うがどうか。

市は、広報おたるの配布方法について、新聞折込を基本とし、新聞を購読していない世帯の希望者には郵送する方法を今後も続けるという。しかし、新聞の購読率は今後、大きく下がることも予想されるが、市は、配布率がどの程度下がったら配布方法を再検討するなどという方向性を持っているのか。

また、希望者への郵送に代えて、自治会に未加入の世帯も含めて自治会に配布を委託することで、自治会の財源になることに加え、自治会への加入促進のきっかけにもなると考えるがどうか。

現在の小樽市の財政が逼迫していることは、元を辿れば、朝里ダムの建設や稲北地区第一種市街地再開発、小樽築港駅周辺土地地区画整理事業におけるマイカルの誘致など過去の大型公共事業により、財政調整基金や減債基金などの基金を使い果たしたことが要因であり、基金が残っていれば、現在の財政難や他会計などからの借り入れ、職員給与の独自削減という事態にならなかったと思うが、市には、こうした大型公共事業の実施時期に基金を食いつぶしたという認識はあるのか。

教育行政について、市教委は、これまで小中一貫教育の導入など様々な取組を実施してきたが、令和3年度の教育行政執行方針では、更に新たな取組として生活習慣スケジュール表の導入や小学校高学年における教科担任制の導入などを行うことが示され、これらは、市教委が、子供たちの学びや市民の文化・スポーツ面での自己研鑽等をしっかり支えていくという意味の表れだと理解できる。

しかし、新たな取組を導入するのであれば、これまで実施してきたものを見直し、場合によっては廃止するなど、実施する事業の選択を行わなければ、教員や児童・生徒に過度の負担をかけてしまうことになるのではないか。

また、新たな取組を実施することで、教員の負担がこれまで以上に増加することになれば、教員の健康を害する恐れもあり、教員が健康に働けなければ、児童・生徒にも悪影響を及ぼすことも懸念されることから、市教委には、児童・生徒の学習環境を損なうことのないよう、教員の負担をしっかりと考慮した上で、教育行政を行ってほしいと思うがどうか。

近年、市内の小学校の半数程度が、北しりべし広域クリーンセンターの施設見学を行っているというが、この施設を見学することは、ごみの大切さや選別の大変さを考える良い機会となることから、市教委には、全ての児童が小学校を卒業するまでに一度は同センターを見学する機会を設けてほしいと思うがどうか。

GIGAスクール構想は一人一台タブレットを配備することがゴールではなく、配備した後個々の子供たちに合わせたタブレットの効果的な活用の仕方を子供たちに伝えることが重要である。

政府は、GIGAスクール構想を新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として位置づけているが、市教委においては、タブレットを配備することが短期的な経済対策としてだけでなく、子供たちがタブレットを活用することで、得た学びが未来の経済効果に繋がることを保護者にも十分周知してほしいと思うがどうか。

小樽港として重要な戦略の一つである中古車輸出の要であった小樽—ウラジオストクRORO船定期航路については、他港で航路が開設されたため、廃止になったというが、市は、RORO船の運航会社から運航が厳しいなどの状況をどのように聞き、その上で定期航路の存続に向けた施策をどのように行ってきたのか。

また、市には、今後、小樽港における貨物量の減少を防ぐためにも、RORO船定期航路の廃止という今回の事例を生かし、港湾関係業者とスクラムを組んで必要な対策を行ってほしいと思うがどうか。

ミスおたるは本市のPR活動に重要な役割を担っているが、ここ数年は応募が少ないことが課題であるという。

応募が少ない要因としては、応募者の立場から活動内容が見えにくいこと。自由かつ自発的な活動ができないこと。有償で依頼されないと活動できないことが考えられるが、このことについて市はどのように認識し、対応していくつもりなのか。

また、本市ではこれまで観光PR動画の作成などを行っていることから、例えば、ミスおたるに動画作成能力がある人やSNSのフォロワーが多い人を採用したり、市職員として雇用し立場を保障することで活動の幅が広がり、募集が増えると思われることから、今後のミスおたるの在り方について検討してほしいと思うがどうか。

「小樽で働く」就労支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇や雇い止め等の状況に置かれた方の再就職を支援するものである。

今年度は、3か月間のビジネススキル向上の研修を2期に分けて行い、その結果、1期目は12名中8名、2期目は11名中5名の方が就職されたとのことだが、今後就職できなかった方へのフォローはどのようにするのか。

また、新型コロナウイルス感染症の収束の気配はいまだ見えないが、今後、同様の事業を実施する予定はあるのか。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬について、市は、葬斎場職員が濃厚接触となった場合、代替職員がいないことから閉場となり、市民生活に多大な影響が出ることや、遺族との接触歴などの情報収集が困難であることから、他の理由で亡くなった人とは違う時間帯に火葬を行い、遺族も収骨に立ち会えないという。

しかし、厚生労働省と経済産業省から発出されているガイドラインでは遺体からは飛沫感染の恐れはなく、接触感染についてもコントロール可能とされており、また、遺体についても、非透過性納体袋に入れ棺に目張りをした上消毒もされるため、感染リスクはなく、一般的な感染対策で十分だと思われることから、新型コロナウイルス感染症で亡くなった方とその他の理由で亡くなった方とで対応を区別することは問題だと思うがどうか。

東日本大震災を教訓として、国が全国の自治体へ策定を要請している災害廃棄物処理計画については、災害廃棄物の仮置き場や運搬方法を定める計画だが、計画策定に係る職員が確保できないことや専門的知見の不足などにより、道内自治体の策定状況は14%にとどまり、本市でも未策定であるという。しかし、胆振東部地震の発災を踏まえると、計画の策定は本市においても喫緊の課題であると思うが、その進捗状況はどのようになっているのか。

また、大災害が発災した場合には、市長が強いリーダーシップを発揮し、本市と防災協定を締結している小樽建設事業協会の協力も得ながら、速やかな復旧に向けて対応していくことになるが、その際の備えとして、この計画は必要であると考えられることから、市にはスピード感を持って計画を策定してほしいと思うがどうか。

昨年6月に厚生労働省から発出された事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」は、通所系サービス事業所と短期入所系サービス事業所において、利用者からの事前の同意が得られた場合には、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、通常の介護報酬区分より上位の報酬区分を用いた算定を可能としているが、この取扱いに係る利用者への説明は、事業者やケアマネジャーが行うとしており、それでは事業者が矢面に立たされることになるのではないかと懸念されている。

また、この取扱いを実施した場合、利用者にとっては利用するサービスは変わらないのに費用負担が増加することになるが、国が介護保険事業者への救済策として介護報酬の上乗せを可能とする以上、国が増加分の利用料を負担すべきだと思うが、市はどのように考えているのか。

本年4月からプレリリースされるアクティブシニア向けスマートフォンアプリには、ボランティアポイント登録機能や、プッシュ通知機能などが実装されるとのことで、これらの機能を活用することで、高齢者の新たなコミュニティが形成され、生きがい創出にもつながると考えられるが、市は、ほかにどのような効果を望んでいるのか。

また、このアプリの活用策として、例えば、ゲーム機能などから得られる反射や認知能力などのデータを分析して、次の事業に活用していくなど、色々な展開が想像できると思われるが、市は、このアプリからどのようなデータが得られると考えているのか。

民生委員は地域において一番身近な相談窓口だが、その任務はデリケートな部分が多く責任の重さから1期でやめられる方もおり、このままでは担い手不足に繋がっていくのではないかと考えるが、民生委員が抱えている悩みに対し、市ではどのように対処しているのか。

また、民生委員の年代構成を見ると30代から50代までが全体の2割強しかおらず、若い年代の方が少ないようだが、市では、特に若い年代の民生委員の担い手不足の解消についてどのように取り組んでいるのか。

子ども未来塾については令和3年度から、これまで受講対象としていた中学生に加え、今年度受講していた中学3年生が卒業後、高校1年生になっても引き続き試行的に受け入れることとしたというが、その影響で、新中学1年生の受入れが制限されるようなことはないのか。

子ども未来塾は単なる学習面のサポートだけでなく、子供たちの生活の困りごとや保護者の子育ての悩みに応えることも目的としており、子供たちにとって、学習だけでなく寄り添ってくれる大人がいるということは大変重要なことだと考えられるので、市には、今後も尽力してほしいと思うがどうか。

保育施設の4月入所について、本市では、二次募集の結果通知が3月25日までとなっており、他市に比べてあまりにも遅いと感じられるが、市は、保育所を確保するためにぎりぎりの調整をした結果であり、これにより4月入所に間に合うケースもあることなどから、利用者に寄り添った対応をしていると考えているという。

しかし、3月25日に入所できないという通知が来た場合、そこから4月入所に向けての行動を起こすには、あまりにも期間が短すぎることから、市には、入所できなかった人の気持ちを考え、3月上旬までに結果通知を行ってほしいと思うがどうか。

また、せめて4月入所できなかった保護者へのアンケートを行い、結果通知を前倒しした場合のメリット、デメリットについて考えてほしいと思うがどうか。

小樽市立病院の医業収益は、新型コロナウイルス感染症への対応が要因で、大きく減収しており、長年の経営努力が水の泡になるのではないかと危惧されるが、収束の見通しがいまだに立たない中、今後、更に変異株への対応を迫られる等、病院職員の疲弊やモチベーションの低下が懸念される。

この間の減収分については、経営努力だけではどうしようもない部分が多いことから、一日も早く国の責任において措置されるべきものとするが、市として国への要請についてどのように考えているのか。

雪対策基本計画の重点施策の一つである「市民との協働による雪対策の推進」は、当該計画を根本として、市民としっかり話し合い、現状等を説明することで、雪対策への理解をより深めていただくことが大事だということを明確に示したもので重要な観点だと考えるが、市は、この施策を進めるに当たり、どのようなことが必要と考えているのか。

また、市がこの度策定した地域福祉計画には市民との連携の構築について示されているが、雪対策基本計画においても雪対策の中で市民に協力していただきたい項目が明示されており、雪をキーワードに市民と市の連携が構築される非常に効果のある対策だと思われることから、市には、この計画で位置づけた施策をしっかりと推進し、雪対策を進めてほしいがどうか。

貸出ダンプ制度について、近年上昇傾向にあるダンプの費用は、作業場所から雪堆積場等への距離と運搬量で計算されることから、排雪時にはダンプに積んでいる雪の量や排雪する範囲を確認するために職員を配置しているという。

例えば、排雪する道路の面積に雪の深さを掛けることで運搬量を決め、その運搬量と距離で計算した運搬費用を町内会に支払うようにすることで、運搬量に屋根の雪が入る心配がなくなり、職員によるチェックも不要になるなど、業務の効率化を図ることができると思うがどうか。

J R小樽駅前広場再整備に当たっては、再整備方針で示された交通結節点機能の強化やオープンスペースの確保、景観の保全などを踏まえた複数の再整備案が示されているが、バスやタクシーは今後、密を避けるために大型化すると指摘されており、市は、そのことを想定した駐車スペースの確保について検討する必要があるのではないかと。

また、市には、J R小樽駅前広場に求められる機能や役割、市の各種計画との関連を考慮した上で再整備案の絞り込みを行い、北海道新幹線開業を見据えた上で、再開発事業のスケジュールをしっかりと考えて計画を進めてほしいと思うがどうか。

小樽駅前再々開発について、市には整備主体となり各関係者と調整を進めてほしいと思うが、市は、その調整に多くの時間を要すると言っばかりで議論が進んでいないと感じる。

しかし、本来なら市が将来に向けてどういう都市機能を配置するかなど、具体の計画を見据えながら、地権者などに意見を求めていくべきと思うがどうか。

また、市は、再開発を第1ビル周辺及び駅前広場に限定したエリアで進めるというが、第2ビルに関しても耐震機能を備えていないことから不安の声が聞かれるため、市は、市民を守るという観点からも一刻も早く対応するべきであり、第2ビルを含めた小樽駅前全体の再開発のビジョンを考えてほしいと思うがどうか。

屋外広告物には、大型ビジョンを用いた映像広告であるデジタルサイネージ、建築物に光を投影する映像広告であるプロジェクションマッピングのほか、音声広告や香りの広告など様々な広告があるが、これらの広告は、屋外広告物条例において、どのような取り扱いとなっているのか。

例えば、デジタルサイネージについては、24時間365日映像を流すことが可能であり、観光案内などの表示や災害掲示板としての活用、広告を流すことによる広告料収入の増加など大きなメリットがあると思うが、このことについて、市は、どのように考えているのか。

公園の維持管理について、市では、小樽公園などの総合公園や色内埠頭公園などについては年に3回程度、その他の街区公園については年に1回程度しか草刈りを行っておらず、公園のパトロールについても年に1回しか行っていないというが、これらの公園の清掃や除草などは公園愛護会の方々がボランティアで行っているという。

しかし近年は会員の高齢化が進み、解散を検討する公園愛護会もあるというが、コロナ禍にあって、公園は老若男女が心を癒す場所であり、市には今後、このように公園の維持管理を陰で支えている方々にしっかりと感謝しながら、公園の維持管理に取り組んでほしいと思うがどうか。

未整備又は一部未整備となっている都市計画道路には、都市計画決定後60年以上経過しているものが約4割あるというが、なかには拡幅すると道沿いの街並みが全てなくなってしまうような、今後も整備が現実的でない路線も見受けられるほか、都市計画道路に決定された土地には建築制限があり、土地所有者の権利が制限されていることから、早期に都市計画決定の見直しを行う必要があると思うがどうか。

また、都市計画決定の見直しには土地所有者の合意形成が大きな課題となるというが、合意形成は非常に重要なことでもあることから、市は、どの路線の見直しを検討しているのか、市民に対し早期に情報提供を行うなど、丁寧に進めてほしいと思うがどうか。

○総務常任委員長報告（質問の概要）

F Mおたるとは、緊急放送に関する協定を平成9年に締結しており、北海道胆振東部地震の際にも、災害関連番組を放送し、市民の災害時の不安を和らげるなど、防災上大きな役割を果たしている。

一方、F Mおたと同じ旧小樽短期大学校舎内に開設している小樽看護専門学校は、閉校の危機は免れたものの、市は、ウェルネスタウン計画が進められているウイングベイ小樽に移転することも可能性の一つであるとの認識を示しており、当該専門学校が移転した場合、F Mおたるが単独で当該施設を維持していけるのか大変危惧される。

市は、市民生活の安全・安心を維持するためにも、災害対策という視点でF Mおたるを支援する必要があると思うが、どのように支援していくつもりなのか。

給食施設は、災害時において緊急に食事を提供できる非常に重要な役割を果たしており、災害時には、施設の稼働、食事を作る職員の配備、食事の届け方など、様々なことを想定しなければならず、道外では、都道府県単位で作成している災害時の食事提供マニュアル作成の手引きを参考にしながら、マニュアルを作成している自治体が増えているというが、北海道は手引きを作成する予定はないという。

しかし、本市においても緊急時食事提供マニュアルの作成は必要であり、市独自のマニュアルの作成や北海道に手引き作成の働きかけを行ってほしいと思うがどうか。

また、本市の学校給食センターは、最大4万食の炊き出しが可能という高いポテンシャルを持ちながらも、北海道胆振東部地震の際には、非常用電源がない等の理由で施設を稼働することができなかったというが、学校給食センターに非常用電源設備がなければ、災害時には対応できないことから、市には、当該設備の導入を検討してほしいと思うがどうか。

職員の人材育成について、市は、自己啓発に取り組んでいる職員が全体の5割にとどまっている状況を改善するために、先進地視察研修を新たに設けたり、タイムリーなカリキュラムを多く取り入れるなど、職員が受講したくなるような研修を作ってきたという。

しかし、自己啓発に取り組むことが困難な理由が、「仕事が多忙で残業が多く時間が取れない」という職員アンケートの結果に鑑みれば、市には、恒常的な残業を解消するなど、職員の受講を後押しできるような体制づくりを行い、人材育成に取り組んでほしいと思うがどうか。

収支改善プランにおけるふるさと納税の目標金額については、10億円などの高い金額を目標に設定し、市としてふるさと納税を本気で取りに行くという姿勢を示すべきだと思うが、市は、なぜ高い目標金額を設定しようとししないのか。

また、市は、ふるさと納税は今後の歳入増加策の柱になり得る取組であるといいながら、令和3年度にふるさと納税の所管を財政部契約管財課から産業港湾部農林水産課に移管するに当たっての人員配置は、係長職一人を専属で配置するのみだという。

しかし、北海道内でふるさと納税を多く獲得している上位6市町村の人員体制と比較しても、担当が係長職一人では到底足りないと思うがどうか。

小樽市立小・中学校学校規模・学校配置適正化基本計画の見直しについては、現在、小・中学校の耐震化が進められているところであり、少なくとも全ての小・中学校の耐震化が済むまでは、計画の見直しを先延ばしにすべきだと思うがどうか。

また、将来、計画の見直しを行うこととなった際には、市教委には、小規模校をただ否定するのではなく、小規模校もあり得るという考え方で検討してほしいと思うがどうか。

○経済常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第41号小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案について

第3号ふ頭及び周辺再開発の推進に伴い、経済及び観光の振興を図るため、これまで事業所等が利用する飲食店等しか建設できなかった区域に、一般の方が利用できる飲食店等を建設できるようにするもので、市は開発を進めることによって観光客や市民の回遊性の向上につながることを期待できるという。しかし、過去に大型商業施設マイカルを誘致した際、既存の商店街では歩行者が年間1万人減少したという事実を鑑みると、開発による商店街へのマイナスの影響は少なからずあると思うがどうか。

また、現在は、新型コロナウイルス感染症の影響でクルーズ船の寄港予定は不透明であることから、そのような状況の中で条例を改正してまで開発を進める必要性はないと思うがどうか。

・その他の質問

小樽港に入港するロシアから来る船舶については、積み荷をほとんど積まない状態で入港するため、貨物量の増加に向けた取組を行っているというが、それは、ロシアで新規の貨物を掘り起こそうとしているのか、それとも他港と既存貨物の奪い合いを行うということなのか。

また、取組を行うにあたっては、受益者である民間企業や船社が貨物量が増加することでもまみを感じられるような進め方をしなければ、スピード感がある取組にはならないと考えるが、貨物量の増加に向けた取組はどのような組織で行い、市としてどのようにかかわっていくのか。

観光振興公社が運航する観光船「あおぼと」については、集客の取組としてホームページの充実や旅行会社に直接営業に出向くなど、修学旅行生を中心とした集客に努めているというが、現在は定期航路以外特別の取組は行っておらず、また、欠航率も高い状況だという。

今後は、第3号ふ頭基部の開発により、「あおぼと」をもっと活用すべきと考えることから、市には、例えば、船内でのミニ結婚式や張碇方面への航路開設などいろいろなことに挑戦する必要性を観光振興公社に伝え、集客の取組を強化してほしいと思うがどうか。

飲食店休業協力金支援事業は、市内における新型コロナウイルス感染症の急拡大を受け、市が酒類を提供する飲食店に対し行った任意の休業要請に協力した店舗に1店舗当たり15万円を支給するもので、1月27日に制度設計を行い、翌28日に休業要請を行ったという。

今回の市の措置については、感染者を減らすために行うということは理解できるものの、突然の発表となったこともあり事業者に一定の混乱があったと聞いているが、事業の検証をしっかりと行い、万が一の事態が起きても混乱が生じないよう、今後の対策に活かしてほしいと思うがどうか。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本市の15歳から64歳までの生産年齢人口が2045年には2万5,000人程度にまで減少することが示されており、労働力がかなり不足するのではないかと危惧されるが、この問題については人口減少が進んでから検討するのでは遅く、予防保全型として想定しながら積極的に対策をとることが重要であり、市が対策を図る必要があると判断する目安についてはどのように考えているのか。

また、この問題の解決には、働きたいと思う高齢者や女性に働きやすい環境を整備することが必要だと考えるが、市としてターゲットを明確にした上で起業や雇用、就職の支援を行っていくことが非常に重要であり、そうすることで市の姿勢もよく伝わっていくと思うがどうか。

○厚生常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第 35 号ないし議案第 37 号について

国の基準省令の一部改正に伴い、介護事業者に対し、感染症対策の強化などを義務付けるものであり、介護報酬は全体で 0.7%増額になるという。

一方、介護施設や介護従事者の負担の増加やコロナ禍の利用抑制による減収に鑑みると、市は、国に対して介護報酬や国庫負担割合の更なる増額を要望していく必要があるのではないかと。

また、議案第 37 号では、生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応として、市が求めた場合には、居宅介護支援事業者はケアプランの妥当性を検討し、ケアプランに訪問介護が必要な理由と訪問回数が多い理由を記載して届け出ることを義務付けるというが、それはサービスの利用抑制につながるのではないかとと思うがどうか。

・その他の質問

E B P Mについて、政策の効果を高める手法の一つであるナッジ理論は、ちょっとした工夫で対象の心理面に働きかけて特定の行動を促すもので、費用がほとんどかからないこと、あくまで個人の自発的な選択を促すものであるため公平性は失われないこと、無作為抽出で複数のグループを作り比較することで効果を検証しやすいことなどのメリットが挙げられる。本市でも、国民健康保険の特定健診において、この理論を導入した受診勧奨文書を作成し送付しているというが、その結果、受診率にどのような変化があったのか。

また、介護予防の分野においては、すでに他都市で効果があると実証された要素を、エビデンスに基づくものとして本市の事業に組み込むことは非常に効果的だと考えられるため、市には、今後、エビデンスとなるデータを収集し、E B P Mに取り組んでほしいと思うがどうか。

第 1 期小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画の中で、市は「漏れのない相談支援体制づくり」という施策を盛り込んでおり、市民、地域、事業者、行政、そして社会福祉協議会の役割分担を記載しているが、「漏れのない相談支援体制」を構築するには、それぞれが連携し、意識を共有しながら支援していくことが大事であると考ええる。市は、どのようにしてスムーズに漏れのないよう連携し、来年度創設される市の福祉総合相談室に支援をつなげていこうと考えているのか。

来年度施行されるふれあいパス制度の改正に当たっての周知方法として、市は、ホームページに掲載したほか、広報おたるへの掲載、バス車内や市の施設、市内医療機関などにポスターを掲示し、また、利用者へ個別の通知を行ったというが、対象の高齢者にとっては、回覧板のようなアナログ的な手法が有用であると考えるがどうか。

また、今回の制度改正では、制度の隙間を突くような利用者が出てくる恐れがあるが、性善説にのっとって事業を進めていくというのであれば、市には、まずはしっかりと対象者に対する周知を行ってほしいと思うがどうか。

地域で生活する障害のある方の相談先として相談支援事業所があり、児童から大人まで継続して支援を受けられるというが、18 歳を節目に相談支援事業所が変更になるなど、ライフステージに合わせて支援体制が変わる場合、事業所間での引継ぎが重要になると思うが、どのような方法で行われているのか。

また、障害のある方が市外へ転出した場合、これまでと同程度の支援が受けられるよう、サポートする必要があると思うが、継続的な支援を行うための関係機関との情報共有などはどのように行われているのか。

○建設常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第 40 号小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案について

これまでの条例では火気の使用を禁止事項として位置付けておらず、一部の公園においては特例的に、事前の届出により火気の使用を認めていたが、今回の改正により、指定した公園以外での火気の使用は一律禁止になるという。

子供の健全な育成など、あらゆるニーズに対応する公園を整備することが望ましいことから、火気の使用が許可された公園については、火気の使用条件に合う設備を備えた公園を少しずつ整備すべきと考えるがどうか。

また、今回の改正を機に、他の自治体の先進的な例を参考にして、公園に防災機能や避難場所の役割を担う設備を整備することも計画的に進めてほしいと考えるがどうか。

ドローンのような無人航空機の飛行は、制御のミスや通信の拒絶により制御不能となり、事故が発生する恐れがあり、公園利用者の安心・安全のため予防的に規制が必要と判断し、禁止行為としたという。

しかし、無人航空機の飛行については、航空法により飛行可能区域や高度などが定められているため、条例により公園でのドローンの飛行を全て禁止行為とするのではなく、飛行目的、飛行時間帯などを記載した申請書類を提出させた上で、市が飛行の可否を判断する仕組み作りが必要と考えるがどうか。

・陳情第 9 号行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の制定方について

入船川の土地使用交換及び妙見市場の廃止が要望されているが、入船川は次年度も測量を行った上で、土地使用交換を行い、妙見市場は解体工事が完了し、残るは解体後の検査のみであるという。

市は陳情者に対し、入船川の測量後の土地使用交換と併せ、妙見市場の解体により陳情の願意が満たされているか確認する必要があると思うがどうか。

・その他の質問

市の街路灯約 1,100 灯のうち、大部分がナトリウム灯であり、市民からの通報等により街路灯の不具合が判明し、修繕を行う際にナトリウム灯から LED 灯へ交換しているという。

桜ロータリーに設置されているナトリウム灯は設置からかなり経過しており、暗く修繕が必要な状態であり、夜間はコンビニエンスストアからの明かりで補っている状況であるため、LED 灯への交換が必要と考えるがどうか。

国土交通省により危険なバス停留所一覧が公表され、本市では危険なバス停留所が10 か所あることが判明した。そのうち、4 か所のバス停については移設を完了し、危険な状態は解消されたが、残り6 か所のバス停留所については関係機関と対応について検討中であるという。

バス停留所がある各地域の事情が様々であることは理解できるが、市民の安心・安全を考えると、各地域の方々とも協議しながら早期に対策を講じてほしいと思うがどうか。

また、こうしたバス停留所の危険性について、車内アナウンスで周知している自治体もあることから、本市においても検討してほしいと思うがどうか。

○公共施設の再編に関する調査特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・陳情第7号について

旧緑小学校跡地の利活用について、市は、旧校舎を除却し、まずは総合体育館の利用者あるいは公園利用者の駐車場として整備するというが、陳情第7号小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方についてにあるように、今後、緑小学校跡地に市民会館を建設するという可能性はあるのか。

また、これまでの議論では、旧緑小学校跡地にはプールや総合体育館を建設することになっていたと思うが、それは変わっていないということでもいいのか。

・陳情第11号及び陳情第14号について

新市民プールの建設について、本市では、これまで市営室内水泳プールの代用として高島小学校温水プールを一般開放しており、学校施設のため、市民の利用時間に制限はあるものの、当該プールも市民プールの目的であるスポーツ振興や健康増進に寄与しているとのことだが、そうであるならば、新たにもう一つプールを建設するメリットとは何か。

また、市は、新市民プールを市内中心部の旧緑小学校跡地に建設することで利便性が向上するというが、当該建設予定地にバスで行く場合、山手線沿線以外の地域の方は2路線利用するか、もしくは1路線であればバス停から1キロメートル近く歩かなければならず、市が利用者として、身体のリハビリを必要とする高齢者を想定していることに鑑みれば、結局は、新市民プールを建設したとしても高島小学校温水プールを利用するのと費用負担もさほど変わらないと思うがどうか。

市役所本庁舎と総合体育館の建設における優先順位について、市は、令和3年度末を目途に策定される個別施設計画へ向けて議論を進めたいというが、総合体育館の建設に当たっては、プール建設の議論に時間が必要であり、また、民間のノウハウの活用やコロナ禍の市民の施設利用状況などに鑑みると、当初の予定通り建設することは難しいと思うが、市はどのように考えているのか。

また、市役所の新庁舎について、市は、建設に当たって有利な起債がないことを優先順位を決めかねる理由の一つとして挙げるが、本市に財政的な課題があるとしても、現在の本庁舎と別館の議会機能以外の全て、さらには保健所や水道局など、あらゆる行政機能が集約される新庁舎の建設は、他の施設と比較して特に優先すべきだと考えるため、市には、優先順位を決める際には、市民に理解されるようにしっかりと明確に根拠を示し、正しい選択を行ってほしいと思うがどうか。

・その他の質問

市は、令和２年度をもって公共施設等適正管理推進事業債が終了するため、国に対し、これに代わる有利な起債制度の創設を求めるため、小樽市を含む道内９市で「本庁舎整備に係る起債制度創設を要望する会」を設立し、令和３年度から協力して活動を行っていくとのことだが、本市は、この会の中で、どのような役割を果たしていくのか。

また、この会で行う要望活動に対する回答は年明け頃になると想定され、令和３年度末までに策定する各個別施設計画の優先順位に影響を与えてしまう恐れがあると思うが、市はそのことについて、どのように考えているのか。

旧石山中学校は、石山収蔵庫として博物館の収蔵品を保管しているが、小樽市公共施設長寿命化計画において老朽化が著しく保管場所としては適さない状態になっているとされ、第１期の後半に対策が実施されることになっている。しかし、保管されている歴史的文化財は失えば二度と取り戻すことができないものであるため、手遅れになる前に、計画を前倒しして対策を実施してほしいと思うがどうか。

また、全てを前倒しして実施することが財政上困難なのであれば、一部の重要な収蔵品だけでも早期に旧北海道小樽商業高校か旧北手宮小学校に移転させることを検討してほしいと思うがどうか。

公共施設長寿命化計画において、第１期では対象施設の改修を行っていくと記載されているが、市は、対象施設について、いつどのような改修を行うのか、また予算規模はどれくらいを見込んでいるのかなど、改修についての具体的な個別の計画を策定する考えはないのか。

また、計画を進めていく中で、その進捗状況や、計画終了時にはその検証結果が議会へ報告されると思うが、市民のための大切な公共施設であることに鑑みると、市民に対しても、随時きめ細かな報告をしてほしいと思うがどうか。

公共施設再編計画では、施設総量の削減に当たって各施設の利用率を算出しているが、将来の利用率については、本市の減少が推測される人口推計だけではなく、細長い地形や寒冷地であることなどの地域特性を考慮し、さらには市民ニーズの変化も考慮した上で想定する必要があるのではないかと。

また、大規模な公共工事が激減してきた近年の状況では、現場管理の経験がある職員が減少している中、計画の実施に当たっては工事のスケジュール管理が必要となるが、市は、職員間での公共工事における技術の継承についてどのように考えているのか。

公共施設等総合管理計画は、令和３年度中に見直しを行うよう国から要請されているが、見直しに当たっては、奈良県五條市などに見られる先進事例の研究を行ってほしいと思うがどうか。

また、市には、計画の見直しを行う際には、施設のイメージを具体化し、本市の抱える現状や課題をしっかりと市民に示した上で、施設利用者にとってよりよい施設となるよう努めてほしいと思うがどうか。

米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小 池 二 郎
	同	酒 井 隆 裕
	同	小 貫 元

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による需要の「消失」で、米の過大在庫が生じ、2020年産米の市場価格は全国的に大暴落し、更に緊急事態宣言などにより消費減少が止まらず、2021年産米の更なる下落が危惧されています。このままでは、多くの米農業者の経営悪化を招くことになり、流通業者、販売店など地域経済に深刻な影響を与えます。

新型コロナウイルス感染症による需要減少によって増加した「過剰在庫」は、政府の緊急買入など特別な隔離対策で市場隔離すべきです。

同時にミニマムアクセス米が毎年77万トン輸入され、40万トン～60万トンが飼料用に販売され、国産飼料米需要を奪っています。国は、在庫が増えたバター、脱脂粉乳の輸入量を大幅削減し、バター、脱脂粉乳の過剰在庫対策をとっています。バター、脱脂粉乳同様に、ミニマムアクセス米の輸入量を減らし、在庫対策をとることが財政負担も少なく、最も有効な対策といえます。

コロナ禍というかつて経験したことのない危機的事態のなかで、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が必要です。

よって、国及び政府においては、次の対策をとるよう要望いたします。

- 1 過剰米を国が緊急に買入れし、過大な生産調整を回避すること。
- 2 ミニマムアクセス米の輸入量を大幅に削減すること。
- 3 過剰米を生活困窮者などへの食料支援に活用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年3月18日
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和3年3月18日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

国民健康保険料の子どもに対する均等割減免の拡充に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小 池 二 郎
	同	高 橋 龍
	同	酒 井 隆 裕

政府は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、2022年度4月から未就学児に係る国民健康保険料均等割額の5割を軽減することを決めました。

国民健康保険は他の健康保険とは違って世帯員数に応じた均等割保険料がかかり、多人数世帯ほど負担が重くなっています。また、「少子化対策の充実」にも逆行しているとして、その軽減を求める声も高まっていることから、その対象を未就学児に限ること無く、小学生など、義務教育対象児に拡大させることが期待されます。

よって、国及び政府においては、少子化対策の拡充のためにも、国民健康保険料の子どもに対する均等割減免の更なる拡充策を検討することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年3月18日
小樽市議会

議決年月日	令和3年3月18日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

小中高全体で30人学級を早く実施することを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小 池 二 郎
	同	酒 井 隆 裕
	同	佐々木 秩

政府は、今国会で、保護者や教職員、地域の人々の強い願いである少人数学級について、「義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を5年かけて、学年進行で35人学級に計画的に引き下げる」としました。

小学校1年生の学級編制標準を35人と改正して以来10年ぶりの前進で、小学校全学年35人学級の編制基準引下げ（45人学級から40人学級へ）以来41年ぶりです。

長い間、多くの国民が少人数学級を求めてきました。そしてコロナ禍の下で、子どもたちに手厚い教育を、感染症に強い学校をと、今までにない多くの人々が声をあげました。全国知事会を始めとする地方自治体、数百の地方議会、校長会や教育委員会の全国団体も少人数学級を求めました。教育研究者有志の署名運動は短期に20万人分近く集まりました。全国各地で教職員、保護者、市民が多彩な取組を重ねました。今回の35人学級への引下げは、重要な前進です。

子どものケアという点でも少人数学級が急がれます。教員は子ども一人ひとりの個性を理解し、子どもの変化を感じ取りながら向き合えます。一律指導で大声を出す必要も無くなります。子ども同士の関係も、安心して落ち着いたものになります。分散登校の時、不登校の子どもが教室に顔をみせたと各地で語られました。

文部科学省も30人学級を求めています。欧米をみれば、20人程度の学級が当たり前になっています。

よって、国及び政府においては、当面、小中高全体で30人学級を可能な限り早く実施する計画の下に、予算編成を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年3月18日
小樽市議会

議決年月日	令和3年3月18日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

2030年までの温室効果ガスの削減目標を引上げ、気候変動対策を抜本的に強めることを求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

小 池 二 郎

同

酒 井 隆 裕

同

林 下 孤 芳

2015年12月に、地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択されてから5年が経過します。今世紀末の世界の平均気温上昇を、産業革命前と比べ2度より十分低く抑え、1.5度に抑制する努力目標を設定しました。今世紀後半に世界の温室効果ガスの排出量を、森林や海などの吸収分を考慮して実質ゼロにすることも決めた重要な協定です。

ところが、世界の到達点はそれに見合っておりません。昨年12月に国連環境計画（UNEP）が発表した年次報告書で、各国の排出削減目標が現状のままでは、今世紀中に気温上昇が3.2度になると警鐘を鳴らしました。今世紀半ばまでに「排出実質ゼロ」を約束・検討する国が126か国に増加していることについては「重要で励まされる動き」とする一方で、2050年の「実質ゼロ」目標を実現するには、2030年の目標を引上げる必要性を指摘しました。

菅義偉首相は先の臨時国会の所信表明演説で、2050年までに「排出実質ゼロ」にすると、国際標準の目標を打ち出した事自体は歓迎します。しかしながら、2030年の削減目標については言及しておらず、実効性に疑問の声が出ています。現在の日本の目標「2030年度に2013年度比で26%」は低すぎます。国際標準の1990年比に換算すると僅か18%削減です。2030年目標の大幅引上げを一刻も早く決断すべきです。欧州諸国は1990年比50%以上を目指し、イギリス政府は、少なくとも68%削減を目標にすると表明しました。日本も少なくとも40～50%削減を目標にすべきです。

菅政権が、温室効果ガス排出量の多い石炭火力発電に固執していることも重大です。新規建設の中止や既存施設の計画的な中止・停止にも応じません。石炭火力発電の輸出についての公的支援は、脱炭素を加速させている世界の流れに逆行しています。

再生可能エネルギーについて、2018年に決定した政府のエネルギー基本計画で電源構成の22～24%にとどまっている比率を大幅に引上げる時です。環境保全のルールづくりや住民合意をすすめ、再生可能エネルギーが飛躍的に普及するための政策への転換を図るべきです。

「脱炭素」を口実に危険な原発に固執する姿勢は許せません。

経済同友会や34道府県を正会員とする自然エネルギー協議会も求めているように、2030年の発電に占める再生可能エネルギーの目標を、少なくとも4割以上にするべきです。

よって、国及び政府においては、2030年の削減目標を引上げ、気候変動対策を抜本的に強めることを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年3月18日

小 樽 市 議 会

議決年月日	令和3年3月18日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松	田	優	子
	同	丸	山	晴	美
	同	松	岩	一	輝
	同	中	村	誠	吾
	同	前	田	清	貴

夫婦が必ず同じ氏を名乗ることとしている夫婦同氏制度の下で、改姓によって不利益が生じています。

最高裁判所は2015年に夫婦同姓規定を合憲とする判断を示すとともに、「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならない」と、民法の見直しを国会に委ねました。そして、2020年12月に政府がとりまとめた「第5次男女共同参画基本計画」においては、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」とされました。

しかし、内閣府「家族の法制に関する世論調査（2017年）」では、選択的夫婦別姓制度を導入するための法改正に賛成が42.5%、同姓を前提としつつも通称使用を認める法改正に賛成が24.4%となり、法改正は必要ないとの回答29.3%を上回っています。また、国際的にも、国連女性差別撤廃委員会からの是正勧告がされているように、日本のように夫婦同氏を強制している国はありません。

夫婦同氏制度によって、仕事上の不利益、アイデンティティの喪失など、不便さや苦痛を感じている人がいる以上、その解決は国及び国会の責務です。

よって、国及び政府においては、民法を改正し、多様な生き方ができる社会の実現を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年3月18日
小樽市議会

議決年月日	令和3年3月18日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------	------	-----	---------

令和3年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○会 期 令和3年2月24日～令和3年3月18日（23日間）

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
1	令和3年度小樽市一般会計予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
第1号 修正案	令和3年度小樽市一般会計予算に対する修正案	R3.3.18	議員	—	(予算)	(R3.3.11)	(否決)	R3.3.18	否 決
2	令和3年度小樽市港湾整備事業特別会計予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
3	令和3年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
4	令和3年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
5	令和3年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
6	令和3年度小樽市住宅事業特別会計予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
7	令和3年度小樽市介護保険事業特別会計予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
8	令和3年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
9	令和3年度小樽市病院事業会計予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
10	令和3年度小樽市水道事業会計予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
11	令和3年度小樽市下水道事業会計予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
12	令和3年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
13	令和3年度小樽市簡易水道事業会計予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
14	令和2年度小樽市一般会計補正予算	R3.2.24	市長	—	—	—	—	R3.3.2	可 決
15	令和2年度小樽市一般会計補正予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
16	令和2年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
17	令和2年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
18	令和2年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
19	令和2年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
20	令和2年度小樽市病院事業会計補正予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
21	令和2年度小樽市水道事業会計補正予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
22	令和2年度小樽市下水道事業会計補正予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
23	令和2年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
24	小樽市情報公開条例の一部を改正する条例案	R3.2.24	市長	R3.3.3	総 務	R3.3.12	可 決	R3.3.18	可 決
25	小樽市行政手続条例等の一部を改正する条例案	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
26	小樽市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案	R3.2.24	市長	R3.3.3	総 務	R3.3.12	可 決	R3.3.18	可 決
27	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
28	小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
29	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
30	小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
31	小樽市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案	R3.2.24	市長	R3.3.3	厚 生	R3.3.12	可 決	R3.3.18	可 決
32	小樽市浄化槽に関する条例の一部を改正する条例案	R3.2.24	市長	R3.3.3	厚 生	R3.3.12	可 決	R3.3.18	可 決
33	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決
34	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案	R3.2.24	市長	R3.3.3	予 算	R3.3.11	可 決	R3.3.18	可 決

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提出者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
35	小樽市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案	R3. 2. 24	市長	R3. 3. 3	厚 生	R3. 3. 12	可 決	R3. 3. 18	可 決
36	小樽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案	R3. 2. 24	市長	R3. 3. 3	厚 生	R3. 3. 12	可 決	R3. 3. 18	可 決
37	小樽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案	R3. 2. 24	市長	R3. 3. 3	厚 生	R3. 3. 12	可 決	R3. 3. 18	可 決
38	小樽市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案	R3. 2. 24	市長	R3. 3. 3	厚 生	R3. 3. 12	可 決	R3. 3. 18	可 決
39	小樽市屋外広告物条例の一部を改正する条例案	R3. 2. 24	市長	R3. 3. 3	建 設	R3. 3. 12	可 決	R3. 3. 18	可 決
40	小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案	R3. 2. 24	市長	R3. 3. 3	建 設	R3. 3. 12	可 決	R3. 3. 18	可 決
41	小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案	R3. 2. 24	市長	R3. 3. 3	経 済	R3. 3. 12	可 決	R3. 3. 18	可 決
42	小樽市船員法に基づく事務等に関する条例案	R3. 2. 24	市長	R3. 3. 3	予 算	R3. 3. 11	可 決	R3. 3. 18	可 決
43	小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	R3. 2. 24	市長	R3. 3. 3	予 算	R3. 3. 11	可 決	R3. 3. 18	可 決
44	小樽市教育研究所設置条例の一部を改正する条例案	R3. 2. 24	市長	R3. 3. 3	予 算	R3. 3. 11	可 決	R3. 3. 18	可 決
45	工事請負変更契約について〔潮見台中学校校舎耐震補強工事〕	R3. 2. 24	市長	—	—	—	—	R3. 3. 2	可 決
46	工事請負変更契約について〔小樽内橋解体・撤去工事〕	R3. 2. 24	市長	—	—	—	—	R3. 3. 2	可 決
47	工事請負変更契約について〔旧緑小学校解体工事〕	R3. 2. 24	市長	R3. 3. 3	予 算	R3. 3. 11	可 決	R3. 3. 18	可 決
48	小樽市非核港湾条例案	R3. 2. 24	議員	R3. 3. 3	総 務	R3. 3. 12	否 決	R3. 3. 18	否 決
49	令和3年度小樽市一般会計補正予算	R3. 2. 24	市長	R3. 3. 3	予 算	R3. 3. 11	可 決	R3. 3. 18	可 決
50	令和3年度小樽市病院事業会計補正予算	R3. 2. 24	市長	R3. 3. 3	予 算	R3. 3. 11	可 決	R3. 3. 18	可 決
51	令和2年度小樽市一般会計補正予算	R3. 2. 24	市長	—	—	—	—	R3. 3. 2	可 決
52	令和2年度小樽市一般会計補正予算	R3. 2. 24	市長	R3. 3. 3	予 算	R3. 3. 11	可 決	R3. 3. 18	可 決
53	令和2年度小樽市一般会計補正予算	R3. 3. 3	市長	—	—	—	—	R3. 3. 3	可 決
54	工事請負変更契約について〔小樽内橋解体・撤去工事〕	R3. 3. 18	市長	—	—	—	—	R3. 3. 18	可 決
55	小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案	R3. 3. 18	議員	—	—	—	—	R3. 3. 18	可 決
報告1	専決処分報告〔令和2年度小樽市一般会計補正予算（飲食店休業協力金支給事業費）〕	R3. 2. 24	市長	R3. 3. 3	予 算	R3. 3. 11	承 認	R3. 3. 18	承 認
報告2	専決処分報告〔令和2年度小樽市一般会計補正予算（新型コロナウイルス接種体制確保事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費及びふるさと納税関係経費）〕	R3. 2. 24	市長	R3. 3. 3	予 算	R3. 3. 11	承 認	R3. 3. 18	承 認
意見書案第1号	米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書（案）	R3. 3. 18	議員	—	—	—	—	R3. 3. 18	否 決
意見書案第2号	国民健康保険料の子どもに対する均等割減免の拡充に関する意見書（案）	R3. 3. 18	議員	—	—	—	—	R3. 3. 18	否 決
意見書案第3号	小中高全体で30人学級を早く実施することを求める意見書（案）	R3. 3. 18	議員	—	—	—	—	R3. 3. 18	否 決
意見書案第4号	2030年までの温室効果ガスの削減目標を引上げ、気候変動対策を抜本的に強めることを求める意見書（案）	R3. 3. 18	議員	—	—	—	—	R3. 3. 18	否 決
意見書案第5号	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書（案）	R3. 3. 18	議員	—	—	—	—	R3. 3. 18	可 決
その他会議に付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	（総務）	R3. 3. 12	継 続 審 査	R3. 3. 18	継 続 審 査
	市内経済の活性化に関する調査について（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	（経済）	R3. 3. 12	継 続 審 査	R3. 3. 18	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事務）	—	—	—	（厚生）	R3. 3. 12	継 続 審 査	R3. 3. 18	継 続 審 査
	まちづくり基盤整備に関する調査について（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	（建設）	R3. 3. 12	継 続 審 査	R3. 3. 18	継 続 審 査

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
8	J R小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について	R元. 11. 20	R3. 3. 12	継続審査	R3. 3. 18	継続審査
13	小樽市立フリースクールの創設方について	R2. 2. 3	R3. 3. 12	継続審査	R3. 3. 18	継続審査
15	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R2. 4. 6	R3. 3. 12	継続審査	R3. 3. 18	継続審査

経済常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
1	奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について	R元. 5. 13	R3. 3. 12	継続審査	R3. 3. 18	継続審査

厚生常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
2	子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について	R元. 6. 7	R3. 3. 12	継続審査	R3. 3. 18	継続審査
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R元. 6. 10	R3. 3. 12	継続審査	R3. 3. 18	継続審査

建設常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
4	「ぱるて築港線」塩谷までの延伸方について	R元. 8. 9	R3. 3. 12	継続審査	R3. 3. 18	継続審査
5	星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方について	R元. 9. 5	R3. 3. 12	継続審査	R3. 3. 18	継続審査
6	天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方について	R元. 9. 6	R3. 3. 12	継続審査	R3. 3. 18	継続審査
9	行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の制定方について	R元. 11. 22	R3. 3. 12	継続審査	R3. 3. 18	継続審査

公共施設の再編に関する調査特別委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
7	小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について	R元. 11. 19	R3. 3. 15	継続審査	R3. 3. 18	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について	R2. 1. 24	R3. 3. 15	継続審査	R3. 3. 18	継続審査
14	新市民水泳プールの早期建設方について	R2. 2. 18	R3. 3. 15	継続審査	R3. 3. 18	継続審査

小樽市議会会議録

令和3年 第1回定例会

令和3年6月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話（代）(0134)32-4111